

# 民生病院常任委員会

日 時 令和5年12月14日（木）午前10時から  
場 所 全員協議会室

## 議 題

### 1 付託案件（7件）

- (1) 議案第57号 令和5年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (2) 議案第58号 令和5年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- (3) 議案第61号 令和5年度射水市病院事業会計補正予算（第2号）
- (4) 議案第64号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (5) 議案第68号 指定管理者の指定について（市営駐車場）
- (6) 議案第69号 指定管理者の指定について（フラワーパーク沖塚原）
- (7) 議案第70号 指定管理者の指定について（いみず市民交流プラザ）

### 2 報告事項（9件）

- (1) 射水市文化施設等の再編検討に係る対話（サウンディング）型市場調査の状況について  
(市民生活部 市民活躍・文化課 資料1)
- (2) 「書かない窓口（スマート窓口）」の運用開始について  
(市民生活部 市民課 資料1)
- (3) AI オンデマンドバス（のるーと射水）実証運行の状況について  
(市民生活部 生活安全課 資料1)
- (4) 射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について  
(福祉保健部 地域福祉課・介護保険課 資料1)
- (5) 第3次射水市障がい者基本計画・第7期射水市障がい福祉計画（第3期射水市障がい児福祉計画）の素案について  
(福祉保健部 社会福祉課 資料1)
- (6) 住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金について  
(福祉保健部 社会福祉課 資料2)
- (7) 射水市立保育園給食調理業務委託について  
(福祉保健部 子育て支援課 資料1)
- (8) 令和5年度射水市子育て世帯への臨時応援給付金の支給について  
(福祉保健部 子育て支援課 資料2)

(9) 射水市民病院経営強化プラン（素案）について

（市民病院 経営管理課 資料1）

### 3 その他

## 射水市文化施設等の再編検討に係る対話（サウンディング）型 市場調査の状況について

文化施設等の再編検討の参考とするため対話（サウンディング）型市場調査を実施し、新湊中央文化会館及び小杉文化ホール両施設の継続の可能性、それらを 1 施設に集約する場合の集約方法や立地等のほか、大門総合会館及び大島絵本館についての意見や提案を求めるとともに、事業の市場性を確認した。

### 1 実施経過

日 程	内 容
令和 5 年 7 月 3 日	対話（サウンディング）型市場調査実施要領を公表
令和 5 年 7 月 2 6 日～ 7 月 2 7 日	対象施設の現地見学会を開催（新湊中央文化会館、小杉文化ホール、大門総合会館、大島絵本館）
令和 5 年 8 月 3 0 日～ 1 0 月 2 7 日	サウンディング（参加事業者との対話）の実施

### 2 参加事業者

2 1 者 ※複数事業者によるグループ参加の場合も 1 者としてカウント  
（建設事業者、コンサルタント、施設運営事業者等）

### 3 参加事業者からの主な意見・提案等

参加事業者から、様々な意見や提案があった。（以下、意見等の抜粋）

新湊中央文化会館及び小杉文化ホール両施設の継続の可能性について	<p><b>【民営化による継続の可能性について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両施設は民間が保有するには規模が大きい。また老朽化が進み、維持管理や修繕に多額の費用が必要であり、民営化の大きな障害となる。</li> <li>・民営化による文化ホールの運営は採算性の難しさがあり、そのため使用料を大きく見直さざるを得なかったり、地域の文化振興に寄与する事業を行いつらくするため現実的ではない。</li> </ul> <p><b>【施設機能について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・両施設は施設機能が重複しているため、1 施設に集約して賑わいを創出するとともに、サービスや維持管理の最適化が必要である。</li> <li>・様々な人が集まって事業を行うホール施設と地域住民が活動する貸館施設とは区別して考える必要がある。</li> </ul> <p><b>【市が 2 施設を保有することについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・富山市と高岡市の間にある立地や人口規模から考えると、立派なホールを 2 施設も保有する必要がないと考える。</li> <li>・2 施設を存続するには長寿命化が必要であり、ユニバーサルデザインや特定天井の対応等の様々な検討を加えると、それぞれ新築に近い改修費となる可能性があるため、1 施設に集約して建替えたほうがよい。</li> </ul>
---------------------------------	--

<p>新湊中央文化会館と小杉文化ホールを1施設に集約する場合の集約方法、立地及び整備手法等について</p>	<p><b>【集約方法について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新築することで、既存の躯体構造に捉われないフレキシブルな提案が可能となり、施設機能等の効率化、最適化が図りやすい。</li> <li>・施設単体で考えるのではなく、エリアマネジメントの観点で、地域に対してどのような施設が貢献するのか、まちづくりと一体的な整備運営を考えるべきである。</li> <li>・両施設とも素晴らしいデザインで構造的にも十分な耐力を保持していると思われるため、耐用年数までは維持し、その間に市の公共施設の再配置を計画し、最適な場所に整備するとよい。</li> </ul> <p><b>【立地について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化社会や中高生の利用を考慮すると、できるだけ公共交通の利便の良い場所での整備が望ましい。</li> <li>・小杉文化ホール敷地は、周辺施設と一体的にエリア的魅力を増加させることで、小杉駅から中心市街地への回遊性の創出や活性化をもたらす可能性がある。また、民間施設との複合化を検討する上で有利である。</li> <li>・小杉駅や小杉インターチェンジ等からのアクセスに利便のある市役所本庁舎付近に集約するとよい。</li> </ul> <p><b>【整備手法について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PFI事業<sup>1</sup>など、民間の活力を活用した様々な整備手法について提案があった。</li> <li>・事業の募集にあたり、LED化等のESCO事業<sup>2</sup>、ネーミングライツ、閉館施設の解体と跡地活用等の提案を求めるとよい。</li> </ul> <p><b>【その他の提案について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アリーナ兼ホールの複合施設を小杉文化ホール敷地または小杉駅周辺に整備すればよいという提案があった。</li> <li>・新湊中央文化会館が有するニーズの高い機能を加えることが可能であれば、小杉文化ホールを大規模改造して集約することも考えられる。</li> </ul>
<p>持続可能で魅力的な文化振興・施設経営に効果的な方法について</p>	<p><b>【施設整備について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺施設との機能分担や機能補完を前提とし、様々な利用に対応できる仕様を検討することで、稼働率の向上や施設面積の縮減につながる。</li> <li>・ホールは平土間にすることで、展示会、物販、パーティ等の様々な用途に活用でき、稼働率が向上する。</li> <li>・ホールの集約にあたっては、多目的ホールでもクラシック専用ホールと同等の残響効果を実現できる音響設備を導入するとよい。</li> <li>・定期借地権の設定や集客力のあるテナントを誘致することで来場者の増加を促し、収益性の向上に寄与できると考える。</li> </ul> <p><b>【運営について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・興行を主とする富山市芸術文化ホール（オーバードホール）とすみ分けを行い、市民利用の場や小規模な文化体験事業に特化するとよい。</li> <li>・文化振興の観点から、市民への普及事業は地元の財団が担当し、貸館と維持管理を民間事業者が担当する方法もある。</li> <li>・指定管理については、人件費や事業費等の運営に関わる費用を「縮減」ではなく「最適化」という視点で適正に算定するとともに、施設管理者の自由度を高めて収益の健全化を図ることが重要である。</li> </ul>

<p>既存施設を廃止する場合の跡地利活用の可能性について</p>	<p><b>【両施設共通の意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホールが付随する建築物の再利用はかなり難易度が高く、施設撤去後の跡地利活用が適切である。</li> <li>・跡地は定期借地または売却するとよい。</li> </ul> <p><b>【新湊中央文化会館敷地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・居住区域としての利便性が高く、住宅地の需要があると考ええる。</li> <li>・地域から若者の流出を防止する観点から、独身及び核家族向けの住宅を整備するとともに、物販施設の誘致や図書館機能を残し、周辺住民の利便性の向上を図るとよい。</li> <li>・周辺地域のためのコミュニティ施設に活用するとよい。</li> <li>・都市公園とし、パーク P F I<sup>3</sup> 事業によるカフェやアーバンスポーツ施設等を誘致するとよい。</li> </ul> <p><b>【小杉文化ホール敷地】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・周辺に図書館・大学等があることから、本を軸とした「学び」の要素を取り入れ、賑わいの拠点をつくることを提案する。</li> <li>・小杉体育館を移転新築するとよい。</li> </ul>
<p>大門総合会館について</p>	<p><b>【運営について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共機関や地域教育機関との連携等により、子どもたちの成長や子育て世代が使いやすい機能を付加するとよい。</li> <li>・他施設と機能が重複する大ホールは廃止し、既存の設備を生かした別の用途に変更するとよい。維持管理費だけを考えると全く使用しないことも考えられる。</li> <li>・特定用途のある貸し部屋は廃止し、別の用途で活用するとよい。</li> <li>・貸し部屋を整理し、民間施設よりも賃料を下げた賃貸するとよい。</li> <li>・1階は幅広い年齢層が気軽に利用できるよう整備するとよい。</li> <li>・毎週月曜日を休館日とし、管理経費を削減するとよい。</li> </ul>
<p>大島絵本館について</p>	<p><b>【施設について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本文化の拠点を隣接する大島中央公園まで拡大し、公園内を歩行することで絵本館の内容を体験できる施設や園路を再整備するとよい。</li> <li>・ふれあいパークに子どもを連れていきたくなる目当てとなる遊具やカフェを新設するとよい。</li> <li>・全国的に貴重な建築物であり、長寿命化を検討すべき。</li> <li>・魅力的な建築物を生かし、ZEB化改修<sup>4</sup>を実施することで、新たな価値をもたらすことができる。</li> <li>・絵本というコンテンツを生かしつつ、体を動かす要素やデジタルコンテンツなどの多様な年齢層が体験できる仕掛けを設けるとよい。</li> <li>・絵本館を大島中央公園に移設し、周辺施設と連携して、子どもたちが自主的に遊びを選択し、居場所や仲間が見つかる環境を整備するとよい。</li> </ul> <p><b>【運営について】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・絵本文化振興の取組としては問題を感じないが、絵本の愛好家以外の人に入館料を払ってまで足を運んでもらうには、テクノロジーの活用等の様々な仕掛けの工夫が必要である。</li> <li>・入館料の徴収よりも、ワークショップ等の充実によって十分な収益を得られる運営が望ましい。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 絵画や話し方等の関連する周辺分野から絵本文化へ興味を広げる取組を行うとよい。</li> <li>・ 広報が不足していると感じる。絵本館の魅力が県内外にしっかり伝わるよう、広報手法を改めるとよい。</li> </ul>
--	---

#### 4 市場調査による意見・提案のまとめ

- (1) 大きなホールを有する新湊中央文化会館及び小杉文化ホールの双方を継続していくことについては困難であるという参加事業者の意見であった。
- (2) 新たな施設を整備する場合には、多くの民間事業者から施設整備及び運営について参画意向があった。
- (3) 文化施設の立地は、交通の利便が良く人が集まる場所が望ましいとする一方、その検討はまちづくりと一体的に行う必要があるとの意見があった。
- (4) 市民が参加する文化活動の取組や活動団体の育成は、地元の文化振興財団等が担うことが有利であるとの意見があった。
- (5) 大門総合会館については、施設機能を整理し、一部を他の用途に活用することを推奨する意見が多かった。
- (6) 大島絵本館については、絵本文化振興の取組に対する評価は高いものの、集客施設としての魅力向上が必要との意見が多く、施設整備及び運営について様々な提案があった。

#### 5 今後の取組

- (1) 本市場調査の結果を踏まえ、射水市文化振興財団及び射水市絵本文化振興財団との意見交換を重ねるとともに、射水市文化振興・文化施設在り方検討会（令和3年度開催）に参加された有識者等からの意見も求めるなど、より豊かな芸術文化の振興に向けた取組を継続的に検討する。
- (2) 施設整備については、民間活力の導入を念頭に、今後も必要に応じて民間事業者等の意見を聞きながら、本市の文化施設のあるべき姿の検討を続け、その方向性を「(仮称)射水市文化施設等再編基本構想」として整理していく。

- 
- 1) PFI (Private-Finance-Initiative) 事業  
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
  - 2) ESCO (Energy-Service-Company) 事業  
民間事業者が施設の光熱水費等の削減のため必要な事業の設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る事業
  - 3) パーク PFI (Park-PFI)  
公園の整備や便益施設等の設置事業者を公募し選定することで、民間資金及び民間事業者の経営能力等を活用する制度
  - 4) ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 化改修  
自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によってエネルギー消費量を正味ゼロにする改修

射水市文化施設等の再編検討に係る対話（サウンディング）型市場調査

## 参加事業者からの意見概要一覧

大項目	小項目	提案概要	番号	
新湊中央文化会館及び小杉文化ホール両施設の継続の可能性について	民営化による継続の可能性について	両施設は民間が保有するには規模が大きい。また老朽化が進み、維持管理や修繕に多額の費用が必要であり、民営化の大きな障害となる。	1	
		民営化による文化ホールの運営は、採算性の難しさがあり、そのため使用料を大きく見直さざるを得なかったり、地域の文化振興に寄与する事業を行いつらくするため現実的ではない。	2	
		現在の収支状況から、民営化による継続は困難である。文化施設としての設置目的を持続的に果たすのであれば、自治体主体の公共サービスとして公的資金の投入が必要である。	3	
	施設機能について	両施設は施設機能が重複しているため、1施設に集約して賑わいを創出するとともに、サービスや維持管理の最適化が必要である。	4	
		両施設の大ホールは、その規模からどちらも市民利用を目的としたホールに位置付けられることから、一つに集約して機能の充実を図るとよい。	5	
		2施設とも規模・用途も似通っていることから、1施設に集約するとよい。維持管理費が大きく老朽化も進んでいる。	6	
		様々な人が集まって事業を行うホール施設と地域住民が活動する貸館施設とは区別して考える必要がある。両ホールは客席規模から見ると類似した施設であることから集約するとよい。地域住民が活動する機能はコミュニティセンター等の別施設で担うことができる。	7	
	市が2施設を保有することについて	富山市と高岡市の間にある立地や人口規模から考えると、立派なホールを2施設も持つ必要がないと考える。	8	
		2施設を存続するには長寿命化が必要であり、ユニバーサルデザインや特定天井の対応等の様々な検討を加えると、それぞれ新築に近い改修費となる可能性があるため、1施設に集約して建替えたほうがよい。なお、長寿命化をしても、その後の耐用年数の予測は困難である。	9	
	新湊中央文化会館と小杉文化ホールを1施設に集約する場合の集約方法、立地及び整備手法等について	集約方法及び整備手法について	新築することで、既存の躯体構造に捉われないフレキシブルな提案が可能となり、施設機能等の効率化、最適化が図りやすい。また、公共施設の運営は基本的に民間に任せたいほうが効率は良いため、PFI事業 <sup>1</sup> (BTO方式 <sup>2</sup> )またはDBO方式 <sup>3</sup> により整備するとよい。	10
		集約方法について	施設単体で考えるのではなく、エリアマネジメントの観点で、地域に対してどのような施設が貢献するのか、まちづくりと一体的な整備運営を考えるべきである。	11
			両施設とも素晴らしいデザインで構造的にも十分な耐力を保持していると思われるため、耐用年数までは維持し、その間に市の公共施設の再配置を計画し、最適な場所に整備するとよい。	12
		立地について	高齢化社会や中高生の利用を考慮すると、できるだけ公共交通の利便の良い場所での整備が望ましい。	13
			広域的に集客する施設であれば、高齢化社会やコンパクトシティへの対応のため、小杉駅からの徒歩圏に整備できるとよい。	14

大項目	小項目	提案概要	番号
新湊中央文化会館と小杉文化ホールを1施設に集約する場合の集約方法、立地及び整備手法等について	立地について	小杉文化ホール敷地は、周辺施設と一体的にエリア的魅力を増加させることで、小杉駅から中心市街地への回遊性の創出や活性化をもたらす可能性がある。新湊中央文化会館周辺は、観光立地的なアドバンテージを持ち合わせているが、市内または周辺地域からの日常的なアクセスや人流の活発さにおいては比較的弱い傾向にある。	15
		地理的な要素から小杉文化ホール敷地が望ましい。実際に新築する場合は、その他に最適地がないか詳細な調査検討を行うことも必要である。	16
		小杉文化ホール敷地は、公共施設が集積している地域であり、複合施設として集客が望める。市役所庁舎を中心にすることも考えられる。	17
	立地及び整備手法について	小杉文化ホール敷地は、富山県立大学、商業施設・飲食店、運動公園が周辺に集積し、前面道路の交通量も多い。小杉文化ホール敷地でPFI事業により新築するとよい。新湊地区は、観光資源として魅力のある地域で、新湊中央文化会館敷地の広さは充分あるが、周辺人口、交通量、県外からのアクセスの良さ、ロードサイトからの視認性等の条件がよくないため、事業や興行の検討が難しい。	18
		文化施設そのものには集客力の期待はできない。小杉文化ホール敷地は民間施設との複合化を検討する上で有利である。PFI事業で新築するとよい。	19
		小杉駅や小杉インターチェンジ等からのアクセスに利便のある市役所本庁舎付近に集約するとよい。PFI事業により民間資金を活用するとよい。	20
		PFI事業または賃貸方式 <sup>4</sup> により小杉文化ホール敷地に集約し、施設自体も小さくして定期借地用地を生み出し、整備費の一部に充当するとよい。	21
	立地及び整備手法、その他の提案について	文教ゾーンである小杉地区にアリーナ兼ホールの複合施設を整備し、文化・スポーツの融合から人流・にぎわいを生み出すとよい。アリーナを含めて考えると、望ましい場所は小杉駅周辺である。	22
		駅からのアクセスや周辺立地、地区ごとの人口の動向を考慮すると、PFI事業(BTO方式)により小杉文化ホール敷地にアリーナ兼ホール施設を新設するとよい。	23
	整備手法について	PFI事業(BTO方式)で新築し、併せて公的不動産利活用事業における公共施設利活用として施設の一部を賃貸して収益を得るとよい。	24
		リース方式 <sup>4</sup> と指定管理の一体公募により、初期費用は民間事業者が負担し、財政支出の平準化が可能である。	25
		市の保有する不動産(土地・建物)との等価交換 <sup>5</sup> により整備するとよい。	26
		事業の募集にあたり、LED化等のESCO事業 <sup>6</sup> 、ネーミングライツ、閉館施設の解体と跡地活用の提案を求めるとよい。ただし、デベロッパー企業へのサウンディング等、慎重な検討が必要である。	27
	整備手法及びその他の提案について	施設規模や音響性能等から小杉文化ホールが射水市に適しているが、コンサートホールに特化しているため、娯楽的な用途が可能な機能を加えることが必要である。新湊中央文化会館が有するニーズの高い機能を加えることが可能であれば、小杉文化ホールを大規模改造して集約することも考えられる。PFI事業(RO方式 <sup>7</sup> )を用いればよい。	28
	その他の提案について	既存施設のいずれかを使用する場合は、使用していない設備の更新は行わないなど、利用の実態に即してメリハリをつけ、最小限の改修を検討する必要がある。ホールは、特定天井の解消などで工事費が高額になるが、新しい演目に高度に対応できるようなホール性能そのものの向上は困難である。	29



大項目	小項目	提案概要	番号	
持続可能で魅力的な文化振興・施設経営に効果的な方法について	施設整備について	周辺施設との機能分担や機能補完を前提とし、様々な利用に対応できる仕様を検討することで、稼働率の向上や面積の縮減につながる。現在はホール設備の技術が進み、多目的ホールであってもコンサート専用ホールと同等の性能の実現や座席数の使い分けなどができる。諸室についても、楽屋を練習室や会議室と兼用とすることで効率的な使用が可能である。	30	
		段床式のホールは用途が固定される。ホールは平土間にすることで、展示会、物販、パーティ等の様々な用途に活用でき、稼働率が向上する。	31	
		ホールの集約にあたっては、多目的ホールでもクラシック専用ホールと同等の残響効果を実現できる音響設備を導入するとよい。	32	
		定期借地権の設定や集客力のあるテナントを誘致することで来場者の増加を促し、収益性の向上に寄与できると考える。	33	
		施設集約事業では、残施設の除去もまとめて一つの事業とするとよい。	34	
	運営について	興行事業を主とする富山市芸術文化ホール（オーバードホール）とすみ分けを行い、市民利用の場や小規模な文化体験事業に特化するとよい。市内の団体や市民と連携する事業は地元の財団が有利であるが、管理運営や全国規模の公演を行いたい場合は民間事業者が適しており、お互いの強みが発揮できる体制の構築が必要である。	35	
		いわゆる興行は市の施設では実施しないくらいに割り切ることも考えられる。主に市民が気軽に参加して元気になる小規模な催事や活動支援等の日常的な取組に対して費用投下をするとよい。	36	
		文化振興の観点から、市民への普及事業は地域の財団が担当し、貸館と維持管理を民間事業者が担当する方法もある。	37	
		指定管理については、人件費や事業費等の運営に関わる費用を「縮減」ではなく「最適化」という視点で適正に算定するとともに、施設管理者の自由度を高めて収益の健全化を図ることが重要である。	38	
		施設集約後、複数の同種施設を一括して指定管理の発注を行うことで、スケールメリットを引き出すことができる。	39	
		集約後の文化ホール、大門総合会館、大島絵本館を一体的に運営できるように一括して指定管理発注すると手をあげやすい。	40	
	指定管理者は運営事業者と維持管理事業者の共同企業体として、より良い施設の維持管理を実現できる体制が望ましい。	41		
	既存施設を廃止する場合の跡地利活用の可能性について	両施設共通の意見	ホールが付随する建築物の再利用はかなり難易度が高く、施設撤去後の跡地活用が適切である。	42
			跡地は定期借地または売却するとよい。	43
新湊中央文化会館敷地		近隣に小学校、保育園、ふれあいサロン、公園、万葉線駅等がある。居住区域としての利便性が高く、住宅地の需要があると考えられる。	44	
		地域から若者の流出を防止する観点から、独身及び核家族向けの住宅を整備するとともに、物販施設の誘致や図書館機能を残し、周辺住民の利便性の向上を図るとよい。	45	
		周辺地域のためのコミュニティ施設に活用するとよい。	46	
		新湊中央文化会館は解体撤去し、跡地を民間業者に売却または貸し出すとよい。事業用定期借地権の設定については、既存施設の解体撤去を契約に含むことができる場合もある。	47	

大項目	小項目	提案概要	番号
既存施設を廃止する場合の跡地利活用の可能性について	新湊中央文化会館敷地	解体撤去後は、民間事業者に敷地を売却するとよい。既存の建築物を活用する場合、構造の詳細な検討は必要であるが、どこかで切って解体する減築は可能と考える。	48
		新湊中央文化会館は解体が必要であるが、代わりとなる防災拠点の設定に課題がある。	49
		都市公園とし、パークPFI事業によるカフェやアーバンスポーツ施設等を誘致するとよい。	50
	小杉文化ホール敷地	周辺に図書館・大学等があることから、本を軸とした「学び」の要素を取り入れ、賑わいの拠点をつくることを提案する。	51
		小杉体育館を移転新築するとよい。また小杉文化ホール敷地は、歌の森運動公園や飲食店で賑わっており、デベロッパー等に対して定期借地等を行うことが可能で、市の財政負担が減少すると考えられる。	52
大門総合会館について	運営について	公共機関や地域教育機関との連携等により、子どもたちの成長や子育て世代が使いやすい機能を付加するとよい。	53
		他施設と機能が重複する大ホールは廃止し、既存の設備を生かした別の用途に変更するとよい。維持管理費だけを考えると全く使用しないことも考えられる。客席部分が段床となっているため改造が難しい。	54
		貸し部屋が多すぎる。特定用途のある貸し部屋は廃止し、別の用途で活用するとよい。	55
		施設はコンパクトであるが、貸し部屋が多すぎる。テナントを入れることを考えてはどうか。	56
		貸し部屋を整理し、民間施設よりも賃料を下げ賃貸するとよい。	57
		テナント事業者の募集や賃貸事業を行うとよい。	58
		民間施設よりも賃料を下げ、事務所として貸出すとよい。また周辺のコミュニティ施設を集約し、地域の施設とする方向性もある。	59
		近隣の大門コミュニティセンターの老朽化が見受けられるため、その機能を総合会館内に移すとよい。	60
		1階は幅広い年齢層が気軽に利用できるよう整備するとよい。	61
		毎週月曜日を休館日とし、管理経費を削減するとよい。	62
		施設の老朽化対策や駐車場の拡充が必要。図書館は一定の集客が見込まれるためデメリットにはならないが、大門総合会館内にある図書館としてのテーマ等について整理が必要と考える。	63
大島絵本館について	施設について	大島中央公園から大島絵本館まではポテンシャルのある場所である。絵本文化の拠点を隣接する大島中央公園まで拡大し、公園内を歩行することで絵本館の内容を体験できる施設や園路を再整備するとよい。	64
		パークPFI <sup>8</sup> 事業を導入し、大島中央公園、遊ぼ～館とのコラボレーションや大島絵本館に屋内遊戯施設を設置し、中央公園から絵本館へ利用者を誘導するとよい。	65
		子どもが楽しめる屋外施設や新たな仕掛けが必要である。ふれあいパークに子どもを連れていきたくなる目当てとなる遊具やカフェを新設するとよい。また大島中央公園に絵本館とつながりを持たせた遊具や設備を整備するとよい。	66
		全国的に貴重な建築物であり、長寿命化を検討すべき。児童向け施設を大島中央公園に設置し、誘導する仕掛けがあるとよい。	67
		魅力的な建築物を生かし、ZEB化改修 <sup>9</sup> を実施することで、新たな価値をもたらすことができる。	68

大項目	小項目	提案概要	番号
大島絵本館について	施設について	絵本というコンテンツを生かしつつ、体を動かす要素やデジタルコンテンツなどの多様な年齢層が体験できる仕掛けを設けるとよい。	69
		絵本館を大島中央公園に移設し、周辺施設と連携して、子どもたちが自主的に遊びを選択し、居場所や仲間が見つかる環境を整備するとよい。法規制等により移転が困難な場合は分館を設置することも考えられる。	70
		パークPFI事業を導入し、大島中央公園に遊び～館の屋内遊戯機能を取り込んだ施設として移設するとよい。	71
		東京でも知っている人は知っている施設。外に遊具があるとよい。	72
		施設リニューアルの際は、絵本館にふさわしい室内・屋外の空間デザインを提案できる。	73
		周辺道路の誘導看板をデジタルサイネージとするなど、絵本館に誘導できる仕掛けを整備するとよい。	74
	運営について	コンセプトがしっかりし、それに伴うコンテンツもできており、県外の愛好家にも届いている。絵本文化振興の取組としては問題を感じないが、絵本の愛好家以外の人に入館料を払ってまで足を運んでもらうには、テクノロジーの活用等の様々な仕掛けの工夫が必要である。	75
		入館料の徴収よりも、ワークショップ等の充実によって十分な収益を得られる運営が望ましい。	76
		絵画や話し方等の関連する周辺分野から絵本文化へ興味を広げる取組を行うとよい。	77
		利用してみるとコンセプトと取組の結びつきがよく、魅力的なイベントが随時行われているが、一般への知名度は低い。広報が不足していると感じる。絵本館の魅力が県内外にしっかり伝わるよう、広報手法を改めるとよい。	78
		市立図書館で電子図書館を導入する際は、図書館と連携して絵本コンクールの入選作の公開も可能である。	79
		絵本の読み聞かせ体験は子どものコミュニケーション能力の発達や感性が豊かになり、また知的好奇心の刺激、想像力が育つ等の効果がある。文章を絵にするという体験もあるとよい。	80

#### 【用語の解説】

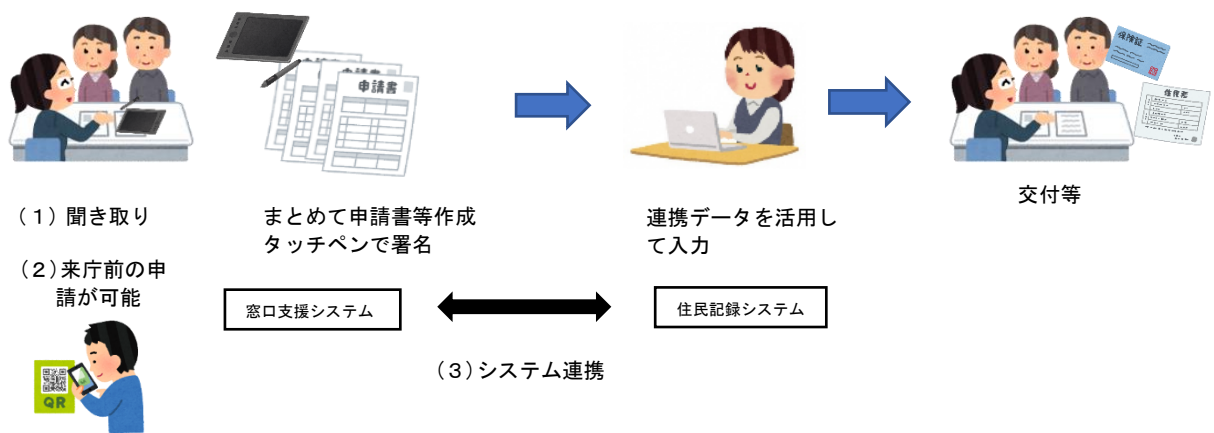
1) PFI (Private-Finance-Initiative) 事業	公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間資金、民間事業者の経営能力及び技術的能力を活用して行う手法
2) BTO (Build-Transfer-Operate) 方式	PFI事業のうち、民間事業者が施設を建設、完成後にその所有権を公共に移転し、民間事業者が維持管理や運営等を行う方式
3) DBO (Design-Build-Operate) 方式	民間事業者が施設の設計、建設、維持管理、運営等を一括して発注する方式で、資金調達も公共が行う
4) 賃貸方式、リース方式	民間事業者が施設の設計、建設、維持管理等を一括して発注し、そのサービス対価をリース料として支払う方式
5) 等価交換方式	民間事業者が複合施設を建設し、公共が要望する用途部分を公共が保有する不動産と交換する方式
6) ESCO (Energy-Service-Company) 事業	民間事業者が施設の光熱水費等の削減のため必要な事業の設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果の一部を報酬として受け取る事業
7) RO (Rehabilitate-Operate) 方式	PFI事業のうち、既存施設の所有権を公共が有したまま、民間事業者が施設を改修し、その維持管理や運営等を行う方式
8) パークPFI (Park-PFI)	公園の整備や便益施設等の設置事業者を公募し選定することで、民間資金及び民間事業者の経営能力等を活用する制度
9) ZEB (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル) 化改修	自然エネルギーの利用、高断熱化、高効率化によってエネルギー消費量を正味ゼロにする改修

## 「書かない窓口（スマート窓口）」の運用開始について

### 1 趣旨

届出書・申請書を自動作成する「窓口支援システム」の導入により、「書かない窓口（スマート窓口）」を実現し、来庁者及び職員の負担の軽減、所要時間の短縮等市民の利便性の向上を図るもの。

### 2 「書かない窓口（スマート窓口）」の運用イメージ



### 3 窓口支援システムの主な機能

#### (1) 届出書・申請書自動作成

窓口のタブレット端末を使って、来庁者から必要事項を聞き取り入力することで、必要な届出書・申請書を一括して作成することができ、タッチペンで一括署名する。

- ・ 23種類の届出書・申請書が作成可能
- ・ 多言語機能（英語、ベトナム語、中国語、ポルトガル語）  
\* 市民課異動窓口のみ対応。他の窓口はシステムから必要帳票を印刷

#### (2) 住所変更の事前申請（転入、転居、転出）

来庁前にインターネットで質問に回答すると、必要手続の案内とQRコードが作成され、窓口でコードを提示することにより職員の聞き取りが不要となり、申請時間が短縮できる。

#### (3) システム連携

「窓口支援システム」と「住民記録システム」との相互連携により、事務の効率化が図れる。

#### 4 「書かない窓口（スマート窓口）」の運用により期待できる効果

効果	市民 (来庁者)	職員	効果の内容
手書き負担の軽減	●		届出書・申請書自動作成により、住所等を何度も書かずに届出・申請ができる。
忘れ物の防止	●		自宅等で事前申請すると、手続きに必要な持ち物が表示され、手続き時の忘れ物が防止できる。
手続き漏れの防止	●	●	事前申請及び窓口での聞き取りにより、住所変更と同時に必要な手続きが洗い出され、届出・申請ができる。
入力負担の軽減		●	システム連携により、住民記録システムの入力項目が削減できるほか、誤入力防止も期待できる。
所要時間の短縮	●	●	届出書・申請書自動作成及びシステム連携により、所要時間が短縮できる。

#### 5 運用開始時期

令和6年2月中旬予定

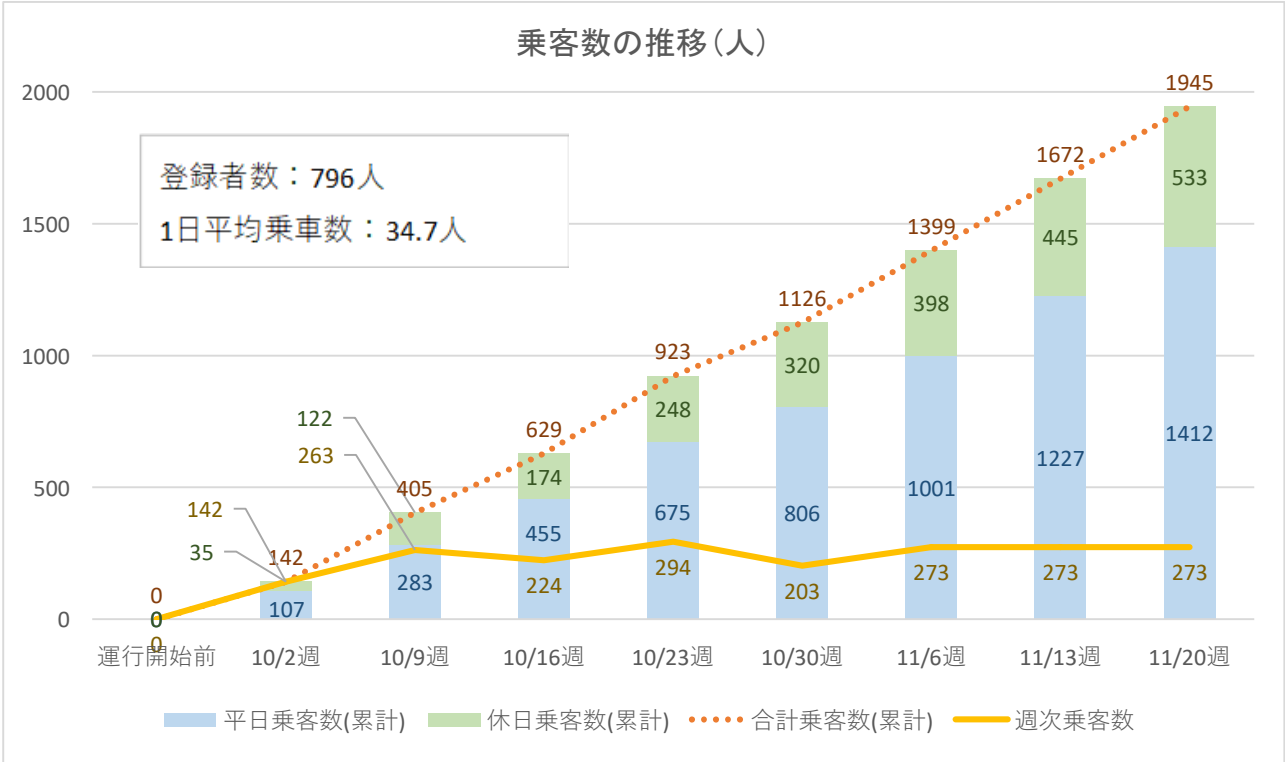
### AI オンデマンドバス（のるーと射水）実証運行の状況について

令和5年10月2日から実証運行を行っている「のるーと射水」の利用状況等について、下記のとおり報告します。

記

11月26日現在

- 1 実証運行期間                    令和5年10月2日から12月24日まで  
   9時00分から18時00分まで
- 2 対象エリア                        射水市南東エリア
- 3 乗客数等



※1人の予約で複数人乗車

#### 4 予約状況(1,598人) (単位:人)

性別	男性			女性			不明		
		460	(28.8%)	1,062	(66.5%)	76	(4.7%)		
予約方法	専用アプリ			LINE			電話		
	651	(40.7%)	498	(31.2%)	449	(28.1%)			
居住地	市内			県内			県外		不明
	1,347	(84.3%)	121	(7.6%)	90	(5.6%)	40	(2.5%)	
年齢構成	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80歳以上	不明
	145 (9.1%)	205 (12.8%)	121 (7.6%)	206 (12.9%)	242 (15.1%)	106 (6.6%)	334 (20.9%)	207 (13.0%)	32 (2.0%)

## 5 乗降の多いバス停

1	2	3	4	5
小杉駅南口	パスコ前	真生会富山病院前	千成商店街	富山県立大学
30.7%	11.0%	6.7%	5.0%	3.3%

## 6 利用者の意見

利用者アンケートの途中集計状況では、約9割の方が「とても満足」、「満足」と回答

### 【満足な点】

- ・ 乗りたい時間に乗れる。
- ・ 時刻表を確認する必要がなく便利である。
- ・ アプリ操作が簡単である。

また、「今後も継続して欲しい。」、「市内全域で運行して欲しい。」といった意見が多数あった。

### 【不満、改善してほしい点】

- ・ 運行時間をもう少し遅くまでして欲しい。
- ・ 相乗りによって遠回りとなり、電車に乗り遅れそうになった。
- ・ 到着時間の精度をあげて欲しい。

## 7 課題と対応

- ・ A I のルート案内や到着時刻の精度の向上について  
⇒ 引き続きデータの蓄積を進め、精度が高くなるよう努める。
- ・ 効率的な配車と乗合率の向上について  
⇒ 乗降や運行に要する時間等の設定値を調整し、システムの最適化に努める。
- ・ 周知・啓発について  
⇒ 地域説明会を通じ、A I オンデマンドバス「のるーと射水」の認知や利用方法等について周知するとともに、駅・コミバス車内でのチラシ配布等を継続し、啓発に努める。
- ・ 車載タブレットのフリーズ（予約情報が更新されない）で、配車が遅れたことにより、キャンセルやクレームとなる事案が発生した。  
⇒ タブレットの再起動により復旧。システム事業者へ改善を要望した。

## 8 今後の検討事項

- ・ 利用状況及び利用者アンケートの分析、検証
- ・ 運行事業者や他の交通事業者等、関係者との調整
- ・ A I オンデマンドバス導入に伴うコミュニティバスの在り方
- ・ 南東エリアにおける年度内のA I オンデマンドバスの本格運行計画
- ・ A I オンデマンドバスの他エリアへの展開

## 射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（素案）について

9月定例会で報告した骨子案を基に、令和6年度から令和8年度までの3年間における介護サービス基盤の整備や高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向けて取り組むべき施策を取りまとめた。

今後、国から示される介護報酬の改定や介護保険料の所得段階区分の見直しなど、新たな制度の内容を踏まえ本市の介護保険料の算定を行う。

### 1 計画（素案）の概要

#### (1) 策定の趣旨

本市では、射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画（計画期間は、令和2年度から令和5年度までの3年間）に基づき、高齢者保健福祉の推進と介護保険事業の適正な運営に取り組んできた。

今年度、同計画の期間が満了することから、地域のニーズや介護保険法等に基づく国の施策及び基本指針を踏まえ、「射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定する。

本計画期間中には、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を迎える。また、令和22年（2040年）を見通すと、高齢者人口が再びピークを迎える一方で現役世代が急減するなど、人口構造の局面が変化する中、介護需要が高まると言われる85歳以上人口が急増していくことが見込まれる。

こうした状況を踏まえ、本計画では、今後3年間における介護サービス基盤の整備や高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向けて取り組むべき施策を示す。

#### (2) 計画の位置づけ

老人福祉法第20条の8に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するもの

#### (3) 計画の期間

令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間とする。

#### (4) 基本理念

**みんなが輝き つながり支え合うまち 射水**

～地域共生社会の実現に向けて～

高齢者を含めた地域に暮らす全ての人が、社会とつながりながら「できること」を「できる範囲」で役割を持って活躍し、社会全体で支え合うネットワークが隙間なく重なり合っている射水市の実現を目指します。



## (5) 基本目標と施策

【新】新規に実施する取組   【拡】拡充する取組   ・継続する取組

<b>基本目標 1 健康づくりと介護予防の推進</b> (素案 P51～P58)
地域住民の健康づくり・介護予防に係る取組の支援や、疾病の重症化予防を推進し、市民と行政が力を合わせて健康寿命の延伸に努めます。
<b>施策</b>
〔1〕生涯を通じた健康づくりの推進 【拡】望ましい生活習慣の確立の推進（「Let's トライ! IMIZUSHI 健康 8」の普及 等） 【拡】こころの健康づくりの推進（普及啓発、こころの健康相談 等）
〔2〕生活習慣病の発症予防と重症化予防 ・ 特定健診、健康診査、がん検診の充実（節目・重点年齢への受診費用の助成、夕方検診の実施 等） 【拡】歯・口腔の健康づくりの推進（歯周病検診、普及啓発） 【拡】健康相談・健康教室の充実（特定保健指導事業、健康教室（疾病別）等） ・ 糖尿病対策の充実（糖尿病重症化予防事業、糖尿病性腎症重症化予防事業 等）
〔3〕健康づくりを支援する環境づくり ・ 地域の健康づくり事業の推進（ヘルスポランティア活動事業 等） ・ ライフステージに応じた食育の推進（食生活改善推進活動事業 等）
〔4〕介護予防の推進 ・ 地域ぐるみの介護予防活動の支援（きららか射水 100 歳体操 等）等
<b>基本目標 2 社会参加の推進と生きがいの創出</b> (素案 P59～P60)
意欲ある高齢者が様々なフィールドで自分らしく活躍できるよう、各種団体と連携した生きがいづくりを推進します。
<b>施策</b>
〔1〕交流の促進 ・ 高齢者レクリエーション、スポーツの推進（囲碁・将棋・カローリング等に親しめる環境の充実）等
〔2〕活躍する場の確保 ・ 自主的な社会貢献活動の促進（ボランティア活動の維持・向上） ・ 老人クラブ活動への支援、シルバー人材センターの運営支援
<b>基本目標 3 在宅生活を支援する取組の充実</b> (素案 P61～P66)
多様なサービスを提供できる体制の整備と充実を図るとともに、防災対策や感染症対策の推進に努めます。
<b>施策</b>
〔1〕生活の維持・向上 ・ 在宅生活の支援（配食事業、スマートフォン使い方教室 等）等
〔2〕家族介護者への支援の充実 ・ 認知症高齢者の家族への支援（みまもりあい事業、個人賠償責任保険事業 等） 【新】ヤングケアラーの支援機関との連携（地域包括支援センター等の総合相談支援機能の活用）等
〔3〕安全・安心の推進 ・ 高齢者の見守り活動の推進（要支援者の把握、ICT を活用した見守り 等） ・ 防災対策の推進（福祉避難所の設置・運営訓練の実施 等） ・ 感染症対策の推進（感染予防の啓発、事業所等との連携 等）等

## 基本目標 4 支え合いみんながつながる社会の推進

(素案 P67～P75)

あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら高齢者を取り巻く諸課題を解決していくための体制づくりを推進します。

### 施策

#### 〔1〕 自立支援・重度化防止の推進

- ・ 地域ケア会議の充実（自立支援型ケアマネジメント会議 等）

#### 〔2〕 在宅医療と介護連携の推進

- ・ 情報の共有支援（多職種連携支援システム（ICT ツール）の活用の推進）等

#### 〔3〕 認知症の人と家族への支援の強化

- ・ 認知症に関する理解促進・本人発信支援（認知症の人と家族への一体的支援事業等）等

#### 〔4〕 高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

- ・ 成年後見制度の利用支援と市民後見人の育成支援（呉西地区成年後見センターとの連携 等）等

#### 〔5〕 地域共生社会構築の推進

【拡】 地域支え合いネットワーク事業の推進（共生社会構築事業の推進 等）

【新】 重層的支援体制の整備推進（多機関協働事業 等）等

## 基本目標 5 介護サービス基盤の充実

(素案 P76～P98)

介護保険事業の適正化に努め、必要なサービスを安心して受けられるようサービス基盤の充実に努めます。

### 施策

#### 〔1〕 介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み

#### 〔2〕 介護サービスの基盤整備の目標

【拡】 地域密着型サービスの整備（小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 等）等

#### 〔3〕 介護サービス事業所への支援

【拡】 事業所運営の効率化、生産性向上支援（介護ロボット、AI、ICT 導入支援、「電子申請・届出システム」の導入促進 等）

【拡】 利用者の安全確保・リスクマネジメント推進支援（BCP・防災計画に基づく避難訓練実施支援）

#### 〔4〕 人材の確保及び質の向上

【新】 外国人人材確保のための支援（初期費用への支援・環境整備の促進）

- ・ 働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援（介護職のイメージアップ事業等）等

#### 〔5〕 介護保険制度の適正運営（給付適正化への取組 等）

#### 〔6〕 事業費及び保険料の算定

## 2 計画の素案

資料 1 - 2 のとおり

### 3 これまでの経過

年 月	内 容
令和4年 12月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施 (市内の65歳以上5,000人を対象)
令和4年 12月 ～令和5年3月	在宅介護実態調査を実施 (市内の要介護認定者 623 人を対象)
令和5年 2月	介護サービス事業者調査を実施 (165 事業所を対象)
6月	第1回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・第8期計画の進捗状況、アンケート調査結果の説明及び意見交換
8月	第2回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・国の指針案、計画骨子案の説明及び意見交換
9月	市議会定例会に骨子案を報告
11月	第3回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・計画の素案の説明及び意見交換
12月	<b>市議会定例会に計画素案を報告</b>

### 4 今後の予定

年 月	内 容
令和5年 12月	計画素案のパブリックコメントを実施
令和6年 2月	第4回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催
3月	市議会定例会に計画案を報告
3月	計画策定及び公表

射水市高齢者保健福祉計画・  
第9期介護保険事業計画  
【素案】

令和6年3月

射水市



は じ め に



# 目次

第1章 計画の策定について.....	3
1 計画の位置づけ.....	3
2 計画策定の期間.....	3
3 他計画等との関連・計画策定の期間.....	4
4 第9期計画における法律等の改正点.....	5
(1) 第9期計画における国の基本指針の見直し.....	5
(2) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定.....	6
(3) 重層的支援体制整備事業の創設.....	7
第2章 市の現況.....	11
1 高齢者を取り巻く現状と将来推計.....	11
(1) 高齢者人口の推移と将来推計.....	11
(2) 高齢者の世帯状況と将来推計.....	12
(3) 事業対象者数及び要介護等認定者数の推移と将来推計.....	13
(4) 年齢区分別認定者数・認定率の推移と将来推計.....	14
(5) 認知症高齢者の推移と将来推計.....	15
2 日常生活圏域の設定.....	16
3 アンケート調査結果の概要.....	18
(1) 介護予防・日常生活圏域二ーズ調査.....	18
(2) 在宅介護実態調査.....	29
(3) 事業者調査.....	35
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 基本理念.....	43
2 基本目標.....	43
3 計画の体系図.....	45



## 第4章 施策の展開..... 51

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進.....	51
基本施策（1）生涯を通じた健康づくりの推進.....	52
基本施策（2）生活習慣病の発症予防と重症化予防.....	53
基本施策（3）健康づくりを支援する環境づくり.....	55
基本施策（4）介護予防の推進.....	56
基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出.....	59
基本施策（1）交流の促進.....	60
基本施策（2）活躍する場の確保.....	60
基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実.....	61
基本施策（1）生活の維持・向上.....	62
基本施策（2）家族介護者への支援の充実.....	63
基本施策（3）安全・安心の推進.....	65
基本目標4 支え合いみんながつながる社会の推進.....	67
基本施策（1）自立支援・重度化防止の推進.....	68
基本施策（2）在宅医療と介護連携の推進.....	68
基本施策（3）認知症の人と家族への支援の強化.....	70
基本施策（4）高齢者の虐待防止と権利擁護の推進.....	73
基本施策（5）地域共生社会構築の推進.....	74
基本目標5 介護サービス基盤の充実.....	76
基本施策（1）介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み.....	77
基本施策（2）介護サービスの基盤整備の目標.....	87
基本施策（3）介護サービス事業所への支援.....	90
基本施策（4）人材の確保及び質の向上.....	91
基本施策（5）介護保険制度の適正運営.....	94
基本施策（6）事業費及び保険料の算定.....	97

## 第5章 計画の推進について..... 101

1 推進・評価体制.....	101
（1）高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会の設置.....	101
（2）市民、関係機関、福祉事業所等との協働による推進体制.....	101
（3）国・県との連携.....	101
2 計画の公表と周知.....	101

# 第 1 章

## 計画の策定について



# 第1章 計画の策定について

## 1 計画の位置づけ

射水市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（以下、「本計画」という。）は、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したもので、このたび、令和5年度をもって現行の第8期計画の期間が終了となるため、令和6年度を初年度とする新たな計画とします。

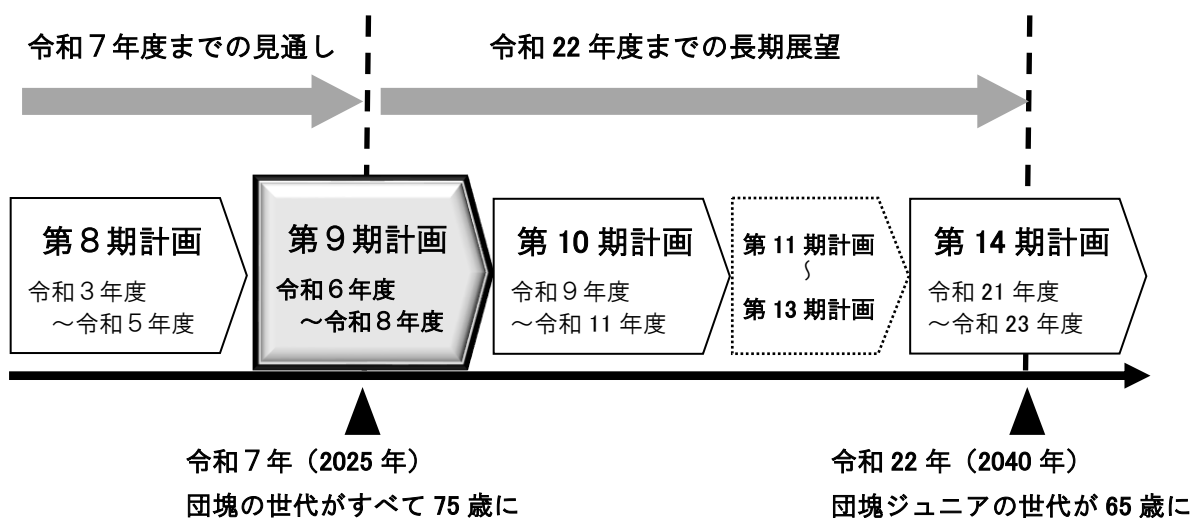
本計画期間中には、いわゆる団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）を迎えます。また、令和22年（2040年）を見通すと、高齢者人口が再びピークを迎える一方で現役世代が急減するなど、人口構造の局面が変化中、介護需要が高まると言われる85歳以上人口が急増していくことが見込まれます。

こうした状況を踏まえ、本計画では、今後3年間における介護サービス基盤の整備や高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向けて取り組むべき施策を示すものです。

## 2 計画策定の期間

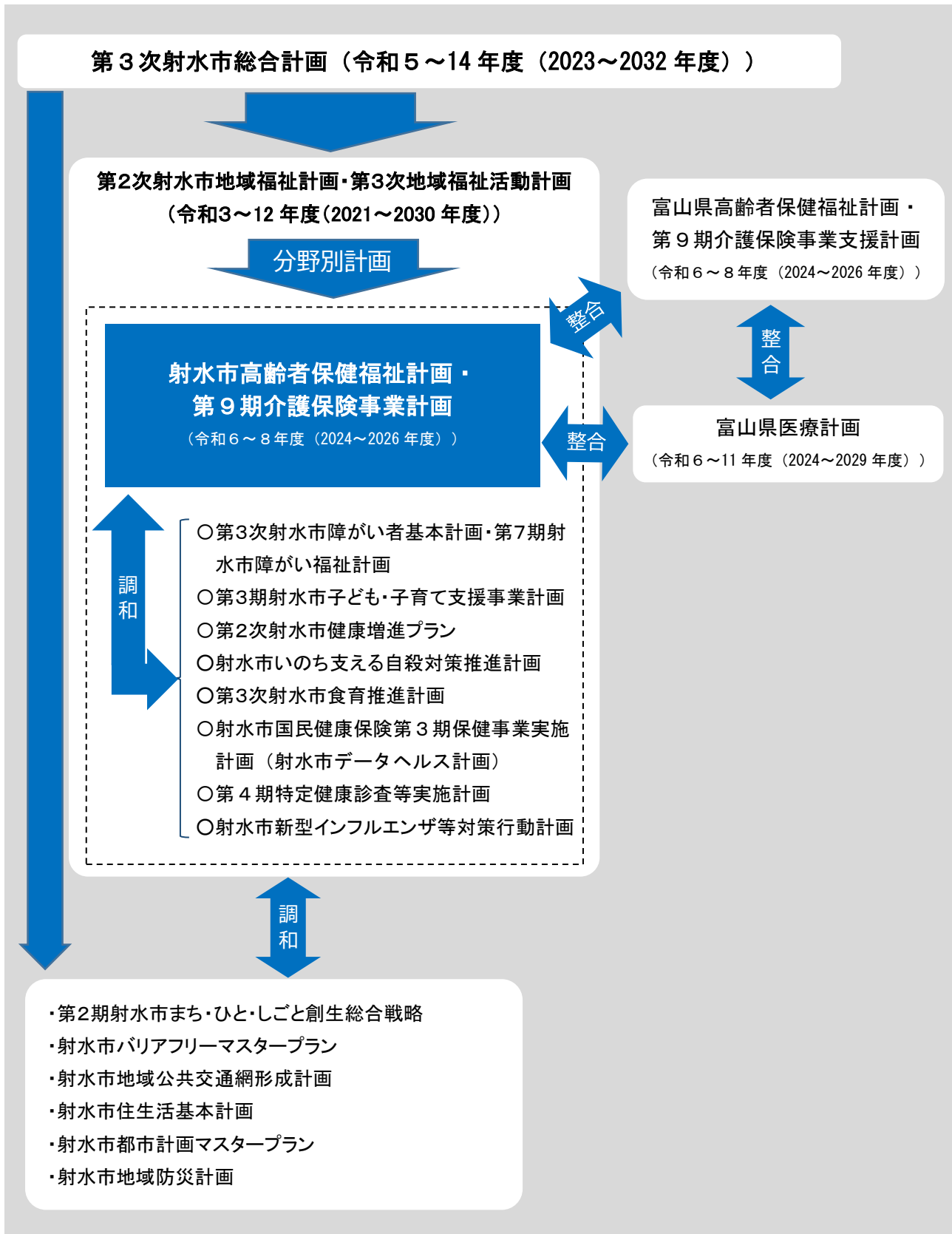
本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



### 3 他計画等との関連・計画策定の期間

本計画は、以下の諸計画と調和・整合を図りながら策定しました。



## 4 第9期計画における法律等の改正点

本計画は、以下の法律や基本指針等を基に策定しました。

### (1) 第9期計画における国の基本指針の見直し

厚生労働省社会保障審議会介護保険部会（令和5年7月10日）において示された「第9期計画の基本指針において記載を充実する事項（案）」は以下のとおりです。

#### ① 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

#### ② 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

### ③ 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

## （２）共生社会の実現を推進するための認知症基本法の制定

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和5年6月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が成立しました。

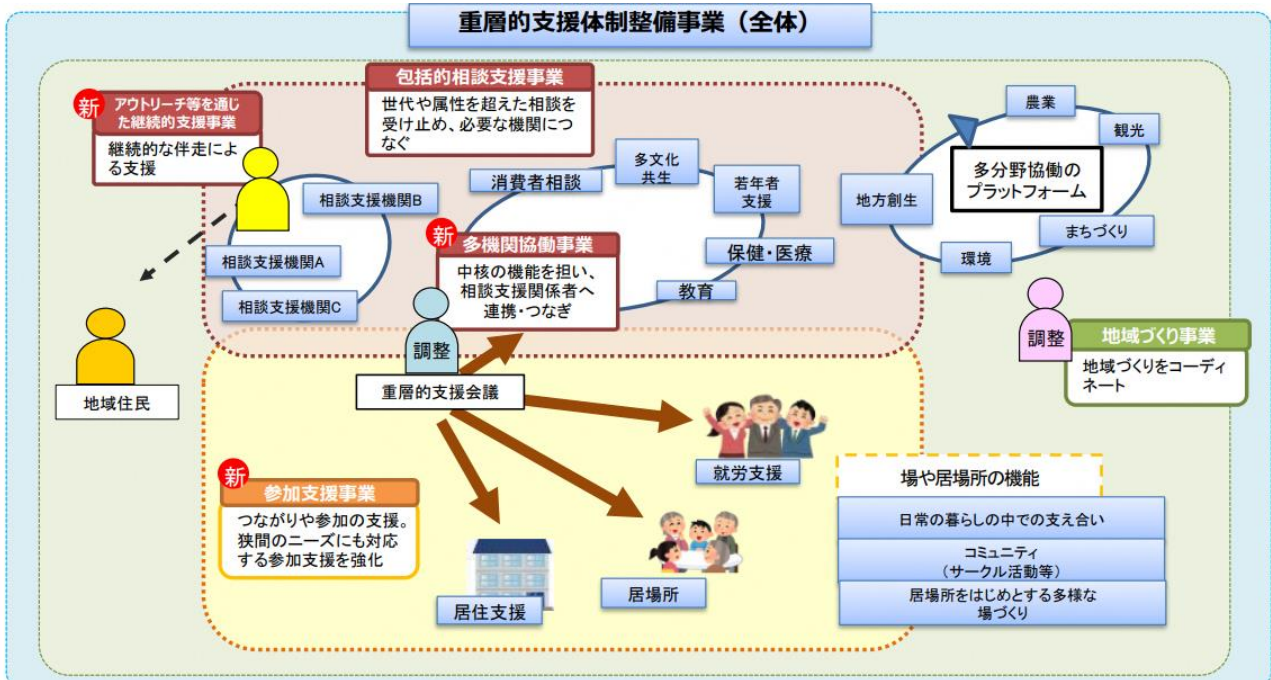
共生社会の実現を推進するための認知症基本法に示された基本的施策は以下のとおりです。

- 認知症の人に関する国民の理解の増進等
- 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進
- 認知症の人の社会参加の機会の確保等
- 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等
- 相談体制の整備等
- 研究等の推進等
- 認知症の予防等

### (3) 重層的支援体制整備事業の創設

令和2年6月に成立した改正社会福祉法において、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。重層的支援体制整備事業は、市町村において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

#### ■重層的支援体制整備事業のイメージ







# 第 2 章

## 市の現況



## 第2章 市の現況

### 1 高齢者を取り巻く現状と将来推計

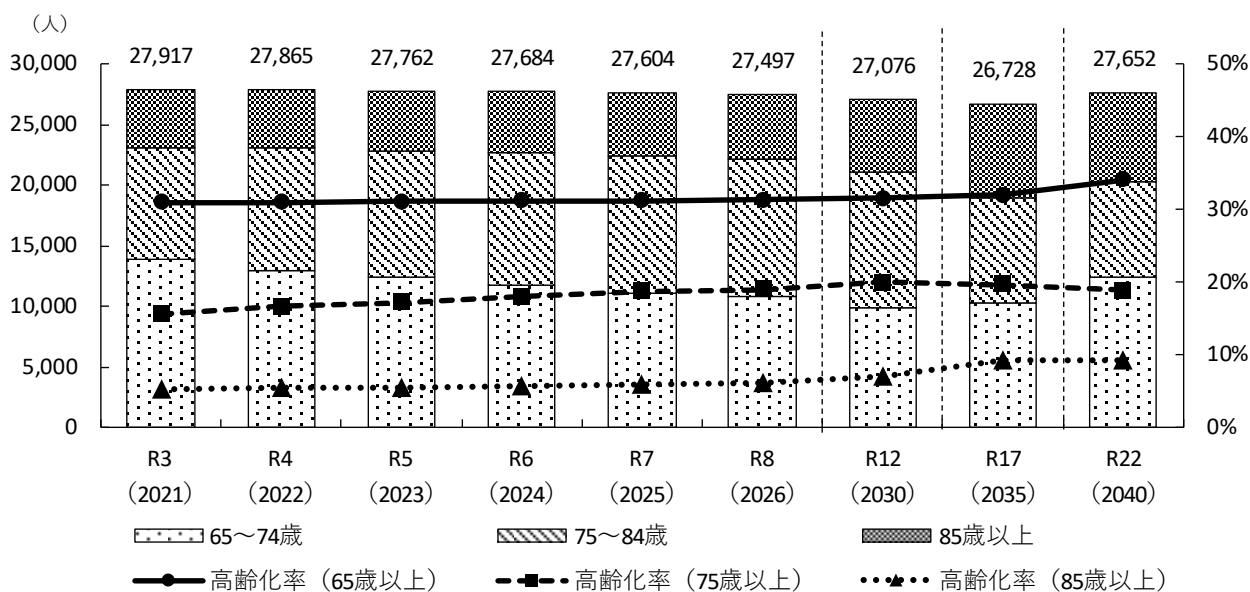
#### (1) 高齢者人口の推移と将来推計

本市の総人口は緩やかな減少が続いています。65歳以上の高齢者人口も減少傾向となり、計画最終年度の令和8年には27,497人と見込まれる一方、75歳以上の高齢者人口は増加が続き、令和8年には75歳から84歳が11,350人、85歳以上が5,322人と推計されています。

中長期的にみると、団塊の世代が85歳以上となる令和17年に85歳以上人口が最も多くなり、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には高齢者数が再び増加に転じ、高齢化率も34.1%まで上昇すると見込まれます。

(単位：人)

計画	第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
総人口	90,204	89,897	89,344	88,878	88,412	87,938	86,055	83,653	81,136
40～64歳	29,772	29,694	29,545	29,418	29,292	29,042	28,043	26,462	23,713
<b>65歳以上</b>	<b>27,917</b>	<b>27,865</b>	<b>27,762</b>	<b>27,684</b>	<b>27,604</b>	<b>27,497</b>	<b>27,076</b>	<b>26,728</b>	<b>27,652</b>
65～74歳	13,838	12,884	12,374	11,719	11,063	10,825	9,874	10,287	12,363
75～84歳	9,277	10,141	10,431	10,917	11,402	11,350	11,145	8,689	7,862
85歳以上	4,802	4,840	4,957	5,048	5,139	5,322	6,057	7,752	7,427
高齢化率（65歳以上）	30.9%	31.0%	31.1%	31.1%	31.2%	31.3%	31.5%	32.0%	34.1%
高齢化率（75歳以上）	15.6%	16.7%	17.2%	18.0%	18.7%	19.0%	20.0%	19.7%	18.8%
高齢化率（85歳以上）	5.3%	5.4%	5.5%	5.7%	5.8%	6.1%	7.0%	9.3%	9.2%



※R3、R4は富山県人口移動調査による。（各年10月1日現在）

※R7、R12以降は射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口推計と富山県人口移動調査による実績値から算出した伸び率で積算

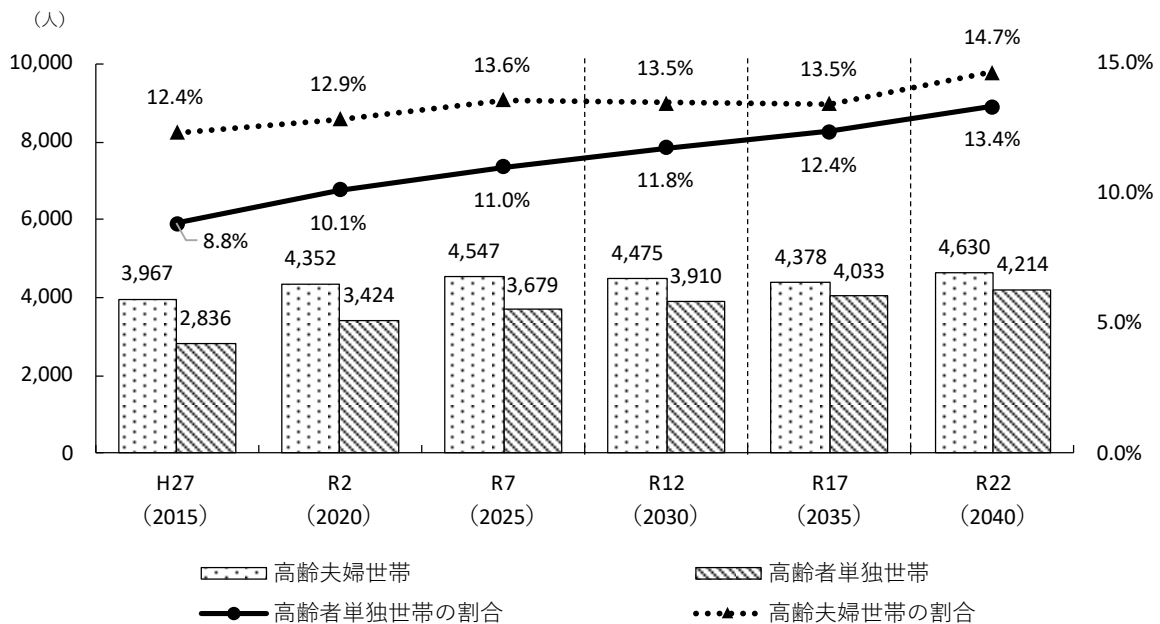
※R5、R6、R8は按分により算出

## (2) 高齢者の世帯状況と将来推計

国勢調査の結果から本市の世帯数の推移をみると、これまで増加傾向にあった世帯数は、一般世帯数及び高齢夫婦世帯においては令和7年ごろをピークに減少に転じますが、高齢者単独世帯は今後も一貫して増加していくものと推計されます。団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年には高齢夫婦世帯も再び増加すると見込まれ、高齢者単独世帯及び高齢夫婦世帯の一般世帯に占める割合は、合わせて28.1%になると推計されます。

(単位：世帯)

年度	H27 (2015)	R2 (2020)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
一般世帯数	32,054	33,752	33,404	33,178	32,547	31,560
高齢夫婦世帯	3,967	4,352	4,547	4,475	4,378	4,630
(割合)	12.4%	12.9%	13.6%	13.5%	13.5%	14.7%
高齢者単独世帯	2,836	3,424	3,679	3,910	4,033	4,214
(割合)	8.8%	10.1%	11.0%	11.8%	12.4%	13.4%



※R2以前は国勢調査による。(各年10月1日現在)

※R7以降はH22～R2の性別・年齢別世帯主率の推移(伸び)から将来の性別・年齢別世帯主率を設定し、将来人口推計を乗じて算出

※高齢夫婦世帯の推計値は、世帯主が65歳以上の夫婦のみ世帯

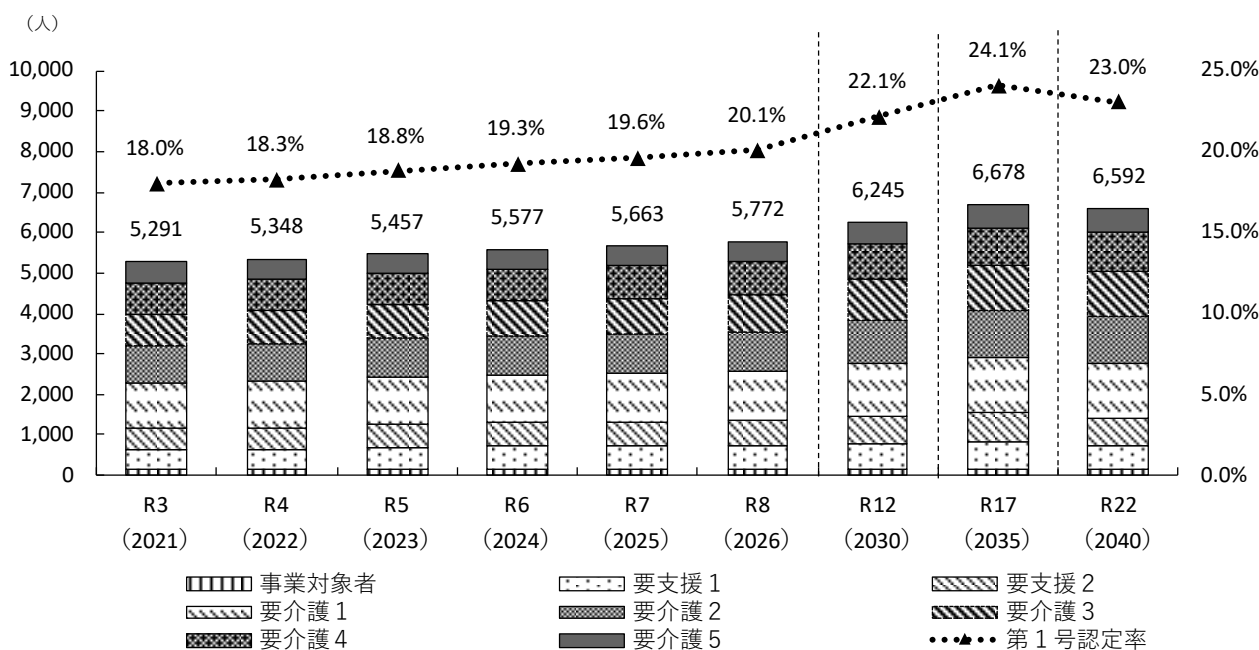
### (3) 事業対象者数及び要介護等認定者数の推移と将来推計

高齢者数が減少傾向にありますが、認定率の高い後期高齢者数が増加しており、要介護等認定者数が増加してきています。令和3年、令和4年は新型コロナウイルス感染拡大の影響等により増加幅が抑えられていますが、令和5年にかけて大きく増加しています。

今後も増加傾向が続くと推計され、令和8年で認定者数5,633人、認定率は20.1%になると推計されます。令和17年には85歳以上人口がピークとなることから、認定者数、認定率ともにピークとなると見込まれます。

(単位：人)

計画	第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
事業対象者	161	152	131	134	136	139	151	151	137
要支援1	468	477	559	575	582	593	642	670	608
要支援2	535	547	580	590	600	613	672	712	676
要介護1	1,124	1,132	1,142	1,162	1,186	1,211	1,306	1,391	1,362
要介護2	936	959	966	983	974	985	1,073	1,159	1,148
要介護3	755	808	831	877	908	924	996	1,097	1,121
要介護4	774	759	763	780	797	817	878	933	976
要介護5	538	514	485	476	480	490	527	565	564
<b>認定者数</b>	<b>5,130</b>	<b>5,196</b>	<b>5,326</b>	<b>5,443</b>	<b>5,527</b>	<b>5,633</b>	<b>6,094</b>	<b>6,527</b>	<b>6,455</b>
うち第1号被保険者	5,029	5,094	5,218	5,334	5,420	5,527	5,994	6,431	6,369
<b>第1号認定率</b>	<b>18.0%</b>	<b>18.3%</b>	<b>18.8%</b>	<b>19.3%</b>	<b>19.6%</b>	<b>20.1%</b>	<b>22.1%</b>	<b>24.1%</b>	<b>23.0%</b>
事業対象者+認定者	5,291	5,348	5,457	5,577	5,663	5,772	6,245	6,678	6,592



資料：地域包括ケア「見える化」システム

#### (4) 年齢区分別認定者数・認定率の推移と将来推計

年齢区分別の認定率をみると、年度ごとに若干の増減があるものの、概ね横ばいで推移し、今後も同様に推移していくものと見込まれます。

こうした中で第1号被保険者全体の認定率が上昇するのは、認定率の高い後期高齢者数の高齢者全体に占める割合が上昇していくことで、全体の認定率を押し上げていることによるものと考えられます。

上段：認定者数（人） 下段：認定率

計画 年度	第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
第1号被保険者 (65歳以上)	5,029 (18.0%)	5,094 (18.3%)	5,218 (18.8%)	5,334 (19.3%)	5,420 (19.6%)	5,527 (20.1%)	5,994 (22.1%)	6,431 (24.1%)	6,369 (23.0%)
65～74歳	571 (4.1%)	539 (4.2%)	505 (4.1%)	482 (4.1%)	456 (4.1%)	443 (4.1%)	395 (4.0%)	404 (3.9%)	471 (3.8%)
75～84歳	1,592 (17.2%)	1,685 (16.6%)	1,808 (17.3%)	1,870 (17.1%)	1,931 (16.9%)	1,958 (17.3%)	2,094 (18.8%)	1,603 (18.4%)	1,406 (17.9%)
85歳以上	2,866 (59.7%)	2,870 (59.3%)	2,905 (58.6%)	2,982 (59.1%)	3,033 (59.0%)	3,126 (58.7%)	3,505 (57.9%)	4,424 (57.1%)	4,492 (60.5%)
第2号被保険者	101 (0.3%)	102 (0.3%)	108 (0.4%)	109 (0.4%)	107 (0.4%)	106 (0.4%)	100 (0.4%)	96 (0.4%)	86 (0.4%)

資料：地域包括ケア「見える化」システム  
（「認定者数÷高齢者人口推計値（11ページ）」で算出）

### (5) 認知症高齢者の推移と将来推計

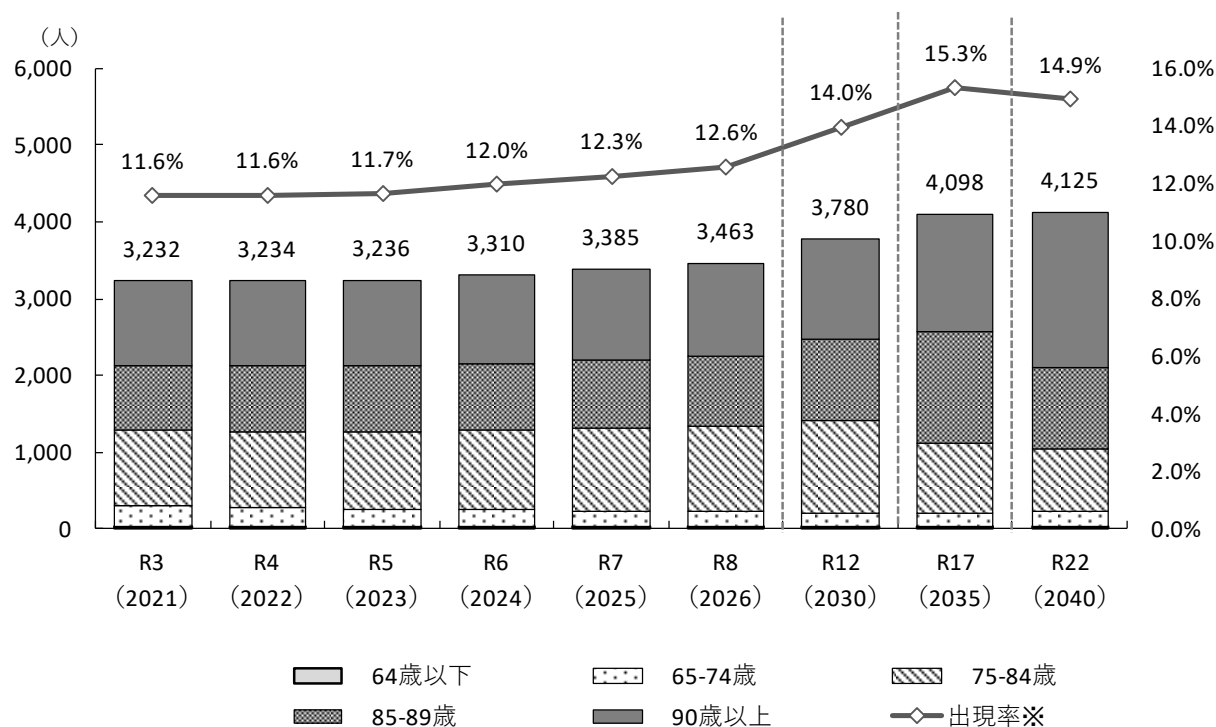
認知症高齢者数（日常生活自立度Ⅱa以上）は、これまで微増で推移してきました。今後も認知症の出現率の高い後期高齢者、特に85歳以上人口の増加に伴って増加していくことが見込まれ、令和8年で3,463人、令和22年には4,125人になると推計されます。

※【日常生活自立度Ⅱa以上】…道に迷ったり、買い物や事務、金銭管理などこれまでできたことにミスが目立つ状態

(単位：人)

計画 年度	第8期			第9期			第11期	第12期	第14期
	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)
認知症高齢者数	3,232	3,234	3,236	3,310	3,385	3,463	3,780	4,098	4,125
64歳以下	38	37	36	36	35	35	34	32	29
65-74歳	254	236	225	212	200	194	173	177	206
75-84歳	982	991	997	1,041	1,084	1,107	1,199	915	798
85-89歳	862	865	866	868	871	911	1,070	1,446	1,079
90歳以上	1,096	1,105	1,112	1,153	1,194	1,216	1,304	1,529	2,013
出現率※	11.6%	11.6%	11.7%	12.0%	12.3%	12.6%	14.0%	15.3%	14.9%

※出現率：第1号被保険者数に対する認知症高齢者数の割合



資料：R3～R5は認定データ、R6以降は、性別・年齢別出現率に将来推計人口を乗じて算出



## 2 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情に加え、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備や、その他の社会的条件等を総合的に考慮し、以下の7圏域を定めています。

また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう総合相談窓口として、地域包括支援センターを市内6か所に設置しています。(令和6年4月に大島地域包括支援センター設置)



## 日常生活圏域の状況

日常生活圏域		地 域
①	新湊中部	庄西町、港町、庄川本町、本町、放生津町、中央町、桜町、西新湊、三日曾根、善光寺、緑町、立町、八幡町、中新湊、二の丸町、越の瀉町、海王町
②	新湊南部	塚原地区、作道地区
③	新湊東部	片口地区、堀岡地区、海老江地区、本江地区、七美地区
④	小杉北部・下	三ヶ地区、戸破地区、大江地区、下地区
⑤	小杉南部	橋下条地区、金山地区、黒河地区、池多地区、太閤山地区、中太閤山地区、南太閤山地区
⑥	大門	大門地区
⑦	大島	大島地区

## 地域包括支援センター一覧

地域包括支援センター名	所在地	電話番号 Fax 番号	担当地区
新湊西	朴木 211 番地 1 (射水万葉苑内)	83-7171 82-8283	庄西町、港町、庄川本町、本町、放生津町、中央町、桜町、西新湊、三日曾根、善光寺、緑町、塚原地区、作道地区
新湊東	七美 882 番地 1 (ケアハウス万葉内)	86-8739 86-8687	立町、八幡町、中新湊、二の丸町、越の瀉町、海王町、片口地区、堀岡地区、海老江地区、本江地区、七美地区
小杉・下	大江 333 番地 1 (大江苑内)	55-8217 55-5885	三ヶ地区、戸破地区、大江地区、下地区
小杉南	中太閤山 18 丁目 1 番地 2 (太閤の杜内)	56-8725 56-8231	橋下条地区、金山地区、黒河地区、池多地区、太閤山地区、中太閤山地区、南太閤山地区
大門	中村 20 番地 (こぶし園内)	52-0800 52-6800	大門地区
大島	小島 700 番地 1 (大島コミュニティセンター内)	後日入力	大島地区

### 3 アンケート調査結果の概要

#### (1) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65歳以上の高齢者の日常生活や健康づくり、社会参加等に係る現状と今後の活動意向や施策の認知度等を把握することを目的とし実施しました。

調査対象	要介護認定を受けている方を除く市内在住の65歳以上の方
調査期間	令和4年12月5日～令和4年12月19日
調査方法	郵送配付、郵送回収
配付・回収	配付数:5,000人 回収数:3,570人(回収率71.4%)

#### <結果をみる際の注意>

- ・ 回答項目の比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・ 図表中の「n=〇〇」とは、集計対象者総数(又は分類別の該当対象者数)を示しています。

#### <調査結果の概要と課題>

- 1 運動機能の低下や閉じこもり傾向は、年齢を重ねるごとにリスクが高まり、特に85歳以上で高くなります。また、認知症リスクやうつ傾向は、若い年代でもリスクが高いことから、若い時期からの健康づくりや継続的な介護予防の取組が重要です。併せて認知症やうつ傾向の早期発見や適切な対応が必要です。
- 2 コロナ禍において、行動制限や感染への不安から外出を控えていた人が多く、地域の活動等へも参加していない人や家族や友人・知人以外の相談相手がいない人も増えていることから、地域における交流の場や各種活動の再開・活性化を支援し、つながりを再構築していく必要があります。
- 3 地域の介護予防活動に参加している人は1割前後となっています。参加している人のうち3割以上は「気持ちが前向きになった」と回答しているなど一定の効果がみられる一方、「特に効果は感じない」とする人も約2割おり、参加促進と併せて、より効果を実感できるための工夫が必要です。
- 4 認知症に対する不安を感じている人は7割以上と多くなっていますが、認知症に関する相談窓口の認知度は向上していない状況がうかがえます。相談しやすい体制の強化や早期発見・早期対応のシステムづくりに力を入れていく必要があります。
- 5 スマートフォン等を活用してインターネットを利用する高齢者が増えてきています。デジタル技術も発展・普及してきており、それらを活用した取組を進めるとともに、デジタルディバイド(情報格差)の解消にも取り組んでいく必要があります。

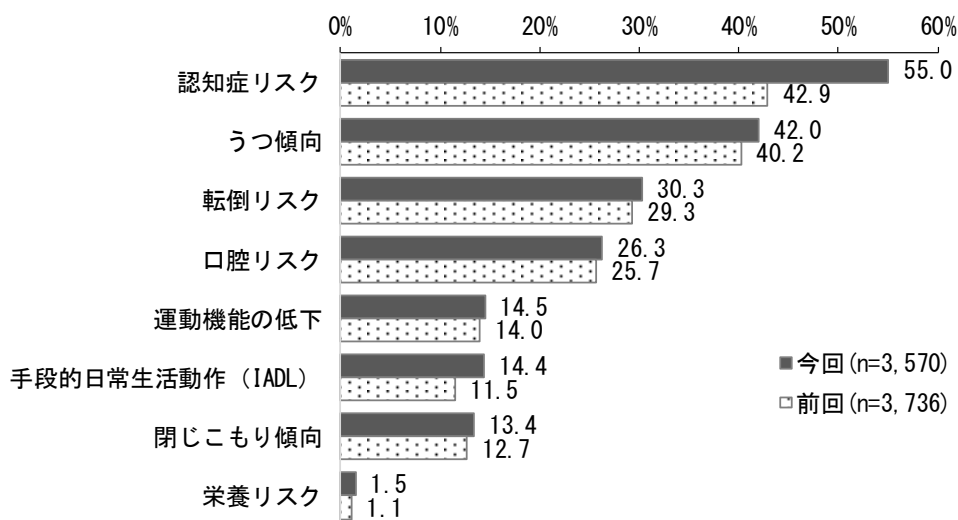
### ① リスク判定について

回答結果から介護リスクについて判定すると、「リスクあり」と判定された人の割合は、「認知症リスク」が55.0%、「うつ傾向」が42.0%、「転倒リスク」が30.3%などとなっています。

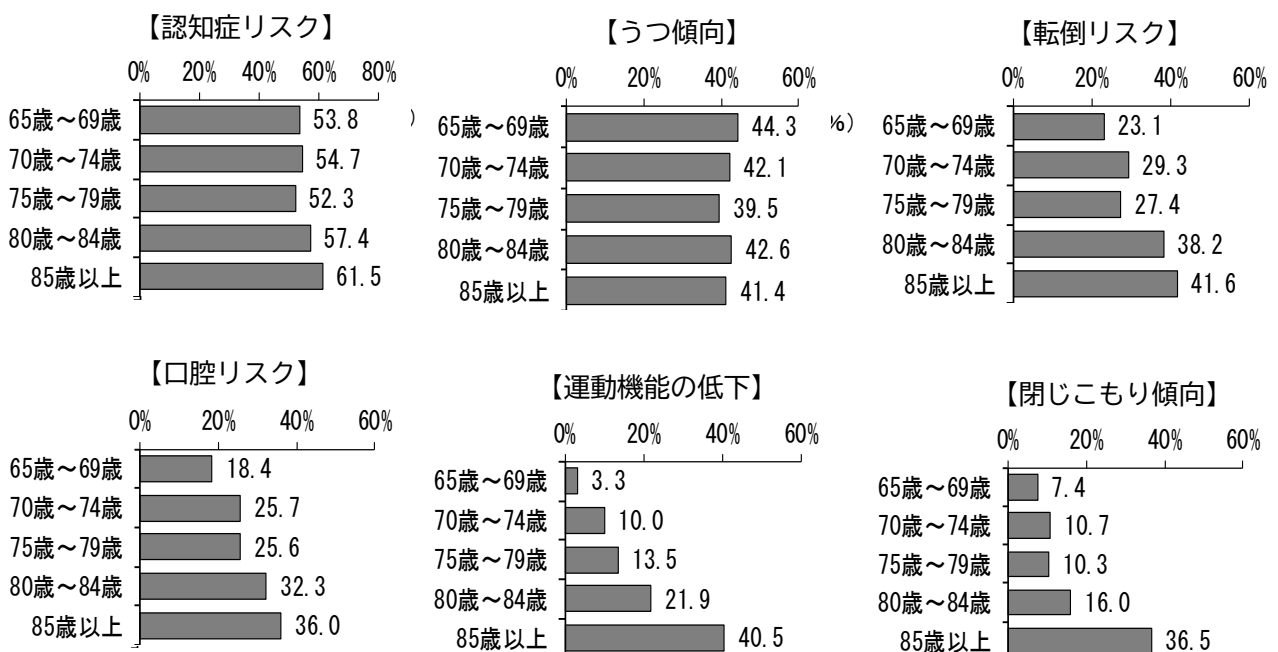
前回調査と比べると、「認知症リスク」が大きく上昇しています。

年齢別にみると、「運動機能の低下」、「閉じこもり傾向」、「口腔リスク」では、年齢とともに割合が上昇し、「転倒リスク」、「認知症リスク」、「うつ傾向」では、比較的若い年代から高い割合となっています。

■各種リスクにおいて「リスクあり」と判定された人の割合

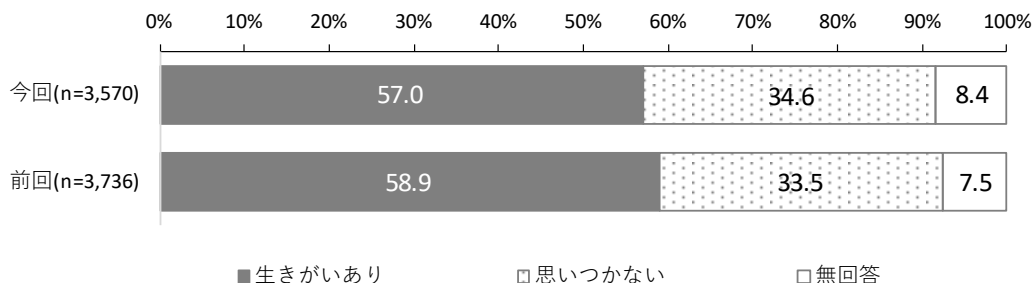


■年齢別「リスクあり」判定割合



## ② 生きがいの有無

生きがいの有無について、「生きがいあり」が57.0%、「思いつかない」が34.6%でした。前回調査と比べて大きな変化はみられません。

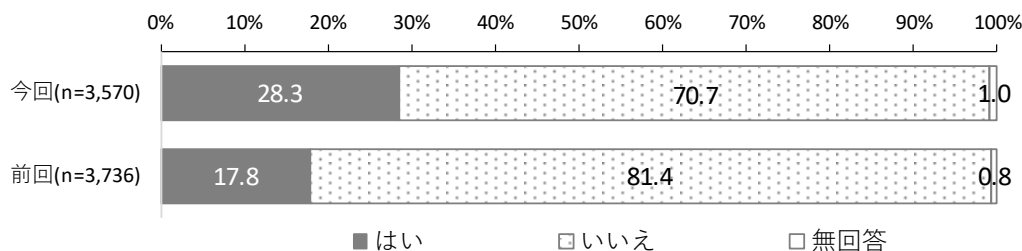


## ③ 外出の状況

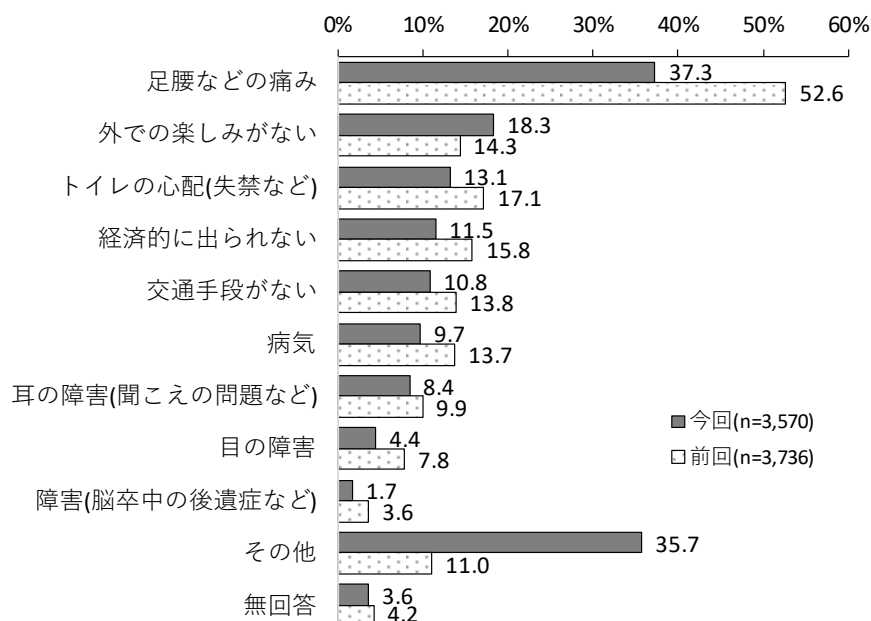
外出を控えているかどうかについて、「はい」と回答した人は28.3%で、前回調査と比べて10.5ポイント上昇しています。

外出を控えていると回答した人に、その理由を聞いたところ、「その他」の割合が前回と比べて大きく上昇しており、新型コロナウイルス感染拡大の影響がうかがえます。

### ■外出を控えているか



### ■外出を控えている理由



#### ④ 地域活動の状況

地域活動への参加頻度について、参加している人のうち、ボランティアのグループ及び老人クラブでは「年に数回」、趣味関係のサークルでは「月1～3回」、介護予防のための通いの場では「週に1回」の割合が高くなっています。いずれの活動においても、前回調査と比べて「参加していない」の割合が上昇しています。

地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等の活動への参加意向について、54.9%の人が「是非参加したい」もしくは「参加してもよい」と回答しています。前回調査と比べると「既に参加している」の割合が下降し、「参加したくない」の割合が上昇しています。

■地域活動への参加頻度（単位：％）

【ボランティアのグループ】

	今回	前回	増減
週4回以上	0.6	0.7	-0.1
週2～3回	1.1	1.3	-0.2
週1回	1.6	2.1	-0.5
月1～3回	5.3	6.4	-1.1
年に数回	7.5	8.0	-0.5
参加していない	60.3	54.1	6.2
無回答	23.7	27.5	-3.9

【趣味関係サークル】

	今回	前回	増減
週4回以上	1.5	2.1	-0.6
週2～3回	4.0	4.8	-0.8
週1回	5.0	6.1	-1.1
月1～3回	9.0	11.8	-2.7
年に数回	6.7	7.0	-0.3
参加していない	53.1	45.5	7.6
無回答	20.7	22.8	-2.1

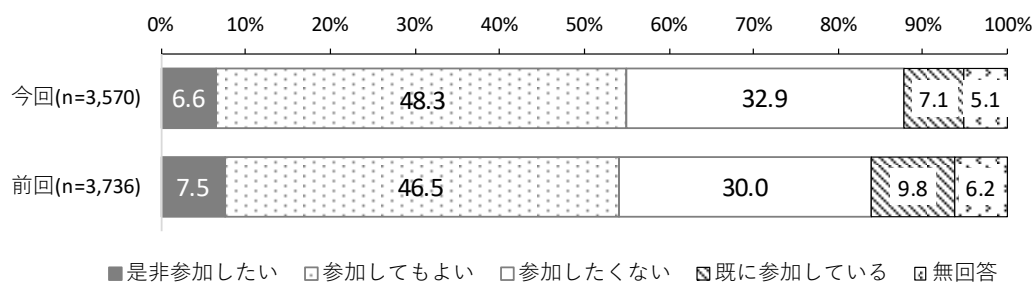
【介護予防のための通いの場】

	今回	前回	増減
週4回以上	1.3	2.0	-0.7
週2～3回	1.5	1.5	-0.1
週1回	7.8	7.7	0.1
月1～3回	3.9	5.4	-1.5
年に数回	3.4	3.9	-0.5
参加していない	62.3	56.0	6.2
無回答	19.9	23.5	-3.5

【老人クラブ】

	今回	前回	増減
週4回以上	0.3	0.6	-0.3
週2～3回	0.3	0.6	-0.3
週1回	0.9	0.9	0.0
月1～3回	3.1	5.3	-2.2
年に数回	14.2	19.0	-4.8
参加していない	58.4	49.7	8.6
無回答	22.8	23.9	-1.1

■地域活動への参加意向

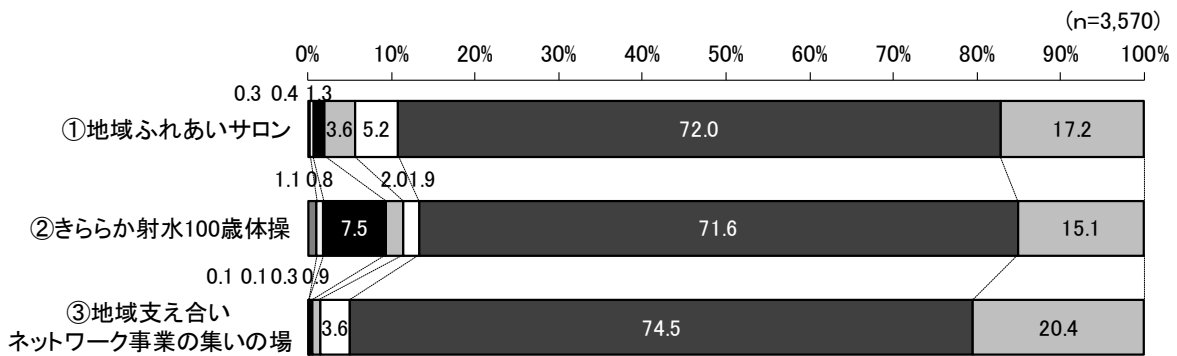


## ⑤ 介護予防の状況

介護予防のための通いの場への参加状況について、年に数回以上参加している人の割合は、「地域ふれあいサロン」で10.8%、「きららか射水100歳体操」で13.3%、「地域支え合いネットワーク事業の集いの場」で5.0%となっています。

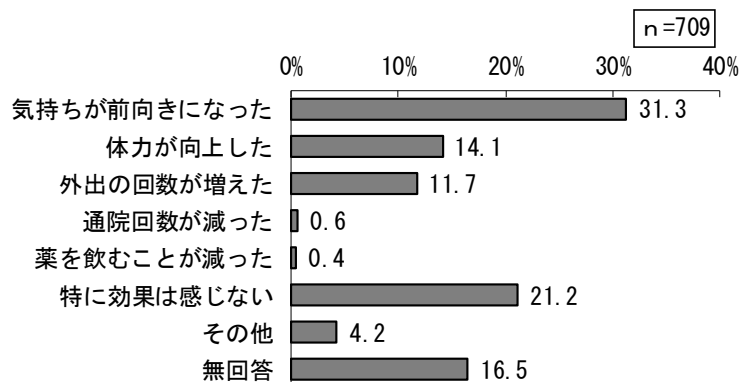
参加したことがある人にその効果についてうかがったところ、「気持ちが前向きになった」が31.3%で最も高く、次いで「特に効果は感じない」(21.2%)、「体力が向上した」(14.1%)と続いています。

■介護予防のための通いの場への参加状況



□週4回以上 □週2~3回 ■週1回 □月1~3回 □年に数回 ■参加していない □無回答

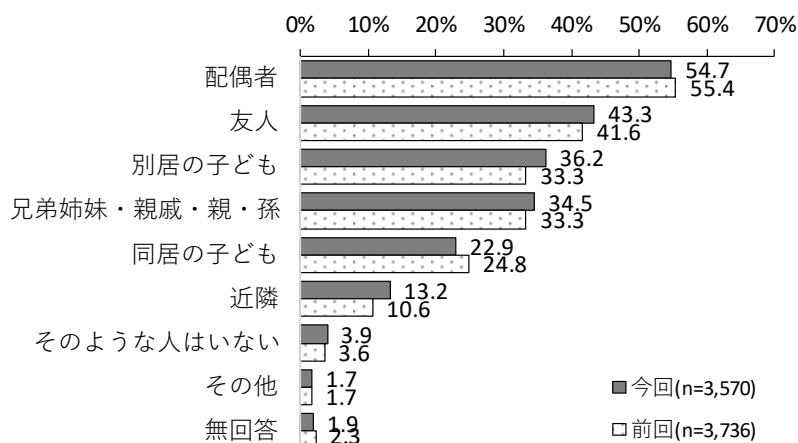
■通いの場への参加による効果



## ⑥ 心配事や愚痴を聞いてくれる人

心配事や愚痴を聞いてくれる人について、「配偶者」が54.7%で最も高く、次いで「友人」(43.3%)、「別居の子ども」(36.2%)と続いています。

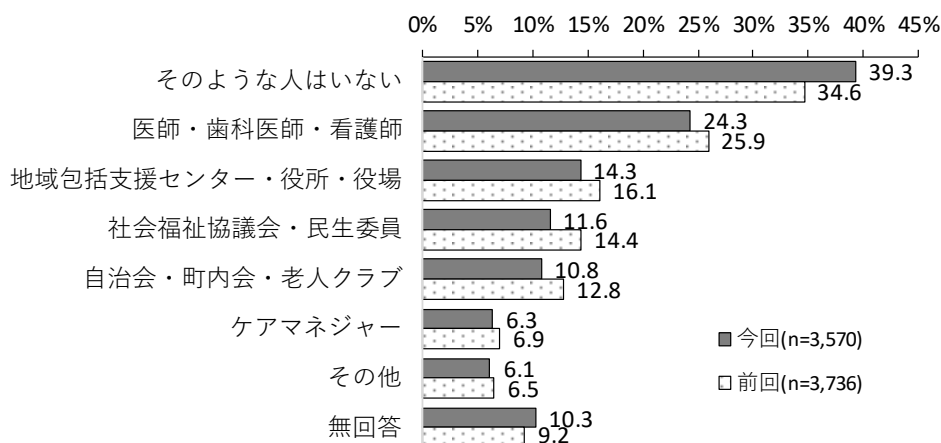
## ■心配事や愚痴を聞いてくれる人



## ⑦ 地域の相談相手

家族や友人・知人以外の相談相手について、「そのような人はいない」が39.3%で最も高く、前回調査と比べて4.7ポイント上昇しています。次いで「医師・歯科医師・看護師」(24.3%)、「地域包括支援センター・役所・役場」(14.3%)と続いています。

## ■家族や友人・知人以外の相談相手

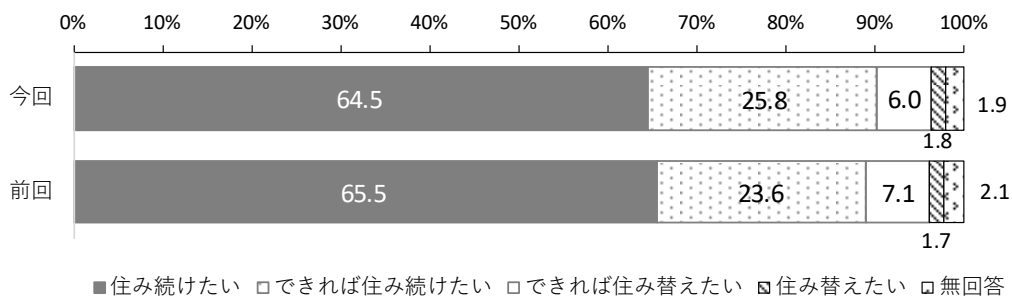




## ⑧ 定住意向

今後も現在の場所に住みたいかどうかについて、「住みたい」が64.5%、「できれば住みたい」が25.8%で、合わせると9割以上の人が定住意向を示しています。

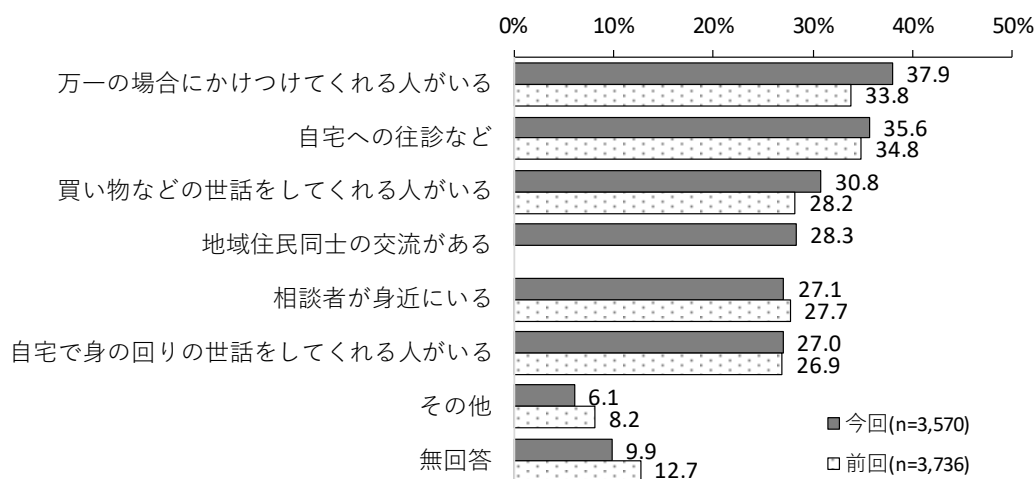
### ■今後も現在の場所に住みたいか



## ⑨ 住み続けるために必要な環境

現在の場所に住み続けるために必要な環境について、「万一の場合にかけつけてくれる人がいる」が37.9%で最も高く、前回調査と比べて4.1ポイント上昇しています。次いで「自宅への往診など」（35.6%）、「買い物などの世話をしてくれる人がいる」（30.8%）と続いています。

### ■現在の場所に住み続けるために必要な環境



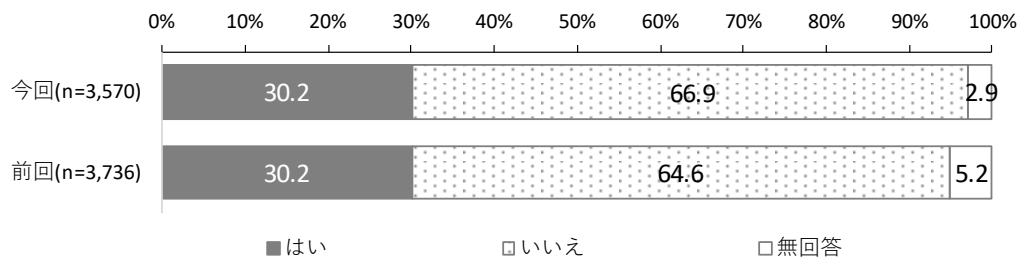
### ⑩ 認知症について

認知症に関する相談窓口を知っている人は30.2%で、前回調査から変化がありません。

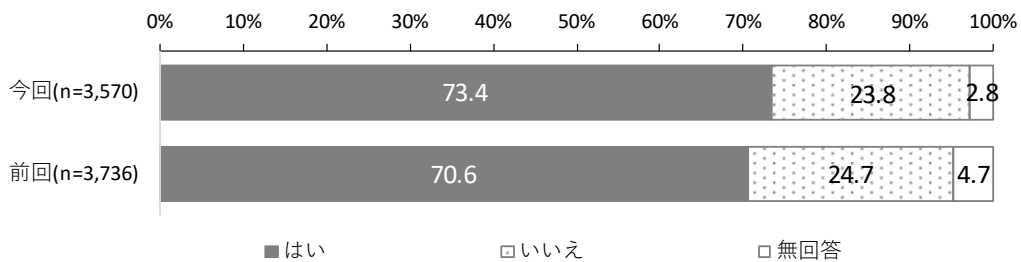
認知症に対する不安を感じている人は73.4%で、前回調査と比べてやや上昇しています。

認知症の人が地域で暮らしていくために必要な支援として、「認知症について相談しやすい体制づくり」、「認知症の早期発見・早期対応のシステムづくり」の割合が高くなっています。

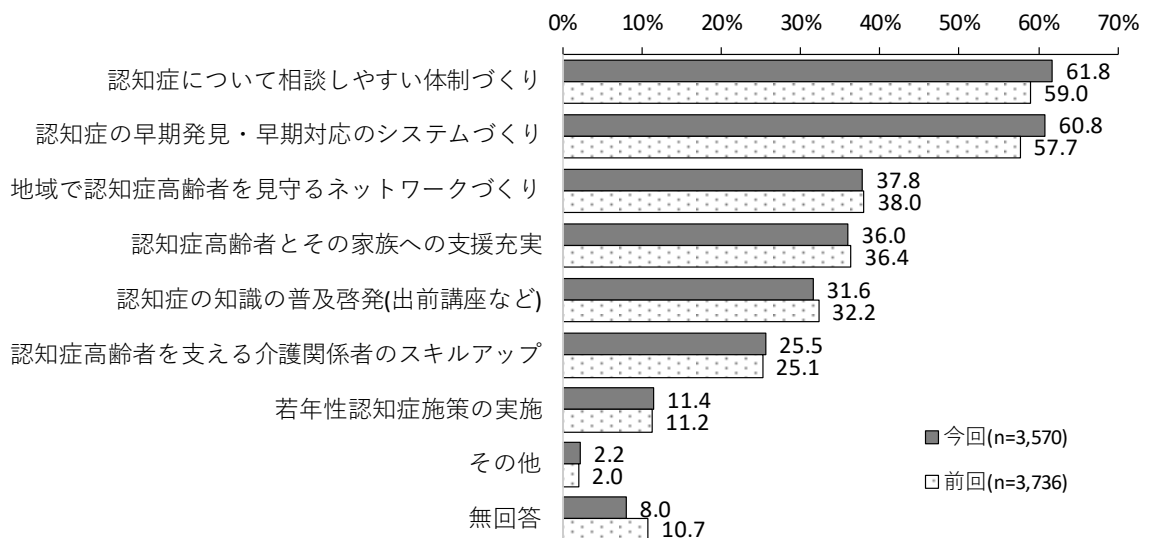
#### ■認知症に関する相談窓口を知っているか



#### ■認知症に対する不安はあるか



#### ■認知症の人が暮らしていくために必要な支援



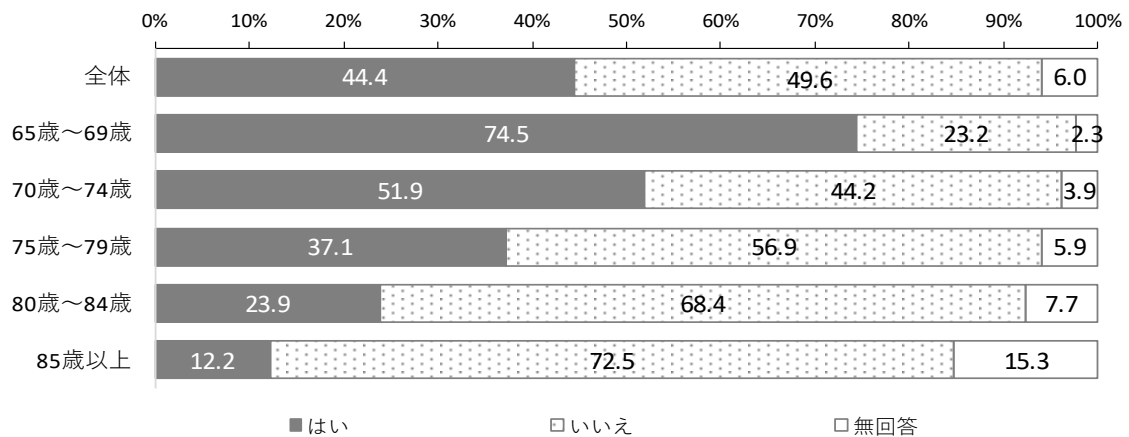
## ⑪ インターネットの利用について

日常生活でインターネットを利用している人は44.4%で、年齢が若いほど利用している人の割合が高くなっています。

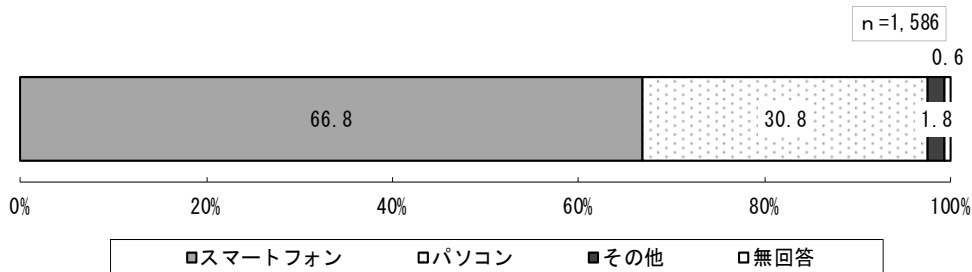
利用している媒体は、「スマートフォン」66.8%、「パソコン」が30.8%となっています。

今後、インターネットを利用したい場面について、「情報収集や調べもの」、「家族や知人との連絡」の割合が高くなっています。

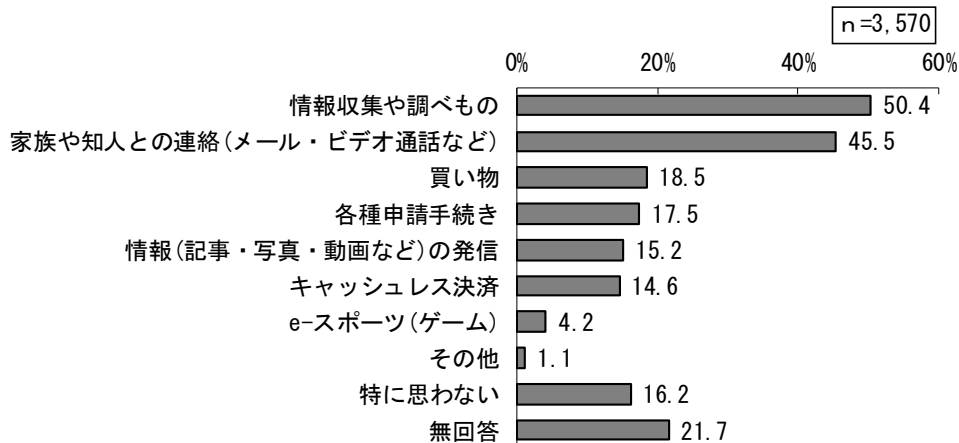
### ■インターネットの利用の有無



### ■インターネットを利用している媒体



### ■インターネットを利用したい場面



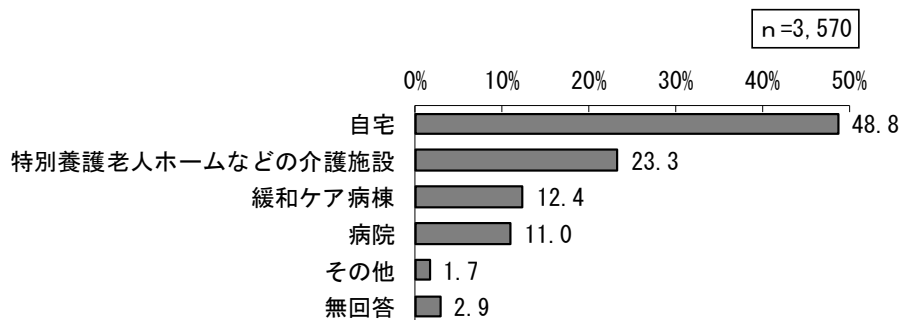
## ⑫ 人生の最終段階について

人生の最終段階を迎えるときに過ごしたい場所について、「自宅」が48.8%で最も高く、次いで「特別養護老人ホーム」(23.3%)、「緩和ケア病棟」(12.4%)と続いています。

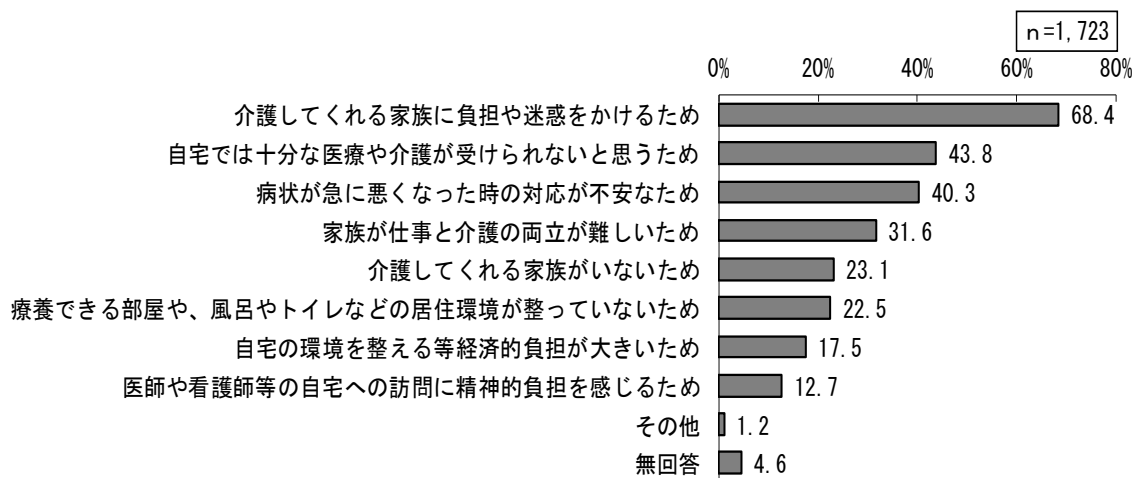
自宅以外を選択した方に、その理由をうかがったところ、「介護してくれる家族に負担や迷惑をかけるため」が68.4%で最も高くなっています。

人生の最終段階の医療・療養について、家族や医療・介護関係者と話し合ったことの有無について、「話し合ったことはない」と回答した人が55.8%で、前回と比べて上昇しています。

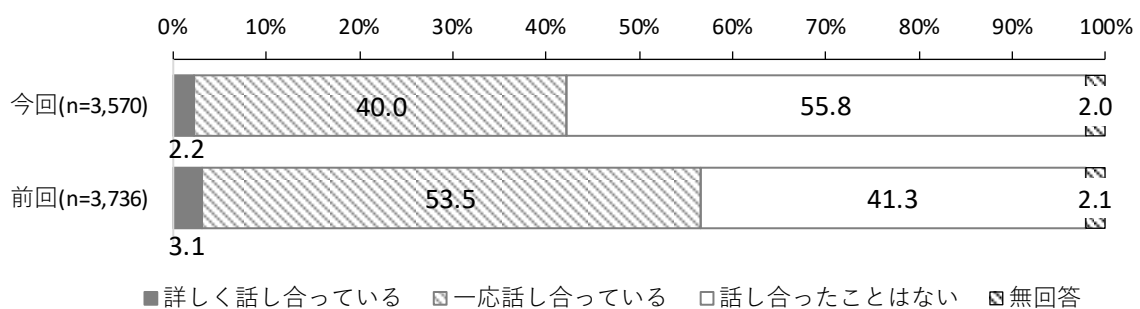
### ■人生の最終段階を迎えるときに過ごしたい場所



### ■自宅以外で過ごしたい理由



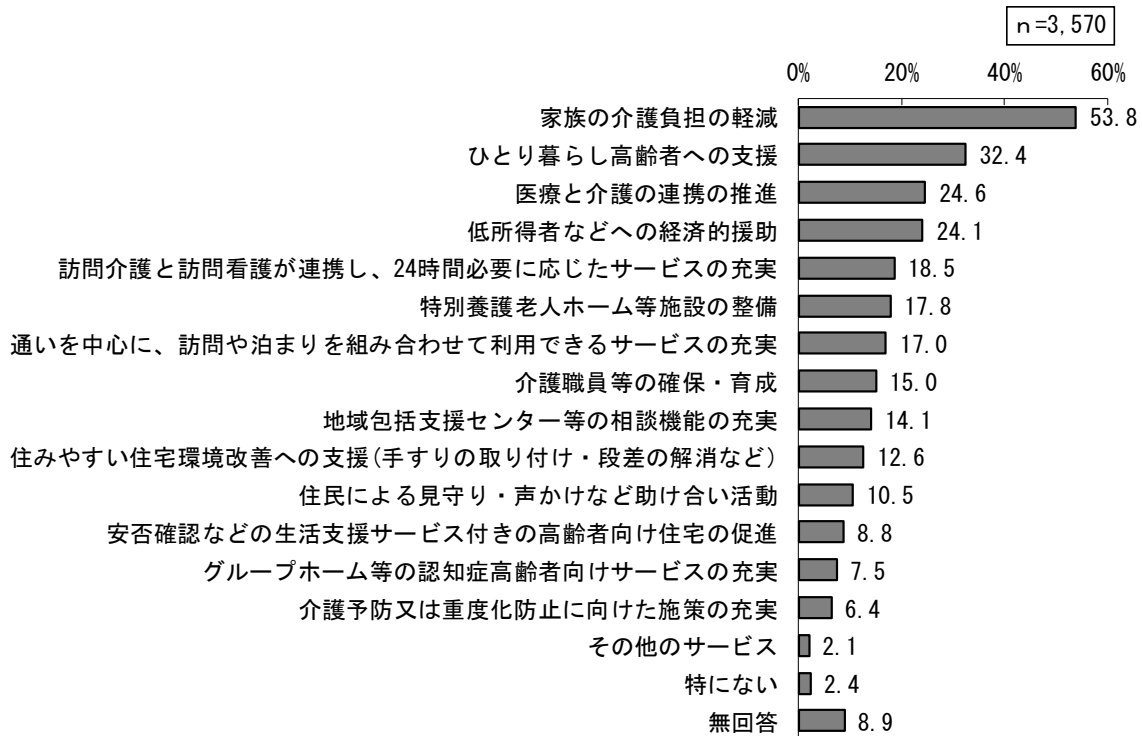
### ■医療・療養について家族や医療・介護関係者と話し合ったことがあるか



### ⑬ 高齢者福祉施策で市が力を入れていくべきもの

これからの高齢者福祉施策で市が力を入れていくべきものについて、「家族の介護負担の軽減」が53.8%で最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者への支援」（32.4%）、「医療と介護の連携の推進」（24.6%）と続いています。

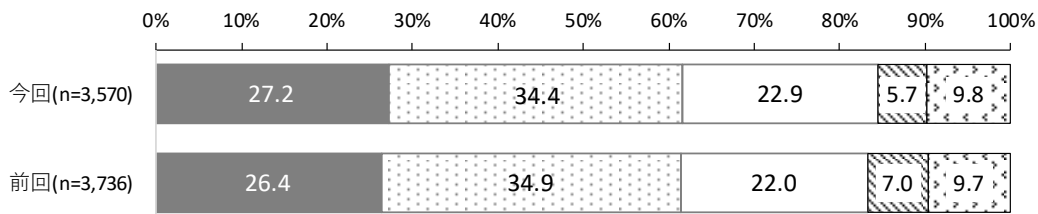
#### ■高齢者福祉施策で市が力を入れていくべきもの



### ⑭ 今後の介護保険料について

今後の介護保険料と介護サービスとの関係に対する考え方について、「介護サービスの充実よりも保険料をあまり高くしないようにしてほしい」が34.4%で、「保険料が高くなっても介護サービスが充実している方がよい」の27.2%を上回っています。

#### ■今後の介護保険料について



- 保険料が高くなっても介護サービスが充実している方がよい
- 介護サービスの充実よりも保険料をあまり高くしないようにしてほしい
- わからない
- ▣ その他
- 無回答

## (2) 在宅介護実態調査

在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方と主な介護者に在宅介護の実態や介護と仕事の両立等の状況を把握することを目的とし、次のとおり実施しました。

調査対象	在宅の要支援・要介護認定を受けている方
調査期間	令和4年12月1日～令和5年3月31日
調査方法	認定調査員による聞き取り調査
配付・回収	回収数:623人

### <結果をみる際の注意>

- ・回答項目の比率はすべて百分率（％）で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中の「n=〇〇」とは、集計対象者総数（又は分類別の該当対象者数）を示しています。

### <調査結果の概要と課題>

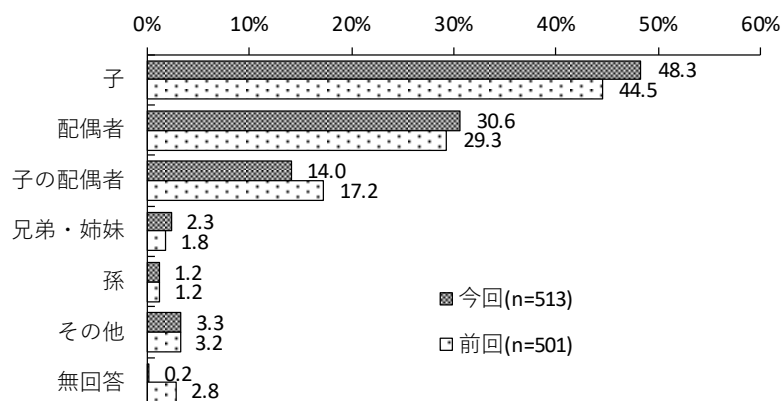
- 1 主な介護者の約7割が60代以上、3割半ばが70代以上となっており、老々介護の状況がうかがえることから、介護者の身体的、精神的、経済的な負担を軽減するための支援の充実を図っていく必要があります。また、30代以下が介護しているケースもみられます。ヤングケアラーの実態を把握し、必要な支援を講じていく必要があります。
- 2 主な介護者が不安を感じる介護等について、要介護度が低い場合は外出の付き添いや送迎等の割合が高く、要介護度が高くなるにつれて認知症状への対応や日中・夜間の排泄等に不安を感じる人が多くなっており、サービス提供事業者等と連携・協力しながら、ニーズに応じた支援・サービスが提供できる体制づくりに取り組んでいく必要があります。
- 3 現在の生活を継続していくにあたって必要な支援・サービスについて、単身世帯では「外出同行」や「移送サービス」、「配食」、「買い物」、「ごみ出し」、「掃除・洗濯」等の日常生活における支援・サービスが求められているほか、「見守り・声かけ」の割合も高くなっています。公的サービスに加え、地域住民によるインフォーマルな支え合い体制の充実を図っていく必要があります。

## ① 主な介護者の状況

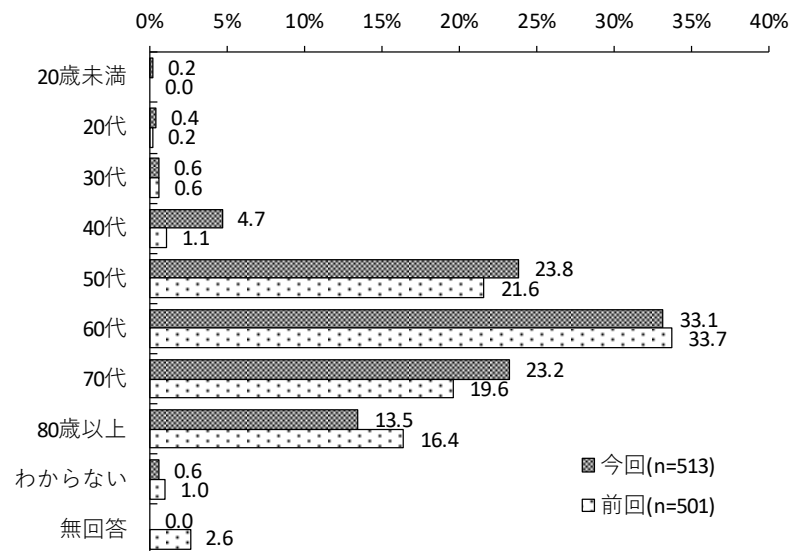
家族による主な介護者は、「子」が48.3%、「配偶者」が30.6%、「子の配偶者」が14.0%などとなっています。

介護者の年齢は、「60代」が33.1%で最も高く、「70代」(23.2%)と「80代」(13.5%)を合わせると、主な介護者の69.8%が60代以上となっています。

### ■主な介護者



### ■主な介護者の年齢

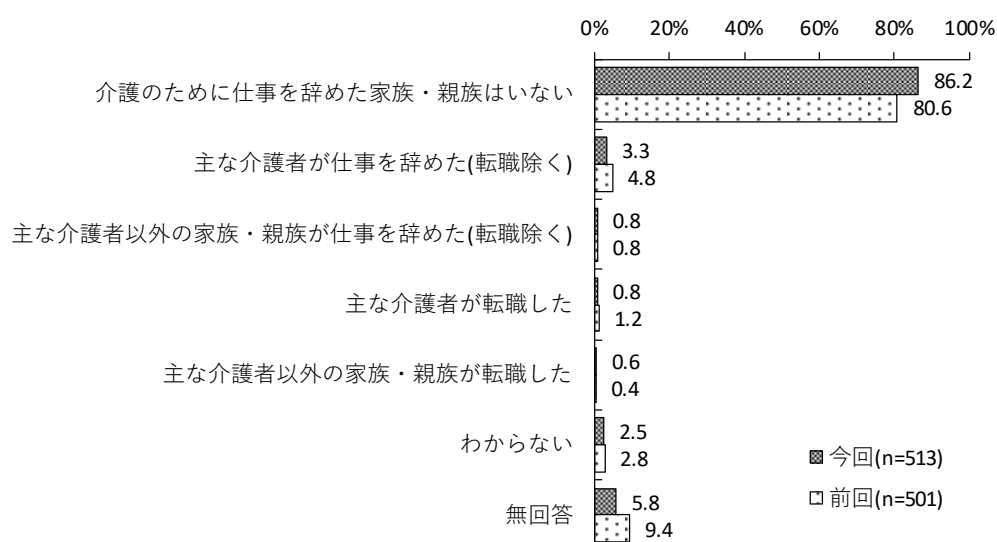


## ② 介護離職の状況

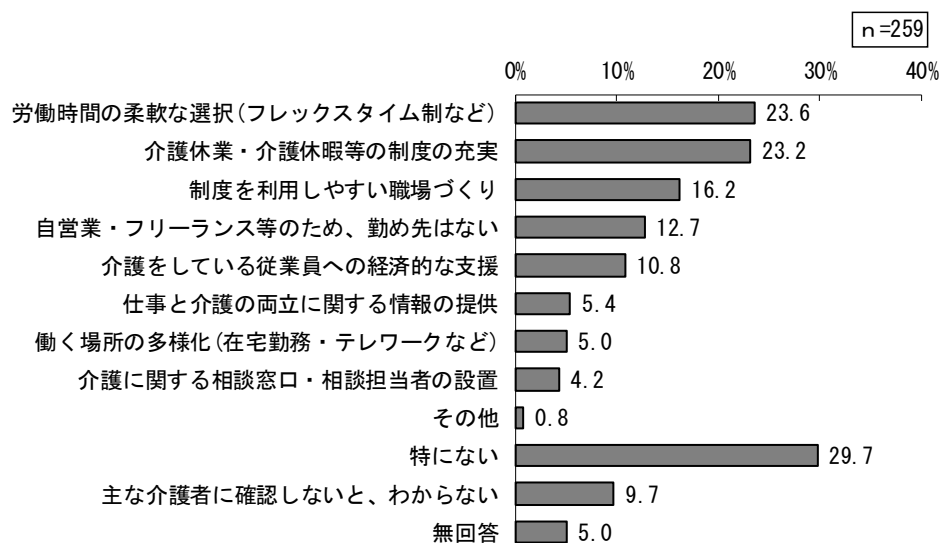
家族や親族の中で、過去1年間で介護を主な理由として仕事を辞めた人の有無について、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が86.2%で、前回調査と比べて割合が上昇しています。主な介護者や主な介護者以外の家族や親族が仕事を辞めた人の割合は4.1%、転職した人は1.4%となっています。

現在、働いている人に、仕事と介護の両立に効果的な勤務先からの支援をうかがったところ、「特になし」が29.7%で最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択」（23.6%）、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」（23.2%）が続いています。

### ■介護を主な理由として仕事を辞めた家族・親族等の有無



### ■仕事と介護の両立に効果的な勤務先からの支援

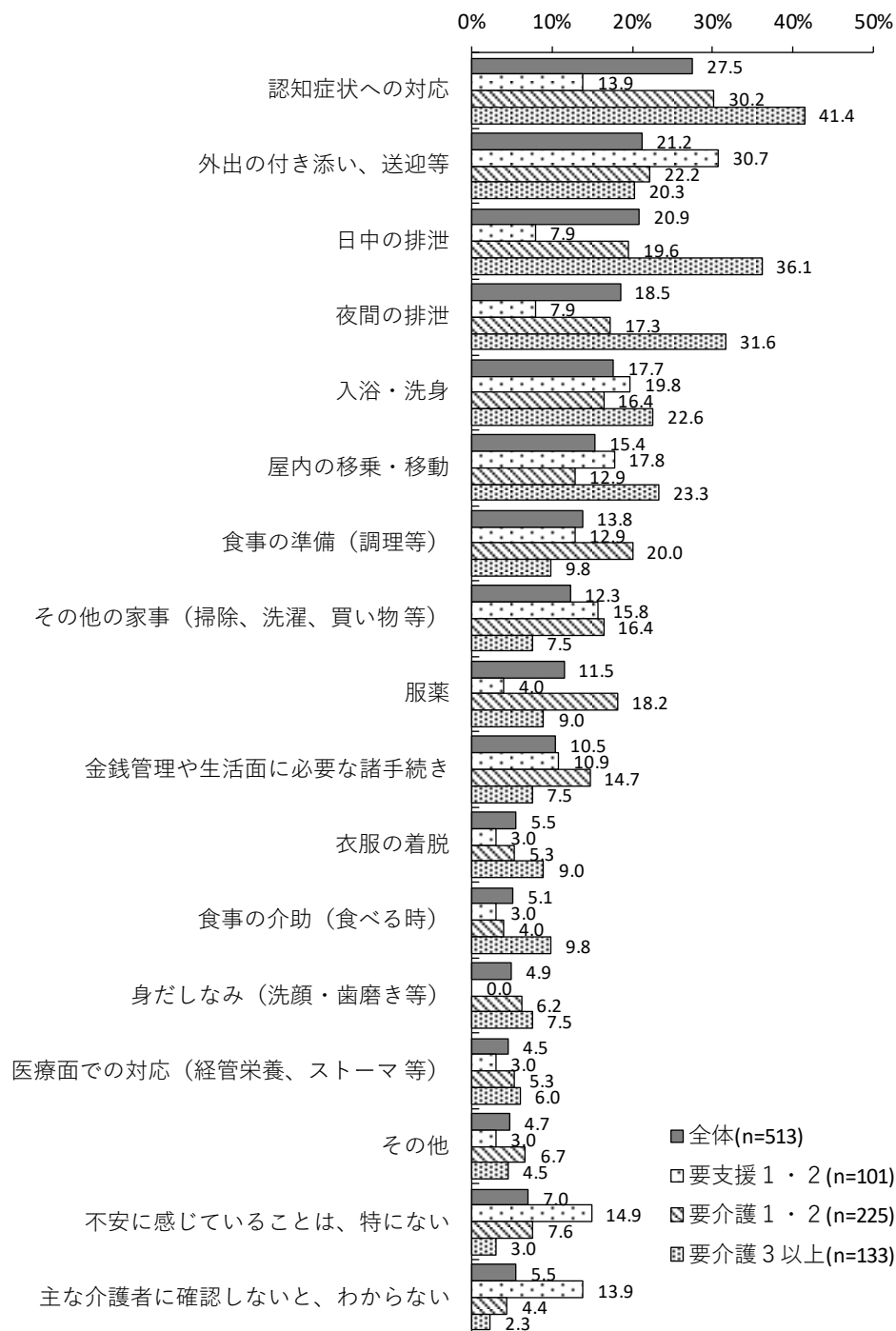




### ③ 主な介護者が不安を感じる介護等

現在の生活を継続するにあたって、主な介護者が不安を感じる介護等について、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」、「入浴・洗身」、「屋内の移乗・移動」の割合が高く、要介護1・2では「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」、「食事の準備（調理等）」の割合が高く、要介護3以上では「認知症状への対応」、「日中の排泄」、「夜間の排泄」の割合が高くなっています。

■主な介護者が不安を感じる介護等

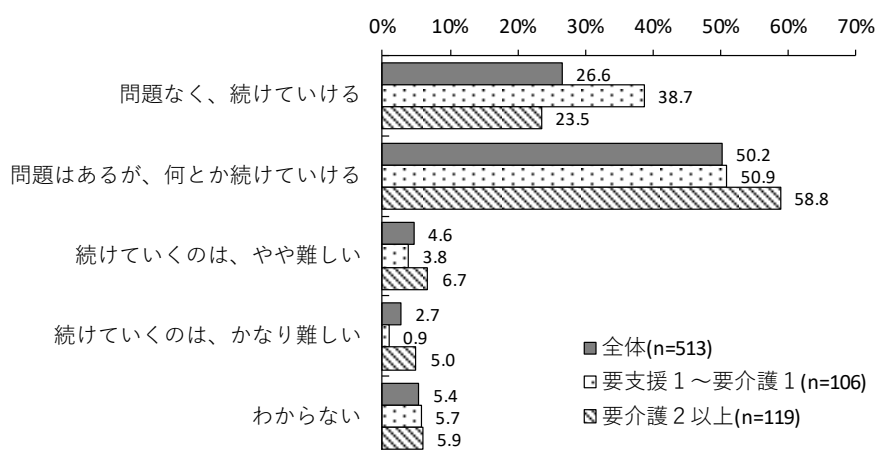


#### ④ 働きながら介護を続けていくこと

今後も働きながら介護を続けていくことについて、全体では「問題なく、続けていける」が26.6%、「問題はあるが、何とか続けていける」が50.2%、「続けていくのは、やや難しい」が4.6%、「続けていくのは、かなり難しい」が2.7%となっています。

要介護度別にみると、要介護2以上では、要介護1以下に比べて「問題なく、続けていける」の割合が低くなっています。

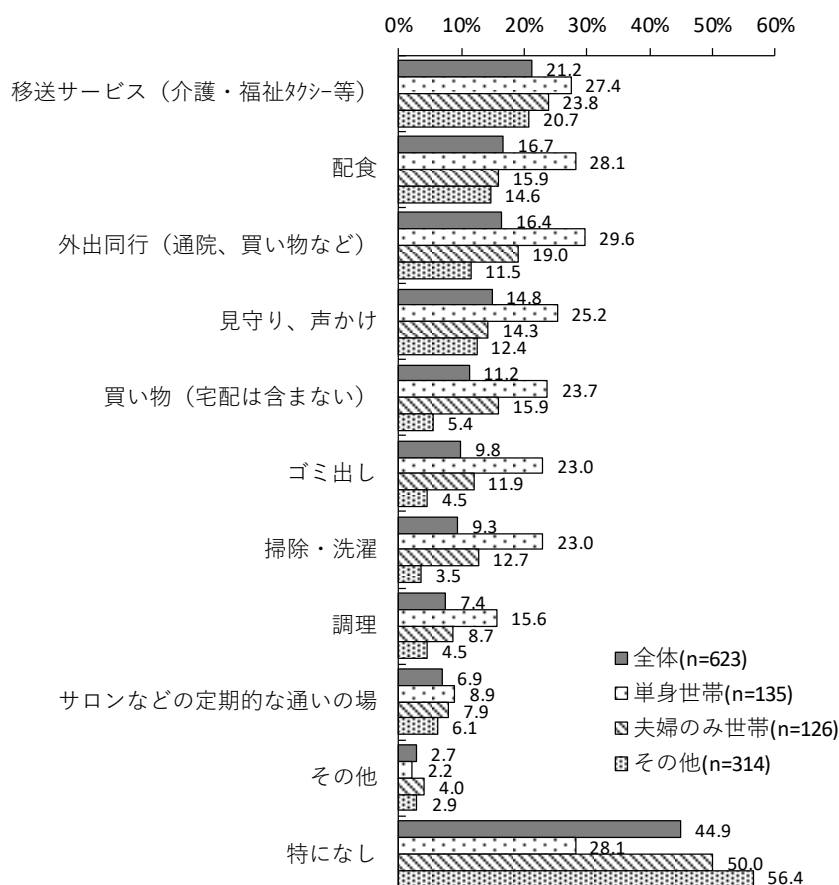
##### ■働きながら介護を続けていくことができるか



## ⑤ 在宅生活の継続に必要な支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて、単身世帯では「外出同行（通院、買い物等）」が29.6%で最も高く、次いで「配食」、「特になし」（各28.1%）、「移送サービス」（27.4%）の割合が高くなっているほか、夫婦のみ世帯、その他の世帯と比べて「見守り、声かけ」、「買い物（宅配は含まない）」、「ゴミ出し」、「掃除・洗濯」等の割合が高くなっています。

■在宅生活の継続に必要な支援・サービス



### (3) 事業者調査

介護保険サービス事業所の運営状況や課題、今後の事業展開等をうかがい、計画策定の基礎資料として活用するために実施しました。

調査対象	市内の介護保険サービス提供事業所 165事業所
調査期間	令和5年2月13日～令和5年2月28日
調査方法	郵送配付・郵送回収
配付・回収	配付数:165件 回収数:123件 回収率:74.5%

#### <結果をみる際の注意>

- ・回答項目の比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100.0%を超える場合があります。
- ・図表中の「n=〇〇」とは、集計対象者総数(又は分類別の該当対象者数)を示しています。

#### <調査結果の概要と課題>

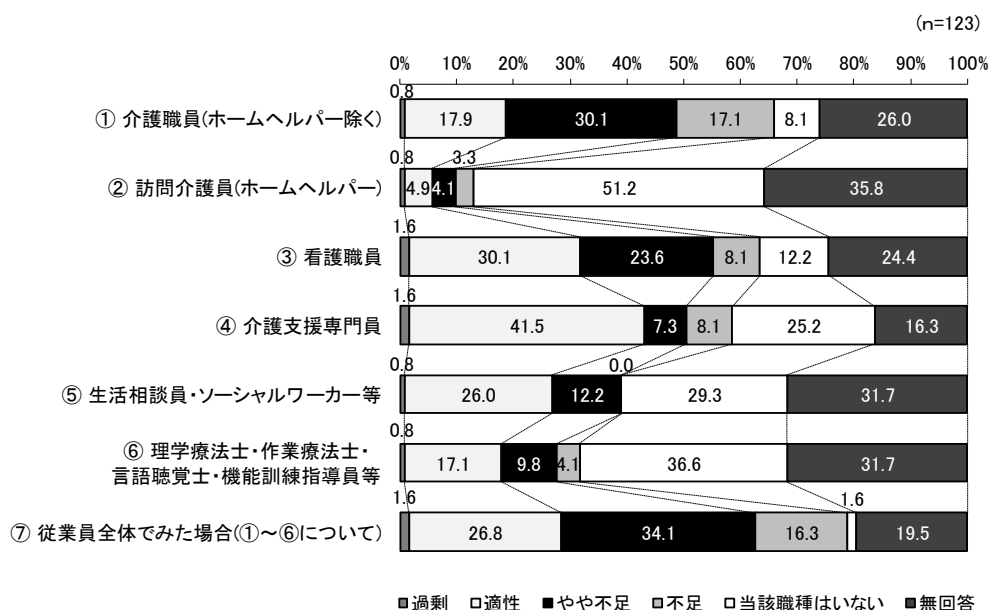
- 1 職員の充足状況について、5割以上の事業所が全体として不足していると回答しており、特に「介護職員(ホームヘルパー除く)」や「看護職員」で不足感が高くなっています。事業展開上の課題としても8割以上の事業所が「職員の確保・育成」と回答していることから、県や関係機関と連携しながら、人材の確保を図っていく必要があります。市に支援・充実してほしいこととして「介護職のイメージアップ戦略の推進」が最も高くなっており、様々な機会や媒体を通じて、介護職を希望する人を増やしていくための取組を推進していく必要があります。
- 2 外国人人材の受入については、1割弱の事業所が実施し、約1割の事業所が検討しています。現在検討していない事業所においても2割以上の事業所が補助金の支給や研修の開催等の支援があれば検討するとしており、積極的な支援を図っていく必要があります。
- 3 不足している介護保険サービスとして訪問入浴介護や訪問介護等は全然足りていないとする事業所が多く、その整備を促進していく必要があります。認知症対応型通所介護や地域密着型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスに不足感を感じている事業所も多く、積極的な整備を推進していく必要があります。
- 4 事業展開するうえで課題となっていることとして、「業務量が多い」が上位に来ています。業務の効率化は職員の負担が軽減され、定着・離職防止にもつながることから、支援の充実を図っていくことが重要です。

## ① 介護人材について

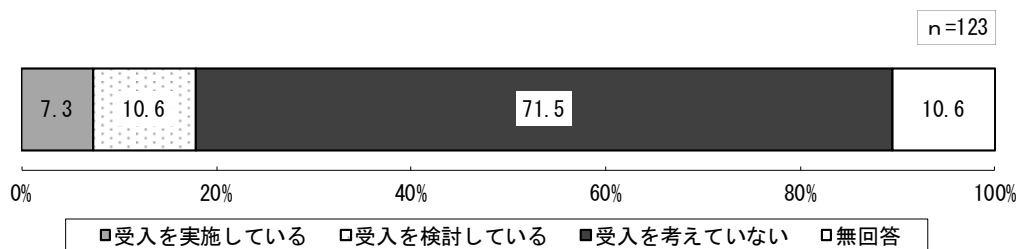
職員の充足状況について、「介護職員（ホームヘルパー除く）」や「看護職員」で「不足」もしくは「やや不足」の割合が高くなっているほか、従業員全体でみた場合、「やや不足」が34.1%、「不足」が16.3%と、5割以上の事業所が職員不足と回答しています。

外国人人材（EPAや特定技能1号）の受入について、「受入を実施している」が7.3%、「受入を検討している」が10.6%となっています。受入を考えていない事業所に、受入に係る初期費用についての補助金の支給や合同研修（カリキュラム）の開催等の支援があれば、受入を検討するかどうかうかがったところ、「はい」が22.7%となっています。

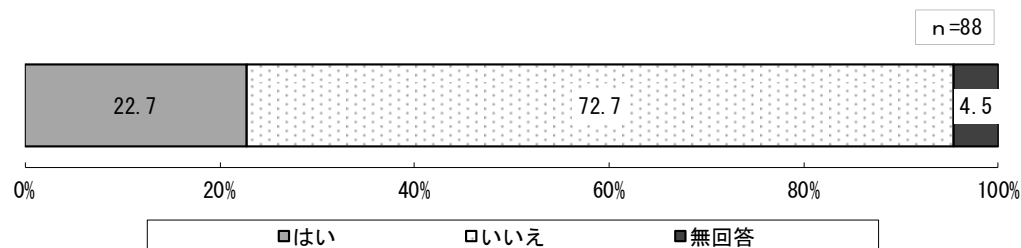
### ■職員の充足状況



### ■外国人人材の受入の実施



### ■外国人人材の受入の実施

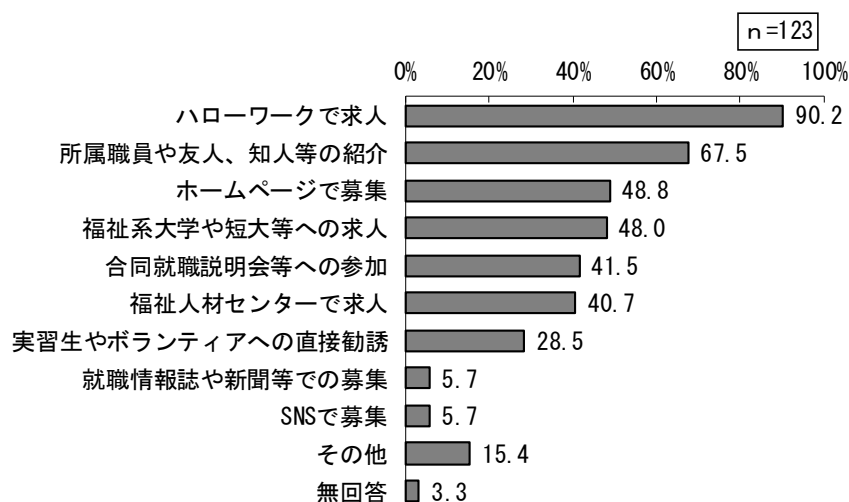


## ② 人材確保・定着のために実施している取組

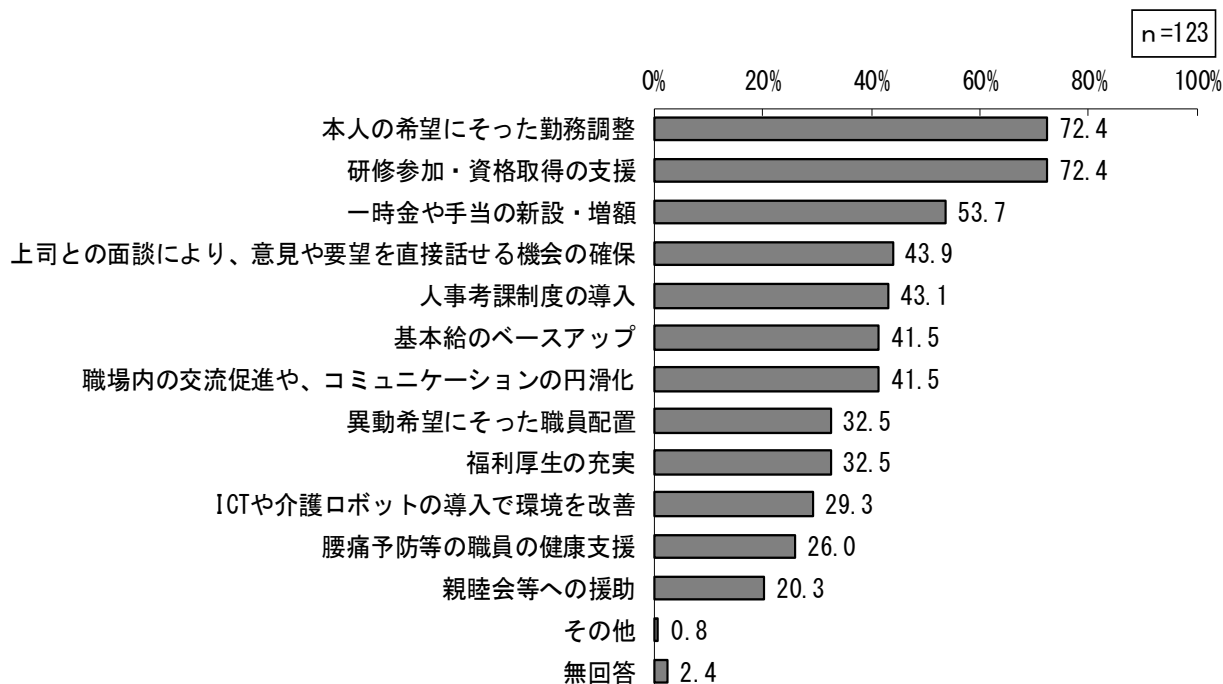
人材の確保の方法について、「ハローワークで求人」が90.2%と9割以上の事業所が実施しているほか、「所属職員や友人・知人等の紹介」が67.5%と高くなっています。

人材の定着促進のために実施している方策について、「本人の希望にそった勤務調整」、「研修参加・資格取得の支援」がそれぞれ72.4%で高くなっています。

### ■人材確保の方法



### ■人材定着のための方策

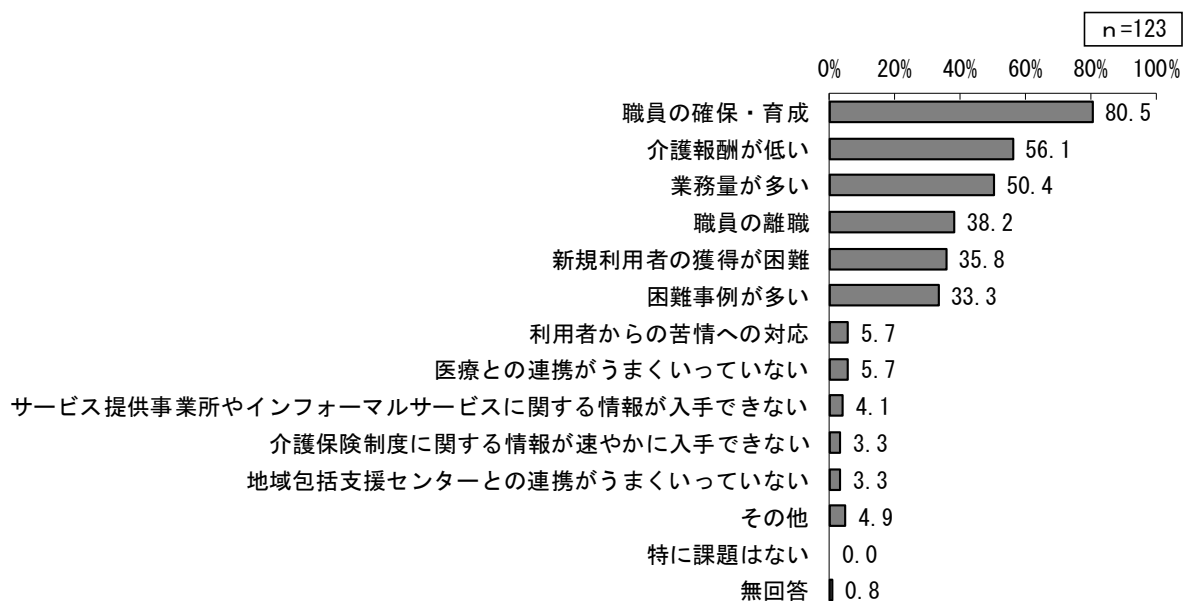


### ③ 事業展開における課題及び市の支援について

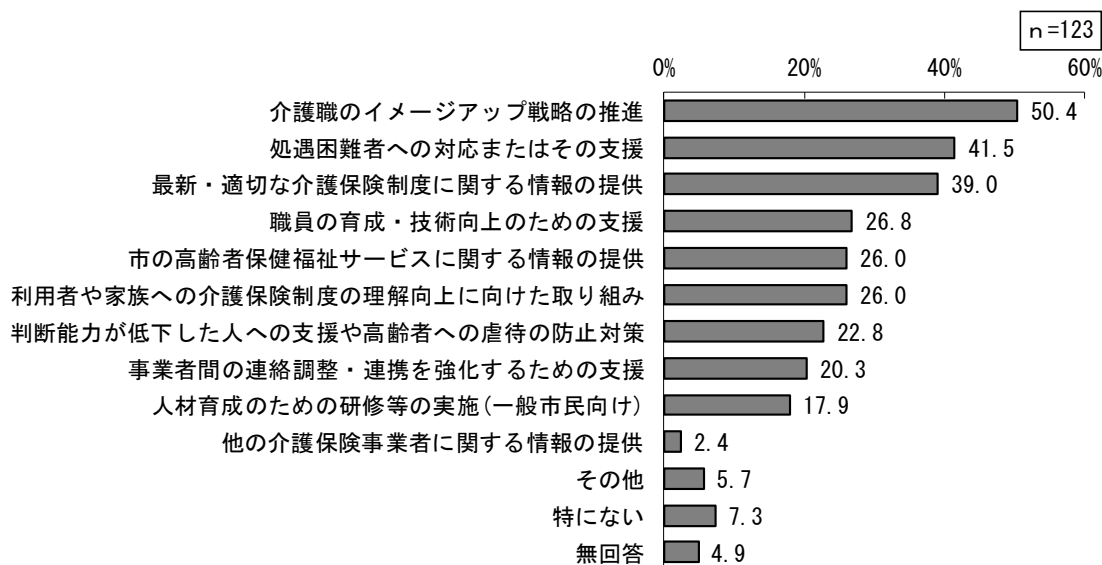
事業展開するうえで、課題と感じていることについて、「職員の確保・育成」が80.5%で最も高く、次いで「介護報酬が低い」、「業務量が多い」と続いています。

事業展開するうえで、市に支援・充実してほしいことについて、「介護職のイメージアップ戦略の推進」が50.4%で最も高く、次いで「処遇困難者への対応またはその支援」、「最新・適切な介護保険制度に関する情報の提供」と続いています。

#### ■事業展開における課題



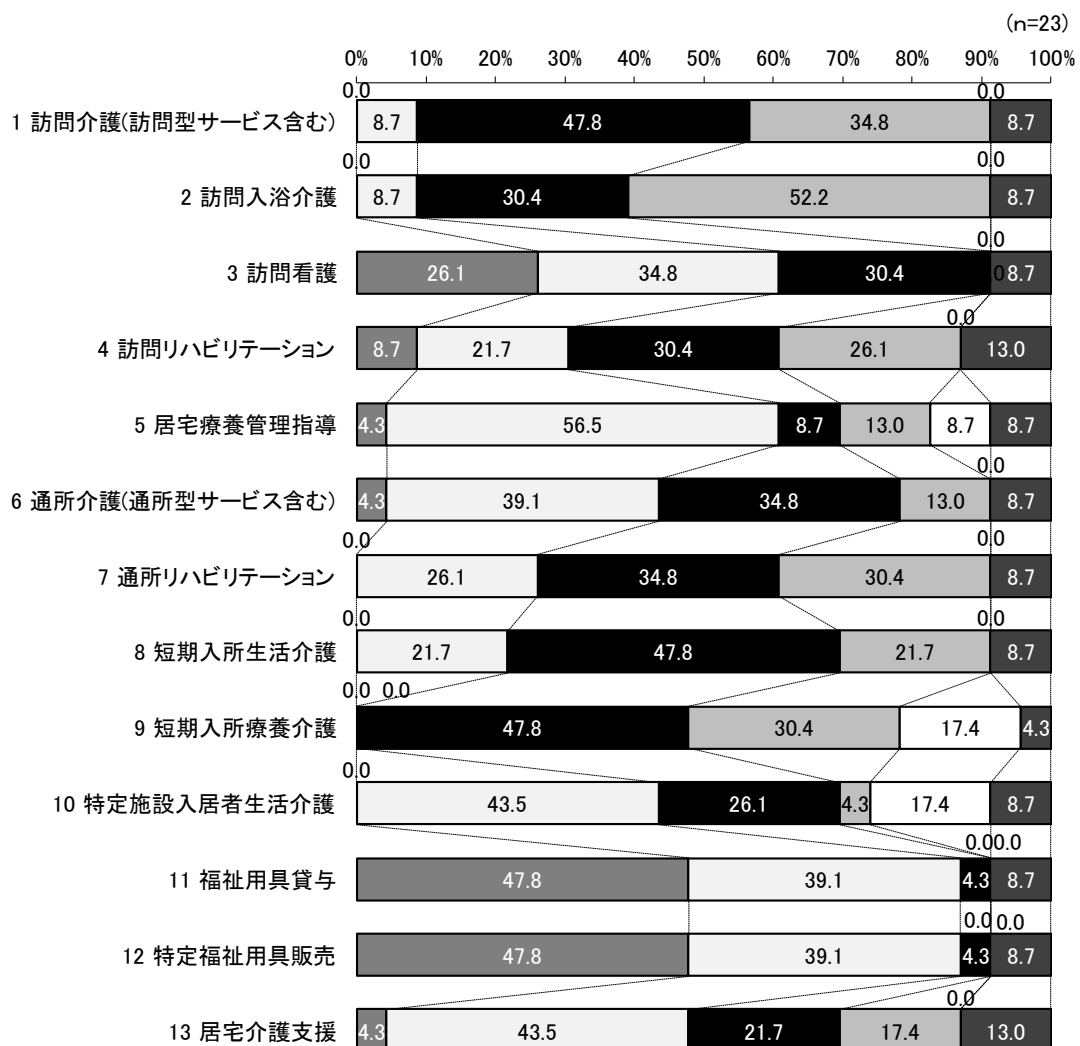
#### ■事業展開するうえで市に支援・充実してほしいこと



#### ④ 介護サービス基盤について

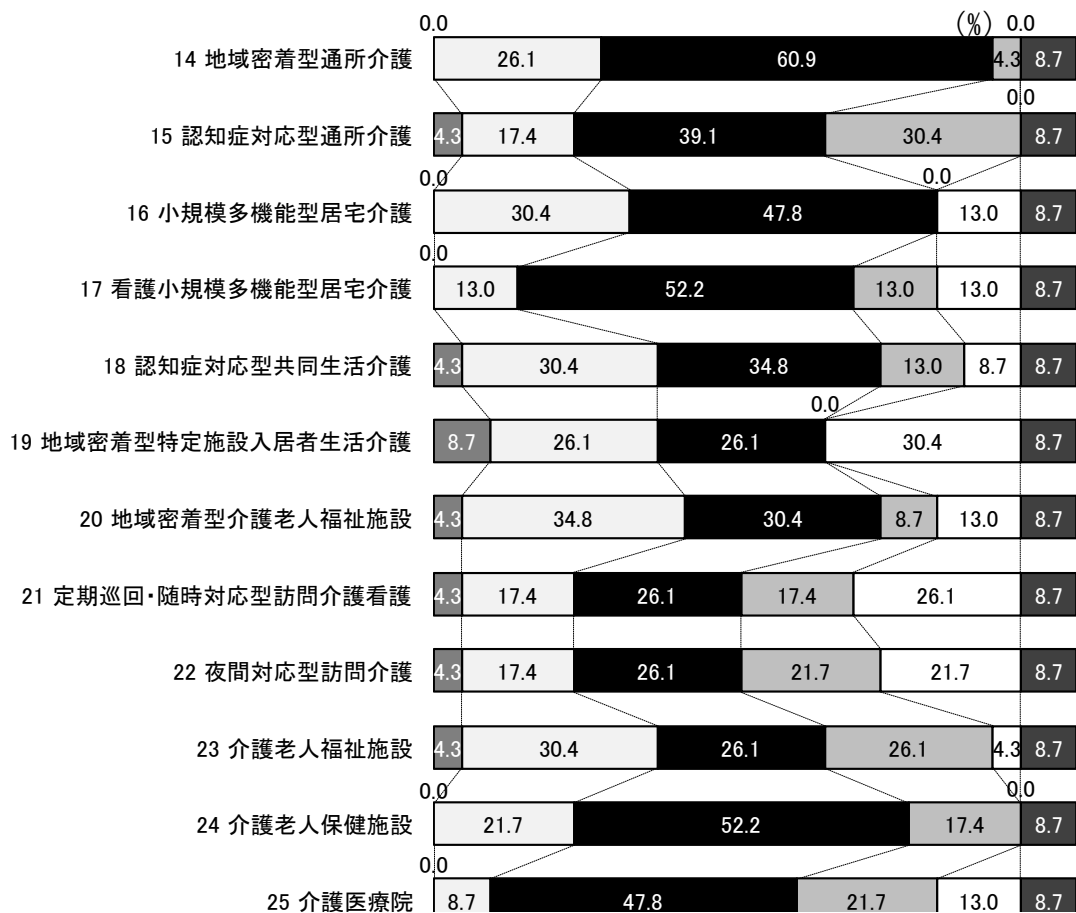
居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に、射水市において需要に対して供給が足りていないと感じるサービスをうかがったところ、「全然足りていない」の割合が高いサービスは「訪問入浴介護」、「訪問介護」、「通所リハビリテーション」、「短期入所療養介護」、「認知症対応型通所介護」等となっています。また、「やや足りていない」の割合が高いサービスは、「地域密着型通所介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」、「介護老人保健施設」等となっています。

■需要に対して供給が足りていないサービス



■十分足りている □足りている ■やや足りていない □全然足りていない □利用希望がない ■無回答





十分足りている
 足りている
 やや足りていない
 全然足りていない
 利用希望がない
 無回答

# 第 3 章

## 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

人生100年時代を迎え、また人口減少・少子高齢化がさらに進行することが見込まれることから、高齢者自身がいつまでも元気で、生きがいと役割を持ちながら活躍していくことができる地域づくりが重要です。

また、コロナ禍における外出制限や活動の自粛等により、地域のつながりが薄らぎつつあり、改めてその重要性を認識し、多様な交流や市民同士の支え合いを再構築していく必要があります。

さらに、高齢となっても、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進し、誰もが役割を持ち、支え合う地域共生社会の実現が求められています。

このことを踏まえ、本計画では、

**みんなが輝き つながり支え合うまち 射水**  
～地域共生社会の実現に向けて～

を基本理念に掲げ、以下の5つの基本目標の達成に向け、着実に施策を展開していくこととします。

### 2 基本目標

基本理念に基づき、高齢者を含めた地域に暮らす全ての人が社会とつながりながら「できること」を「できる範囲」で役割を持って活躍し、社会全体で支え合うネットワークが隙間なく重なり合っている射水市の実現を目指し、本計画の基本目標を次のように設定します。

#### 1 健康づくりと介護予防の推進

地域住民の健康づくり・介護予防に係る取組を支援するとともに、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防施策を推進します。また、施策をより効果的・効率的に進めるため健康づくりと介護予防を一体的に行うなど、市民と行政が力を合わせて健康寿命の延伸に取り組みます。

## 2

### 社会参加の推進と生きがいの創出

高齢になっても役割を持ち、社会に貢献することが生きがいの創出につながります。意欲ある高齢者が様々なフィールドで自分らしく活躍できるよう、各種団体と連携した生きがいづくりを推進します。

## 3

### 在宅生活を支援する取組の充実

ボランティアや民間事業者等と連携し、多様な生活支援サービスの効果的かつ効率的な提供に努めます。

併せて、住宅のバリアフリー化への支援や防災体制の充実や感染症への対策も含め、高齢者が在宅で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

## 4

### 支え合いみんながつながる社会の推進

地域包括支援センターの一層の機能強化を図るとともに、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した様々な課題に対し、我が事として取り組み、様々な資源を用いて解決していくための体制づくりを推進します。

併せて、医療と介護の連携強化、認知症施策の充実に努めます。

## 5

### 介護サービス基盤の充実

介護保険事業の適正運営を通じ、市民からより信頼される保険者を目指すとともに、必要な介護サービスを安心して受けられるようサービス基盤の充実に努めます。

また、介護人材の確保に向けた取組を進めるとともに、事業所が行う人材育成の支援に努めます。

### 3 計画の体系図

基本理念

みんなが輝き つながり支え合うまち 射水  
～地域共生社会の実現に向けて～

**基本目標1 健康づくりと介護予防の推進**

基本施策（1）生涯を通じた健康づくりの推進

- ア 望ましい生活習慣の確立の推進
- イ こころの健康づくりの推進

基本施策（2）生活習慣病の発症予防と重症化予防

- ア 特定健診、健康診査、がん検診の充実
- イ 歯・口腔の健康づくりの推進
- ウ 健康相談・健康教室の充実
- エ 糖尿病対策の充実
- オ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の充実

基本施策（3）健康づくりを支援する環境づくり

- ア 運動に親しむ環境づくりの推進
- イ 地域の健康づくり事業の推進
- ウ ライフステージに応じた食育の推進
- エ 健康づくりボランティアの養成・育成

基本施策（4）介護予防の推進

- ア 介護予防対象者の把握
- イ 自主的・総合的な介護予防の推進
- ウ 地域ぐるみの介護予防活動の支援

**基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出**

基本施策（1）交流の促進

- ア 高齢者レクリエーション、スポーツの推進
- イ 世代を超えたふれあいづくり

基本施策（2）活躍する場の確保

- ア 自主的な社会貢献活動の促進
- イ 老人クラブ活動への支援
- ウ シルバー人材センターの運営支援
- エ 豊かな経験や高い能力を生かす雇用の促進

### 基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実

#### 基本施策（1）生活の維持・向上

- ア 在宅生活の支援
- イ 生活を支援する施設の活用
- ウ 住宅改修指導の推進

#### 基本施策（2）家族介護者への支援の充実

- ア 精神的・経済的負担の軽減
- イ 認知症高齢者の家族への支援
- ウ ヤングケアラーの支援機関との連携

#### 基本施策（3）安全・安心の推進

- ア 高齢者の見守り活動の推進
- イ 防犯・交通安全対策の推進
- ウ 防災対策の推進
- エ 感染症対策の推進

### 基本目標4 支え合いみんながつながる社会の推進

#### 基本施策（1）自立支援・重度化防止の推進

- ア 地域ケア会議の充実

#### 基本施策（2）在宅医療と介護連携の推進

- ア 地域の医療・介護資源の把握
- イ 課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のないサービス提供体制の構築推進
- エ 情報の共有支援
- オ 相談支援体制の充実
- カ 研修会の開催
- キ 市民への普及啓発

#### 基本施策（3）認知症の人と家族への支援の強化

- ア 認知症に関する理解促進・本人発信支援
- イ 早期発見・早期対応システムの充実
- ウ 認知症の人とその家族への支援（再掲）
- エ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

#### 基本施策（4）高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

- ア 高齢者虐待と権利擁護に対する意識啓発
- イ 高齢者虐待の早期発見・早期対応の推進
- ウ 成年後見制度の利用支援と市民後見人の育成支援
- エ 消費者被害の防止

#### 基本施策（5）地域共生社会構築の推進

- ア 地域支え合いネットワーク事業の推進
- イ 地域包括支援センターの業務負担軽減・体制整備
- ウ 重層的支援体制の整備推進

基本目標5

介護サービス基盤の充実

基本施策（1）介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み

- ア 居宅サービス
- イ 介護予防サービス
- ウ 地域密着型サービス
- エ 地域密着型介護予防サービス
- オ 施設サービス
- カ リハビリテーション指標の設定

基本施策（2）介護サービスの基盤整備の目標

- ア 地域密着型サービス
- イ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- ウ 介護予防・生活支援サービスの体制整備

基本施策（3）介護サービス事業所への支援

- ア 事業所運営の効率化、生産性向上支援
- イ 介護保険制度等に関する情報提供の充実
- ウ 利用者の安全確保・リスクマネジメント推進支援

基本施策（4）人材の確保及び質の向上

- ア 人材の発掘・育成への支援・離職防止
- イ 外国人人材確保のための支援
- ウ 潜在的有資格者等への就業支援
- エ 富山県事業等との連携
- オ 働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援
- カ 認知症の人を支える介護関係者の対応力向上支援
- キ 介護サービスの質的向上

基本施策（5）介護保険制度の適正運営

- ア 円滑な提供体制の整備
- イ 相談・苦情への対応
- ウ 介護保険指定事業者等への指導・監督
- エ 公平かつ適正な認定業務の実施
- オ 介護サービス情報公表システムの活用
- カ 介護保険料の収納率の向上対策の推進
- キ 介護給付適正化への取組

基本施策（6）事業費及び保険料の算定





# 第 4 章

## 施策の展開



## 第4章 施策の展開

### 基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

#### 【現状と課題】

人口減少・少子高齢化が続く中、高齢者がいきいきと暮らし、地域の担い手としての役割を持つことが期待されています。また、今後、後期高齢者が増加し、介護ニーズの増加が見込まれており、持続的な介護保険制度の運営のためにも介護予防がますます重要になっていきます。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果からは、若い時期からの健康づくりや介護予防、認知症やうつ傾向の早期発見・早期対応の重要性が改めて確認できました。また、地域の介護予防活動において、参加促進と合わせてより効果が実感できる取組の推進を図っていく必要があります。

そのためにも、一人ひとりの健康に対する意識醸成と行動変容につなげる取組を推進するとともに、地域全体で健康づくりに取り組む環境づくりに力を入れていく必要があります。

#### 【施策の方向性】

各種健診・検診や健康教室等を通じて、自らの健康状態を知り、健康づくりに対する意識の醸成と望ましい生活習慣の確立を図るとともに、関係機関・団体やボランティア等と連携しながら、地域ぐるみで主体的に健康づくりが行われるための活動支援や環境づくりを推進します。

また、疾病の発症予防・重症化予防に向けて、専門職等と連携し、データに基づいた、より効果が実感できる健康づくり・介護予防を推進します。

#### 【成果指標】

指標	基準値	目標値
健康寿命	男性 79.75 歳 女性 83.80 歳	延伸
「通いの場」（きららか射水 100 歳体操）への参加率	7.4%	8.0%
通いの場への参加で「効果を感じている」人の割合	58.1%	上昇

## 基本施策（１）生涯を通じた健康づくりの推進

### ア 望ましい生活習慣の確立の推進

市民一人ひとりが健康づくりへの関心と意欲をもち、自ら取り組めるよう８つの行動目標「Let'sトライ！IMIZUSHI 健康８」を普及し、健康づくりを支援します。また、生活習慣病の発症予防や重症化予防について普及啓発を行います。

事業名	事業の概要等
健康づくりに関する講座	地域で健康づくりに関する講座(望ましい生活習慣等について)を実施し、市民に対する普及啓発を行います。
普及啓発	広報やホームページなどで、健康づくりに関する普及啓発を行います。市内の各種イベントや図書館の企画展示等で「Let'sトライ！IMIZUSHI 健康８」を普及します。

### イ こころの健康づくりの推進

各種講演会や健康教室、広報等を通じて、こころの健康づくりについての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、専門機関等との連携を図り、多様な背景が原因となっているこころの悩みについて相談できる体制の充実に努めます。

また、地域住民や民生委員・児童委員及び健康づくりに関するボランティア、専門機関・民間団体等を対象としたゲートキーパーの役割を担う人材の育成に取り組みます。

事業名	事業の概要等
こころの健康づくり講演会 (出前講座含む)	市民や勤労者を対象に、こころの健康づくりに関する講演会を開催し、こころの健康や自殺に関する正しい知識の普及と啓発を図ります。
こころの健康相談	子どもへの関わり方等育児に関する悩み・不安がある方やうつ病等のこころの病気が疑われる方及び家族に対し、専門職による個別相談を行います。
ゲートキーパー養成講座	こころの病気の知識を持ち、悩んでいる人に適切な対応ができるゲートキーパーの人材養成等を行い、個人の支援だけでなく、生きやすさにつながるよう周囲や地域の環境整備も図ります。

## 基本施策（２）生活習慣病の発症予防と重症化予防

### ア 特定健診、健康診査、がん検診の充実

生活習慣病の発症及び重症化予防のため、健診の意義や必要性について啓発しながら、国民健康保険被保険者の特定健康診査、後期高齢者の健康診査の受診率向上を図ります。

また、がんの早期発見、早期治療につなげるため、より受診しやすい体制を整える（節目・重点年齢への受診費用の助成、夕方検診の実施、特定健康診査との同日検診の実施）など、受診率の上昇に努めます。

事業名	事業の概要等
特定健康診査	40歳以上の国民健康保険被保険者に対して、メタボリックシンドロームに着目した検査項目による特定健康診査を実施します。
後期高齢者の健康診査	体の異変に早い段階で気づき、健康寿命の延伸に役立ててもらうため、後期高齢者医療制度の被保険者に対して健康診査を実施します。
健康診査	骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診等を実施します。
がん検診	職場などでがん検診を受ける機会の無い方を対象に胃、大腸、肺、子宮、乳がん検診を実施します。

### イ 歯・口腔の健康づくりの推進

口腔機能の低下は口に関する“ささいな衰え”（滑舌低下、食べこぼし、噛めない食品の増加、むせ）から始まり、更には心身の機能低下にまでつながります。自分の歯と口の状態に早めに気づけるよう、口腔機能チェックの重要性を啓発し、歯科医療機関などの定期的な受診につなげ、「オーラルフレイル（口腔機能低下）」の普及啓発を図ります。

事業名	事業の概要等
歯周病検診	市内歯科医療機関にて、問診と口腔内診察（現在歯・喪失歯・歯周組織の状況、口腔衛生状態等）を行い、必要な指導及び治療につなげます。

### ウ 健康相談・健康教室の充実

特定健康診査の結果に基づき特定保健指導（ハイリスクアプローチ）や健康教室等を実施し、効果的・効率的に行動変容につながるよう支援します。

事業名	事業の概要等
特定保健指導	特定健診結果から特定保健指導の対象となった方に対し、メタボリックシンドロームに着目した指導を行い、糖尿病、高血圧、脂質異常症等の生活習慣病の予防を図ります。
健康教室（疾病別）	高血糖、脂質異常症、高血圧等を予防するための健康教室を行います。
健康相談・訪問指導	健診結果に基づいた個別の健康相談を行います。また必要な方には、自宅へ訪問し、個別相談を行います。

## エ 糖尿病対策の充実

糖尿病は生活習慣と社会環境の変化に伴い急速に増加しており、進行すると網膜症・腎症・神経障害等の合併症を引き起こし、末期には失明や透析治療が必要になることがあります。生活習慣の改善による発症予防、早期発見・早期治療、重症化予防等、個人の状態に応じた切れ目のない対策が重要です。

事業名	事業の概要等
糖尿病重症化予防事業	特定健康診査の結果で、血糖コントロール不良の方や非メタボで未治療の方等に対し、保健師や栄養士による保健指導や受診勧奨を実施します。
糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病未治療や治療中断の方、糖尿病性腎症の可能性の高い方に対し、保健師・栄養士が受診勧奨やかかりつけ医と連携した保健指導を実施します。

## オ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な事業の充実

高齢者は、加齢に伴う機能低下や健康状態の悪化、精神・心理的な脆弱性など特有で多様な課題を抱えています。そのような特性を踏まえ、KDBデータに基づき、地域の医療関係団体等との連携を強化しながら、低栄養の防止や生活習慣病予防などを目的に実施するハイリスク者への個別的支援や、フレイル予防講座や健康講座の実施による地域の通いの場への積極的な関与など、関係課が連携して保健事業と介護予防等を一体的に実施します。

事業名	事業の概要等
個別的支援（ハイリスクアプローチ）	低栄養や生活習慣病（糖尿病性腎症・高血圧）重症化予防対象や健康状態が不明な方に対し、受診勧奨やかかりつけ医等と連携した保健指導を実施します。
通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）	通いの場において、フレイル予備群を把握し、低栄養や筋力低下等の保健指導を行うとともに、フレイルの特徴や予防についての健康教育を実施します。

## 基本施策（3）健康づくりを支援する環境づくり

### ア 運動に親しむ環境づくりの推進

「とやま呉西圏域健康ポイントサービス事業」の活用やボランティアと連携して「ウォーキングマップ」を作成するなど、主体的に運動したくなるようなしなかけづくりに取り組みます。

また、公園に設置した健康器具の活用を促進するなど、気軽に出かけて自然に健康になれる環境を創出します。その中で適切な運動習慣を獲得できるよう健康増進事業の推進に努めます。

事業名	事業の概要等
とやま呉西圏域健康ポイントサービス事業	「元気とやまかがやきウォーク」のGPS機能を利用し、呉西6市の特定の地点を起点としたウォーキングに対し、ポイント（県）を付与する等、運動が継続できる働きかけを行います。

### イ 地域の健康づくり事業の推進

運動習慣は健康づくりの基本であり生活習慣病予防や介護予防につながるため、「目指そういつもの生活に+10（プラステン）の運動を！」をヘルスポランティアと連携して普及啓発します。

事業名	事業の概要等
ヘルスポランティア活動	市民の健康増進や疾病の予防を積極的に推進し、地域の健康づくり事業の充実を図るため、地域での運動の実践普及、がん検診及び健康診査の受診勧奨、研修会等を実施します。

### ウ ライフステージに応じた食育の推進

健康な食生活を学ぶ機会の提供や食生活改善推進員と連携した事業により、ライフステージに応じた食生活や栄養バランスについて、正しい知識の普及啓発を行い、良好な食生活を実践できる力を育みます。

事業名	事業の概要等
食生活改善推進員活動	生活習慣病予防や介護予防につながる知識と技術を習得し、各地区での伝達講習等による健康づくり普及活動を効果的に推進します。



## エ 健康づくりボランティアの養成・育成

地域における健康づくりの原動力となる健康づくりボランティア（食生活改善推進員及びヘルスボランティア）を養成するとともに、会員を対象に研修会を開催し、地域の健康づくり活動の活性化を図ります。

事業名	事業の概要等
健康づくりボランティア育成・養成事業	健康づくりの担い手である「健康づくりボランティア」を養成するため、食や健康づくりに関する知識を深める教室を開催します。 生活習慣病予防や介護予防を目指し、会員が主体的に地域における健康づくり活動を継続できるよう支援します。

## 基本施策（４）介護予防の推進

### ア 介護予防対象者の把握

75歳、80歳の高齢者世帯を対象とした個別訪問を実施するとともに、地域の集いの場へ出向くこと等により、介護予防対象者の把握に努めます。

また、民生委員や地域住民とも緊密な連携を図り、対象者の把握に努めます。

事業名	事業の概要等
ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯実態把握事業	地域包括支援センターが生活機能低下の発見が遅れがちなひとり暮らし及び高齢者のみ世帯を訪問するとともに、民生委員等地域からの情報提供により訪問が必要と思われる高齢者の身体や生活状況等を把握し、必要に応じてサービスや支援等の対応を図ります。

### イ 自主的・総合的な介護予防の推進

自主的な介護予防の取組の重要性について、一般高齢者を対象に出前講座を開催する等啓発に努めるとともに、認知症の人の増加を見据え、認知症予防や早期発見に向けた出前講座を積極的に行います。

また、運動・栄養・口腔・認知症予防を組み合わせた総合的な介護予防教室や、うつ・閉じこもり予防の教室を開催するほか、リハビリテーション専門職の関与による介護予防に取り組みます。

事業名	事業の概要等
出前講座等	自主的な介護予防の取組の重要性、介護予防や認知症予防、早期発見の普及啓発に向け、出前講座を行います。
介護予防教室	地域のニーズに応じて地域包括支援センターが教室内容を計画し、運動機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防等の内容を組み合わせた集団的な教室を地域のコミュニティセンター等で開催します。

### ■指標

(単位：回)

介護予防普及啓発事業	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
出前講座等（実施回数）	90	100	100	100
介護予防教室（実施回数）	50	50	50	50
運動機能向上体操教室（実施回数）	129	80	70	70
うつ・閉じこもり予防教室（実施回数）	20	20	20	20

## ウ 地域ぐるみの介護予防活動の支援

サロン活動やきららか射水100歳体操を継続して実践するグループづくりの支援を行い、歩いて行ける身近な場所で誰でも参加でき、週1回程度集まる住民主体の集いの場の普及を目指します。

きららか射水100歳体操については、新たに取り組むグループに対し体操指導や体力測定などを行うほか、既存グループに対しては、リハビリテーション専門職が体操指導等で関与することにより、効果がより実感でき、モチベーションアップにつながるよう取組の継続を支援します。

また、地域支え合い講演会や研修を通じてボランティア（住民サポーター）の養成を図るなど、地域の主体的な介護予防活動を支援します。

事業名	事業の概要等
きららか射水100歳体操	高齢者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、簡単に誰にでもでき、介護予防に効果のある「100歳体操」を広く普及啓発します。また、地域住民のやる気を引き出し、身近な場所で主体的に取り組む100歳体操のグループが広がるよう継続支援を行います。

■指標

(単位：グループ、人)

地域通いの場 実施活動		令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
きららか射水100歳体操	グループ数	146	150	155	160
	参加者数	2,094	2,170	2,240	2,310

■指標

(単位：人)

住民サポーター	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講演会（参加者累計）	1,312	1,430	1,550	1,670
研修（参加者累計）	330	360	390	420

## 基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出

### 【現状と課題】

コロナ禍において、様々なイベントや交流活動が自粛されており、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果からも、外出を控えた人が多くみられたほか、地域活動に参加している人の割合が低下していました。令和5年5月に感染症法上の位置づけが5類感染症となり、徐々に活動が戻りつつありますが、今後も感染対策を講じつつ、多様な交流活動の活性化を図り、地域とのつながりを再構築していく必要があります。

また、生きがいを持つことは、心身の健康につながることから、これまで培われてきた豊かな経験や能力などを地域活動に生かすことのできる機会を増やすなど、社会参加を促すための様々な機会やきっかけの提供を増やすことが重要です。関係団体と連携しながら、ボランティア活動や就労機会の拡充に努めていく必要があります。

### 【施策の方向性】

高齢者の社会参加を図るため、高齢者レクリエーションやスポーツ環境の充実や世代間交流の促進など、参加者自身が楽しめ、仲間づくりや生きがいづくりにつながり、健康の維持・向上にも寄与できるような場や機会の拡充に努めます。

また、ボランティア活動や老人クラブ活動への参加を促進するとともに、シルバー人材センターにおけるマッチングや高齢者の就業の場の確保など、これまでの経験を生かすことができ、生きがいの創出にもつながるよう、取組を推進します。

### 【成果指標】

指標		基準値	目標値
生きがいがある人の割合		57.0%	60%以上
地域活動に年1回以上参加している人の割合	ボランティアグループ	16.0%	20%以上
	老人クラブ	18.8%	20%以上

---

## 基本施策（１）交流の促進

### ア 高齢者レクリエーション、スポーツの推進

認知症予防や健康づくりだけでなく、仲間づくりや生きがいにつながることから、囲碁、将棋、パークゴルフやカローリングなどの高齢者レクリエーションやスポーツに親しめる環境の充実に取り組みます。

### イ 世代を超えたふれあいづくり

孫などかけがえのない家族や地域の子どもたちとのふれあいは、幸福感をもたらすとともに生きがいにつながることから、孫とおでかけ支援事業や地域における三世代交流事業などを通じ、ふれあいの機会が増えるよう取組を推進するとともに、生涯学習への参加促進を図ります。

## 基本施策（２）活躍する場の確保

### ア 自主的な社会貢献活動の促進

高齢者が地域や社会の一員として、豊かな地域社会づくりに貢献できるよう、ボランティア団体とのマッチングの場を設けるとともに、ボランティア活動に対するモチベーションの維持・向上につながる取組を検討するなど、一層の社会参加を促進します。

### イ 老人クラブ活動への支援

地域での健康づくり活動に加え、介護予防や認知症予防に向けた活動を展開できるよう、老人クラブ活動の有効性をピーアールしその魅力を発信するなど、射水市老人クラブ連合会と連携しながら、活動の活性化に取り組みます。

### ウ シルバー人材センターの運営支援

高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

定年退職後の再雇用の広がりとともに、人材の確保が困難となっていることから、会員数の確保に努めるとともに、介護事業分野での就業や新規事業への参入を促します。

### エ 豊かな経験や高い能力を生かす雇用の促進

高齢者の豊富な知識や技術を生かすことができるよう、商工団体、職業安定所（ハローワーク）等と連携し、高齢者雇用に係る事業所向けの助成制度の周知に努めるなど、元気で働く意欲のある高齢者の就業の場の確保を図ります。

## 基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実

### 【現状と課題】

地域包括ケアシステムでは、包括的な支援により、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを目指しています。在宅介護実態調査では、現在の生活を継続していくために必要な支援・サービスとして配食や買い物、ごみ出し、掃除・洗濯など、日常生活における支援・サービスのほか、見守り・声かけの割合も高くなっています。特に、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢夫婦のみの世帯が増加してきており、全体に占める割合も2割を超え、今後も増加傾向が見込まれており、公的な支援・サービスの充実と合わせ、地域ぐるみで支えていく体制を強化していく必要があります。

また、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、人生の最終段階に過ごしたい場所としては「自宅」が約半数を占める一方、「自宅以外」を選択した理由の約7割は「介護してくれる家族に負担や迷惑をかけるため」となっています。核家族化や高齢夫婦世帯の増加に伴い、介護する家族の負担感が大きくなっています。在宅介護実態調査の結果では、主な介護者の約7割が60代以上となっており、老々介護の実態がうかがえることから、家族介護者に対する支援の充実を図っていく必要があります。

さらに、近年は甚大な被害をもたらす災害や高齢者を狙った犯罪等も多発しており、高齢者の生命と財産を守るためにも、地域ぐるみの支え合いや協力体制を構築・強化していく必要があります。

### 【施策の方向性】

必要な公的サービスの充実を図るとともに、ボランティアや民間事業者等と連携し、ニーズに合ったきめ細かな生活支援サービスの効果的・効率的な提供に努めます。

また、認知症に対する正しい理解や介護に関する知識・技術の普及、介護者同士の交流機会の充実、経済的支援など、介護する家族の精神的、経済的負担の軽減を図るための取組を推進します。

さらに、高齢者の安全を守るため、地域ぐるみの見守り体制の強化や災害時の避難行動支援、防犯・交通安全対策や感染症対策を推進します。

### 【成果指標】

指標	基準値	目標値
介護予防・生活支援サービス提供事業所数	86 施設 (R5. 6. 1)	増加

## 基本施策（１）生活の維持・向上

### ア 在宅生活の支援

介護が必要になっても安心して暮らし続けられるよう、在宅での生活を支援する各種サービスを実施します。

事業名	事業の概要等
配食みまもりサービス事業	民間事業者と連携し、ひとり暮らし高齢者の安否確認と食の確保を目的として、栄養のバランスのとれた食事を配達します。
寝具丸洗い乾燥事業	寝具類の衛生管理が困難な寝たきり高齢者等のいる世帯に対し、清潔で快適な生活を送るための支援として、寝具の洗濯、乾燥等のサービスを実施します。
寝たきり高齢者等おむつ支給事業	在宅の寝たきり高齢者等で、常時おむつを使用している要介護高齢者に紙おむつ等を支給します。 なお、受益者負担の適正化及び経費の節減を図るため支給要件等を検討します。
高齢者が住みよい住宅改善支援事業	介護が必要になっても在宅での生活の継続を図るため、所得税非課税世帯の高齢者を対象に、住宅のバリアフリー工事に伴う費用の助成を行います。
バリアフリー化の推進	バリアフリー法や射水市バリアフリーマスタープランに基づき、公共施設、歩道及び公共交通機関など、まち全体のバリアフリー化の推進に努めます。
軽度生活援助事業	除草や除雪等軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を図ります。
ひとり暮らし高齢者等除雪助成事業	除雪作業が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で、所得税非課税世帯の者に対し、住居の屋根の除雪に要した経費の一部を助成します。
外出支援サービス事業	公共交通機関等の利用が困難な高齢者等の外出を支援するためのタクシー券を交付するほか、通院時の送迎を行う移送サービス事業を実施します。
公共交通機関の利便性向上と利用促進	車の運転に不安を感じる高齢者の増加を見据え、高齢者がより利用しやすい公共交通網の整備に努めます。
訪問理容サービス事業	自ら理容店等で調髪を受けることが困難な高齢者に、居宅での理容サービスの利用を支援します。
高齢者向けスマートフォン使い方教室	高齢者に対し、スマートフォン等の使い方教室を実施し、インターネットやSNS等の基本的な使い方を研修してIoTを活用したサービスの利用促進を図ります。

事業名	事業の概要等
ミドルステイ事業	中期にわたり在宅での生活が困難となった高齢者に対し、介護保険のショートステイと合わせ最長3か月間、特別養護老人ホーム等の利用を支援します。 また、地域ケア会議等を活用し、スムーズな在宅復帰につなげ、在宅高齢者の福祉の向上を図ります。
節目祝い事業	百歳という節目は、高齢者の目標ともなっており、市民が長寿を喜び合う契機となるよう、事業の意義について広く周知を図ります。

## イ 生活を支援する施設の活用

住環境や経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、養護老人ホームへの入所措置を行い、社会復帰の促進及び自立のための必要な支援を行います。

## ウ 住宅改修指導の推進

高齢者向けに居室等の改修を希望する方に対し、住宅改修に関する専門的知識及び技術を有する理学療法士等を派遣し、事前調査及び事後調査を通じて実態を把握しながら、住宅改修に関する相談や助言を行います。

専門職（理学療法士）の関与により、効果的な住宅改修が行えるよう指導を強化します。

## 基本施策（2）家族介護者への支援の充実

### ア 精神的・経済的負担の軽減

高齢者を介護する家族の精神的、経済的負担の軽減を図るため、次の事業を実施します。

事業名	事業の概要等
在宅福祉介護手当支給事業	要介護4又は要介護5に認定された高齢者を同一世帯で介護している方に対し介護手当を支給します。
家族介護支援事業	要介護高齢者を介護する家族に対し、認知症やその他適切な介護知識・技術を習得することを目的とした介護教室や介護者の交流会を開催します。 また、参加する家族のリフレッシュだけでなく、介護負担の軽減を図ることができる場となるよう充実した内容の教室・交流会を開催します。
介護者アセスメント票の活用	介護者アセスメント票を活用し、心身の健康維持、介護と仕事や生活との両立など家族介護者本人のニーズを把握し、必要に応じ支援につなげます。



## イ 認知症高齢者の家族への支援

認知症の人を介護する家族が正しく認知症を理解し、対応することで認知症の症状を緩和することが可能であることから、認知症カフェの開催や、認知症の人と家族への一体的支援事業の実施など、家族への支援体制を充実します。

また、認知症になっても地域で安心して生活できるよう、地域の見守り体制等の充実を図ります。

事業名	事業の概要等
認知症カフェ	認知症の人の重症化予防、その家族の介護負担の軽減及び認知症についての正しい知識の普及啓発を図ることで、認知症の人及びその家族を支える地域づくりを推進します。
認知症の人と家族への一体的支援事業（なごもつと）	認知症の人とその家族が、より良い関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上及び家族の介護負担の軽減と、家族関係の再構築を図ります。
みまもりあい事業	認知症により行方不明になった高齢者の早期の発見及びその家族等の精神的負担の軽減を図るため、みまもりあいステッカー及びアプリを用いて高齢者の身元確認及び保護ができるよう地域の見守り体制を構築します。
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業	認知症の人が日常生活での偶然の事故で法律上の賠償責任を負った場合に補償する保険に市が加入することにより、本人と家族の地域での安心した生活を支援します。

### ■指標

(単位：回、人)

認知症カフェ	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
開催回数	8	10	12	14
参加者数	110	120	150	180

## ウ ヤングケアラーの支援機関との連携

地域包括支援センター等の総合相談支援の機能を活用し、家族を介護するヤングケアラーを把握した場合には、介護者の求めるニーズや地域生活課題を踏まえ、関係支援機関と連携し必要な支援につなげます。

## 基本施策（3）安全・安心の推進

### ア 高齢者の見守り活動の推進

ひとり暮らし高齢者や孤立しがちな高齢者等が安心して生活できるよう、継続的な見守りを実施するネットワークの充実を図ります。

事業名	事業の概要等
高齢福祉推進員設置事業	ひとり暮らし高齢者等で援護を必要とする方に対し、定期的な安否確認や見守りを行う高齢福祉推進員を委嘱します。 また、高齢福祉推進員の担い手が不足している地域があることから、引き続き人材確保に取り組みます。
緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし高齢者が急病又は事故等の緊急時に、迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を貸与します。
地域見守りネットワーク事業	高齢者や障がい者など支援を必要とする方の見守り体制を強化するため、民間事業者が日常業務中に何らかの異変を察知した場合、速やかに市又は関係機関へ連絡・通報します。 また、既存の加入事業者と定期的な情報交換を行うとともに、新規加入を促進します。
いのちのバトン事業	地区社会福祉協議会、市社会福祉協議会や消防等と連携し、救急隊員が必要な情報を迅速に把握し、救急活動に役立てるための緊急医療情報キット（医療情報等を収めた筒型の容器）を配置する「いのちのバトン」の普及を図ります。
避難行動要支援者支援事業	要支援者が災害時等における支援を地域の中で受けられるよう、関係機関と連携し、要支援者の把握や情報の共有に努めます。
ICTを活用したコミュニケーション・見守りの推進	IoT等のデジタル技術を活用し、遠方においてもコミュニケーションをとることができ、緊急時には通知されるような仕組みの導入など、ICTを活用したコミュニケーション・見守りを推進します。

### イ 防犯・交通安全対策の推進

高齢者が安全・安心な生活を送ることができるよう、警察や関係機関と連携し、次の事業を実施します。

事業名	事業の概要等
犯罪被害防止のための連携強化	悪質な訪問販売や特殊詐欺等の犯罪から高齢者を守るため、市広報を通じた情報提供を行うほか、警察や関係機関と連携し、地域ぐるみで被害防止に取り組みます。 また、被害発生時には、民生委員や地域包括支援センターに対し、迅速に情報を提供します。
消費生活に関する啓発・相談	関係機関や地域との連携を強化しながら、被害防止のための出前講座、老人クラブや地域の行事等において、高齢者自らが考え行動し、被害を未然に防ぐ力を養うための啓発事業を実施するとともに、見守り者側への啓発も強化します。 また、消費生活相談の実施や消費者相談窓口の充実を図ります。

事業名	事業の概要等
交通安全意識の啓発	高齢者の交通事故を防止するため、老人クラブを対象とした交通安全教室を開催するとともに、交通安全教室などに参加しない高齢者を含む市内の全高齢者を対象に反射材を交付するなど、高齢者の交通安全意識の啓発に努めます。また、コミュニティバス及びデマンドタクシーの無料乗車証等を交付するなど高齢者の運転免許自主返納を支援します。

## ウ 防災対策の推進

全国各地で地震や風水害などが頻発していることから、平常時からの災害に対する備えの重要性が増しています。市の総合防災訓練や市政出前講座などで住民の防災意識の高揚を図るほか、地区防災計画の作成推進や地域振興会や自主防災組織、介護サービス事業者等が主体となった防災訓練などを通じて地域防災力の強化を図るなど実際の災害発生を想定した備えを進めます。

事業名	事業の概要等
地区防災計画の作成推進	地域振興会等が主体となり、地区の特性や想定される災害を踏まえ、自発的な防災活動について定める地区防災計画の作成を推進し、地域防災力の強化を図ります。
自主防災組織の育成強化	自主防災組織のリーダー育成のため、県が主催する研修等への積極的な参加を促し、組織の活性化を推進します。 また、市の総合防災訓練や市政出前講座などでの防災意識の啓発を通じ、住民の防災意識の高揚と災害対策の強化を図ります。
特別養護老人ホーム等との協定	市内の特別養護老人ホーム等との協定に基づき、災害時に一般避難所における避難所生活が困難な高齢者の支援体制づくりを推進します。 また、災害時に備え、市の総合防災訓練などで福祉避難所の設置・運営訓練を実施します。

## エ 感染症対策の推進

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の新しい病原体による新興感染症の発生・感染拡大に適切に対応するため、住民や事業所等に対する予防啓発を行うとともに、事業所等における感染発生時の備え等について定期的に確認するなど、感染の発生を想定しながら事業所等と連携していきます。

事業名	事業の概要等
感染症予防の啓発	感染症の発生前、発生時、感染拡大時など、それぞれの発生段階に応じた情報提供を行います。また、感染症に関する講座の開催など、様々な機会を通じて意識啓発を行います。
事業所等との連携	事業所等と連携し、感染症対策に関する研修や訓練等を行います。 また、感染予防に必要な物資の確認や調達・確保を支援します。
感染症に関する相談	未発生時は健康相談にて随時相談を受けていますが、感染拡大等に応じて相談体制の強化を行います。

## 基本目標4 支え合いみんながつながる社会の推進

### 【現状と課題】

人口減少・少子高齢化が進み、今後ますます高齢者が増加し、支え手となる生産年齢人口が減少すると見込まれており、地域による支え合いの重要性が一層高まっています。また、後期高齢者の増加に伴い、認知症の人や医療と介護の両方が必要な人の増加も予想され、認知症になっても安心して暮らすことのできる地域づくりや在宅医療と介護の一層の連携強化が求められています。さらに、社会構造の変化に伴って、世帯が抱えている課題も複雑化・複合化してきており、国では、こうした課題に対応できる重層的支援体制の整備を進めています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果では、約4割の人が家族や友人・知人以外に相談できる人はいないと回答しています。また、認知症に対して不安がある人は7割を超えています。認知症に関する相談窓口を知っている人は約3割で、前回調査から変化がありません。

様々な分野の関係機関や専門職が連携し、包括的な支援体制の構築・強化を図るとともに、相談支援体制の強化及び窓口の周知を図っていく必要があります。また、認知症になっても安心して暮らしていくことができるよう、地域ぐるみで支える体制づくりと合わせて、高齢者の尊厳と権利を守るための取組の充実を図っていく必要があります。

### 【施策の方向性】

高齢者やその家族が、地域において安心して日常生活を送ることができるよう、地域包括支援センターの体制整備や、地域の支え合い体制の充実を図ります。関係機関や市民など多様な主体が立場の違いを超えて連携し、各分野の制度や事業の重なり合いをつくることにより、相談支援体制の強化と周知を図り、支援の必要な方が制度の狭間に取り残されることがないように、重層的支援体制の整備を推進します。

在宅医療と介護の連携では、入退院や看取りへの支援や切れ目のないサービス提供体制の構築を引き続き進め、一人ひとりの状態に応じた支援に努めます。また、「在宅医療に必要な連携を担う拠点」の機能との役割を分担し、多職種協働による在宅医療の提供体制の構築を進めます。

さらに、認知症の人と家族への支援では、認知症の人本人の考えや視点、家族の意見を取り入れながら施策を進めるなど、認知症への理解促進に取り組むとともに、高齢者虐待防止や成年後見制度の利用促進を図り、権利擁護を推進します。

地域の様々な課題等に対しては、保険者機能強化推進交付金等を活用しながら課題の解決に向けた取組を強化するなど、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会の構築を目指します。

### 【成果指標】

指標	基準値	目標値
多職種連携支援システムの利用者数（累計）	202人（R5.3.31）	400人
認知症サポーター養成者数（累計）	15,101人（R5.3.31）	20,000人
重層的支援体制の整備	未整備	整備

## 基本施策（１）自立支援・重度化防止の推進

### ア 地域ケア会議の充実

高齢になっても尊厳のある生活が継続できるよう、地域包括支援センターが中心となって「地域ケア会議」を開催します。

事業名	事業の概要等
個別事例会議	支援が困難なケースに対し、多職種や地域の支援者等により具体的な支援方法を検討し、地域のネットワークを構築します。
自立支援型ケアマネジメント会議（いみず GENKI にすっぞ！会議・GENKI 式包括会議）	自立支援に向けたケアプランについて、リハビリテーション専門職を含めた多職種で検討し、ケアマネジメントの質及び高齢者の生活の質の向上を図ります。
地域課題会議	地域ごとに開催し、地域の課題を明確化し、地域課題の解決や地域資源の開発などを検討します。 必要に応じて、広域的な支援体制の整備を図る政策提言会議を開催します。

#### ■指標

（単位：回、地域）

地域ケア会議	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
個別事例会議実施回数	10	20	20	20
自立支援型ケアマネジメント会議（いみず GENKI にすっぞ！会議・GENKI 式包括会議）実施回数	16	18	18	18
地域課題会議実施地域数	26	27	27	27

## 基本施策（２）在宅医療と介護連携の推進

### ア 地域の医療・介護資源の把握

地域の医療・介護サービス資源の把握・整理を行い、市ホームページ等で公表します。

### イ 課題の抽出と対応策の検討

在宅医療・介護連携推進協議会を開催するとともに「在宅支援ワーキング部会」、「情報共有ワーキング部会」、「普及啓発ワーキング部会」の3つのワーキング部会を設置し、在宅医療と介護に共通する4つの場面における目指すべき姿の実現に向け、課題の抽出と、より具体的な対応策を検討します。

### ■目指すべき姿

日常の療養支援	医療・介護関係者の多職種協働によって患者・利用者・家族の日常の療養生活を支援することで、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が住み慣れた場所で生活が出来るようになります。
入退院支援	入退院の際に、医療機関、介護事業所等が協働・情報共有を行うことで、一体的でスムーズな医療・介護サービスが提供され、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、希望する場所で望む日常生活が過ごせるようになります。
急変時の対応	医療・介護・消防（救急）が円滑に連携することによって、在宅で療養生活を送る医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者の急変時にも、本人の意思も尊重された対応を踏まえた適切な対応が行われるようになります。
看取り	地域の住民が、在宅での看取り等について十分に認識・理解をした上で、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、人生の最終段階における望む場所での看取りを行えるように、医療・看護・介護関係者が、対象者本人（意思が示せない場合は、家族）と人生の最終段階における意思を共有し、それを実現できるように支援します。

## ウ 切れ目のないサービス提供体制の構築推進

高齢者の多様なニーズに応じ、一人ひとりの状態に応じて24時間365日の在宅医療・介護サービスを提供できる体制を構築します。

## エ 情報の共有支援

地域の医療・介護関係者間で、医療・介護等に関する情報を速やかに共有できるよう、多職種連携支援システム（ICTツール）の活用を推進します。

## オ 相談支援体制の充実

市地域福祉課に設置してある在宅医療介護連携支援相談窓口において、ケアマネジャーや病院関係者等からの相談に対する支援体制を充実させ、連携を推進します。

## カ 研修会の開催

在宅医療・介護連携を推進するため、在宅療養者の看取りや認知症対応力の強化を目的に研修会を実施し、多職種の顔が見える関係づくりを行います。

## キ 市民への普及啓発

医療や介護が必要になっても本人や家族の状況に応じて生活の場を選択し、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで送ることができるよう、市民公開講座の開催や「思いを伝えるノート（終活支援ノート）」の周知などにより、住民の在宅医療と介護についての理解の促進と意識の向上を図ります。

## 基本施策（3）認知症の人と家族への支援の強化

### ア 認知症に関する理解促進・本人発信支援

認知症の人の意思が尊重され、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指し、認知症への社会の理解を深めます。

事業名	事業の概要等
認知症サポーター養成講座	認知症の人の尊厳を損なうことなく、地域住民すべてが適切な対応ができる「認知症になっても安心して暮らせるまち」をつくるため、認知症に関する正しい知識と理解を普及します。
認知症の人にやさしいお店登録事業	市内の事業所等が認知症に対する理解を深め、「認知症の人にやさしいお店」として登録することで、認知症になっても安心して外出できる地域づくりを行います。
脳いきいき健康講座	認知症や軽度認知障害（MC I）についての正しい知識の普及を図り、軽度認知障害（MC I）の疑いのある人及びその家族等が、早期に相談ができるよう講座を実施し、支援を行います。
認知症地域支援推進員の配置	認知症に関する相談ができるように、地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症相談窓口を開設します。各種事業や関係機関等と連携し、「認知症ケアパス」を積極的に活用し、相談窓口の普及啓発を図り、相談先や受診先の利用方法等について周知を行います。
認知症の人と家族への一体的支援事業（なごもつと（再掲）	認知症の人とその家族が、より良い関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上及び家族の介護負担の軽減と、家族関係の再構築を図ります。

#### ■指標

（単位：回、人）

認知症サポーター養成講座	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
開催回数	50	50	50	50
参加者数	700	1,400	1,400	1,400
養成者累計人数	15,800	17,200	18,600	20,000

## イ 早期発見・早期対応システムの充実

認知症地域支援推進員や認知症初期集中支援チーム、認知症サポート医等と連携し、様々な機会を通じて、認知症の早期発見・早期治療につなげます。

また、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを目指し、地域で「きららか射水 100 歳体操」等を行う集いの場を拡充できるよう支援するほか、「認知症に関する出前講座」等を開催し、本人や家族が小さな異変を感じた際に速やかに相談対応ができるよう認知症の早期発見・早期対応について普及啓発を進めます。

事業名	事業の概要等
もの忘れ・認知症相談会	地域包括支援センターの認知症地域支援推進員（認知症ささえ隊）による相談会を開催し、もの忘れ・認知症に対する相談、適切な情報提供を行い、不安の軽減・早期発見・早期治療につなげます。
認知症初期集中支援チーム	認知症サポート医や専門職（保健師、社会福祉士等）で構成される認知症初期集中支援チームを設置し、認知症が疑われ支援が必要な人や家族に対し相談や訪問を集中して行い、早期に医療や介護サービスにつなげるよう、ケアマネジャー、かかりつけ医及び認知症疾患医療センター等と連携し、支援を行います。
認知機能検診事業	認知症サポート医により、軽度認知障害（MCI）の疑いのある人を早期に発見し、適切な対応を行うことで認知症の重症化を予防します。

## ウ 認知症の人とその家族への支援（再掲）

認知症の人を介護する家族が正しく認知症を理解し、対応することで認知症の症状を緩和することが可能であることから、認知症カフェの開催や、認知症の人と家族への一体的支援事業の実施など、家族への支援体制を充実します。

また、認知症になっても地域で安心して生活できるよう、地域の見守り体制等の充実を図ります。

事業名	事業の概要等
認知症カフェ （再掲）	認知症の人の重症化予防、その家族の介護負担の軽減及び認知症についての正しい知識の普及啓発を図ることで、認知症の人及びその家族を支える地域づくりを推進します。
認知症の人と家族への一体的支援事業（なごもつと） （再掲）	認知症の人とその家族が、より良い関係性を保ちつつ、希望する在宅生活を継続できるよう、本人と家族が共に活動する時間と場所を設け、本人支援、家族支援及び一体的支援からなる一連のプログラムを実施することにより、本人の意欲向上及び家族の介護負担の軽減と、家族関係の再構築を図ります。
みまもりあい事業 （再掲）	認知症により行方不明になった高齢者の早期の発見及びその家族等の精神的負担の軽減を図るため、みまもりあいステッカー及びアプリを用いて高齢者の身元確認及び保護ができるよう地域の見守り体制を構築します。
認知症高齢者等個人賠償責任保険事業 （再掲）	認知症の人が日常生活での偶発の事故で法律上の賠償責任を負った場合に補償する保険に市が加入することにより、本人と家族の地域での安心した生活を支援します。



## エ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

認知症の人と家族の支援ニーズに合わせ、できる範囲で手助けを行うボランティアである「ささえ隊メイト」の養成や、民間事業者と連携した普及啓発活動等により、安全に安心して暮らせるようバリアフリー化を推進します。

また、若年性認知症の人は、経済的問題、ダブルケア（育児と介護の同時進行）など、本人や家族の不安が大きいこと等から、相談しやすい体制を整備し、富山県若年性認知症支援コーディネーターと連携した支援を行います。

事業名	事業の概要等
ささえ隊メイトの養成及び活動支援	「認知症サポーターステップアップ講座」開催し、認知症の人とその家族に寄り添い、地域での認知症に関する活動に取り組む身近な応援者である「ささえ隊メイト」を養成します。研修会や交流会、活動発表等の開催を通して、地域に根差した活動を支援します。
ひとこと声かけ体験会	認知症の人と接する際に正しい知識や必要な配慮を理解することで、地域の見守り機能強化を図るとともに、認知症の人と家族を支え、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指します。
若年性認知症相談・支援センターとの連携	富山県若年性認知症コーディネーターと連携した支援を行います。
民間事業者と連携した普及啓発活動	認知症の人にやさしいお店登録事業の登録事業所等と連携し、認知症バリアフリーに取り組みます。

### ■指標

(単位：人)

ささえ隊メイト	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
養成者累計人数	180	200	220	240

## 基本施策（４）高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

### ア 高齢者虐待と権利擁護に対する意識啓発

高齢者への虐待防止に向け、関係機関と連携し、パンフレットの配布、研修会や出前講座の開催等を通じて、市民への意識啓発を行います。

### イ 高齢者虐待の早期発見・早期対応の推進

高齢者虐待防止ネットワーク会議の開催や高齢者虐待防止研修会の開催等により、関係機関の連携強化、虐待防止及び対応力の向上を図ります。

また、地域包括支援センター等関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図ります。

事業名	事業の概要等
高齢者虐待防止ネットワーク会議	弁護士等の専門職や保健・医療・福祉関係機関、地域の代表者等で構成する「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置・開催します。
高齢者虐待防止研修会	ケアマネジャーや介護施設従事者を対象に研修会を開催し、施設職員による虐待防止の啓発を図ります。
高齢者虐待防止対策の推進	虐待等の早期発見・迅速な対応に向けた体制づくり、養護者支援の強化、虐待対応の基盤の強化について重点的に取り組む目標を定め、高齢者虐待防止対策を推進します。

### ■指標

(単位：%)

高齢者虐待防止対策の推進	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
高齢者虐待防止研修会の受講で「実践に生かすことができる」と回答した人の割合	92.7	95	97	100

### ウ 成年後見制度の利用支援と市民後見人の育成支援

身寄りがない高齢者等に対する成年後見制度の申立ての支援や、低所得高齢者に対する成年後見人等への報酬助成を行うほか、定期的な相談会を開催し、高齢者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援します。

また、呉西地区成年後見センターと連携し、市民後見人養成講座の開催や法人後見を行います。

事業名	事業の概要等
成年後見制度利用相談会	専門職による成年後見制度に関する相談会を開催します。
市民後見人の養成	呉西地区成年後見センターにおいて市民後見人養成講座を開催し、市民後見人を養成します。また、市民後見人バンクの登録者に、法人後見支援員等の活動を通じ、個人受任型の市民後見人として活動できるよう支援します。

■指標

(単位：回)

成年後見制度利用相談会	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施回数	12	12	12	12

■指標

(単位：回、人)

市民後見人の養成	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講座開催回数	(基礎) 1	(実務) 1	(基礎) 1	(実務) 1
養成人数	3	3	3	3
市民後見人バンク登録者数	16	19	19	22

## エ 消費者被害の防止

訪問販売等や特殊詐欺の被害を未然に防止するため、消費生活センター等との連携を強化します。

また、新たな手口の発生や自然災害の多発等により消費者被害件数が増加傾向にあることから、地域や関係機関との連携を強化し、パンフレット・啓発物品の配布や出前講座の開催など、高齢者の消費者被害の防止に努めます。

## 基本施策（5）地域共生社会構築の推進

### ア 地域支え合いネットワーク事業の推進

地域支え合いネットワーク事業を全市に展開、充実し、高齢になっても、支援が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活ができるよう地域での支え合い体制の構築を進めます。

また、引き続き市域全体を担当する第1層、地域包括支援センター圏域を担当する第2層、地域振興会圏域の第3層にそれぞれ生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、地域での支え合い体制づくりを支援します。

事業名	事業の概要等
生活支援コーディネーターの配置	地域での支え合い体制づくりを推進するため、主に資源開発やネットワーク構築の役割を担うコーディネーターを配置し、地域づくりを支援します。
共生社会構築事業	地域支え合いネットワーク事業を発展・拡充し、地域において高齢者のみならず、子ども、障がい者などを対象に相談機能を備えた常設型の居場所づくりに取り組む地域を支援します。

## イ 地域包括支援センターの業務負担軽減・体制整備

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの要であり、さらに、重層的支援体制の整備推進においても重要な拠点として、その役割がますます期待されています。地域包括支援センター運営協議会に諮るとともにそれぞれの業務が適切かつ効率的に運営できるよう体制整備に努めます。

事業名	事業の概要等
体制強化職員の配置	高齢者人口に応じた体制強化職員を加配するなど、人員体制の強化を図るとともに、引き続き、人員の適正配置に努めます。
職員研修	職員の知識の習得や技術の向上に向けた研修を行うなど、引き続き職員の資質向上に努めます。
包括圏域の適正化	高齢者人口の推移、世帯構成の変化を把握し、それぞれの業務が適切かつ効率的に運営できるよう、包括圏域の適正化を図ります。

## ウ 重層的支援体制の整備推進

「射水市重層的支援体制整備事業実施計画」に基づき、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できるよう、庁内各課や関係支援機関との連携強化を図り、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の一体的実施に努めます。

事業名	事業の概要等
包括的相談支援事業	属性や世代を問わず包括的に相談を受け止めることができるよう、支援機関のネットワークで対応し、複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぎます。
参加支援事業	社会とのつながりを作るための支援を行うとともに、利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくります。 また、マッチング後において、本人の状態や希望に合った支援ができているかフォローアップします。
地域づくり事業	世代や属性を超えて交流できる場・居場所の整備や交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人のコーディネートを行います。 また、地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図ります。
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	支援が届いていない人に支援を届けることができるよう、会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付け、本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置きながら、丁寧な働きかけを行います。
多機関協働事業	重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす包括的な相談体制を構築し、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めます。

## 基本目標5 介護サービス基盤の充実

### 【現状と課題】

これまで、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年及び団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22年を見据えた介護サービス基盤の計画的な整備を進めてきました。令和7年は本計画の計画期間であり、介護ニーズを的確に把握しつつ、必要なサービス基盤の整備に努めていく必要があります。さらに中長期的な視点でみると、令和17年には団塊の世代が85歳以上になり、要介護認定者数がピークを迎えると推計されています。また、令和22年には高齢化率が34.1%まで上昇する中、生産年齢人口は大きく減少することから、今でも顕在化している人材不足がさらに深刻になると見込まれます。

8割以上の事業所が事業展開上の課題として「職員の確保・育成」と回答しているほか、市に支援・充実してほしいこととして「介護職のイメージアップ戦略の推進」が最も高くなっており、その深刻さがうかがえます。

また、介護者が「仕事と介護を両立していく上で不安を感じる介護」として、「認知症状への対応」や「日中・夜間の排泄」「屋内の移乗・移動」の割合が高くなっていることから、在宅介護を支えるサービスの提供を充実させる必要があります。

一方で、介護保険料については、「介護サービスの充実よりも保険料をあまり高くしないようにしてほしい」が約4割を占めています。介護保険料の水準に配慮しつつ介護ニーズにこたえられるサービスの提供基盤を整備する必要があります。

必要な人が安心してサービスを受けることができるためにも、介護人材の確保を含めたサービス基盤の整備を計画的に進めるとともに、持続可能な制度運営に向けた給付の適正化に取り組んでいくことが重要です。

### 【施策の方向性】

介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充足と質の向上を図るとともに、給付の適正化に取り組みます。また、外国人を含めた介護人材の確保に向けて、県や事業所と連携しながら効果的な取組を推進します。

介護サービスの見込量等については、第8期の給付実績を基に、コロナ禍による影響も踏まえた要介護認定率及びサービス利用率を設定し推計しました。

### 【成果指標】

指標	基準値	目標値
介護のための離職の有無	8.2%	0%
職員の充足状況、充足していると回答する事業所	28.4%	増加

## 基本施策（１）介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み

サービスごとの実績と見込量は以下のとおりとなっています。なお、令和５年度の実績は見込み、人数は月平均、給付費は年間累計額となっています。

### ア 居宅サービス

#### （ア）訪問系サービス

家庭を訪問するサービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の５種類のサービスがあります。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護	人数(人)	602	597	594	610	622	639
	給付費(千円)	603,804	610,649	646,730	657,074	673,722	696,071
訪問入浴介護	人数(人)	66	65	61	62	63	66
	給付費(千円)	45,170	43,993	41,081	41,682	42,336	44,466
訪問看護	人数(人)	380	416	487	500	510	526
	給付費(千円)	199,064	226,131	263,689	276,835	281,995	290,891
訪問リハビリテーション	人数(人)	53	53	57	60	60	61
	給付費(千円)	18,220	16,981	21,176	22,222	22,301	22,657
居宅療養管理指導	人数(人)	389	422	453	465	478	492
	給付費(千円)	29,496	34,230	38,238	37,712	38,790	39,935

#### （イ）通所系サービス

日帰りで施設に通うサービスには、通所介護（デイサービス）と通所リハビリテーション（デイケア）があります。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通所介護	人数(人)	1,123	1,182	1,130	1,159	1,180	1,206
	給付費(千円)	959,710	960,523	955,298	974,196	993,495	1,016,525
通所リハビリテーション	人数(人)	246	208	161	167	169	173
	給付費(千円)	168,870	144,333	129,010	126,231	127,895	131,117

### (ウ) 短期入所サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や短期入所施設、介護医療院などに短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療などを行うサービスで、短期入所生活介護と短期入所療養介護があります。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所生活介護	人数(人)	362	337	325	335	342	353
	給付費(千円)	398,629	346,696	321,268	324,393	332,300	344,192
短期入所療養介護	人数(人)	13	10	9	9	9	9
	給付費(千円)	22,912	16,336	13,659	14,408	14,408	14,408

### (エ) 特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどに入居している要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定施設入居者 生活介護	人数(人)	4	6	5	4	4	4
	給付費(千円)	7,751	12,687	10,129	7,744	7,744	7,744

### (オ) その他の在宅サービス

その他の在宅で利用できるサービスに、福祉用具貸与・購入、住宅改修があります。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉用具貸与	人数(人)	1,795	1,860	1,879	1,933	1,972	2,021
	給付費(千円)	265,409	279,841	589,557	289,583	296,214	304,746
福祉用具購入	人数(人)	22	24	24	25	26	27
	給付費(千円)	7,765	8,213	9,457	8,553	8,888	9,235
住宅改修	人数(人)	20	21	23	24	24	25
	給付費(千円)	20,443	20,497	23,971	24,393	24,393	25,488

## (カ) 居宅介護支援（介護サービス計画の作成）サービス

介護支援専門員が、介護サービスを利用する場合に必要な「ケアプラン（介護サービス計画）」を作成します。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度） （見込み）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
居宅介護支援	人数(人)	2,341	2,340	2,292	2,353	2,397	2,451
	給付費(千円)	421,225	424,096	415,796	426,774	435,551	445,746

## イ 介護予防サービス

## (ア) 介護予防訪問系サービス

要支援者を対象に、家庭を訪問する介護予防サービスには、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導の4種類のサービスがあります。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度） （見込み）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
介護予防 訪問入浴介護	人数(人)	1	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	316	0	0	0	0	0
介護予防 訪問看護	人数(人)	52	63	71	73	74	75
	給付費(千円)	17,934	22,898	28,059	29,493	29,935	30,378
介護予防訪問リ ハビリテーショ ン	人数(人)	5	5	5	5	5	6
	給付費(千円)	1,401	1,386	1,144	1,155	1,155	1,385
介護予防 居宅療養管理指 導	人数(人)	13	19	25	25	26	27
	給付費(千円)	626	1,120	1,722	1,485	1,546	1,603

## (イ) 介護予防通所系サービス

日帰りで施設に通うサービスには、介護予防通所リハビリテーション（デイケア）があります。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度） （見込み）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
介護予防通所リ ハビリテーショ ン	人数(人)	73	56	41	41	42	43
	給付費(千円)	28,454	22,546	18,224	18,022	18,517	18,785



(ウ) 介護予防短期入所サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や短期入所施設、介護医療院などに短期間入所し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療などを行うサービスで、介護予防短期入所生活介護と介護予防短期入所療養介護があります。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防 短期入所生活介護	人数(人)	8	9	9	9	9	9
	給付費(千円)	3,525	4,346	5,041	5,008	5,008	5,008
介護予防 短期入所療養介護	人数(人)	1	1	0	0	0	0
	給付費(千円)	175	346	0	0	0	0

(エ) 介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウス等に入居している要支援者を対象に、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話や機能訓練を行うサービスです。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防特定施設 入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

(オ) その他の介護予防在宅サービス

その他の在宅で利用できるサービスに、介護予防福祉用具貸与・購入、住宅改修があります。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防 福祉用具貸与	人数(人)	480	501	535	547	555	566
	給付費(千円)	32,052	35,401	36,681	38,533	39,099	39,878
介護予防 福祉用具購入	人数(人)	7	6	8	8	8	9
	給付費(千円)	1,876	1,723	2,001	2,245	2,245	2,518
介護予防 住宅改修	人数(人)	11	10	9	9	9	9
	給付費(千円)	10,490	10,284	9,675	9,115	9,115	9,115

## (カ) 介護予防支援（介護予防サービス計画の作成）サービス

介護支援専門員が、介護予防サービスを利用する場合に必要な「ケアプラン（介護予防サービス計画）」を作成します。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防支援	人数(人)	534	551	584	597	605	618
	給付費(千円)	29,214	30,662	32,085	33,196	33,641	34,364

## ウ 地域密着型サービス

## (ア) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、自宅において介護福祉士等による入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や看護師等による療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数(人)	29	29	27	28	29	29
	給付費(千円)	54,608	59,705	57,324	54,266	56,975	56,975

## (イ) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回又は通報により、訪問介護員が自宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や緊急時の対応を行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
夜間対応型訪問介護	人数(人)	2	1	0	0	0	0
	給付費(千円)	602	127	0	0	0	0

### (ウ) 認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が対象で、デイサービスセンターへ通い、日帰りで入浴や食事、交流、生活訓練などを行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度） （見込み）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
認知症対応型 通所介護	人数(人)	111	100	89	92	94	96
	給付費(千円)	135,458	133,229	129,357	131,255	134,338	137,210

### (エ) 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心に今までの暮らしを維持しながら、利用者等の希望や状況に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせた多機能なサービスを行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度） （見込み）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
小規模多機能型 居宅介護	人数(人)	247	239	248	257	264	268
	給付費(千円)	619,741	609,360	648,394	661,907	681,200	692,879

### (オ) 認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者等に、小グループでの共同生活の中で、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度） （見込み）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
認知症対応型共 同生活介護	人数(人)	248	243	242	253	257	262
	給付費(千円)	755,998	750,602	763,445	781,593	794,171	809,541

## (カ) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームにおいて、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や療養上の世話、健康管理、機能訓練を行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数(人)	28	27	27	28	28	28
	給付費(千円)	99,829	95,582	94,627	100,582	100,582	100,582

## (キ) 看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護の複数のサービスを組み合わせ、介護と看護のサービスを一体的に行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
看護小規模多機能型居宅介護	人数(人)	41	47	48	49	52	52
	給付費(千円)	119,886	142,225	137,427	142,901	151,590	151,590

## (ク) 地域密着型通所介護

定員18人以下の事業所で入浴、食事の提供や機能訓練などを行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型通所介護	人数(人)	319	301	285	293	299	304
	給付費(千円)	268,976	248,186	237,776	244,625	250,468	254,784

## (ケ) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホーム等の介護専用型特定施設において、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や療養上の世話を行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

## エ 地域密着型介護予防サービス

### (ア) 介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援者が対象で、デイサービスセンターへ通い、日帰りで入浴や食事、交流、生活訓練などを行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防認知症 対応型通所介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

### (イ) 介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者が、「通い」を中心にこれまでの暮らしを維持しながら、利用者等の希望や状況に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせた多機能なサービスを行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防小規模 多機能型居宅介護	人数(人)	18	17	15	15	16	17
	給付費(千円)	15,188	15,759	14,033	13,235	13,874	14,969

### (ウ) 介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援者が対象で、小グループでの共同生活の中で、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防認知症対 応型共同生活介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0

## オ 施設サービス

### (ア) 介護老人福祉施設

日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話等を行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人福祉施設	人数(人)	543	542	536	538	538	538
	給付費(千円)	1,721,672	1,719,204	1,707,339	1,699,250	1,699,250	1,699,250

### (イ) 介護老人保健施設

病状が安定し入院治療の必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする入所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等を行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人保健施設	人数(人)	215	212	198	198	198	198
	給付費(千円)	761,448	756,420	716,859	690,985	690,985	690,985

### (ウ) 介護医療院

常時医療管理が必要とする入所者に、個別サービス計画に基づいて長期療養のための医療と介護を行います。

		第8期（実績）			第9期（見込量）		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度) (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護医療院	人数(人)	72	74	74	76	76	76
	給付費(千円)	325,457	337,002	345,676	348,681	348,681	348,681

## カ リハビリテーション指標の設定

要支援・要介護認定者が、リハビリテーションにより身体機能等の改善や維持を図ることが重要です。リハビリテーションサービスについて指標を設定し、評価・改善等を行います。

今後はリハビリテーション利用率の増加を目指していきます。

	第8期（実績）			第9期（見込量）		
	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度） （見込み）	令和6年度 （2024年度）	令和7年度 （2025年度）	令和8年度 （2026年度）
ストラクチャー指標（事業所数）						
介護老人保健施設数	3	3	3	3	3	3
訪問（予防）リハビリテーション事業所数	2	2	2	2	2	2
通所（予防）リハビリテーション事業所数	5	4	4	4	4	4
プロセス指標（利用率）						
介護老人保健施設リハビリテーション利用率	4.17%	4.08%	3.77%	増加		
訪問（予防）リハビリテーション利用率	1.13%	1.10%	1.09%			
通所（予防）リハビリテーション利用率	6.45%	5.16%	4.26%			

## 基本施策（２）介護サービスの基盤整備の目標

団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年（2025年）及び現役世代が急減する令和22年（2040年）を見据えながら、持続可能な介護サービス供給量を確保するため、それぞれのサービスの基盤整備を図り、高齢者が住み慣れた地域で住み続けられるための高齢者の住まいと生活の一体的支援に努めます。

施設整備については、既存施設の利用状況や生活圏域ごとの整備状況、今後の利用見込みや事業者の要望等を考慮し、以下のとおりとします。なお、複数の在宅サービスを組み合わせ提供する新たな「複合型サービス」については、利用ニーズや事業所の意向等を把握しつつ検討していくこととします。

### ア 地域密着型サービス

整備内容	令和5（2023） 年度末	第9期整備数	令和8（2026） 年度末
小規模多機能型居宅介護	12	1	13
看護小規模多機能型居宅介護	2	2	4
認知症対応型共同生活介護	17	1	18
地域密着型通所介護	12	(2)	14

※（）は第8期計画からの繰り越し

### イ 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

高齢者の生活の場として、多様な介護サービスが提供されていることから、今後の整備状況等を把握します。また、入居者が安心して暮らせるよう県など関係機関との情報連携を図りながら質の確保を図ります。

整備内容	令和5（2023） 年度末	第9期整備数	令和8（2026） 年度末
有料老人ホーム	7事業所 (150人)	1事業所 (15人)	8事業所 (165人)
うち、特定施設の指定を受けるもの	—	—	—
サービス付き高齢者向け住宅	8事業所 (191人)	1事業所 (30人)	9事業所 (221人)
うち、特定施設の指定を受けるもの	—	—	—



## ウ 介護予防・生活支援サービスの体制整備

高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるよう、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスに加えて、多様な主体による多様なサービスの展開に努めていきます。

対象者は、要支援1・2の要支援認定を受けた方、基本チェックリストによる生活機能の低下がみられた方等で、次ページの類型でサービス提供を行います。

また、住民型サービスについては、「地域支え合いネットワーク事業」を実施し、令和3年（2021年）を目途に市内全域でのサービス提供基盤を整備し、地域で支援が必要な人を含めて、多様な人々が集える「地域共生の場」づくりを目指します。

### ■指標

(単位：件)

訪問型サービス事業	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防訪問介護相当サービス利用件数	276	276	288	288
訪問型サービスA（緩和型 <sup>※</sup> ）利用件数	948	984	1,020	1,032

### ■指標

(単位：件)

通所型サービス事業	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防通所介護相当サービス利用件数	5,460	5,664	5,868	5,916
通所型サービスA（緩和型）利用件数	612	636	660	672
通所型サービスC（短期集中型）利用件数	12	12	12	12

### ■指標

(単位：組織)

地域支え合いネットワーク事業	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
支援組織数	26	27	27	27

図 介護予防・生活支援サービス体制の類型

		訪問型サービス	通所型サービス
事業所等がサービス提供	現行型	①訪問介護相当サービス 内 容：掃除、洗濯、調理などの家事援助 入浴介助などの身体介護 実施方法：事業者を指定 提供主体：訪問介護事業者	①通所介護相当サービス 内 容：機能訓練、食事、入浴などの提供 生活機能改善プログラムなど 実施方法：事業者を指定 提供主体：通所介護事業者
	緩和型	②訪問型サービスA 内 容：掃除、洗濯、調理などの家事援助 (身体介護は利用できません) 実施方法：事業者を指定／事業委託により実施 提供主体：訪問介護事業者／委託先事業者	②通所型サービスA 内 容：レクリエーション活動、機能訓練 食事、入浴の提供など 実施方法：事業者を指定／事業委託により実施 提供主体：通所介護事業者／委託先事業者
	短期集中型		③通所型サービスC 内 容：週2回の生活機能改善プログラム など3か月間で集中的にリハビリ テーションを行い、機能回復を図る 実施方法：事業委託により実施 提供主体：委託先事業者
地域の支え合いの中で実施	住民型	④訪問型サービスB 内 容：ごみ出し、掃除など簡単な生活援助、話し相手、見守りなど 実施方法：補助 提供主体：住民団体等 (例) 地域振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人など	④通所型サービスB 内 容：体操・運動等の活動等、自主的なつどいの場 実施方法：補助 提供主体：住民団体等 (例) 地域振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人など

## 基本施策（３）介護サービス事業所への支援

### ア 事業所運営の効率化、生産性向上支援

福祉用具や介護ロボット、ＡＩ、ＩＣＴツールの導入を支援するとともに、国の方針に基づく申請様式や手続きの簡素化による文書負担の軽減を図ることにより、事業所運営の効率化及び生産性向上を支援します。

事業名	事業の概要等
介護ロボット、ＡＩ、ＩＣＴ等導入支援	県が実施するＩＣＴ導入支援事業補助金等の活用を促し、介護従事者の業務負担の軽減及び業務効率化につなげるとともに、介護サービスの質の向上を目指します。
事務作業効率化支援	介護分野の文書負担軽減の観点から、指定申請や報酬請求等に係る国が定める標準様式の使用や「電子申請・届出システム」の導入を進めます。
会議や研修会のオンライン化効率・効果的なサービス提供	研修会のオンライン化による参加負担の軽減、地域密着サービスの広域利用、サテライト事業所の設置等による事業所運営の効率化について支援します。

### イ 介護保険制度等に関する情報提供の充実

様々な機会を通じて、介護保険制度の改定等に関する情報提供の充実に努めます。

事業名	事業の概要等
介護保険制度に関する研修会の実施	市内の介護サービス事業所等を対象に、介護保険制度の改正等に関する研修会を実施します。
ホームページ等による情報提供	市ホームページにおいて、介護サービス事業者向けの各種情報を発信します。

### ウ 利用者の安全確保・リスクマネジメント推進支援

事故の再発防止や従事者による虐待防止、災害や感染症発生時における利用者の安全確保に向けた指導や支援、研修等を行います。

事業名	事業の概要等
介護現場に対する指導・支援等	国が示している事故報告様式を活用して、報告された事故情報を適切に分析し、介護現場に対する指導や支援等の取組を行います。また、養介護施設従事者等による虐待の防止に向けた研修を実施します。
ＢＣＰ、防災計画に沿った訓練の実施	市として感染対策物品を確保し、感染症への対応力を強化します。ＢＣＰ作成や見直しのための研修や、避難訓練の実施を支援します。

## 基本施策（４）人材の確保及び質の向上

### ア 人材の発掘・育成への支援・離職防止

市内の介護施設等の職場に触れる機会を提供し、介護職に対する理解促進を図るとともに、各種資金貸与事業の活用を促進することで介護福祉士等を目指す学生を支援します。

また、業務負担の軽減や介護の資格に係らない人材の確保など、県や事業所等と連携しながら、人材発掘・育成と離職防止に取り組みます。

事業名	事業の概要等
いみず企業見学バスツアー	就職活動前の学生を対象に射水市内の企業の職場を見学して回る「いみず企業見学バスツアー」において、介護福祉関係コースを実施します。
奨学資金貸与事業（介護従事者分）	経済的な理由で就学が困難な人に奨学金を貸与する「奨学金貸与事業」において、卒業後5年間、市内事業所で介護福祉士として勤務した場合、または卒業後3年間、市内事業所で介護福祉士として勤務し、かつ介護福祉士国家試験に合格した場合、全額免除します。
介護福祉士資格取得支援事業	射水市の介護事業所に勤務する職員が、介護福祉士を目指す際にかかる経費を補助します。
富山福祉短期大学との連携事業（包括的連携協定）	富山福祉短期大学の学生と協働で、介護の魅力を伝える事業を幅広く行います。PRのための企画は学生が考え、市はその実現のためのアドバイスを、連絡調整を行います。
介護ロボット、AI、ICTの活用（再掲）	県が実施するICT導入支援事業補助金等の活用を促し、介護従事者の業務負担の軽減及び業務効率化につなげるとともに、介護サービスの質の向上を目指します。
元気高齢者等の参入支援	元気高齢者が介護助手を務めることで、介護職員が専門的業務に専念でき、業務負担の軽減が図られ、介護サービスの質の向上につながります。また、高齢者の社会参加、生きがいづくりにつながります。
従事者養成（入門）研修の実施	介護に関する基礎的知識を学習することで地域のボランティアを養成し、新たな介護人材を確保とともに、元気高齢者の就業の場の確保や生きがい創出を図ります。

### イ 外国人人材確保のための支援

外国人従事者の受入を実施する事業者に対し、県が実施する各種事業の利用を促進するとともに、市独自の支援に取り組みます。

事業名	事業の概要等
外国人受入れにかかる初期費用の支援	県が実施する受入れ等にかかる初期費用の補助金利用を促進します。また、市としても事業所負担を軽減するための支援を検討します。

事業名	事業の概要等
受入施設的环境整備の促進	県が実施する外国人介護人材受入施設等環境整備事業等の活用を促し、その申請支援を行います。

## ウ 潜在的有資格者等への就業支援

介護労働安定センター「潜在介護福祉士等復職支援事業」と連携し、潜在介護福祉士等が研修等を通じて不安感を払拭することで復職を促し、人材の呼び戻し及び確保を図ります。

事業名	事業の概要等
潜在介護福祉士等復職支援事業の周知	介護労働安定センターと情報連携し、市の広報、ホームページ等を活用し周知を行います。

## エ 富山県事業等との連携

富山県が実施する「福祉人材確保対策事業」と連携し介護人材の確保を図ります。  
また、社会福祉施設の適正で安定した経営と福祉施設の利用者へのサービス向上を目的に、富山県社会福祉協議会が実施する「社会福祉施設経営相談室」の利用を促進します。

事業名	事業の概要等
富山県福祉人材確保対策事業	県が実施する「掘り起こし」「養成」「確保」「定着」のそれぞれの場面に応じた人材対策について、情報発信を行うとともに利用促進を図ります。
富山県社会福祉協議会福祉人材センターとの連携	
富山呉西圏域就職マッチング事業	就職説明会等の規模を圏域レベルに拡大し、企業、業種、参加者の増加を図ります。

## オ 働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援

全国から人材が集まっている社会福祉法人等の成功事例を調査・研究するとともに、介護職に対するイメージアップ戦略に取り組むなど、働き先として選ばれる福祉事業所づくりを支援します。

事業名	事業の概要等
介護現場のイメージアップ事業	県や事業所等と連携し、子どもから高齢者まで幅広い世代の地域住民に対して介護職場の魅力を発信し、介護職場のイメージを刷新していきます。

事業名	事業の概要等
処遇改善加算、特定処遇改善加算の取得推進	運営指導や集団指導において、適切に加算が取得できるよう取組や取得方法について助言します。

## カ 認知症の人を支える介護関係者の対応力向上支援

認知症ケアの向上を図るため、対応困難な事例を抱えるケアマネジャーやサービス事業所に対する研修会を開催します。

また、家族や地域住民に対して認知症に関する正しい知識の啓発を行うほか、習得・情報交換する場を提供します。

事業名	事業の概要等
認知症地域支援推進員部会・事例検討会	地域包括支援センターの会議や認知症地域支援推進員による部会での認知症の人の事例検討会を実施します。
介護支援専門員向け研修会	介護支援専門員のケアプランを振り返り、日頃のケアマネジメントにおいて困難な事項等を話し合い、介護支援専門員の支援を行います。
家族介護支援事業 (再掲)	要介護高齢者を介護する家族等に対し、認知症やその他適切な介護知識・技術を習得することを目的とした介護教室や介護者の交流会を開催します。 また、参加する家族のリフレッシュだけでなく、介護負担の軽減を図ることができる場となるよう充実した内容の教室・交流会を開催します。

## キ 介護サービスの質的向上

介護サービス事業者が職員のための研修等を実施し、知識の習得やサービスの質の向上を図るための必要な情報を提供するとともに、介護保険制度についての説明会や認知症に関する研修会を開催します。

## 基本施策（５）介護保険制度の適正運営

### ア 円滑な提供体制の整備

各事業者が適切なサービス計画を作成することができるよう、事業者間の連携を促進し、適切な介護サービスの提供のための体制の整備を進めます。

事業名	事業の概要等
新任介護支援専門員研修会	新任介護支援専門員が被保険者の利益を損なわず、質の高いマネジメントに基づき自立支援を行うことができるよう、ケアプラン作成や面接技術の向上を図るための研修会を実施します。
介護ケアプラン研修会	ケアプラン作成について、高齢者本人の意思決定を支援するとともに、介護者との関係性を構築しながら、長く在宅生活を送れるように、講義や演習を実施します。
介護支援専門員等資質向上研修会	介護が必要となっても家族介護者、要介護者がともに自分らしい人生や安心した生活を送ることができるよう、介護支援専門員等を対象に資質向上を目的とした研修会を実施します。

### イ 相談・苦情への対応

介護サービス利用者や家族から寄せられる、介護保険制度やサービスに関する疑問や不満、苦情について、適切かつ丁寧に対応します。

また、市内の介護保険施設に「あったか介護保険相談員」を派遣し、介護サービスの現状を把握するとともに、利用者からの苦情や相談に応じることで、質の高い介護サービスの提供に努めます。

事業名	事業の概要等
あったか介護相談員派遣事業	オンライン面会と訪問面会を組み合わせ、派遣先の拡大を進めます。

### ウ 介護保険指定事業者等への指導・監督

地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所に係る事業者の指定に当たっては、指定業務の適正な執行に努めるとともに、事業者への適切な指導・監督を実施します。

事業名	事業の概要等
集団指導	介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容等の過去の指導事例などに基づく指導内容について、年1回以上、講習等の方法（集合形式、オンライン形式、文書指導の形式等）により行います。
運営指導	指定の有効期限内に少なくとも1回以上、原則、事業所実地において、各種運営体制の確認や報酬請求指導を行います。

## エ 公平かつ適正な認定業務の実施

要介護度の認定業務については、公平かつ適切な実施が求められていることから、認定審査会委員や訪問調査員に対する研修会を実施し、必要な知識や技術を習得します。

また、認定審査会の負担軽減に向けて、ICTを活用するなど効率的な認定審査会の実施に努めます

事業名	事業の概要等
介護認定審査会新任委員研修	介護認定審査会の新任委員に対し研修会を開催し、適切かつ公平な審査会運営に努めます。
効率的な認定審査会の実施	介護認定の更新申請で一定の要件を満たす者について、認定審査会の簡素化に取り組みます。
ICTを活用した認定審査会の実施	行政コストの削減と働き方改革を推進するため、介護認定審査会資料のペーパーレス化に取り組みます。
認定調査員研修	介護認定審査会の認定調査員に対し研修会を、認定調査員の資質の向上に努めます。

## オ 介護サービス情報公表システムの活用

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療・介護サービスの情報や、地域包括支援センターの所在地などについて、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムの活用を促進します。

事業名	事業の概要等
介護事業所、生活関連情報検索の充実	介護サービス事業所等に対し、当該システムへの情報公表を促します。

## カ 介護保険料の収納率の向上対策の推進

介護保険財政の健全性を維持するとともに、被保険者間における負担の公平性を確保するため、介護保険制度の趣旨について、より一層の周知や啓発を進めるとともに、口座振替の利用促進や収納業務のコールセンターの活用など、介護保険料の収納率の向上対策を推進します。

事業名	事業の概要等
コールセンターの活用	コールセンターによる納付勧奨を行い、保険料の納め忘れを防止します。
滞納処分の実施	資力があるのに納付しない場合等は、財産の差押えによる滞納処分を行い、保険料負担の公平性を確保します。
口座振替利用促進	口座振替による納付を促進し、保険料の納め忘れを防止します、



## キ 介護給付適正化への取組

介護給付の適正化を図るため、認定調査の事後点検を実施するほか、ケアプランの点検を強化し、介護支援専門員に適切な指導や助言を行います。また、住宅改修に関する審査や調査を実施するなど、給付の適正化に取り組みます。

なお、これまでの主要5事業が3事業に再編され、介護給付通知が任意となっており、費用対効果を踏まえた実施の有無を検討します。

### ■指標

(単位：件)

実施件数	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認定調査状況チェック	5,400	5,400	5,400
ケアプランの点検	100	100	100
住宅改修等の点検	50	50	50
医療情報との突合・縦覧点検	2,000	2,000	2,000
介護給付費通知	—	—	—

## 基本施策（6）事業費及び保険料の算定

（ア）標準給付費 = 未定 円

利用者の負担を除いた介護給付費及び予防給付費、これに特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加え、合計した額（標準給付費）となります。見込額は、報酬改定等の影響により変更になります。

（イ）地域支援事業費 = 未定 円

政令により介護予防事業・日常生活支援総合事業費、包括的支援事業・任意事業費に分けて、上限額等が定められています。

（ウ）保健福祉事業費 = 未定 円

国から交付される保険者機能強化推進交付金を財源として実施しています。

（エ）調整交付金不足額 = 未定 円

市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、給付費の5%相当分を交付されるものですが、後期高齢者の加入割合と第1号被保険者の所得分布状況により、本市への交付割合が算出されます。

（オ）財政安定化基金償還金 = 0 円

計画策定時に見込んだ給付見込を実際の給付が大幅に上回った場合や保険料収入の見込を実際の保険料収入が下回った場合に生じる財源不足を補てんするために、資金の貸付を行う県が設置する基金です。第9期計画での償還予定はありません。

（カ）介護保険事業財政調整基金取崩金 = 未定 円

市が毎年度の介護保険事業の決算によって生じた剰余金を積み立てるために設置しています。もし、予想を超える急激な介護給付費の増加で予算に不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。

---

(キ) 保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 = 未定 円

高齢者の自立支援・重度化防止に向けた保険者の取組の達成状況に応じて、国から支給される交付金の見込額です。

(ク) 保険料収納率 = 未定 %

保険料収納率は、過去の収納実績を参考に見込みます。

(ケ) 第1号被保険者数 = 未定 人

3年間の第1号被保険者数です。所得段階別に補正を行った後の数値です。

(ア) + (イ) ) × 23% (第1号被保険者分)
+ (ウ)
+ (エ)
+ (オ)
- (カ)
- (キ)

÷ (ク)  
÷ (ケ)  
÷ 12か月

= 第9期保険料標準額

※保険料の段階については未定ですが、負担能力に応じた保険料を設定します。



---

第 5 章

計画の推進について

---

## 第5章 計画の推進について

### 1 推進・評価体制

---

#### (1) 高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会の設置

PDC Aサイクルを機能させ、計画の着実な実施や評価、見直し等を進めていくため、学識経験者や保健・医療関係者、被保険者等からなる推進委員会を設置します。

#### (2) 市民、関係機関、福祉事業所等との協働による推進体制

本計画を推進するためには、市民をはじめ関係機関、福祉事業所等の参画が不可欠であることから、緊密な連携を図り、協働しながら計画を推進します。

#### (3) 国・県との連携

高齢者の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。そのため、施設整備や人材確保、定着支援、医療・介護の連携、感染症の対策等の連携が必要な施策について、国や県と連携しながら本計画の確実な推進を図ります。

### 2 計画の公表と周知

---

市民等と協働して計画を推進するためには、計画の趣旨や内容等について理解を深めていただくことが重要であることから、広報、ホームページへの掲載や出前講座の実施など、様々な機会を通じ、計画の公表と周知に努めます。



# 資料編





# 資料編

## 用語集

	用語	解説	掲載
あ	IoT(アイ オー ティー)	(Internet of Things)あらゆる物がインターネットを通じてつながることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、又はそれを可能とする技術の総称。	62
	ICT(アイ シー ティー)	(Information and Communication Technology)「情報通信技術」の略。	65
	MCI(エル シー アイ)	(Mild Cognitive Impairment)「軽度認知障害」の略。 認知症の前段階といわれ、健常者と認知症の間で、認知機能(記憶・決定・理由づけ・実行等)のうち1つの機能に問題が生じてはいるが、日常生活上は支障がない状態のこと。	70
か	緩和型(緩和型サービス)	総合事業で国が示しているサービス類型のうち、ホームヘルプサービスやデイサービスの人員及び運営基準等を緩和して行うサービス。実施基準や内容については市町村が定めることとなっており、本市では要支援相当者に対し、訪問して調理、掃除等の生活援助を行うサービスや、簡単なレクリエーションや見守りによる入浴の提供等を行う通いのサービスを実施している。	88
	きららか射水 100 歳体操	高齢者ができる限り要介護状態に陥ることなく健康でいきいきとした生活を送るために、身近な場所で週1回程度行う、重りを使った筋力運動の体操。	22
	KDB(国保データベース)	国保連合会が各種業務を通じて管理する給付情報(健診・医療・介護)等を基に作成する統計情報。	54
	ゲートキーパー	職場・学校や家庭などで自殺の兆候がみられる人に対し、声を掛けて話を聞いたり、専門機関で必要な支援が受けられるよう勧めたり、その後の経過を見守ったりすることにより、自殺防止につなげる役割を担う人。	52
	健康寿命	日常的・継続的な医療介護を要しない状態で自立した生活ができる期間。	43

	用語	解説	掲載
か	高額医療合算介護サービス費	同一世帯の医療費と介護サービス費の自己負担額が高額となった場合、その負担額が一定額を超えたとき、その超過分の払い戻しを行う。	97
	高額介護サービス費	介護サービスを受けるときの自己負担額が一定額を超えたとき、その超過分の払い戻しを行う。	97
	高齢者虐待	高齢者が養護者や介護サービス事業所の職員などにより、基本的人権を侵害するような虐待行為を受けること。身体的虐待、心理的虐待、経済的虐待、ネグレクト(介護や世話の放棄)、性的虐待などがある。	5
さ	サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)	高齢者住まい法の改正により、従来の高齢者専用賃貸住宅(高専賃)の登録要件(床面積・設備等)に加え、介護・医療と連携して、高齢者を支援するサービス(安否確認・生活相談は必須)を提供する施設が併設された高齢者向けの賃貸住宅。 利用者保護のため、契約内容について一定のルールが課せられる。	87
	サロン活動(地域ふれあいサロン)	高齢者を対象に地域の民生委員やボランティアグループ等が運営し単位自治会公民館等で開催されるサロン。健康保持、認知症の予防及び孤独感の解消等を目的に様々な活動が実施されている。	57
	住民サポーター	地域で、支え合い活動等を実践するボランティア。	57
	奨学資金貸与事業	将来射水市において介護福祉士として勤務しようとする学生に奨学資金を貸与するとともに、市内の介護事業所に一定期間勤務した場合に返済を全額免除するもの。	91
	ストラクチャー指標	介護保険における介護サービスを提供する施設や事業所の物的資源、人的資源、地域の実態増を表す指標。(本計画では施設数)	86
	生活支援コーディネーター	地域で、支え合いを実践する団体間を連絡・調整し、ネットワークを作ったり、高齢者と地域の様々なサービスや社会資源をつないだりする役割を担う人。地域支え合い推進員。	74
	成年後見制度	認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が十分でない人が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益をこうむることがないように本人の権利と財産を守り支援する制度。家庭裁判所が本人の障害の程度や事情を確認して本人を支援する人(成年後見人等)を選任する。	67

	用語	解説	掲載
さ	総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業)	要支援又は要支援状態となるおそれのある高齢者を対象に、住み慣れた地域でできる限り健康で自立した生活を送ることができるよう、多様な社会資源や多様な実施主体を活用した生活支援サービスを総合的に提供する事業。	5
た	ダブルケア	少子化と高齢化が同時に続き、親の介護と子育てが同時に発生する状況。	72
	地域共生社会	高齢者、障がい者及び子ども等全ての人々がそれぞれに役割を持ちながら、主体的に地域に参加し、共に支え合う社会。	5
	地域包括ケアシステム	地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。	5
	地域包括支援センター	市町村が設置主体となり、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等を配置して、高齢者の総合相談、権利擁護、地域の支援体制づくり及び介護予防のための援助等を行い、高齢者の保健医療福祉の増進を包括的に支援していく施設。	5
	デマンドタクシー	タクシー車両を利用して、予約した人の家まで迎えに行き目的地まで運行する「予約制の乗合タクシー」。	66
	特定入所者介護(予防)サービス費	低所得者が介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したとき、所得に応じて居住費(滞在費)と食事の自己負担に上限を設け、それらの基準費用額と自己負担との差額が施設へ支給される。	97
な	認知症カフェ	認知症高齢者等や家族、地域の方や医療・介護の専門職等誰もが気軽に参加でき、交流や情報交換をする場。	64
	認知症ケアパス	認知症高齢者等の状態に応じた適切なサービス提供の流れ。	70
	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症高齢者等やその家族に対してできる範囲で手助けする人。認知症を支援する「目印」として、「オレンジリング」をつけている。	67

	用語	解説	掲載
な	認知症サポート医	認知症高齢者等やその疑いのある人が、早期から地域の中で医療や介護につながるができるよう認知症初期集中支援チームの核として診断・治療から介護など様々な支援が受けられるようサポートする医師。	71
	認知症施策推進大綱	認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会の実現を目指し、令和元年6月に策定された国の認知症施策。	5
	認知症初期集中支援チーム	医療と介護の専門職(保健師、看護師、社会福祉士等)及び認知症サポート医が本人や家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症高齢者等及び家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を集中的(おおむね6か月)に行うチーム。	71
	認知症地域支援推進員	認知症高齢者等ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けていけるよう、医療・介護の関係機関の連携づくりや認知症高齢者等やその家族を支援する専門的な相談業務等を行う人。保健師、看護師、社会福祉士等の有資格者等で、射水市では地域包括支援センターに各1名配置。	71
は	PDCAサイクル(ピーディーシーイーサイクル)	Plan(計画)、Do(実施)、Check(評価)、Action(改善)の4つの視点を取り込むことで不断のサイクルとし、継続的な改善を推進するマネジメント手法のこと。	101
	フレイル	高齢化に伴い、身体機能や精神機能の低下、社会との繋がりの低下によって心身が弱った状態になること。	53
	プロセス指標	介護サービスを提供する施設や居宅介護支援事業所との連携、事業所の活動や、事業所や施設間の連携体制を測る指標。	86
ま	孫とおでかけ支援事業	高齢者の外出の機会を促進するとともに、世代間交流を通じて家族の絆を深めるために、祖父母と孫(ひ孫)と一緒に来館された場合に観覧料を全額減免し、地域の文化や歴史、科学への関心を幅広い年齢層に広めることを目的に実施されている。	60
	メタボリックシンドローム	内臓肥満に高血圧・高血糖・脂質代謝異常が組み合わさり、心臓病や脳卒中などの動脈硬化性疾患をまねきやすい病態。	53

## 第3次射水市障がい者基本計画・第7期射水市障がい福祉計画（第3期射水市障がい児福祉計画）の素案について

### 【第1章】 計画の策定の趣旨と位置づけ

#### 1 計画策定の背景・趣旨（素案P1）

本市では、誰もが住み慣れた地域で共に暮らし、自分の能力を生かして平等に社会に参加できる『共生社会』の実現を目指して、障がい福祉施策を推進してきた。

令和5年度末を以って、これらの施策の総合的・基礎的な事項を定めている「第2次障がい者基本計画」及び「第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）」の計画期間が終了することから、次期計画の策定期間が重なったことを契機に、より実効性の高い総合的な計画とするため、第3次障がい者基本計画と第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）を一体的に策定するもの。

#### 2 計画の位置づけ（素案P2）

区分	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条第3項	障害者総合支援法 第88条第1項	児童福祉法 第33条の20第1項
内容	長期的視点に立った障がい者福祉の施策に係る総合的な計画	障がい者等の障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画	障がい児等の障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画

#### 3 計画期間（素案P4）

年度 計画名	平成												令和										
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
障がい者基本計画	第1次 (10年間)												第2次 (7年間)							第3次 (6年間)			
障がい福祉計画 (3年間)	第1期			第2期			第3期			第4期			第5期			第6期			第7期		第8期		
障がい児福祉計画 (3年間)													第1期			第2期			第3期		第4期		

### 【第2章】 計画の基本的な考え方

#### 1 基本理念

『一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水』

(素案P7)

#### 2 基本目標（素案P8～9）

① 権利擁護と障がいに対する理解の促進	④ 保健・医療の充実
② 自立(自律)した生活の支援及び意思決定支援の推進	⑤ 安全・安心な生活環境の整備
③ 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進	⑥ 多様なニーズに対応した支援の推進

基本目標のポイント

基本目標1 権利擁護と障がいに対する理解の促進

①理解・啓発活動の推進 (素案 P11～)

- ・改正障害者差別解消法に関する啓発

②福祉教育・人権教育の推進

- ・障がい福祉に関する市政出前講座の開催

③権利擁護の推進

- ・成年後見制度利用支援

④虐待防止のための取組

- ・射水市障がい者虐待防止センターでの通報・相談対応

⑤地域で支えるネットワークの輪づくり

- ・射水市社会福祉協議会との連携によるボランティアセンター・ボランティアステーションの体制強化

基本目標2 自立(自律)した生活の支援及び意思決定支援の推進

⑥相談支援体制の充実 (素案 P15～)

- ・計画相談支援及び障がい児相談支援の提供
- ・地域活動支援センターでの相談・支援

⑦情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実(新規)

- ・LINE を活用したオンライン市役所の推進

⑧障がい福祉サービス等の充実

- ・障がい福祉サービスの提供
- ・地域生活支援事業の提供

⑨日中活動の場づくり

- ・地域活動支援センターでの創作的活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流促進に関する事業の実施

⑩居住支援の充実

- ・在宅重度障がい者住宅改善費補助金の交付

⑪経済的支援の充実

基本目標3 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進

⑫インクルーシブ教育の推進 (素案 P20～)

- ・特別支援学級の開級及び通級指導教室の開設
- ・医療的ケアが必要な児童生徒在籍校への看護師の配置
- ・医療的ケア児の在籍する保育園への看護師の配置

⑬文化芸術活動、スポーツ等の推進

- ・障がい者団体が実施する文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する補助

⑭社会参加の機会の充実

- ・地域生活支援事業(移動支援)の実施 及び 障がい福祉サービス(行動援護、同行援護)の提供
- ・福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の交付
- ・コミュニティバス等運賃の障がい者割引の実施

⑮就労支援と就労の場の確保

- ・指定特定相談支援給付・就労継続支援・就労移行支援・就労定着支援・就労選択支援の提供
- ・農福連携の推進に向けた機運の醸成

基本目標4 保健・医療の充実

(素案 P24～)

⑯障がいの早期発見・早期療育の充実

- ・各種検診の実施
- ・乳幼児・妊婦健康診査の実施
- ・保育園・幼稚園巡回指導及び障がい児ケース会議の開催

⑰保健・医療等の充実

- ・重度心身障がい者等医療費の助成
- ・自立支援医療費(育成医療、更生医療及び精神通院医療)の支給
- ・「子どものこころの外来」での診療

基本目標5 安全・安心な生活環境の整備

(素案 P27～)

⑱バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

- ・市道の段差解消や障害物の除去の推進
- ・市道の誘導(点字)ブロックの整備
- ⑳公園のインクルーシブ遊具の整備、トイレや駐車スペース等のバリアフリー化の推進

㉑障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実

- ・避難行動要支援者支援制度に基づく個別避難計画の策定
- ・福祉事業所との災害時協定の締結による福祉避難所の開設
- ・消費生活相談の実施

基本目標6 多様なニーズに対応した支援の推進

㉒重層的支援体制の整備推進(新規) (素案 P29～)

㉓重層的支援体制の整備推進

- ※複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための包括的な相談支援体制を整備推進する。

㉔当事者・家族への支援

- ・ふくし総合相談センターすてっぷによる、ひきこもり相談会やすてっぷカフェ家族会の開催
- ・ヤングケアラーの早期発見・早期支援

【成果目標】	主な令和8年度末の目標値・取組（要旨）
<b>成果目標1</b> 福祉施設入所者の地域生活への移行 （素案 P37）	・施設入所者の地域生活への移行 【目標】 7人 ・施設入所者数の削減 【目標】 施設入所者数 102人（R4末実績105人）
<b>成果目標2</b> 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 （素案 P37～）	・保健・医療・福祉関係者による協議の場（障がい者総合支援協議会の専門部会等）の設置 ・県が設置する高岡圏域での協議の場を通じて、依存症等多様な精神疾患等への対策について、重層的な連携による支援体制を構築
<b>成果目標3</b> 地域生活支援の充実 （素案 P38）	・地域生活支援拠点の設置箇所数 【目標】 20か所（R4末実績 18が所） ・地域生活支援に関するコーディネーターの配置人数 【目標】 4人（R4末実績 0人） <b>④強度行動障がい有する者の支援ニーズの把握、支援体制の整備</b>
<b>成果目標4</b> 福祉施設から一般就労への移行等 （素案 P39～）	・就労継続支援 A 型事業による一般就労への移行者数 【目標】 8人（R3末実績6人） ・就労継続支援 B 型事業による一般就労への移行者数 【目標】 2人（R3末実績 1人） ・就労定着支援事業の利用者数 【目標】 2人（R3末実績 1人）
<b>成果目標5</b> 障がい児支援の提供体制の整備等 （素案 P40～）	<b>④障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制構築</b> ・重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所 【目標】1か所以上 ・重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所 【目標】1か所以上 等
<b>成果目標6</b> 相談支援体制の充実・強化等 （素案 P41～）	・地域の相談支援事業者に対する指導・助言や人材育成支援、相談機関と連携強化 ・協議会専門部会における個別事例の検討回数 【目標】 5回（R4末実績3回） ・個別事例検討の参加事業者数 【目標】 20事業者（R4末実績18事業者）
<b>成果目標7</b> 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 （素案 P43）	・障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加回数 【目標】1人 1回以上 ・障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析内容を事業者等と共有
<b>成果目標8</b> ひきこもり施策の推進 （素案 P43）	・ひきこもりサポーターの登録者数 【目標】 50人（R4末実績46人） ・関係機関との連携による、地域の支援体制の確立
<b>成果目標9</b> 差別解消の推進及び障がい者虐待の防止 （素案 P44）	・福祉教育の推進、交流・ふれあい活動への支援等を通じた啓発活動の実施 ・障がい者虐待センターに専門職を設置 等
<b>成果目標10</b> <b>④ニューノーマルへの対応</b> （素案 P44）	・コロナ禍での経験を踏まえ、必要な障がい福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築
<b>成果目標11</b> 障がい者総合支援協議会の機能強化 （素案 P44～）	・協議会及び専門部会の活性化 ・協議会専門部会の開催回数 【目標】 26回（R4末実績24回）

国の基本方針に基づく成果目標

市独自の成果目標



○成果目標に対する活動指標として、国の基本指針に示されている項目ごとに、令和8年度末までの必要なサービスの量の見込み等を設定

【活動指標】	福祉サービス・事業ごとの令和8年度までの必要量の見込み
<b>活動指標1</b> 障害者総合支援法に基づくサービス (素案 P46～)	・訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、計画相談支援等及び補装具(義肢、装具、補聴器、車いす等)
<b>活動指標2</b> 地域生活支援事業(必須事業) (素案 P56～)	・理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業及び地域活動支援センター事業
<b>活動指標3</b> 地域生活支援事業(任意事業) (素案 P62～)	・訪問入浴サービス事業、生活支援事業、日中一時支援事業及び社会参加促進事業(点字・声の広報等発行事業、奉仕員養成研修事業、自動車運転免許取得・改造助成事業)
<b>活動指標4</b> 児童福祉法に基づくサービス等 (素案 P65～)	・障がい児通所支援、障がい児相談支援及び医療的ケア児等に対する支援

## 【第5章】 計画の推進

### ○計画の推進体制 (素案 P68)

- ・全庁的な取組体制の下、市内の関係機関等とも連携を図りながら計画を推進
- ・計画の進行管理については、PDCAサイクルに従い、毎年協議会に進捗状況を報告、必要に応じ事業内容の見直し等を行う。

## これまでの経過及び今後のスケジュールについて

年 月	内 容
令和5年 6月	第1回障がい者総合支援協議会において次期計画策定の説明及び計画策定に関するアンケート調査の検討
7月	障がい福祉に関するアンケート調査を実施 (市内の障がい者手帳所持者1,000人を対象)
8月	第2回障がい者総合支援協議会において骨子案の検討 障がい福祉に関する事業所調査を実施(市内20事業所を対象)
9月	市議会定例会に骨子案を報告
11月	第3回、第4回障がい者総合支援協議会において計画素案の検討
12月	市議会定例会に計画素案を報告 パブリックコメントの実施(実施期間:~1月中旬)
令和6年 2月	第5回障がい者総合支援協議会において計画案の検討
3月	市議会定例会に計画案を報告 計画策定及び公表

**第3次射水市障がい者基本計画・  
第7期障がい福祉計画  
(第3期障がい児福祉計画)**

**(素案)**

**令和6年3月  
富山県 射水市**

はじめに

# 目次

<b>第1章 計画策定の趣旨と位置づけ</b> .....	<b>1</b>
1 計画策定の背景・趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の対象者 .....	4
4 計画期間 .....	4
5 計画に関する関連法令の動向 .....	5
<b>第2章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>7</b>
1 基本理念 .....	7
2 計画の基本目標 .....	8
<b>第3章 障がい者基本計画</b> .....	<b>10</b>
1 計画の体系 .....	10
2 具体的な取組 .....	11
<b>第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画</b> .....	<b>30</b>
1 障がい者の現状 .....	30
2 福祉サービス等の現状と課題及び目標値（成果目標等）の設定.....	37
3 福祉サービス・事業ごとの現状と課題及び今後の見込み（活動指標）の設定.....	46
<b>第5章 計画の推進</b> .....	<b>68</b>
1 計画の推進体制 .....	68
2 計画の公表と周知 .....	68
<b>資料編</b> .....	<b>69</b>

# 第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

## 1 計画策定の背景・趣旨

射水市（以下本市）では、障害者基本法に基づき、障がい福祉を総合的に展開するため、平成19年3月に「射水市障害者基本計画」を、平成29年3月には後継計画として「第2次射水市障がい者基本計画」を策定し、誰もが住み慣れた地域で共に暮らし、自分の能力を生かして平等に社会に参加できる環境づくりを目指して、様々な障がい福祉施策を推進してきました。

この間の国の障がい福祉施策については、平成23年の障害者基本法改正において目的規定に「共生社会の実現」を加える見直しが行われており、また、平成24年の障害者虐待防止法の施行、平成25年の障害者総合支援法の施行、これらの法律の施行及び改正を受けた平成26年の障害者権利条約の承認、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されています。さらには、令和3年の障害者差別解消法の改正、令和4年の障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行等を踏まえ、令和5年3月には新たに「障害者基本計画(第5次)」が策定されており、障がい福祉を取り巻く情勢は大きく変化しています。

このたび、令和5年度末をもって、現行の「第2次射水市障がい者基本計画」及びその関連計画である「第6期障がい福祉計画（第2期障がい児福祉計画）」の計画期間が終了することから、これまでの計画の経緯や取組及び国等の動向を踏まえつつ、地域共生社会の実現をはじめとする本市の障がい福祉施策全般の方向性とその取組について記載した「第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）」を一体的に策定するものし、障がい福祉の更なる充実を目指します。

## 2 計画の位置づけ

### (1)障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の法的位置づけ

計画の役割や法的根拠（法律上の位置づけ）は以下のとおりです。

#### ①障がい者基本計画

長期的視点に立った障がい福祉の施策に係る総合的な計画で、障害者基本法第11条第3項に基づく障害者基本計画にあたるものです。

#### ②障がい福祉計画

障がい者等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、障害者総合支援法第8条第1項に基づく市町村障害福祉計画にあたるものです。

#### ③障がい児福祉計画

障がい児等の生活支援に関わるサービスの提供等について、基本的な考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保のための方策を定めた計画で、児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画にあたるものです。

#### ■ 根拠法令・計画の内容

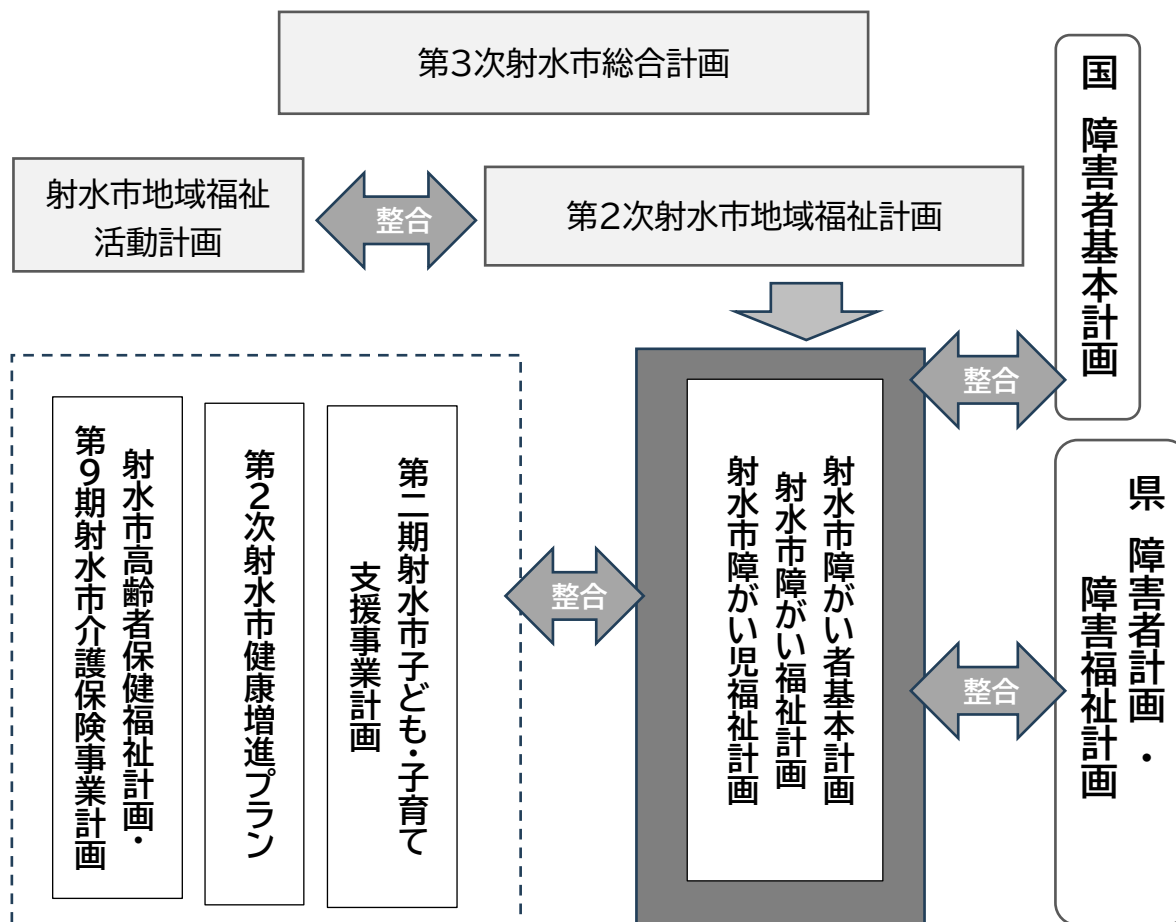
	障がい者基本計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第11条 第3項 (平成23年8月5日一部改正)	障害者総合支援法 第88条 第1項 (平成25年4月1日施行)	児童福祉法 第33条の20 第1項 (平成30年4月1日施行)
内容	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の量と提供体制を確保するための計画

## (2) 上位計画・関連計画等との関係

本計画は、市の最上位計画である「第3次射水市総合計画」及び上位計画である「第2次射水市地域福祉計画」の個別の計画に位置づけられています。

また、国の「障害者基本計画（第5次）」及び県の「富山県障害者計画（第5次）」「富山県第7期障害福祉計画（第3期障害児福祉計画）」をはじめ、その他の関係計画との整合性にも留意しつつ、SDGsの理念に沿って計画を策定します。

### ■ 上位計画・関連計画との関係



### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



### ■ SDGs 17の国際目標

2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、2030（令和12）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17の目標が設定されています。

### 3 計画の対象者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病などにより日常生活や社会生活の中で何らかの不自由な状態にある人を対象者とします。また、支援者や家族、地域等を含め、広く市民がお互いに関わり合いながら計画の実現を目指します。

#### 【障がい者(児)の定義について】

障害者基本法では、障がい者を「身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会的障壁により継続的に日常生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としています。

本計画では福祉計画を定める根拠法に基づき、障がい者、障がい児は、それぞれ障害者総合支援法で規定する障がい者、児童福祉法で規定する障がい児をいいます。

### 4 計画期間

計画の期間は、「第3次射水市障がい者基本計画」が令和6年度から令和11年度までの6年間、「第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）」が令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、国の制度改定などにより障がい福祉を取り巻く状況に変化がある場合には、必要に応じて、「第8期障がい福祉計画（第4期障がい児福祉計画）」の策定に合わせて、第3次射水市障がい者基本計画についても見直しを検討することとします。

#### ■ 計画期間

年度 計画名	平成											令和												
	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
障がい者基本計画	第1次 (10年間)											第2次 (7年間)					第3次 (6年間)							
障がい福祉計画 (3年間)	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期									
障がい児福祉計画 (3年間)												第1期		第2期		第3期		第4期						



## 5 計画に関する関連法令の動向

近年の障がい福祉に関する関連法令の動向は、以下の通りとなっています。

年度	関連法令	概要
平成19年度	改正障害者基本法の施行	・市町村障がい者計画の義務化
平成21年度	改正障害者雇用促進法の施行	・中小企業が協働で障がい者を雇用する仕組みの創設など
平成22年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大、短時間労働に対応した雇用率制度の見直しなど
平成23年度	改正障害者基本法の施行	・目的規定や障がい者の定義の見直しなど
	改正障害者自立支援法の施行	・障がい者の範囲見直しやグループホーム等利用助成の創設など
平成24年度	障害者虐待防止法の施行	・障がい者の虐待の防止に関わる国等の責務、障がい者虐待の早期発見の努力義務を規定
	改正障害者自立支援法の施行	・利用者負担の見直しや相談支援体制の強化など
平成25年度	障害者総合支援法の施行	・障害者自立支援法の廃止に伴う障がい者の範囲の見直しなど
	障害者優先調達推進法の施行	・障がい者就労施設等の受注の機会の確保に必要な事項と規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の範囲の明確化
	障害者基本計画(第3次)の策定	・基本原理の見直し、障がい者の自己決定の尊重の規定など
平成26年度	障害者権利条約の締結	・障がい者の尊厳と権利を保障するための人権条約
平成27年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障害者雇用納付金制度の範囲拡大
平成28年度	障害者差別解消法の施行	・障がいを理由とする差別の解消の促進に関する基本的な事項や措置等を規定
	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の権利に関する条約の批准に向けた対応など
	改正発達障害者支援法の施行	・発達障がい者の定義の改正、基本理念の新設など
平成30年度	障害者基本計画(第4次)の策定	・共生社会の実現を目指し、障がい者自らの決定に基づく社会参加、自己実現の支援を明記
	改正障害者総合支援法及び児童福祉法の施行	・障がい者の地域生活の支援や障害児支援へのきめ細かな対応など
	改正障害者雇用促進法の施行	・法定雇用率の算定基礎の見直し
	障害者文化芸術促進法の施行	・障がい者が文化芸術を推進できる環境整備、支援など

年度	関連法令	概要
令和元年度	改正障害者雇用促進法の施行	・障がい者の活躍の場の拡大、雇用状況の的確な把握など
令和2年度	改正障害者雇用促進法の施行	・国及び地方公共団体の障がい者活躍推進計画の作成、公表など
令和3年度	改正社会福祉法の施行	・「重層的支援体制整備事業」の創設、社会福祉連携推進法人制度の創設など
	医療的ケア児支援法の施行	・医療的ケア児及びその家族に対する支援など
令和4年度	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	・障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策の設定
	第2期成年後見制度利用促進基本計画の策定	・成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進について記載など
令和5年度	障害者基本計画（第5次）の策定	・共生社会の実現に資する取組の推進、障がいのある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進について記載など
	改正障害者雇用促進法の施行	・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など
令和6年度	改正障害者総合支援法の施行	・就労選択支援の創設、共同生活援助（グループホーム）の支援内容の法律上の明確化、障がい者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備など
	改正児童福祉法の施行	・障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）の明確化、こども家庭センターの設置の努力義務化等
	改正障害者雇用促進法の施行	・週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者の算定特例など
	改正障害者差別解消法の施行	・事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供を義務化

## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

第2次射水市障がい者基本計画では、障害者基本法<sup>※</sup>の制定目的に基づき、障がいの有無を問わず市民の一人ひとりが互いに認め合い、互いを支え合い、ともに生きるまちづくりを推進するとして、『一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水』を基本理念に掲げました。

このことは、上位計画である第2次射水市地域福祉計画の基本理念である『みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水』を下支えするものであり、SDGsの理念である「誰ひとり取り残されない社会の実現」とも合致するものです。

本計画においても、引き続き、すべての人が個性や能力を活かして、互いに尊重し合ながら共生する社会の実現を目指すため、第2次射水市障がい者基本計画の基本理念を継承し、その実現に向けた施策を展開することとします。

#### 基本理念

**一人ひとりが自分らしく輝き、  
共に生きる思いやりのまち・射水**

※【障害者基本法 第1条(前段を抜粋)】

(目的)

全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する

## 2 計画の基本目標

基本理念の実現に向けた施策の推進にあたり、本市が進むべき姿をより具体的に示すため、国の障害者基本計画（第5次）において示された『各分野における障害者施策の基本的な方向性』等を踏まえつつ、6つの基本目標を掲げ、推進していきます。

### ● 基本目標1

権利擁護と障がいに対する理解の促進

・障がい者の人権の尊重や障がいに対する理解を深めることにより、あらゆる場面において障がいを理由とする差別や虐待をなくすとともに、必要かつ合理的な配慮のもと、社会的障壁が取り除かれている地域社会を目指します。

### ● 基本目標2

自立(自律)した生活の支援及び意思決定支援の推進

・福祉サービス、相談支援体制の充実や情報アクセシビリティの向上により、すべての人が自らの意思決定に基づき、自立(自律)した生活を送ることができるとともに、地域社会を目指します。

### ● 基本目標3

一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進

・福祉、保育、教育、文化芸術・スポーツ、雇用等の各分野が連携しライフステージに沿った支援を切れ目なく提供する体制を構築することにより、すべての人が生涯を通じて、意欲や能力を発揮できる地域社会を目指します。

### ● 基本目標4

保健・医療の充実

・様々な世代を対象とした各種健診・保健指導等の実施を通じて、疾病や障がいの早期発見・早期対応や予防に取り組めます。

・医療費負担の軽減等により、自立(自律)した日常生活・社会生活を営むために必要な医療を安心して受け続けることができるよう取り組めます。

### ● 基本目標5

安全・安心な生活環境の確保

・まちづくりにおけるバリアフリー化をハードとソフト両面において推進することにより、安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現を目指します。

・障がい特性に配慮した防災対策・防犯対策や地域と連携した避難支援・見守りの推進により、非常時や緊急時に対する不安の解消を図ります。

## ● 基本目標6

### 多様なニーズに対応した支援の推進

- ・近年増加している深刻な社会的孤立や生活困窮の方、顕在化している「8050問題」や「ダブルケア」といった複雑化・複合化した課題を抱える障がい者やその家族等を包括的に支える体制を整備することにより、誰ひとり取り残されることのない地域社会を目指します。

# 第3章 障がい者基本計画

## 1 計画の体系

【基本理念】一人ひとりが自分らしく輝き、共に生きる思いやりのまち・射水

基本目標	主要施策
1. 権利擁護と障がいに対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①理解・啓発活動の推進</li> <li>②福祉教育・人権教育の推進</li> <li>③権利擁護の推進</li> <li>④虐待防止のための取組</li> <li>⑤地域で支えるネットワークの輪づくり</li> </ul>
2. 自立(自律)した生活の支援及び意思決定支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①相談支援体制の充実</li> <li>②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実</li> <li>③障がい福祉サービス等の充実</li> <li>④日中活動の場づくり</li> <li>⑤居住支援の充実</li> <li>⑥経済的支援の充実</li> </ul>
3. 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①インクルーシブ教育の推進</li> <li>②文化芸術活動、スポーツ等の推進</li> <li>③社会参加の機会の充実</li> <li>④就労支援と就労の場の確保</li> </ul>
4. 保健・医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>①障がいの早期発見・早期療育の充実</li> <li>②保健・医療等の充実</li> </ul>
5. 安全・安心な生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進</li> <li>②障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実</li> </ul>
6. 多様なニーズに対応した支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>①重層的支援体制の整備推進</li> <li>②当事者・家族への支援</li> </ul>

## 2 具体的な取組

### 基本目標1 権利擁護と障がいに対する理解の促進

#### 【現状と課題】

- 権利擁護の推進には、自分自身で選択や責任ある決定をすることが困難な人のために、本人の人権や利益などを擁護する役割を担う家族や支援者などが本人の意思を理解した上で代弁、代行できる体制の整備が求められています。アンケート調査では、障がいがあることで差別や嫌な思いを経験したことがある人が依然としている状況にあります。このことから、差別の解消や障がいに対する理解の周知・啓発を重要な課題のひとつとして、取組を推進していく必要があります。また、令和6年4月から事業所に対して合理的配慮の提供が義務付けられることから、障がいに対する理解啓発と合わせて、合理的配慮に関する理解促進を図る必要があります。
- 虐待の防止については、本市への相談・通報件数は、令和元年度までは減少していましたが、近年は増加傾向にあります。このことから、関係機関との協力のもと、虐待を未然に防止する取組を推進する必要があります。
- 8050問題や親なき後の問題に代表される介護者の高齢化に伴い、福祉サービスを選び、決定することが困難な人を支援する成年後見制度の必要性は高まると考えられます。アンケート調査では、成年後見人制度を知らない人が約4割であったことから、制度の更なる周知と利用促進及び制度を支える担い手の育成を図る必要があります。
- 障がい者及びその家族の高齢化により、今後、社会的孤立に陥る人が増加することが懸念されます。社会的孤立を防ぐためにも、地域とのつながりを構築し維持していくためには、地域におけるさまざまな支援活動のネットワークの更なる充実を図る必要があります。

#### 【主要施策】

##### ①理解・啓発活動の推進（主要施策 No.001）

- 「障害者基本法」、「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」及び「障害者総合支援法」等に関する啓発・広報を図り、障がい者の人権が尊重される社会づくりを推進します。事業 No.001
- 令和6年4月1日からの改正障害者差別解消法の施行に伴い、事業所における合理的配慮の提供が義務化されることから、改正法の理念及び合理的配慮に関する啓発・広報を図ります。事業 No.002
- 「障がい者週間」等の機会を通じて、障がいに対する理解を深める啓発・広報を図るとともに、障がい者、障がい者団体や障がい者施設が行うイベントや行事を通じた交流の場の創出を支援します。事業 No.003～No.004
- ヘルプマーク等の普及啓発に努め、内部系障害に対する理解促進を図ります。事業 No.005
- 市職員や民生委員・児童委員等を対象として、障がい特性や特性に合わせた配慮についての理解を深めるための研修を実施します。事業 No.006～No.007

## 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
001	障がい福祉に関する市政出前講座の開催	社会福祉課
002	改正障害者差別解消法に関する広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発	社会福祉課
003	世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間等の広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発	社会福祉課
004	障がい者週間にあわせた障がい福祉事業所による作品展示や物販コーナーの開催	社会福祉課
005	ヘルプマーク等の窓口での配布及び普及啓発	社会福祉課
006	市職員の手話講習の受講 新規採用職員研修での手話講習の実施	人事課
007	民生委員・児童委員研修会の開催	地域福祉課

## ②福祉教育・人権教育の推進（主要施策 No.002）

- 障がいへの理解や人権に対する意識を深めるため、市政出前講座の開催等の啓発活動を通じて、障がい者の人権が尊重される社会づくりを推進します。[事業 No. 008～No. 009](#)
- 学校等における一貫した人権教育を推進するとともに、福祉体験、ボランティア体験の機会の充実を図ります。[事業 No. 010～No. 011](#)

## 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
008	障がい福祉に関する市政出前講座の開催【再掲】	社会福祉課
009	世界自閉症啓発デーや発達障がい啓発週間等の広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発【再掲】	社会福祉課
010	小中学校における総合的な学習や道徳の時間を活用した人権・福祉教育の推進	学校教育課
011	社会に学ぶ14歳の挑戦事業における福祉施設での職業体験	学校教育課

## ③権利擁護の推進（主要施策 No.003）

- 財産の保全管理、各種申請や契約等の法律行為について支援が必要な人が安心して地域の中で自立(自律)した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、無料法律相談窓口の開設や成年後見制度の利用支援及び普及促進に取り組みます。また、制度を支える市民後見人の養成を図ります。  
[事業 No. 012～No. 014](#)
- 尊厳や人権の侵害に苦しんでいる人を救済するため、関係機関と連携し、人権相談窓口を開設します。[事業 No. 015](#)



○障がい者が自らの意思に基づき、選挙に係る権利が行使できるよう、引き続き、障がい特性に配慮した投票環境の整備に取り組みます。事業No.016

#### 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
012	成年後見制度利用支援	社会福祉課
013	「呉西地区成年後見センター」による成年後見制度の利用促進、相談会の開催及び市民後見人養成講座等の周知	地域福祉課 社会福祉課
014	無料法律相談の実施	総務課
015	特設人権相談所の開設	市民活躍・文化課
016	郵便投票や点字投票等の選挙権行使の支援	総務課(選挙管理委員会)

#### ④虐待防止のための取組（主要施策 No.004）

○関係機関と連携しながら虐待防止の啓発に努めるとともに、虐待の予防を図り、虐待が発生した場合の早期発見から適切な対応につなぐ一貫した支援に努めます。事業No.017～No.021

#### 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
017	射水市障がい者虐待防止センターでの通報・相談に係る対応	社会福祉課
018	障がい者緊急一時入所の確保	社会福祉課
019	射水市障がい者差別解消支援地域協議会及び障がい者虐待防止ネットワーク会議の開催	社会福祉課
020	要保護児童対策協議会の開催	子育て支援課
021	障害者虐待防止法に関する広報いみず及び市ホームページ・市公式SNSでの啓発	社会福祉課

#### ⑤地域で支えるネットワークの輪づくり（主要施策 No.005）

○当事者やその家族にとって身近な相談先・支援者である障がい者団体の活動を支援します。

事業No.022

○社会福祉協議会を軸として、関係機関が連携し、ボランティアのきっかけづくりの場や機会を充実し、身近な地域での障がい者とのふれあいや支えあい活動へのボランティア参加を進めます。

事業No.023

- 地域福祉の担い手の確保・育成、地域の身近な課題の解決、より良いまちづくりのため、協働のパートナーである地域振興会との連携強化を図ります。[事業No.024](#)
- 地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組むケアネット活動の充実を図るため、地域の関係者と保健、医療、福祉の関係者とのネットワークづくりを推進します。[事業No.025](#)
- NPO法人の設立支援やNPO法人と関係機関や地域との連携・協働の推進を図ることで、新たな支援のネットワークづくりを推進します。[事業No.026～027](#)

### 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
022	障がい者団体への活動費の補助	社会福祉課
023	射水市社会福祉協議会との連携によるボランティアセンター・ボランティアステーションの体制強化	地域福祉課
024	地域支え合いネットワーク事業を通じた地域振興会等との連携強化	地域福祉課
025	社会福祉協議会が実施するケアネット活動に対する事業支援	地域福祉課
026	NPO法人設立支援費用の補助	市民活躍・文化課
027	NPOポータルサイトを通じた情報発信	市民活躍・文化課

## 基本目標2 自立(自律)した生活の支援及び意思決定支援の推進

### 【現状と課題】

- 障がいのある人が、必要な支援を受けながら自らの意思決定に基づき地域社会で生活することが求められています。アンケート調査では、日常生活について満足している人は、約4割であったことから、障がい者が地域の中で自立(自律)した生活を営むことができるよう、各種障がい福祉サービスの周知とその内容の充実や住まいの安定提供等のニーズに応える取組が重要であると考えます。また、障がいの種別、年齢、生活状態の違いなどによる多様な支援ニーズに対応した相談支援が、安心して気軽に利用できるよう、相談支援事業の機能強化と体制の充実を図る必要があります。
- 一人ひとりが適切に意思決定を行うためには、障がい特性にかかわらず、支援ニーズに応じた情報を円滑に取得し、かつ本人が希望に沿って利用するなど、本人の意思を表明できる環境を整備する必要があります。本市では、障がい者サービスガイドブックの発刊や広報紙、ホームページなどを通じて、サービスや制度に関する情報提供に努めています。また、意思疎通支援の観点から、点字、音声や手話などによる情報伝達手段の充実を図っています。今後は、障がい者の情報の入手方法や求める内容は、障がい特性や年齢により異なることから、情報へのアクセス環境や発信する内容等について、情報アクセシビリティの向上に努めるとともに、ICT、IOT等の活用により申請手続きの負担軽減を図るなど、DXを推進します。

### 【主な施策】

#### ①相談支援体制の充実（主要施策 No.006）

- 一人ひとりの障がい特性に応じて必要とするサービスに的確につなげられるよう、指定相談支援事業所の支援力向上に努めます。[事業No.028](#)
- 増大化、複雑・多様化する計画相談支援等へのニーズに対応するため、地域の相談支援事業の中核となる基幹相談支援センターに関する調査・研究を進めます。[事業No.029](#)
- 様々な場面において障がい者やその家族が抱える困難や生きづらさに対応するため、支援ニーズに応じた相談窓口の充実を図るとともに、支援者の養成や資質・専門性の向上に努めます。[事業No.030~042](#)

## 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
028	障がい者(児)福祉サービス(計画相談支援及び障がい児相談支援)の提供	社会福祉課
029	基幹相談支援センターに関する調査・研究	社会福祉課
030	地域活動支援センターでの相談・支援	社会福祉課
031	孤立防止活動支援事業による訪問等の実施	社会福祉課
032	身体障がい者相談員、知的障がい者相談員及び精神障がい者相談員による相談・支援	社会福祉課
033	ひきこもりサポーター養成講座の実施	社会福祉課
034	ふくし総合相談センターすてっぷでのアウトリーチ支援員の配置	社会福祉課
035	民生委員・児童委員研修会の開催【再掲】	地域福祉課
036	育児相談の実施	保健センター
037	こころの健康相談の実施	保健センター
038	子ども発達相談室での相談・支援	保健センター
039	ゲートキーパー養成講座の実施	保健センター
040	子どもの悩み総合相談室での相談・支援	子育て支援課
041	地区相談会での相談・支援	学校教育課
042	教育相談の実施	学校教育課

## ②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実（主要施策 No.007）

○一人ひとりの支援ニーズに応じた情報提供に努め、サービス等の周知や利用促進を図ります。

事業 No. 043

○手話通訳者等や要約筆記者の派遣、窓口の手話通訳の配置等を通じて、意思疎通支援の充実を図ります。事業 No. 044～046

○障がい特性に配慮し、情報アクセシビリティの向上を図るとともに、手話や点字等による行政情報等の提供を推進します。事業 No. 047～050

○DX を活用したオンライン市役所やスマート窓口を推進し、申請手続き等の負担軽減を図ります。

事業 No. 051～052

## 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
043	障がい者サービスガイドブックの発刊	社会福祉課
044	意思疎通支援事業（手話通訳者等や要約筆記者の派遣）	社会福祉課
045	聴覚障がい者との会話が可能となる磁気ループやタブレットの窓口への設置	社会福祉課
046	窓口の手話通訳の配置	人事課
047	点字・声の広報等の発行	社会福祉課
048	アクセシビリティに配慮した広報いみず及び市ホームページ・SNSの作成	未来創造課
049	市長の記者会見などのケーブルテレビでの手話通訳付き広報番組の提供	未来創造課
050	録音図書・点字図書・拡大本の貸出	生涯学習・スポーツ課
051	LINEを活用したオンライン市役所の推進	未来創造課
052	スマート窓口の推進【新】	市民課

### ③障がい福祉サービス等の充実（主要施策 No.008）

○障がい者やその家族にサービスや制度の周知を図るとともに、それぞれの状態に応じた適切なサービスの利用を促進します。あわせて、障がい者の生活を支える用具を適切に給付します。

事業 No. 053～057

○射水市障がい者総合支援協議会の各専門部会での情報の共有や課題検討等を通じて、サービスの充実につなげます。事業 No. 058

## 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
053	障がい福祉サービス（介護給付、訓練等給付及び相談支援）の提供	社会福祉課
054	障がい児福祉サービス（障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援）の提供	社会福祉課
055	地域生活支援事業（日中一時支援、移動支援及び訪問入浴サービス）の提供	社会福祉課
056	補装具費の支給、日常生活用具及びおむつの給付	社会福祉課
057	富山型デイサービス施設支援事業費補助金の交付	社会福祉課
058	射水市障がい者総合支援協議会 専門部会の活動の充実	社会福祉課

#### ④日中活動の場づくり（主要施策 No.009）

○生活の質の向上、生きがいづくりや安心して過ごせる居場所につながる様々な活動について、これらの活動に関する周知を行うとともに、活動の場の提供や個別の支援を通じて、活動に参加しやすい環境の整備に取り組みます。事業 No. 059～062

##### 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
059	地域活動支援センターでの創作的活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流促進に関する事業の実施	社会福祉課
060	障がい者団体が実施するスポーツ・レクリエーション活動に対する補助	社会福祉課
061	ふくし総合相談センターすてっぷによるすてっぷカフェの開催	社会福祉課
062	公共施設使用料等の減免	(施設の所管課)

#### ⑤居住支援の充実（主要施策 No.010）

- 住み慣れた地域で引き続き安心して生活できるよう、グループホーム（共同生活援助）の整備を促進します。また、在宅での生活を継続できるよう、生活環境の維持に必要な住宅改造に係る費用の一部を補助します。事業 No. 063～064
- 障がい者の住まいの安定確保を図るため、市営住宅の入居要件の緩和等、障がい者の優先的な入居について配慮します。事業 No. 065

##### 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
063	障がい者グループホーム整備事業補助金の交付	社会福祉課
064	在宅重度障害者住宅改善費補助金の交付	社会福祉課
065	市営住宅への優先入居に関する配慮	建築住宅課

#### ⑥経済的支援の充実（主要施策 No.011）

○障がい者やその家族の経済的な負担や不安の軽減を図るため、各種福祉手当の支給や市税・公共料金の減免等により生活の安定を図るとともに、障害年金やその他割引制度等の周知及び窓口での事務手続きの援助を行います。事業 No. 066～072

【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
066	各種福祉手当の支給	社会福祉課
067	心身障害児通園通院等介護助成金の給付	社会福祉課
068	水道料金の減免	上下水道 業務課
069	軽自動車税の減免	課税課
070	NHK放送受信料の減免申請の受付	社会福祉課
071	有料道路障がい者割引の申請事務補助・受付	社会福祉課
072	障害年金に係る一部申請手続きの市窓口での受付	保険年金課

## 基本目標3 一人ひとりのライフステージに沿った支援の推進

### 【現状と課題】

- 誰もが生涯を通じて意欲や能力が発揮できるよう福祉、保育、教育、文化芸術・スポーツ、雇用等のあらゆる分野において、ライフステージに沿った支援が切れ目なく提供される体制の充実を図る必要があります。
- 学校教育においては、障がいの有無にかかわらず、児童生徒が可能な限り共に学び、一人ひとりの状態や発達段階に応じた適切な教育を受けるインクルーシブ教育に対応した多様で柔軟な受入体制の充実が求められています。また、保育園・幼稚園においても同様に、医療的ケア児などの特別な配慮を必要とする乳幼児の受入体制の充実が求められています。乳幼児期から学齢期まで切れ目ない支援を継続して提供するためにも、受入体制の充実とあわせて、関係機関において支援情報等が適切に引き継がれる体制づくりを進める必要があります。
- 雇用・就労においては、働く意欲のある障がい者がその適正に応じて能力を十分に発揮できるよう、就労に必要な技能の習得に向けた訓練やきめ細やかな相談支援などの支援体制の充実を図る必要があります。また、多様な就業の機会を創出するとともに、低廉な状況が続いている就労継続支援 B 型事業所の工賃について、その向上を支援するため、優先調達等を推進し、施設で働く障がい者の経済的自立と働く意欲の向上につなげる必要があります。

### 【主な施策】

#### ①インクルーシブ教育の推進（主要施策 No.012）

- 一人ひとりの発達段階、障がい特性や教育ニーズに応じた学びの場を提供するため、特別支援教育の充実を図ります。[事業 No. 073～075](#)
- 学校における人権教育・福祉教育を推進し、共に学ぶ環境の醸成を図ります。[事業 No. 076](#)
- 保護者の経済的負担の軽減を図り、教育環境の充実につなげます。[事業 No. 077](#)
- 医療的ケア児などの特別な配慮を必要とする子どもが、障がいがない子どもと同じ場で乳幼児期から学齢期までともに育ち・学べるよう、合理的配慮に基づく受入体制や施設等の整備を推進します。[事業 No. 078～081](#)
- 学習の遅れを支援する学習サポーターやこころの問題に対応するスクールカウンセラーの配置により、一人ひとりの困難や生きづらさといった問題に対して早期発見・早期対応できる体制の整備に努めます。[事業 No. 082～083](#)
- 市関係課や関係機関・施設等と連携し、地区相談会を開催するなど、相談機会の充実を図ります。[事業 No. 084～085](#)



## 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
073	特別支援学級の開級及び通級指導教室の開設	学校教育課
074	特別支援教育コーディネーターの配置	学校教育課
075	特別支援教育指導員の配置	学校教育課
076	小中学校における総合的な学習や道徳の時間を活用した 人権・福祉教育の推進【再掲】	学校教育課
077	特別支援教育就学奨励費の支給	学校教育課
078	要配慮児童生徒等在籍校及び進学予定校の学校施設の整備	学校教育課
079	特別支援教育に係る教材教具の充実	学校教育課
080	医療的ケアが必要な児童生徒在籍校への看護師の配置	学校教育課
081	医療的ケア児の在籍する保育園への看護師の配置	子育て支援課
082	学習サポーターの配置	学校教育課
083	スクールカウンセラーの配置	学校教育課
084	地区相談会での相談・支援【再掲】	学校教育課
085	教育相談の実施【再掲】	学校教育課

## ②文化芸術活動、スポーツ等の推進（主要施策 No.013）

- 生活のゆとりやうるおいを高めるための文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。事業 No. 086～087
- パラスポーツの普及促進により、誰もが共にスポーツに親しむことができる環境づくりを推進します。事業 No. 088

## 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
086	障がい者団体が実施する文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する補助【再掲】	社会福祉課
087	障がい者スポーツ大会参加選手への支援	社会福祉課
088	体験会の開催などによるパラスポーツの普及促進	生涯学習・スポーツ課

### ③社会参加の機会の充実（主要施策 No.014）

- 文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する各種支援を通じて、交流・ふれあいを促進します。**事業 No. 089～090**
- ひとりでの外出が困難な障がい者等の移動を支援する各種サービスについて、制度の周知と利用促進を図ります。**事業 No. 091**
- 各種利用券の交付や運賃の割引により、経済的な負担軽減を図り、外出機会の促進を図ります。**事業 No. 092～094**

#### 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
089	地域活動支援センターでの創作的活動及び生産活動の機会の提供や社会との交流促進に関する事業の実施【再掲】	社会福祉課
090	障がい者団体が実施する文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動に対する補助【再掲】	社会福祉課
091	地域生活支援事業（移動支援）の実施 障がい福祉サービス（行動援護、同行援護）の提供	社会福祉課
092	福祉タクシー利用券・福祉ガソリン給油券の交付	社会福祉課
093	車いす対応タクシー券の交付	地域福祉課
094	コミュニティバス等運賃の障がい者割引の実施	生活安全課

### ④就労支援と就労の場の確保（主要施策 No.015）

- 障がい者がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、障がい福祉サービス事業所や関係機関と連携し、就労に必要な技能の習得に向けた訓練や就労定着に係る支援の充実を図ります。**事業 No. 095～096**
- 障害者雇用奨励金の給付や農福連携・商福連携の推進等により、多様な就労機会の創出に取り組みます。**事業 No. 097～099**
- 市内の障がい者が就労する施設等からの優先的な受注に努めることや庁舎等での製品の販売機会の提供等を通じて、工賃水準の向上を支援します。**事業 No. 100～101**
- 射水市障がい者活躍推進計画に基づき、市職員の障がい者雇用率の向上に取り組みます。**事業 No. 102**

## 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
095	指定特定相談支援給付・自立支援給付（就労継続支援、就労移行支援・就労定着支援・就労選択支援）の提供	社会福祉課
096	就労移行支援事業所の通所者への更生訓練費の支給	社会福祉課
097	農福連携の推進に向けた機運の醸成	農林水産課 社会福祉課
098	商福連携の推進に向けた機運の醸成	商工企業立地課 社会福祉課
099	障害者雇用奨励金の交付	商工企業立地課
100	「障がい者就労施設等からの優先調達方針」の策定及び優先調達の促進	社会福祉課
101	庁舎での障がい者就労施設等による物販の機会の提供	社会福祉課
102	市職員の障がい者雇用の推進	人事課

## 基本目標4 保健・医療の充実

### 【現状と課題】

- 障がいの原因となる疾病等の予防・早期治療につなげるため、引き続き、検診、健康診査・保健指導等の充実に取り組むことが重要です。本市では、妊産婦・乳幼児・児童に対する健康診査及び保健指導、新生児聴覚スクリーニング等の適切な実施とともに、これらの機会の活用により、疾病等の早期発見・早期治療、発達の遅れ等の早期療育につなげるよう努めています。また、成人については、生活習慣の改善を図る取組、健康診査・保健指導の実施等により、生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進展等を予防に努めています。今後は、多様なニーズに対応するため、医療的ケア児に対する支援や精神障がい者の地域移行の推進に関する体制の充実を図る必要があります。
- 障がい児については、成長段階に応じて様々な機関が関係するため、乳幼児期から学齢期までの支援情報等が適切に引き継がれることで切れ目ない支援を展開するとともに、障がい児や保護者が継続的に相談や支援を受けることができる体制の充実が必要です。
- 障がい者が自立(自律)した生活を送るためにも、医療費等の経済的負担の軽減を図り、適切な医療やリハビリテーションを安心して受けることができる体制づくりが重要です。本市では、障がい者等医療費助成制度の対象者の拡充を行うなど、制度の充実に取り組んでいます。

### 【主要施策】

#### ①障がいの早期発見・早期療育の充実（主要施策 No.016）

- 各種健康診査や保健指導等の充実により、障がいの原因となる疾病等を予防し、障がいの早期発見と早期治療につなげます。事業 No. 103～110
- 乳幼児の心身障がいや発達の遅れについて、親子教室等を通じて保護者の不安の解消及び障がいに関する知識や理解の啓発を図るとともに、適切な個別支援や福祉サービス等の提供により、障がい児に対する療育の充実につなげます。事業 No. 111～115
- 関係機関が連携を図ることで、乳幼児期から学齢期まで一貫した療育につなげます。事業 No. 116～118

### 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
103	各種健康診査の実施	保健センター
104	各種検診の実施	保健センター
105	特定健康診査の実施	保険年金課

事業No	事業・取組	担当課
106	乳幼児・妊婦健康診査の実施	保健センター
107	新生児訪問の実施	保健センター
108	新生児聴覚検査費用の助成	保健センター
109	未熟児訪問の実施	保健センター
110	就学時健康診断の実施	学校教育課
111	障がい児福祉サービス(障がい児通所支援、障がい児入所支援及び障がい児相談支援)の提供【再掲】	社会福祉課
112	幼児ことばの教室の設置	保健センター
113	医療的ケア児等コーディネーターの配置	保健センター
114	子ども発達相談室 保護者支援講座「しえあタイム」の開催	保健センター
115	子ども発達相談室「おしゃべりほっとサークル」の開催	保健センター
116	保育園・幼稚園巡回指導及び障がい児ケース会議の開催	子育て支援課
117	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場への参加	保健センター
118	教育相談の実施【再掲】	学校教育課

## ②保健・医療等の充実（主要施策 No.017）

- 障がいの程度を軽減し、地域の中で自立(自律)した生活を送ることができるよう、医療費助成等による経済的な負担軽減を図り、適切な医療やリハビリテーションを安心して受けることができる体制の構築に努めます。事業 No.119～121
- こころの健康に関する知識の普及や生きづらさを抱える人に対して初期の段階で支援につなげるよう支援機関等の周知に努めます。事業 No.122
- 関係機関との連携により、精神障がい者の地域移行を支援体制の強化を図ります。事業 No.123
- 射水市民病院の専門外来につなげることで、こころの問題や発達に遅れのある子どもの早期受診に努めます。事業 No.124

### 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
119	重度心身障がい者等医療費の助成	社会福祉課
120	自立支援医療費（育成医療、更生医療及び精神通院医療）の支給	社会福祉課
121	通院を支援する移送サービス事業の実施	地域福祉課
122	こころの健康づくりやうつ病・自殺予防に関するリーフレットの作成・配布	保健センター
123	精神障害にも対応した地域包括ケアシステム支援事業連絡会への参加	社会福祉課
124	「子どものこころの外来」での診療	経営管理課 (射水市民病院)

## 基本目標5 安全・安心な生活環境の整備

### 【現状と課題】

- 障がい者の社会参加を促進していくためには、歩道や建物の段差の解消、乗り降りしやすい公共交通、憩いや交流の場となる公園整備など、障がい者やその家族が利用しやすさへの配慮など、総合的な福祉のまちづくりを進めることが重要です。外出時の安全・安心につながる、道路、公共施設や公共交通等のバリアフリー化を推進するとともに、ゆずりあいパーキング利用証の普及啓発など、バリアフリー意識の醸成につながる取組を推進する必要があります。
- アンケート調査では、風水害や地震等の災害時に一人で避難できない人は約4割いることが分かりました。また、射水市災害時要援護者台帳制度を知らない人は約5割いることが分かりました。障がい特性によっては避難が遅れて取り残されるリスクを抱えている可能性があり、また、長期間避難所等に留まることを余儀なくされた際には、障がい特性に応じた環境の配慮を必要とする人がいます。一人暮らし又は高齢者のみの世帯で自力避難が困難な人や家族の不在時に災害が発生した場合などに備えて、日頃から災害時の適切な情報提供や避難誘導について地域との連携を図る必要があります。また、福祉避難所の整備など、障がい特性や医療的ケアが必要なことから避難生活に困難を伴う人に配慮した体制の整備を進める必要があります。
- 障がい特性によっては、犯罪に対する知識や認識に乏しく、犯罪被害に巻き込まれやすい人がいます。また、犯罪被害にあった際に適切な対応を取ることが困難な人もいます。このことから、関係機関と連携を図りながら防犯対策の充実を図る必要があります。

### 【主要施策】

#### ①バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進（主要施策 No.018）

- まちづくりにバリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れることにより、日常生活のあらゆる場面において、誰もが自由に使いやすく利用できる生活空間の整備を図ります。

事業 No. 125～130

- ゆずりあいパーキング利用証の普及啓発を通じて、バリアフリー意識の向上など、障がいに対する理解促進に取り組みます。事業 No. 131

### 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
125	市道の段差解消や障害物の除去の推進	道路課
126	市道の誘導(点字)ブロックの整備	社会福祉課

事業No	事業・取組	担当課
127	公園のインクルーシブ遊具の整備、トイレや駐車スペース等のバリアフリー化の推進【拡充】	都市計画課
128	市営住宅の長寿命化に合わせて、障がい者等が安全・安心して居住できるように可能な改善を検討	建築住宅課
129	要配慮児童生徒在籍校及び進学予定校への学校施設の整備【再掲】	学校教育課課
130	コミュニティバス等の車両更新時における乗降しやすい車両の導入促進	生活安全課
131	ゆずりあいパーキング利用証の窓口での配布及び普及啓発	社会福祉課

## ②障がい特性に配慮した防災・防犯対策の充実（主要施策 No.019）

- 自力での避難が困難などの理由により災害時に配慮が必要な障がい者の把握に努めるとともに、避難誘導について地域との連携体制の構築を図ります。[事業 No. 132～133](#)
- 障がい特性に配慮した福祉避難場所の整備を推進します。[事業 No. 134](#)
- 災害を想定した避難訓練等の充実に取り組みます。[事業 No. 135～136](#)
- 災害時や緊急時の情報取得や消防・救急への緊急通報について、障がい特性に対応した体制の整備を図ります。[事業 No. 137～138](#)
- 関係機関と連携を図り、犯罪に巻き込まれないための対策及び犯罪被害にあった場合の早期対応に努めます。[事業 No. 139](#)

### 【主な事業】

事業No	事業・取組	担当課
132	避難行動要支援者名簿の整備と地域への提供	地域福祉課
133	避難行動要支援者支援制度に基づく個別避難計画の策定	地域福祉課
134	福祉事業所との災害時協定の締結による福祉避難所の開設	地域福祉課
135	総合防災訓練の実施	総務課
136	水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練への支援	総務課 社会福祉課
137	防災・緊急メールの配信	総務課
138	NET119緊急通報システムの運用	消防本部
139	消費生活相談の実施	生活安全課



## 基本目標6 多様なニーズに対応した支援の推進

### 【現状と課題】

○少子高齢化や少人数世帯の増加、「8050問題」や「ダブルケア」といった、複雑化・複合化した課題を抱える世帯がみられるなど、家庭を取り巻く環境は、大きく変化しています。また、人口減少、非正規雇用の拡大、コミュニティ機能の低下など、社会構造の変化を背景として地域における結びつきが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の増加など、課題が深刻化している例も見られています。これまでのような、子ども・障がい・高齢者・介護・生活困窮などといった要支援者の属性ごとに分かれてた支援体制では、必要な支援が届かない状況にある人がいます。このことから、包括的な相談支援体制の構築、全庁的な体制整備、制度の狭間の課題解決等の施策を進め、地域住民、関係団体・関係機関、行政等が協力して地域共生社会の実現に向けて取り組む「重層的支援体制」の整備推進を図る必要があります。

### 【主要施策】

#### ①重層的支援体制の整備推進（主要施策 No.020）

○複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、重層的支援の体制として、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を柱とし、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援を新たな機能として強化し、これらの事業を一体的に実施することとしています。

事業No	事業・取組	担当課
140	重層的支援体制の整備推進【新】	地域福祉課 社会福祉課 子育て支援課 保健センター ほか関係各課

#### ②当事者・家族への支援（主要施策 No.021）

○制度の狭間にある様々な課題を抱えている当事者や家族を支える体制を整備するため、支援内容の充実及び支援者の養成や資質・専門性の向上に努めます。[事業No. 141～142](#)

### 【事業・取組】

事業No	事業・取組	担当課
141	ふくし総合相談センターすてっぷによる、ひきこもり相談会やすてっぷカフェ家族会の開催	社会福祉課
142	ヤングケアラーの早期発見・早期支援	子育て支援課

# 第4章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

## 1 障がい者の現状

### (1) 人口・世帯数・障がい者手帳所持者数

令和5年4月1日における本市の人口は、91,067人となっています。

そのうち、障がい者手帳の所持者数（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の合計）は、4,782人（重複含む。）で、人口に占める手帳の所持者の割合は、5.3%になっています。

人口については、年々減少傾向で推移していますが、障がい者手帳所持者数は令和3年に減少しましたが、令和4年以降ほぼ横ばいとなっています。

■ 人口・世帯数・障がい者手帳所持者数の推移

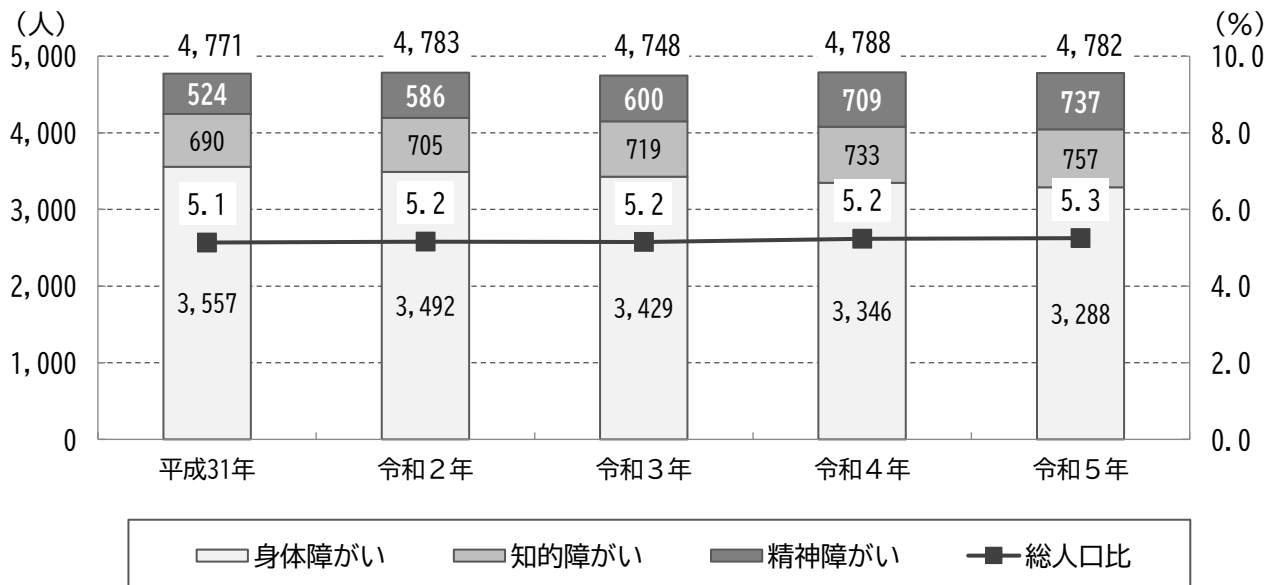
区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	92,867	92,689	92,130	91,458	91,067
世帯数（戸）	35,225	35,809	36,125	36,162	36,600
障がい者手帳※ 所持者数（人）	4,771	4,783	4,748	4,788	4,782

資料：射水市ホームページ 住民基本台帳人口、世帯数（外国人含む。）各年4月1日現在

障がい者手帳所持者数：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

※障がい者手帳：身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳

■ 障がい者手帳所持者数の推移と総人口比



資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

## (2) 身体障がい者・児の状況

### ①等級等

身体障がい者手帳所持者の状況をみると、平成31年は3,557人でしたが、令和5年は3,288人となっています。

令和5年の手帳所持者の等級割合をみると、1級（28.3%）が最も高く、次いで4級（24.8%）となっています。また、1級・2級を合わせると1,397人となり、身体障がい者手帳所持者全体の42.5%を占めています。

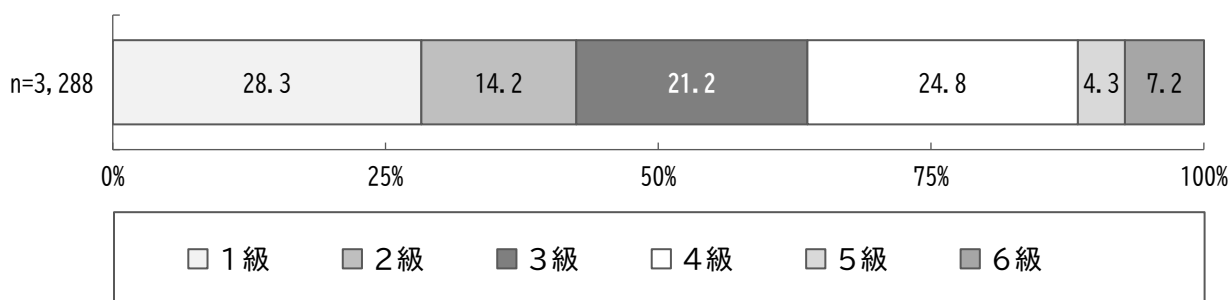
#### ■ 身体障がい者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	926	911	921	932	930
2級	523	513	502	490	467
3級	821	806	784	730	696
4級	871	849	832	812	815
5級	167	159	145	141	142
6級	249	254	245	241	238
合計	3,557	3,492	3,429	3,346	3,288

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

#### ■ 令和5年 身体障がい者手帳所持者の等級割合



資料：射水市社会福祉課 4月1日時点

## ②障がいの種別

令和5年の障がいの種別をみると、肢体不自由者が最も多く1,504人(45.7%)、次いで内部障がい者が1,230人(37.4%)となっています。

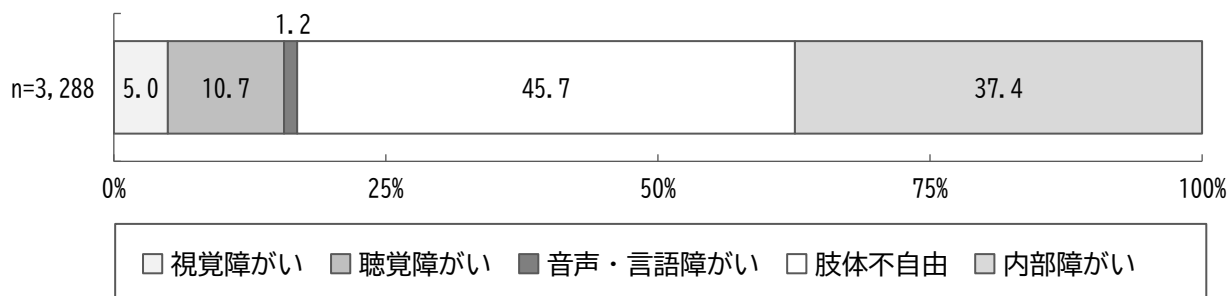
### ■ 障がい種別ごとの身体障がい者手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	190	193	183	173	163
聴覚・平衡機能障がい	377	380	376	364	351
音声・言語・そしゃく機能障がい	44	43	41	40	40
肢体不自由	1,732	1,654	1,597	1,547	1,504
内部障がい	1,214	1,222	1,232	1,222	1,230
合計	3,557	3,492	3,429	3,346	3,288

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

### ■ 令和5年 身体障がい者手帳所持者の障がい種別ごとの割合



資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

### ③年齢区分別

年齢区分別でみると、令和5年では65歳以上が2,497人(75.9%)、18歳以上65歳未満が734人(22.4%)、18歳未満が57人(1.7%)となっています。令和5年と令和2年との比較では、年齢区分別の構成比は、ほぼ変化はありません。

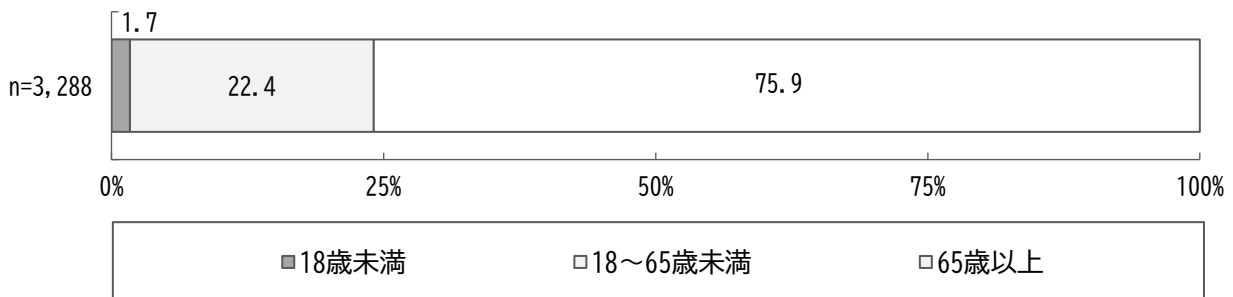
#### ■ 障がい等級別・年齢区分別の身体障がい者手帳所持者数の状況

単位：人

区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	令和2年	33	13	7	4	0	3	60
	令和5年	32	9	9	5	0	2	57
18～65歳未満	令和2年	260	136	156	127	41	49	769
	令和5年	273	130	126	125	36	44	734
65歳以上	令和2年	618	364	643	718	118	202	2,663
	令和5年	625	328	561	685	106	192	2,497
合計	令和2年	911	513	806	849	159	254	3,492
	令和5年	930	467	696	815	142	238	3,288

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

#### ■ 令和5年 身体障がい手帳所持者の年齢の割合



### (3) 知的障がい者・児の状況

療育手帳所持者の状況を見ると、平成31年はA（重度）が265人（38.4%）、B（中・軽度）が425人（61.6%）でしたが、令和5年はA（重度）が275人（36.3%）、B（中・軽度）が482人（63.7%）となっています。

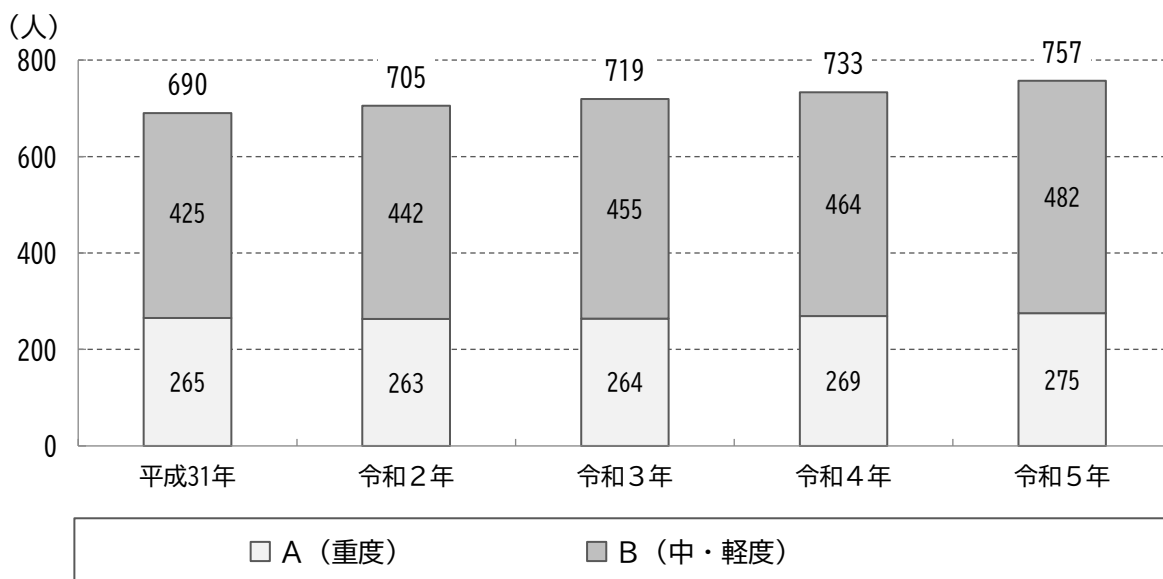
療育手帳所持者は年々増加しており、平成31年から5年間で67人増加しており、その内訳は、A（重度）が10人、B（中・軽度）が57人となっています。

#### ■ 療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A（重度）	265	263	264	269	275
B（中・軽度）	425	442	455	464	482
合計	690	705	719	733	757

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点



資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

#### (4) 精神障がい者の状況

精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況をみると、平成31年は1級が44人(8.4%)、2級が369人(70.4%)、3級が111人(21.2%)でしたが、令和5年は1級が61人(8.3%)、2級が463人(62.8%)、3級が213人(28.9%)となっています。

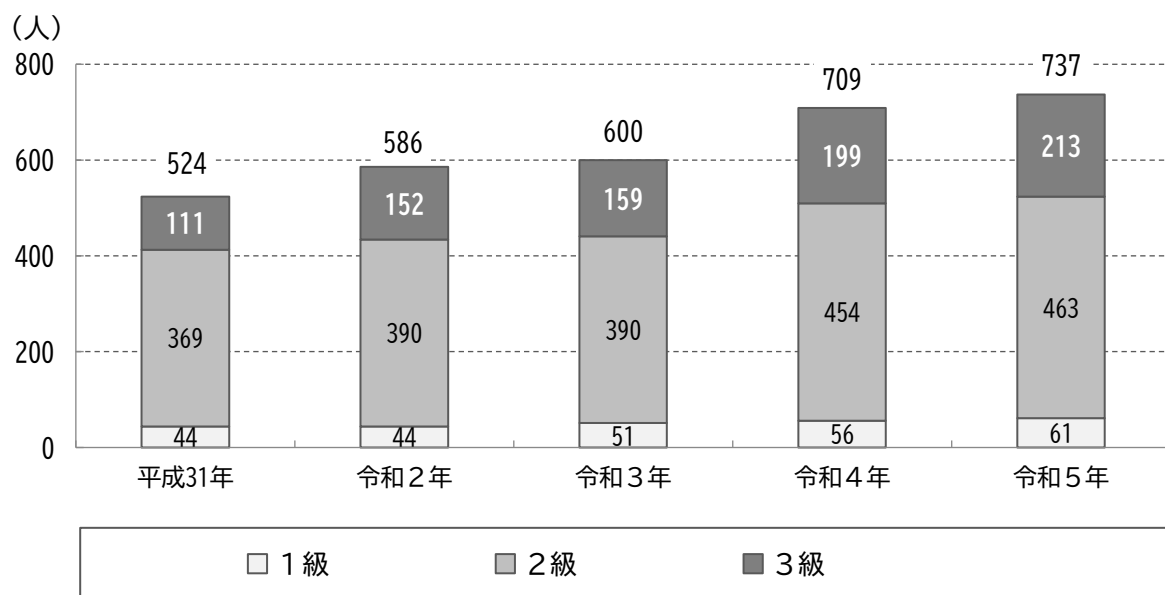
精神障がい者保健福祉手帳所持者は年々増加しており、平成31年から5年間で213人増加し、特に3級の所持者は約2倍になっています。

##### ■ 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区分	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	44	44	51	56	61
2級	369	390	390	454	463
3級	111	152	159	199	213
合計	524	586	600	709	737

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点



資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点

## (5) 障がい支援区分認定者の状況

障がい支援区分認定者の認定期間は最長36か月です。各年知的障がい者の認定が最も多くなっています。

また、精神障がい者保健福祉手帳の取得者が年々増加していますが、障がい支援区分の認定者の増加はゆるやかです。その理由として、精神障がい者においては、障がい支援区分認定を必要としない就労系サービスの利用者が多いことが要因と考えられます。

### ■ 区分ごとの障がい支援区分認定者数の推移

単位：人

区 分		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体	令和2年	0	0	2	4	7	13	26
	令和3年	0	2	1	4	2	16	25
	令和4年	0	0	2	5	3	10	20
知的	令和2年	0	2	5	10	19	42	78
	令和3年	0	1	6	9	20	41	77
	令和4年	0	2	0	10	11	40	63
精神	令和2年	0	1	2	0	3	0	6
	令和3年	0	3	4	7	3	3	20
	令和4年	0	2	6	3	2	1	14
身体 知的	令和2年	0	0	0	3	3	25	31
	令和3年	0	0	0	2	1	22	25
	令和4年	0	0	0	0	1	12	13
身体 精神	令和2年	0	0	0	0	1	0	1
	令和3年	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年	0	0	0	0	0	0	0
身体 知的 精神	令和2年	0	0	0	0	0	0	0
	令和3年	0	0	0	0	0	0	0
	令和4年	0	0	0	0	0	0	0
難病	令和2年	0	0	1	0	0	0	1
	令和3年	0	0	0	0	1	0	1
	令和4年	0	0	0	1	0	0	1
合計	令和2年	0	3	10	17	33	80	143
	令和3年	0	6	11	22	27	82	148
	令和4年	0	4	8	19	17	63	111

資料：射水市社会福祉課 各年4月1日時点



## 2 福祉サービス等の現状と課題及び目標値(成果目標等)の設定

障がい福祉計画に係る国の基本指針に基づく成果目標の項目に、市独自の成果目標を追加し、それぞれについて令和8年度末までの目標値あるいは取組内容を定めています。

### (1) 令和8年度末の目標値

#### ① 福祉施設入所者の地域生活への移行

入所施設における集団的生活から、それぞれの状態やニーズに合わせた支援を充実させ、障がい者の希望と自己決定・自己選択に基づいた地域生活への移行を促進します。

##### ■ 福祉施設から地域生活への移行の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
令和8年度末時点で、令和4年度末施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行		令和3年度～令和5年度における未達成割合の人数を加えて設定します。	
基準値		目標値(成果目標)	
令和4年度末の施設入所者数	105人	令和8年度末までの地域移行者数	7人

##### ■ 福祉施設入所者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数から5%以上を削減		地域の実情を鑑みて、設定します。	
基準値		目標値(成果目標)	
令和4年度末の施設入所者数	105人	令和8年度末の施設入所者数	102人

#### ② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

県が掲げる数値目標を達成するための本市の取組の一環として、令和8年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場（障がい者総合支援協議会の専門部会等）を設置し、個別支援や支援体制、市内の地域基盤の整備等について検討する機会を年に1回以上、目標設定及び評価する機会を年に1回以上設けます。また、県が設置する高岡圏域での協議の場を通じて、依存症等多様な精神疾患等への対策について、重層的な連携による支援体制を構築することを目標とします。

<参考> 富山県第7期障害福祉計画における数値目標（令和8年度末時点）

項目	目標値
障がい者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数	●日
精神病床における1年以上長期入院患者数	●人
精神病床における早期退院率	入院後3か月時点 ●%
	入院後6か月時点 ●%
	入院後1年時点 ●%

### ③地域生活支援の充実

#### 【地域生活支援拠点等の整備】

本市では、令和3年度から地域生活支援拠点として、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた面的な体制を整備しており、現在、市内の18か所の事業所が登録しています。今後は、コーディネーターの配置を進めるとともに、引き続き、障がい者総合支援協議会において、年1回以上運用状況を検証・検討することにより、機能の一層の充実を図ります。あわせて、障がい者総合支援協議会専門部会（相談支援部会、センター連絡会）を定期的開催し、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続するために必要な機能の強化について、協議を継続します。

#### 【強度行動障がい有者への支援体制の整備】

令和8年度末までに、強度行動障がい有者への支援ニーズを把握し、適切なサービスを提供できる体制を整備します。

#### ■地域生活支援拠点の設置箇所数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
地域生活支援拠点の整備		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（成果目標）	
令和4年度末の設置箇所数	18か所	令和8年度末の設置箇所数	20か所

#### ■地域生活支援に関するコーディネーターの配置人数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
地域生活支援に関するコーディネーターの配置		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（成果目標）	
令和4年度末の配置人数	—	令和8年度末の配置人数	4人

#### ④福祉施設から一般就労への移行等

市内の就労支援事業所は10事業所です。(就労移行支援：0、就労継続支援A型：2、就労継続支援B型：8)一般就労への移行者の7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓等により、就職の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

就労の場の創出については、障がい者が地域を支え活躍する取組として、農福連携（農業と福祉の連携）や商福連携（商業と福祉の連携）の推進が求められています。農業、商業、福祉の関係機関相互の理解を深めるための啓発に取り組みます。

##### ■福祉施設からの一般就労移行者数の目標値

国の基本方針	目標設定の考え方
就労移行支援事業等を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和3年度実績の1.28倍以上とします。	国の方針に準じます。

基準値		目標値(成果目標)	
令和3年度末の移行者数	9人	令和8年度末の移行者数	12人

##### ■就労移行支援事業からの一般就労移行者数の目標値

国の基本方針	目標設定の考え方
就労移行支援事業を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和3年度実績の1.31倍以上とします。	国の方針に準じます。

基準値		目標値(成果目標)	
令和3年度末の移行者数	2人	令和8年度末の移行者数	3人

##### ■就労継続支援A型事業所からの一般就労移行者数の目標値

国の基本方針	目標設定の考え方
就労継続支援A型事業所を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和3年度実績の1.29倍以上とします。	国の方針に準じます。

基準値		目標値(成果目標)	
令和3年度末の移行者数	6人	令和8年度末の移行者数	8人

■就労継続支援B型事業所からの一般就労移行者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
就労継続支援B型事業所を通じた、一般就労への移行者数目標値は令和3年度実績の1.28倍以上とします。		国の方針に準じます。	
基準値		目標値(成果目標)	
令和3年度末の移行者数	1人	令和8年度末の移行者数	2人

■就労定着支援事業の利用者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
就労定着支援事業の利用者数目標値は令和3年度実績の1.41倍以上とします。		国の方針に準じます。	
基準値		目標値(成果目標)	
令和3年度末の利用者数	1人	令和8年度末の利用者数	2人

⑤障がい児支援の提供体制の整備等

圏域で設置された児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援の利用促進等を図ります。また、切れ目のない一貫した支援が提供できるよう、地域の保育、教育等の関係機関の連携強化を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するための体制の構築を目指します。

特別な支援が必要な重症心身障がい児に対する支援については、受け入れが可能な児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を令和8年度末までに市内又は圏域内で1か所以上確保するように努めます。また、障がい者総合支援協議会の専門部会等を通じ、関係機関の連携を図るとともに、障がい児やその家族のニーズの把握や支援の在り方を検討し、適切な支援を受けられる体制の整備を目指します。

医療的ケア児に対する支援においては、事業所に養成研修の受講等を働きかけ、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数の拡充を図るとともに、令和8年度末までに、保育、教育、保健、医療、障がい等の関係機関による協議の場の設置を目指します。

また、特別な支援が必要な障がい児に対する支援の充実を図るため、事業所に養成研修の受講等を働きかけ、強度行動障がいや発達障がいを有する障がい児に対する支援体制の充実を目指します。

■重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の設置数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1箇所以上設置		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（成果目標）	
令和4年度末の設置箇所数	—	令和8年度末の設置箇所数	1か所以上

■重症心身障がい児を支援する等デイサービス事業所の設置数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を1箇所以上設置		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（成果目標）	
令和4年度末の設置箇所数	—	令和8年度末の設置箇所数	1か所以上

## ⑥相談支援体制の充実・強化等

障がい者総合支援協議会において年1回以上、相談支援体制の検証・評価を行います。

また、相談支援機能強化事業において、地域の相談機関との連携を図りながら、次のとおり障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を図り、基幹相談支援センター機能の充実を目指します。

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施

専門部会（相談支援部会）においては、個別事例の検討を通じて、地域サービス基盤の開発・改善等につなげます。

発達障がい児及び発達障がい疑われる幼児に対して、身近な保健センターのこども発達相談室で実施している保護者に対するペアレントトレーニングや保護者同士等の集まる場の提供等を継続し、保護者支援と幼児・児童への療育支援を受けられる体制を確保します。

また、保護者支援講座を年間にわたり企画し、発達障がいの特性と理解を踏まえたライフステージに応じた支援の場を設けます。

■専門部会（相談支援部会）における個別事例検討の回数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
専門部会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の個別事例検討の回数	3回	令和8年度末の個別事例検討の回数	5回

■個別事例検討の参加事業者数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
協議会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の参加事業者数	18事業者	令和8年度末の参加事業者数	20事業者

■ペアレントトレーニング等の受講者（保護者）数の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の受講者（保護者）数	54人	令和8年度末の受講者（保護者）数	56人

■ペアレントトレーニング等の実施者数（支援者）の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者の養成		国の方針に準じます。	
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の実施者（支援者）数	—	令和8年度末の実施者（支援者）数	1人

## ⑦障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、利用状況の把握、検証等を行い、令和8年度末までに質を向上させるための体制の構築を目指します

### ■障がい福祉サービス等に係る研修の参加の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
都道府県が実施する障がい福祉サービスに係る研修への市職員の参加		国の方針に準じます。	
基準値		目標値(活動指標)	
令和4年度末の参加者数	1人	令和8年度末の参加者数	1人1回以上

### ■障がい者自立支援審査支払結果の分析とその結果の活用の目標値

国の基本方針		目標設定の考え方	
障がい者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共有する回数		国の方針に準じます。	
基準値		目標値(活動指標)	
令和4年度末の共有の有無	なし	令和8年度末の共有する回数	年1回以上

## ⑧ひきこもり支援の推進

ひきこもりの状態にある方や家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談窓口や支援場所の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、ひきこもり支援に携わる人材の養成に努めます。ひきこもり支援推進協議会において、ひきこもりに関する理解や支援を推進する施策等を検討し、関係機関と連携して事業を実施するなど、地域の支援体制を強化します。

### ■ひきこもりサポーター登録者数の目標値

目標設定の考え方			
ひきこもりサポーター養成研修を受講し、サポーター登録を行った人数			
基準値		目標値(活動指標)	
令和4年度末の登録者数	46人	令和8年度末の登録者数	50人

## ⑨差別解消の推進及び障がい者虐待の防止

障がい特性や合理的配慮についての理解を深めるため、市の広報等による情報提供のほか、福祉教育の推進、交流・ふれあい活動の支援等を通じ、啓発活動に努めます。また、虐待防止に対する高い意識を持ち、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待の早期発見、虐待が発生した場合の障がい者の保護及び支援等を実施するため、障がい者虐待防止センターに専門職を配置し、迅速かつ適切な対応、再発の防止等に努めます。

障がい者差別解消支援地域協議会及び障がい者虐待防止ネットワーク会議において、相談事例の情報共有や協議を通じ、差別の解消、虐待の防止のための取組を推進します。

### ■障がい福祉に関する市政出前講座の開催の目標値

目標設定の考え方			
障がい福祉に関する市政出前講座の開催			
基準値		目標値（活動指標）	
令和4年度末の開催数	2回	令和8年度末の開催数	6回

## ⑩ニューノーマルへの対応

新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、様々な場面で今までの常識が大きく変わるニューノーマルへの対応が求められています。これまでは当たり前に行ってきたことが困難になる場面が見受けられます。

このことから、コロナ禍での経験を踏まえ、必要な障がい福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築に努めるとともに、福祉・介護人材の人手不足解消や支援の質の向上等につなげるため、日々進展するICT等の技術の有効な活用策や障がい福祉施設・事業所等への導入支援等に関する検討・取組を進めます。

## ⑪障がい者総合支援協議会の機能強化

射水市障がい者総合支援協議会運営要綱に規定した協議会及び専門部会を積極的に開催し、協議会の活性化を図ります。

専門部会においては、障がい福祉サービスの提供について情報共有や研修を実施するとともに、障がい者が地域で生活するために必要な地域づくりに向けた支援体制の構築について協議を行います。

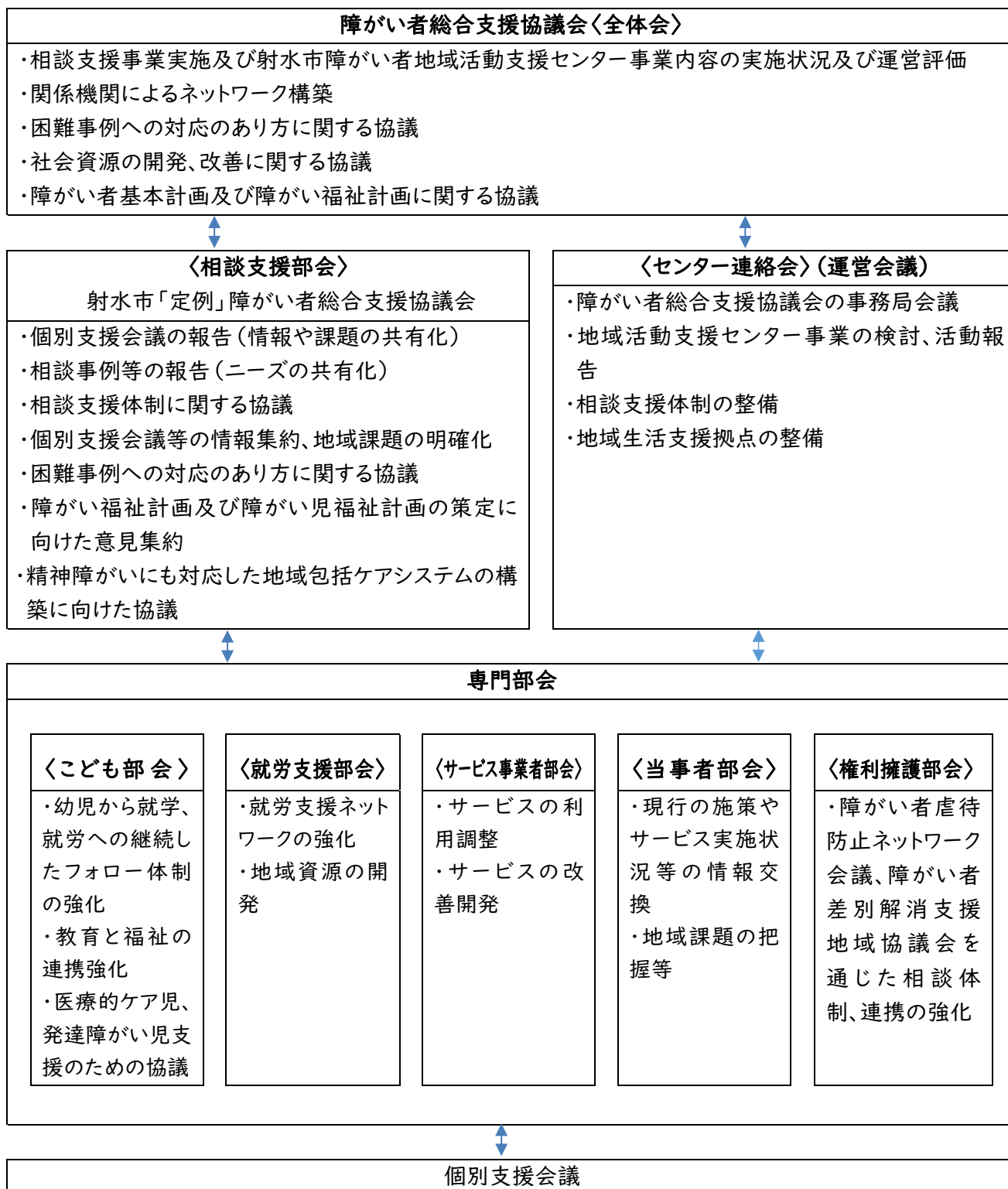
### ■障がい者総合支援協議会専門部会の実施回数の目標値

国の基本方針	目標設定の考え方
障がい者総合支援協議会の専門部会（相談支援部会、センター連絡会含む）の実施	国の方針に準じます。



基準値		目標値(活動指標)	
令和4年度末の部会の実施回数	24回	令和8年度末の部会の実施回数	26回

■ 射水市障がい者総合支援協議会の組織体系図



### 3 福祉サービス・事業ごとの現状と課題及び今後の見込み(活動指標)の設定

障がい福祉サービス等の種類ごとに、令和8年度末までの各年度における1か月当たりの見込量を設定します。令和3年度及び令和4年度は年間平均の実績値、令和5年度は実績見込を記載しています。

#### (1)障害者総合支援法に基づくサービス

##### ①訪問系サービス

###### 【居宅介護】

自宅において、ヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、掃除等家事援助を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	36	31	38	27	40	27	28	30	32
総利用時間数(時間/月)	360	278	380	250	400	240	280	300	320

###### 【重度訪問介護】

重度障がい者で常時介護が必要な方に、介護、家事援助、移動支援等総合的な支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1	2	2	2
総利用時間数(時間/月)	240	3	240	411	240	620	1,200	1,200	1,200

###### 【同行援護】

視覚障がいのある方に、外出時の移動に必要な視覚情報の提供や移動の支援等を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	15	10	16	9	17	9	10	11	12
総利用時間数(時間/月)	300	179	320	178	340	190	200	220	240

### 【行動援護】

知的障がい者や精神障がい者に、外出時の危険回避の援護や排せつ、食事等介護を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	6	7	7	7	8	8	9	10	11
総利用時間数（時間/月）	60	96	70	102	80	110	120	130	140

### 【重度障がい者等包括支援】

重度障がい者で、意思疎通困難な方等に、居宅サービス、日中活動等総合的な支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	0	0	0	0	1	0	1	1	1

#### ○第6期計画の実績

居宅介護は、利用者数、利用時間数とも計画を下回って推移しています。

重度訪問介護は、利用時間数が計画を上回って推移しています。

同行援護は、利用者数、利用時間数とも計画を下回って推移しています。

行動援護は、利用時間数が計画を上回って推移しています。

重度障がい者包括支援は、県の指定事業者、利用者数ともに実績がありません。

#### ○見込量の考え方

介護する家族の高齢化や、高齢化に伴う少人数世帯の増加、障がい者の地域移行の推進等から、居宅介護及び重度訪問介護は利用者増を見込みます。同行援護及び行動援護では、社会参加活動の推進による利用時間増を見込みます。利用時間数は、これまでの実績から、居宅介護及び行動援護は1人当たり月10時間、重度訪問看護は1人当たり月600時間、同行援護は月20時間で推計します。

#### ○見込量確保の方策

介護保険の訪問介護事業所が障がい福祉サービスの居宅介護の指定を受けることがほとんどです。障がい者やその家族が安心して地域生活を継続するため、障がい特性を理解し、引き続き指定を受けるよう働きかけます。また、同行援護や行動援護の指定についても働きかけていきます。

## ②日中活動系サービス

### 【生活介護】

常時介護が必要な方に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	260	257	265	261	270	260	260	265	270
総利用時間数（日/月）	5,200	4,884	5,300	4,982	5,400	5,100	5,200	5,300	5,400

#### ○第6期計画の実績

生活介護は、利用者数、利用日数とも計画を下回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

特別支援学校高等部卒業予定の利用者の増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から、1人当たり月20日で推計します。

#### ○見込量確保の方策

日中活動の場として必要量を確保し、適切なサービスの利用につなげます。富山型デイサービス事業所や近隣市町村の事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

### 【自立訓練（機能訓練）】

身体障がい者が自立した日常生活や社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生産能力の向上に必要な訓練を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	3	1	4	0	5	0	1	1	1
総利用時間数（日/月）	54	1	72	0	90	0	15	15	15

#### ○第6期計画の実績

自立訓練（機能訓練）は、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

施設から地域生活への移行の推進に伴い微増を見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月15日で推計します。

#### ○見込量確保の方策

引き続き事業所の拡充に努めます。

### 【自立訓練（生活訓練）】

知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、一定期間生活能力向上に必要な訓練を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	3	1	4	1	5	1	1	1	
総利用時間数（日/月）	45	25	60	31	75	20	20	20	

#### ○第6期計画の実績

自立訓練（生活訓練）は、利用者数、利用日数とも計画を下回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

利用日数は、これまでの実績から1人当たり月20日で推計します。

#### ○見込量確保の方策

地域での自立した生活を目指し、障がい者の状態や希望に合わせて利用できるように、事業所との調整を図ります。

### 【就労移行支援】

一般企業等への就職を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練や就労定着のための訓練などを行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	15	6	16	5	17	6	7	8	
総利用時間数（日/月）	300	98	320	85	340	120	126	147	

#### ○第6期計画の実績

就労移行支援は、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

離職経験者や特別支援学校卒業予定の利用者が微増すると見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月21日で推計します。

#### ○見込量確保の方策

市内に事業所がないことから、国・県の指導のもと事業所の拡充を求めるとともに、近隣市町村の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

### 【就労継続支援A型（雇用型）】

一般企業等での就労が困難な方に、事業所と雇用契約を結んで就労し、就労継続に必要な知識の習得を指導し、能力の向上に必要な訓練その他の支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	95	108	97	108	99	101	105	110	115
総利用時間数（日/月）	1,900	2,019	1,940	2,052	1,980	1,980	2,100	2,200	2,300

#### ○第6期計画の実績

就労継続支援A型は、利用者数、利用日数ともに計画を上回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

最低賃金が保障されるため、在宅障がい者の中でも利用希望が多いことから、増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月20日で推計します。

#### ○見込量確保の方策

関係機関と連携を図り、適切なサービス利用につながるよう努めます。市内に事業所が少ないことから、事業所の開設や拡充を求めるとともに、近隣市町村の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

### 【就労継続支援B型（非雇用型）】

一般企業等での就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供し、就労や生活継続に必要な支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	160	170	165	180	170	189	195	200	205
総利用時間数（日/月）	2,880	2,683	2,970	2,839	3,060	3,100	3,510	3,600	3,690

#### ○第6期計画の実績

就労継続支援B型は、利用者数、利用日数ともに計画を上回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

令和3年度以降の利用実績の伸び、特別支援学校高等部卒業予定の新規利用のニーズ、高齢の障がい者の社会参加や就労に関するニーズ等から、増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月18日で推計します。

#### ○見込量確保の方策

生活能力の向上のための支援も受けることができるため、利用者に十分説明し、障がいの状態に合わせて調整します。作業内容の選択肢を増やすよう努めます。

### 【就労定着支援】

福祉施設から一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	2	4	4	3	6	2	3	4	6

#### ○第6期計画の実績

就労定着支援は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

#### ○見込量の考え方

一般就労後の支援を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

### 【就労選択支援】

就労を希望する方に、就労アセスメントの手法を活用し、就労前の段階において、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択ができるよう支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	—	—	—	—	—	—	—	●	●

#### ○第6期計画の実績

就労選択支援は、令和7年度から新たに開始される予定の制度のため、実績はありません。

#### ○見込量の考え方

【検討中】

#### ○見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

### 【短期入所】

介護者が一時的に病気等で介護できなくなった場合に、短期間、夜間も含め施設で介護その他必要な支援を行うもの。福祉型は障がい者支援施設等で、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設で実施する

区 分		第6期計画						第7期計画見込量		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
福祉型	利用者数（人/月）	35	17	40	13	45	20	20	21	23
	総利用時間数（日/月）	175	60	200	42	225	90	100	105	115
医療型	利用者数（人/月）	9	4	10	5	11	8	8	9	9
	総利用時間数（日/月）	45	31	50	24	55	41	40	45	45

#### ○第6期計画の実績

短期入所（福祉型）、短期入所（医療型）のいずれも、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

令和3年度及び令和4年度は、新型コロナウイルス感染症による利用控えや事業所の受入休止の影響により利用が低調でしたが、令和5年度には増加に転じていることから、令和6年度からは利用者の増加を見込みます。利用日数にはばらつきがありますが、これまでの実績から1人当たり月5日で推計します。

#### ○見込量確保の方策

施設の他、NPO法人等で短期入所の受け入れができるよう、事業所拡充に努めます。

### 【療養介護】

医療と常時介護が必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行うもの

区 分		第6期計画						第7期計画見込量		
		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）		28	28	29	27	30	26	28	29	30

#### ○第6期計画の実績

療養介護は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

#### ○見込量の考え方

重度障がい者が対象のサービスであり、これまでの実績から微増を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

療養上の医療管理、機能訓練、看護等が必要なことから、現在の施設利用が維持できるような施設との連携に努めます。



### ③居住系サービス

#### 【自立生活援助】

施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）から一人暮らしへの移行を希望する方に、定期的な巡回訪問等により、日常生活における課題を把握し、地域生活に必要な支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	0	0	0	0	1	0	1	1	1

#### ○第6期計画の実績

自立生活援助は、利用実績がありません。

#### ○見込量の考え方

施設入所支援利用者や入院中の精神障がい者の地域移行による利用を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

#### 【共同生活援助（グループホーム）】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の支援を行い、介護が必要な方には、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	50	52	51	57	52	60	63	66	69

#### ○第6期計画の実績

共同生活援助は、利用者数が計画を上回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

事業所の新設のほか、現在の利用者の継続利用、施設入所支援利用者や入院中の精神障がい者の地域移行の推進等から微増を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

施設や事業所等へ働きかけ、グループホームの新規開設を目指します。また、地元住民の理解が得られるよう支援します。

### 【施設入所支援】

施設に入所している障がい者に、主として夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や必要な支援等を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	107	107	106	107	105	105	104	103	102

#### ○第6期計画の実績

施設入所支援は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

#### ○見込量の考え方

国指針に基づき、令和8年度末の施設入所者数が、令和4年度末時点から5.0%以上削減することを見込みます。

#### ○見込量確保の方策

障がい者の希望や状況を踏まえながら、地域生活への移行を働きかけます。

## ④相談支援(サービス利用計画作成)

### 【計画相談支援】

サービスを利用する障がい者（児）の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	140	139	150	138	160	140	150	160	170

#### ○第6期計画の実績

計画相談支援は、利用者数が計画を下回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

近年の障がい福祉サービス利用者数の実績状況から、増加を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

特定相談支援事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、人員の拡充を図ります。また、研修等を通じて相談支援専門員の資質向上を図ります。

### 【地域移行支援】

施設・病院から退所・退院する予定の障がい者に対して、地域移行への様々な相談や住居の確保、同行支援、関係機関との調整などを行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	1	0	2	0	3	0	1	1	1

#### ○第6期計画の実績

地域移行支援は、利用実績がありません。

#### ○見込量の考え方

施設・病院からの退所・退院予定者が利用することを見込みます。

#### ○見込量確保の方策

施設・病院等に制度の周知を行い、適切な支援、サービスにつながるよう努めます。  
関係機関の連携を促進し、相談支援専門員の資質向上を図ります。

### 【地域定着支援】

施設・病院から退所・退院し、家族から独立し家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急時の訪問や相談を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	2	1	2	1	3	1	1	1	

#### ○第6期計画の実績

地域定着支援は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

#### ○見込量の考え方

施設・病院からの退所・退院予定者のうち、共同生活援助（グループホーム）移行者以外の数を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

一般相談支援事業所と、地域の事業所、医療機関等とを連携し、サービスの利用につなげます。

## ⑤補装具費の支給

身体機能を補完・代替し、長時間にわたって継続して使用される補装具（義肢、装具、補聴器、車いす等）の購入、修理及び一部貸与のための費用を支給します。

## (2)地域生活支援事業(必須事業)

### ①理解促進研修・啓発事業

#### 【理解促進研修・啓発事業】

サービスを利用する障がい者（児）の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

#### ○見込量確保の方策

民生委員や一般住民を対象とした研修会を、地域活動支援センターや障がい者相談員との連携のもと積極的に実施し、障がい者への理解促進のため、障がい特性の説明、接し方などを紹介します。障がい者週間（12月3日から9日まで）に合わせ、障がい者の作品展や事業所製品の販売等を行い、理解と啓発を図ります。

### ②自発的活動支援事業

#### 【社会活動支援事業】

障がい者や家族が互いの悩みの共有や、情報交換のできる交流会を行い、また障がい者の社会参加の意向を尊重し、自ら企画・立案した活動を実施するため、情報提供・連絡調整・助言等を行うもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

#### ○見込量確保の方策

障がい者団体に事業を委託し、活動を支援していきます。

#### 【ボランティア活動支援事業】

障がい者自らが行う地域のごみ拾いや除草、美化ボランティア活動等に対し必要な支援を行うもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

#### ○見込量確保の方策

市内の事業所に委託し、障がい者自らのボランティア活動を推進していきます。

### ③相談支援事業

#### 【相談支援事業】

障がい者や障がい児の保護者、又は障がい者の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報を提供し、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立し、地域で安心して生活を営むことができるようにするもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### ○見込量の考え方

虐待の防止やその対応、成年後見制度利用支援、ひきこもり支援など、様々な相談支援ニーズへの対応が求められています。

#### ○見込量確保の方策

多様なニーズの相談を受ける中で、権利擁護のために必要な支援ができるように継続的かつ専門的な研修を行い、相談支援専門員の資質向上を図ります。

#### 【障がい者総合支援協議会】

福祉、雇用、医療、教育等の関係機関で構成される障がい者総合支援協議会（専門部会あり）を設置しています。サービス提供体制の確保や関係機関のネットワーク構築、中立・公平な相談支援事業の実施及び推進に向けた協議を行います。また、障がい福祉計画、社会資源の開発等について検討しています

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

#### ○見込量確保の方策

各サービスが有機的な連携を図り、障がい者の生活課題を解決していけるよう全体会及び各専門部会（相談支援、サービス事業者、就労支援、子ども、当事者、権利擁護）を定例開催し、研修会の実施、分野ごとの課題の検討などを行い、支援体制を強化していきます。

#### 【相談支援機能強化事業】

医療、福祉及び地域の社会基盤との連携体制を強化します。また、地域住民のボランティアを育成し、障がいに対する理解促進を図ることで、障がい者の地域生活を支援します

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

#### ○見込量確保の方策

障がい者の生活を地域全体で支えるため、総合的・専門的な相談支援やサービスのコーディネートを実施するための体制確保、地域の社会資源との連携体制の強化、障がいに対する理解促進の活動等により、地域の体制づくりを行います。

そのため、地域活動支援センターと地域との包括的な連携強化及びボランティアの育成等により、障がい者理解促進を図ります。

#### ④成年後見制度利用支援事業

##### 【成年後見制度利用支援事業】

知的障がいや精神障がいなどで、判断能力が不十分な障がい者に対し、法定代理人を決めて財産管理や、日常生活での様々な契約等の支援を行う成年後見制度の利用について、相談会を実施し申立て支援等を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
相談会利用者（人/年）	3	3	4	0	5	3	3	4	5
市長申立件数（件/年）	1	0	2	1	3	0	1	2	3
報酬支払件数（件/年）	4	0	5	3	6	3	4	5	6

##### ○第6期計画の実績

相談会利用者、市長申立件数、報酬支払件数ともに、計画を下回って推移しています。

##### ○見込量の考え方

家族の高齢化や高齢化に伴う少人数世帯の増加などから、今後成年後見制度利用の相談や申立て件数の支援件数が微増するものと見込みます。

##### ○見込量確保の方策

成年後見制度利用相談会を今後も継続し、制度の説明や、申立て支援を行います。また、財産がない場合に、報酬の支払を行います。

#### ⑤成年後見制度法人後見支援事業

##### 【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

##### ○見込量確保の方策

県内呉西6市で設置した呉西地区成年後見センターにおいて、相談から法人後見まで一貫した支援を行うほか、市民後見人の養成、市民後見人バンクの運営等の業務を行います。

## ⑥意思疎通支援事業

### 【意思疎通支援事業】

聴覚・言語機能・音声機能等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が必要とする場合に、手話通訳者、要約筆記者を派遣して、意思疎通を円滑にし、社会参加を促進するもの

利用件数（件／年）	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
手話通訳派遣事業	79	72	82	69	84	70	75	77	80
要約筆記者派遣事業	5	0	6	0	7	0	5	6	7

#### ○見込量の考え方

手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業ともに計画を下回っています。

#### ○見込量確保の方策

実績がある社会福祉法人富山県聴覚障害者協会に委託し実施します。また、様々な機会サービス利用の啓発に努めるとともに、市・県の研修参加を促し、手話通訳者及び要約筆記者を確保していきます。

## ⑦日常生活用具給付等事業

### 【日常生活用具給付等事業】

障がい者の日常生活の支援用具を支給するもので、次の6種類に大別されます

区分	内容
介護・訓練支援用具	ベッド、リフト、訓練椅子など
自立生活支援用具	頭部保護帽、便器、移動・移乗支援用具、火災報知器など
在宅療養等支援用具	ネブライザー、電気式吸引器、酸素ボンベ運搬車など
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置など
排せつ管理支援用具	ストーマ※装具、紙おむつ、収尿器など
居宅生活動作支援用具	障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修（手摺り、段差解消、洋式便器など）

利用件数（件／年）	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
介護・訓練支援用具	12	10	12	7	12	16	10	11	12
自立生活支援用具	11	13	11	12	11	10	12	13	14
在宅療養等支援用具	18	6	20	5	22	14	10	12	14
情報・意思疎通支援用具	18	8	18	13	18	8	10	10	10
排せつ管理支援用具	2,260	2,180	2,280	2,284	2,300	2,300	2,320	2,340	2,360
居宅生活動作補助用具	5	1	5	6	5	2	5	5	5

### ○第6期計画の実績

自立生活支援用具は、計画を上回って推移しています。排せつ管理支援用具は、概ね計画どおり推移しています。その他の日常生活用具は計画を下回っています。

### ○見込量の考え方

近年の実績から見込量を推計します。

### ○見込量確保の方策

日常生活用具の提供業者は、県内・県外事業者が多数あり、適時に購入が可能なことから、今後の見込量に十分対応可能であると考えます。適切に給付されるよう事業の周知を行います。

## ⑧手話奉仕員養成研修事業

### 【手話奉仕員養成事業】

聴覚障がい者等との交流活動を促進し、社会参加を支援するため、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修するもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
事業数	2	2	2	2	2	2	2	2	
全課程修了者数(人/年)	0	0	20	26	20	20	25	25	

### ○第6期計画の実績

修了者数は、入門講座修了者と基礎講座修了者を合計した人数を記載しています。令和3年度は基礎課程の開催を中止し、入門講座のみ実施したため、全課程修了者はいません。事業数、全課程修了者数ともに、計画どおり推移しています。

### ○見込量の考え方

手話奉仕員養成事業（全課程46回講座）と、研修事業（全課程修了者に対するフォローアップ教室）の2事業を実施します。受講者人数は一定量を見込みます。

### ○見込量確保の方策

射水市社会福祉協議会に委託し、聴覚障害者協会、手話サークルの協力を得て実施していきます。講習参加者募集については、市の広報、ホームページやSNSなどで広く周知します。

## ⑨移動支援事業

### 【移動支援事業】

1人で外出が困難な障がい児・者に対して、外出時に必要な介護等の支援を行うことで、地域での自立生活や社会参加を促進するもの（個別支援型、グループ支援型、車両移送型）



区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
実利用者数（人）	15	11	15	18	15	21	22	23	24
延利用時間数（時間/月）	345	442	345	416	345	600	630	660	690

○第6期計画の実績

利用者数、利用時間数ともに、計画を上回って推移しています。

○見込量の考え方

令和5年度は利用者数、利用時間数ともに前年度を大きく上回る見込みです。地域生活や社会参加活動の推進により一定量を推計します。

○見込量確保の方策

移動支援事業の契約事業所は現在12か所あり、利用者のニーズに対応可能と考えます。移動支援事業の周知に努め、利用を促します。

## ⑩地域活動支援センター事業

### 【I型】

権利擁護、困難事例への対応などの相談支援事業に加え、専門職員による医療、福祉、地域の関係機関との連携強化、地域のボランティア育成、障がい者理解促進普及啓発事業と基礎的事業を行うもの（委託事業）

### 【基礎的事業】

総合相談窓口としての機能を持つとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、障がい者の余暇活動や社会との交流促進を図るもの（委託事業）

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
1型事業所数（か所）	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基礎的事業所数（か所）	3	3	3	3	3	3	3	3	3

○第6期計画の実績

事業所数は、計画どおり推移しています。

○見込量の考え方

I型は、1か所への委託を継続していきます。基礎的事業については、身近な地域での総合相談窓口及び活動の機会と交流の場等を確保するため、NPO法人等へ委託を継続していきます。

○見込量確保の方策

I型センターと基礎的事業センターが連携し、地域での相談支援体制を強化していけるよう、研修等を実施し、資質向上を目指します。また、利用を促進するため、様々な機会を通じ、地域への周知を図ります。

### (3)地域生活支援事業(任意事業)

#### ①訪問入浴サービス事業

##### 【訪問入浴サービス】

自宅の浴槽での入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、居宅に浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供するもの

身体障がい者は、障がい支援区分5以上と認定された方、身体障がい児は13歳以上で身体障がい者手帳1、2級に該当し医師が必要と認めた方（13歳未満の場合は医療的ケアが必要な者として市長が認めた方に限る。）を利用対象とする

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
実利用者数(人)	4	4	4	4	4	4	4	4	4
利用延回数(回/年)	200	171	200	127	200	190	200	200	200

##### ○第6期計画の実績

利用回数は、計画を下回って推移しています。

##### ○見込量の考え方

生活介護、短期入所等での入浴の機会を確保できることから、一定量を見込みます。

##### ○見込量確保の方策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所が3か所あり、十分対応可能と考えます。相談支援事業所等に周知を図り、必要な方が利用できるよう支援します。

#### ②生活支援事業

##### 【生活訓練等事業】

障がい者リハビリ教室や陶芸教室等を実施し、障がい者の日常生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの

第6期計画			第7期計画見込量		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
有	有	有	有	有	有

##### ○見込量確保の方策

障がい者団体が実施する訓練事業に補助をしています。障がい者団体を通して事業の周知を図り、社会参加を促進します。

### ③日中一時支援事業

#### 【日中一時支援事業】

障がい児・者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がい福祉サービス事業所等で障がい児・者に日中の活動の場を提供し、見守りや預かり等の支援を行うもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
実利用者数（人）	90	72	88	62	86	62	65	70	75
利用延回数（回／年）	3,150	1,749	3,080	1,693	3,010	2,000	2,100	2,250	2,400

#### ○第6期計画の実績

利用者数、利用回数ともに、計画を下回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

実利用者は横ばいの傾向にありますが、1人当たりの利用回数は増加しており、一定の利用者数・回数を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

日中一時支援事業の契約事業所は21か所あります。利用者のニーズを見極めながら、障がい福祉サービス提供事業所等に働きかけ、必要量の確保に努めます。

### ④社会参加促進事業

#### 【点字・声の広報等発行事業】

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳その他わかりやすい方法により、市の広報、障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活を継続する上で必要度の高い情報を定期的に提供するもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
事業数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
登録者数（人）	60	64	60	67	60	67	70	70	70

#### ○第6期計画の実績

登録者数は、計画を上回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

近年の実績から推計します。

#### ○見込量確保の方策

ボランティアサークルに依頼し、市の広報の点訳、音訳、新聞のリーディングサービス事業等を実施します。

### 【奉仕員養成研修事業】

朗読奉仕員及び点訳奉仕員を養成し、視覚障がい者の社会参加を促進することを目的とするもの  
朗読又は点訳に必要な技術を習得した朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成を行います

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
朗読奉仕員養成研修	40	37	40	39	40	40	45	45	45
点訳奉仕員養成研修	10	7	10	12	10	12	15	15	15

#### ○第6期計画の実績

受講者数は、概ね計画どおり推移しています。

#### ○見込量の考え方

近年の実績を参考にし、受講者人数は一定量を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

射水市社会福祉協議会に委託し、ボランティアサークル（音訳・あゆの風、点友会）の協力を得て、実施します。講習会の参加者募集については、市の広報、ホームページなどで広く周知します。

### 【自動車運転免許取得・改造助成事業】

身体障がい者の自立や社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得にかかる訓練費の助成や、自動車の改造に要する経費の一部を助成するもの

区 分	第6期計画						第7期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績 見込			
自動車運転免許取得事業	1	0	1	0	1	0	1	1	1
自動車改造助成事業	3	3	3	3	3	3	3	3	3

#### ○第6期計画の実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

#### ○見込量の考え方

近年の利用実績から推計します。

#### ○見込量確保の方策

各自動車学校と委託契約可能であり、改造事業所と合わせ十分対応可能です。

## (4)児童福祉法に基づくサービス等

### ①障がい児通所支援

#### 【児童発達支援】

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等専門的な療育を行うもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	62	62	63	56	65	51	53	54	55
総利用日数(日/月)	372	299	378	281	390	290	318	324	330

※令和6年度から児童発達支援と医療型児童発達支援が一元化されるため、実績値及び見込量は合算して記載しています。

#### ○第2期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

近年の利用実績及び増加傾向にある発達障がい児の早期発見と早期療育の充実の方針に基づき推計します。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月6日で推計します。

#### ○見込量確保の方策

市内に指定を受けている事業所が少ないことから、身近な地域で必要な支援を受けることができるように療育の場の確保に努めます。

#### 【放課後等デイサービス】

障がい児に対し、授業終了後又は学校の休業日に、事業所に通い、生活能力向上に必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行うもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数(人/月)	115	146	120	152	125	160	165	170	175
総利用日数(日/月)	1,265	1,779	1,320	1,822	1,375	2,000	1,980	2,040	2,100

#### ○第2期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を上回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

近年の利用実績、利用者のニーズを勘案し、利用者の増を見込みます。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月12日で推計します。

#### ○見込量確保の方策

市内にサービスを提供する事業所は増えており、対応可能と考えています。重症心身障がい児が、居住する地域において適切な支援を受けることができるよう事業所への働きかけを行うとともに、近隣市町村にある事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

### 【保育所等訪問支援】

保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、集団生活に馴染むための専門的な支援等を行うもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	1	1	1	1	2	1	1	1	1
総利用日数（日/月）	1	1	1	1	2	1	1	1	1

#### ○第2期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、概ね計画どおり推移しています。

#### ○見込量の考え方

指定事業所は圏域に1か所あり、サービス利用は一定数を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

ニーズに対応して専門的な支援が受けられるように、子ども子育て総合支援センター（キッズポートいみず）、子育て支援課、事業所等と連携し、制度周知を行い、必要な療育支援の充実に努めます。

### 【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障がいにより外出が著しく困難な児童に、居宅を訪問して発達支援を行うもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	0	0	0	0	1	0	1	1	1
総利用日数（日/月）	0	0	0	0	1	0	1	1	1

#### ○第2期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

重症心身障がい児の利用を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

## ②障がい児相談支援

### 【障がい児相談支援】

サービスを利用する障がい児の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
利用者数（人/月）	36	45	36	45	37	50	50	50	55

#### ○第2期計画の実績

利用者数は計画を上回って推移しています。

#### ○見込量の考え方

障がい児通所支援サービス利用者数から見込みます。

#### ○見込量確保の方策

障がい児相談支援事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、人員の拡充を図ります。また、研修を通じて、相談支援専門員の資質向上を図ります。

## ③医療的ケア児等に対する支援

### 【医療的ケア児等に対する支援】

医療的ケア児に対する関連分野を調整するため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置するもの

区 分	第2期計画						第3期計画見込量		
	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込			
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）	8	8	8	8	8	8	9	10	11

#### ○第2期計画の実績

配置人数は、計画どおり推移しています。

#### ○見込量の考え方

地域におけるニーズ等を勘案し、コーディネーターとして相談支援専門員の配置を見込みます。

#### ○見込量確保の方策

施設や事業所等へ研修の受講を働きかけます。

# 第5章 計画の推進

## 1 計画の推進体制

本計画は、障がい福祉のみならず、介護・高齢者福祉、子ども・子育て支援、雇用、防災などの幅広い分野にまたがっていることから、部局を超えた体制で取り組むとともに、市内の関係機関とも連携を図りながら計画を推進します。また、各種施策の推進においては、必要に応じて障がい者・家族及び関係者の意見が反映できる機会を設定する等、当事者の意見が反映されるよう努めます。

計画の進行管理においては、関係者が目標等を共有し進捗状況を確認しながら、適宜見直しを行うことが重要であることから、PDCAサイクルの手法を用いることとします。具体的には、毎年射水市障がい者総合支援協議会に進捗状況を報告し、その評価や意見等を踏まえ、課題がある場合は事業や施策の見直し、あるいは次期計画に反映していくなどの必要な対応を講じることで、本市の障がい福祉の一層の充実につなげます。

## 2 計画の公表と周知

計画策定の趣旨や内容等について市民等の理解を深めるため、市の広報や市ホームページへの掲載、出前講座など、あらゆる機会を通じて周知に努めます。

また、今回からの新たな取組として、計画の要旨を分かりやすくまとめた「概要版」を作成し、計画の周知に活用してまいります。



# 資料編

- 資料1 アンケート調査について（一部作成中）
- 資料2 第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）の策定過程（作成中）
- 資料3 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿（作成中）
- 資料4 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱（作成中）
- 資料5 用語説明（作成中）
- 資料6 第3次射水市障がい者基本計画・第7期障がい福祉計画（第3期障がい児福祉計画）の活動指標（再掲）（作成中）

# アンケート調査について

## (1) 障がい者アンケート結果概要

### ①調査対象者及び調査方法、調査回収状況

福祉のサービス利用状況や、福祉に関する意向などをお聞かせいただき、今後の計画策定及び施策推進に役立てるため、アンケート調査を実施しました。

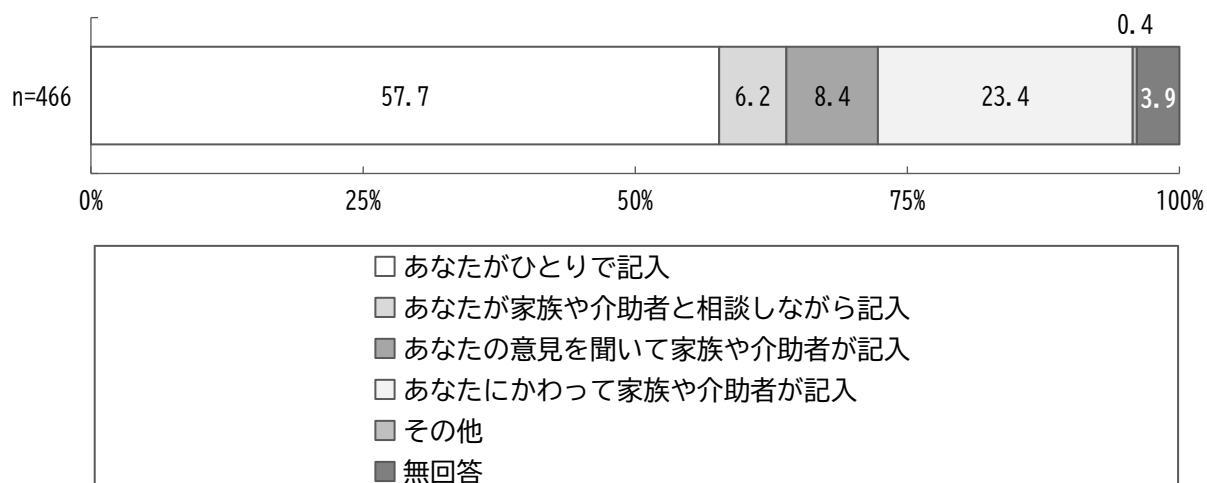
#### ■ 調査対象者及び調査方法、調査回収状況

調査対象者	射水市に在住する障がい者手帳をお持ちの方1,000人を無作為抽出
調査手法	郵送配布・郵送回収・Web回答
調査期間	令和5年7月3日～7月18日
有効回答率	46.6% (有効回答数 466件)

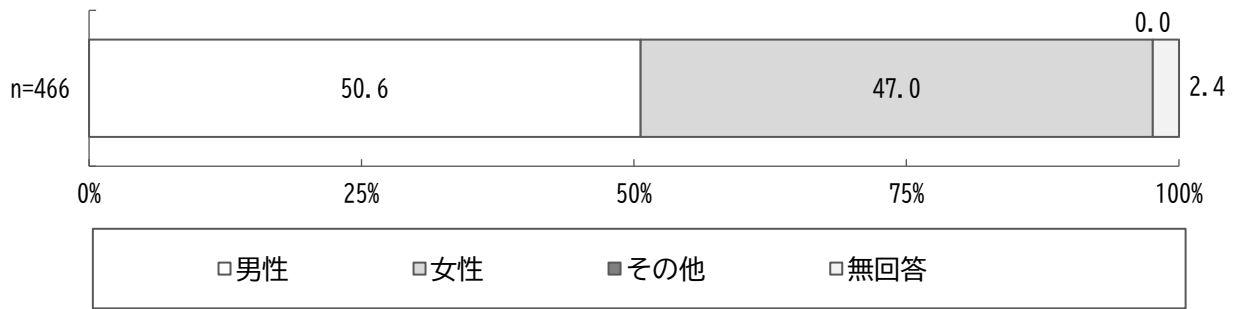
### ② アンケート結果

#### ①回答者の属性

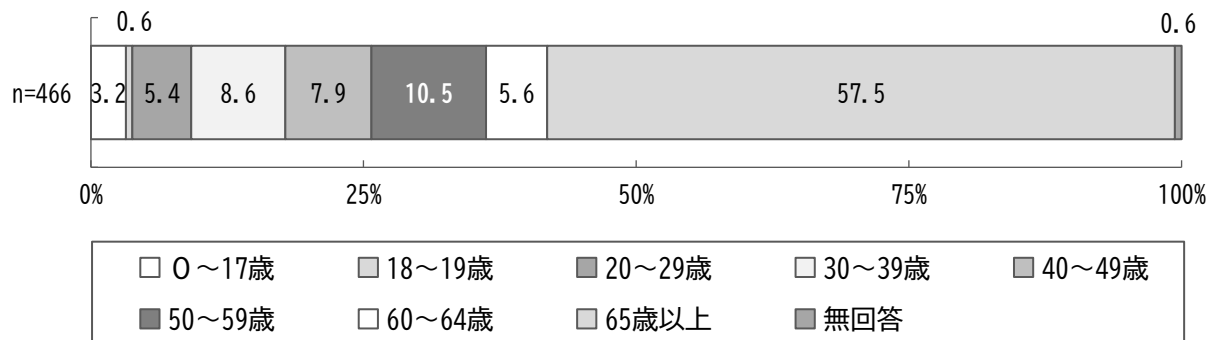
##### ■問1 アンケート記入者



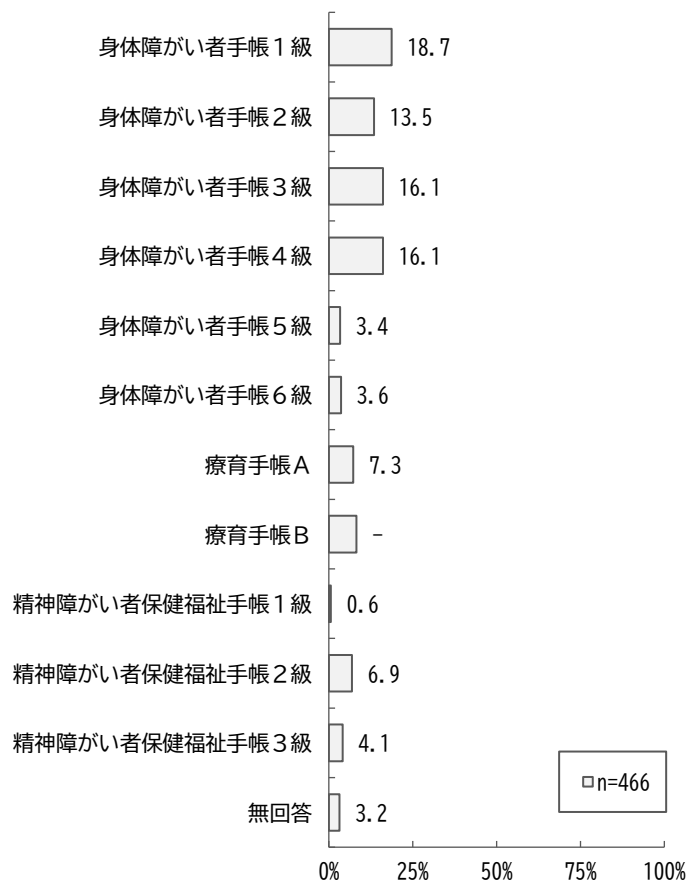
■問2 性別



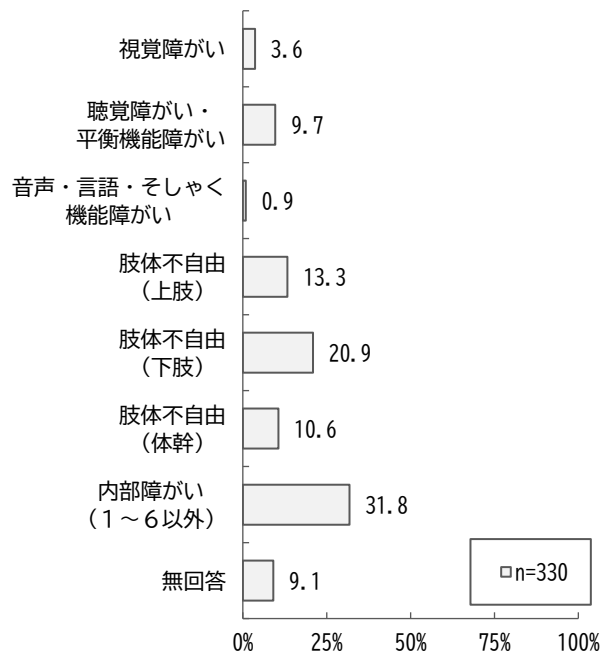
■問3 年齢



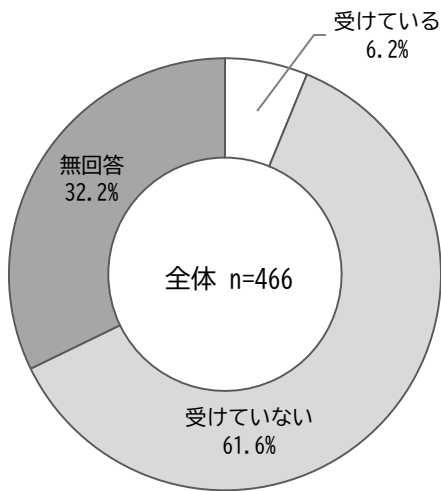
■問5 所持する手帳の種類



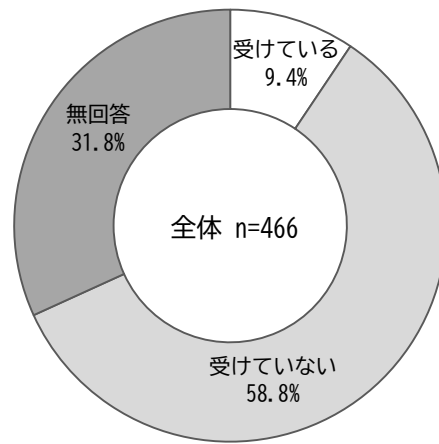
■問6 身体障がい手帳所持者の主たる障がい



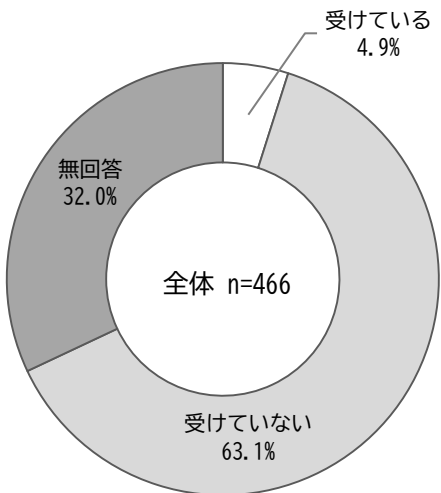
■問7(ア) 難病(指定難病)の認定



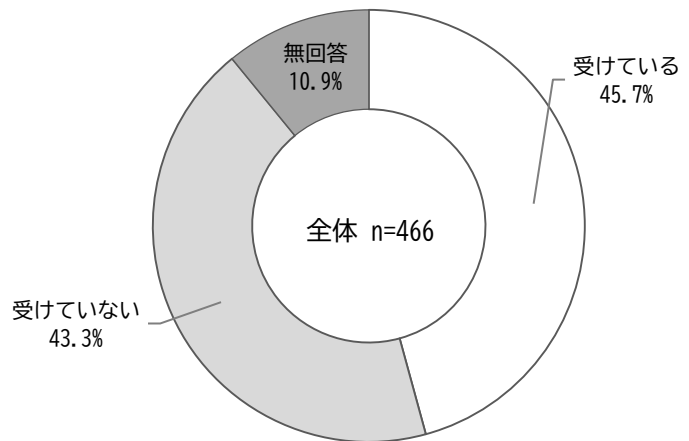
■問7(イ) 発達障がいの診断



■問7(ウ) 高次脳機能障がいの診断

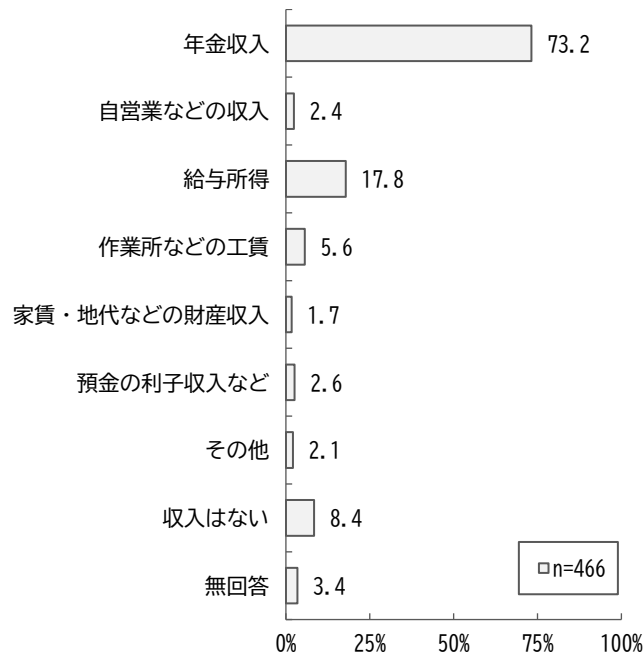


■問8 現在医療(的)ケアを受けているか

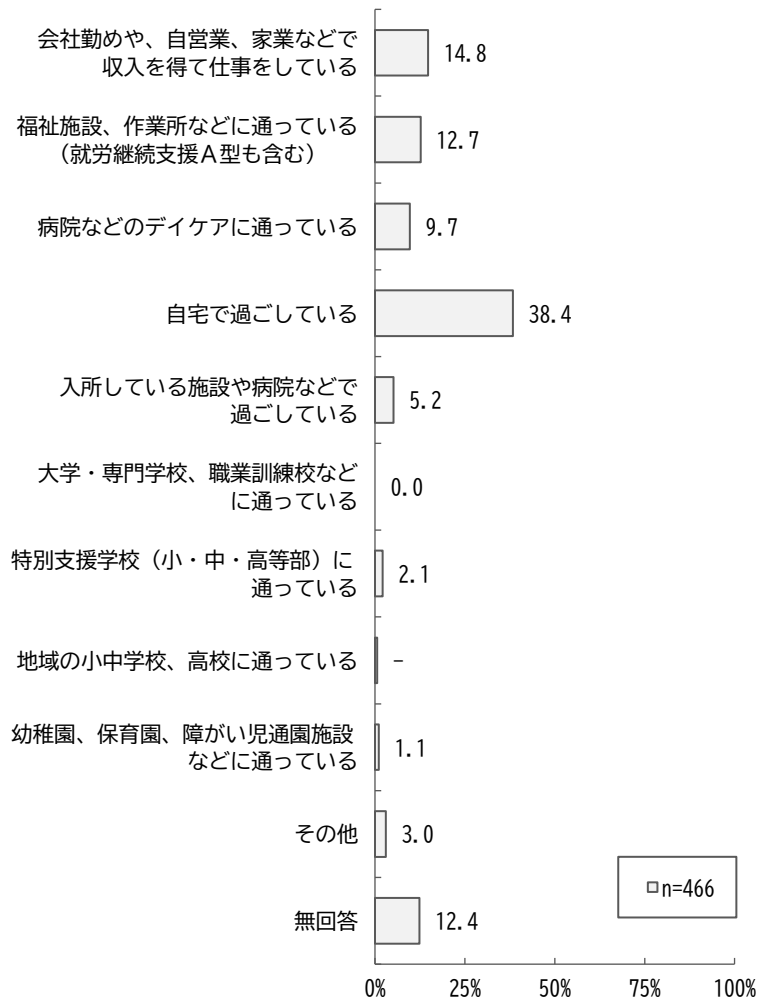


## ②日常生活や就労について

■問11 ご自身の収入

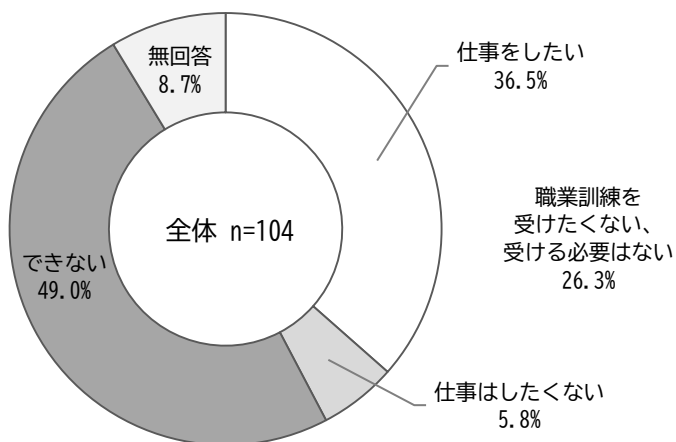


■問12 平日の日中（昼間）をどのように過ごしているか

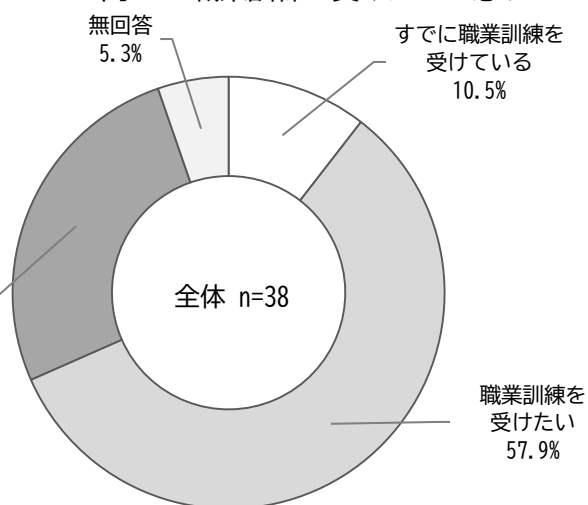


■問13 今後、収入を得る仕事をしたいか

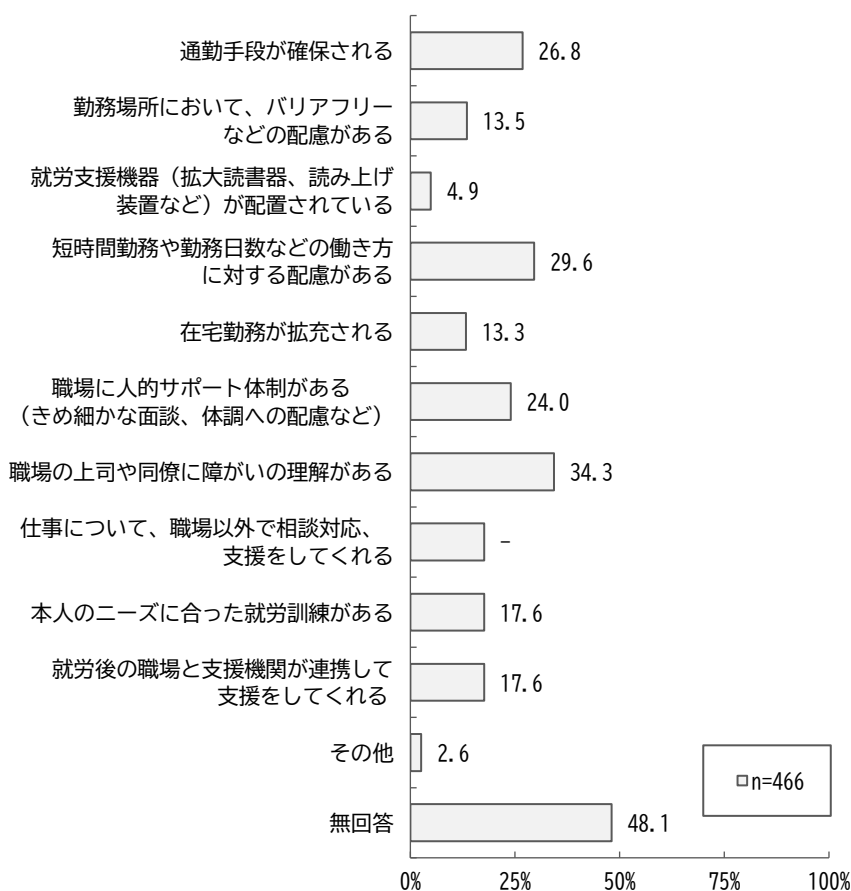
※問12で「仕事をしている」以外を選択



■問14 職業訓練を受けたいと思うか



■問15 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要か

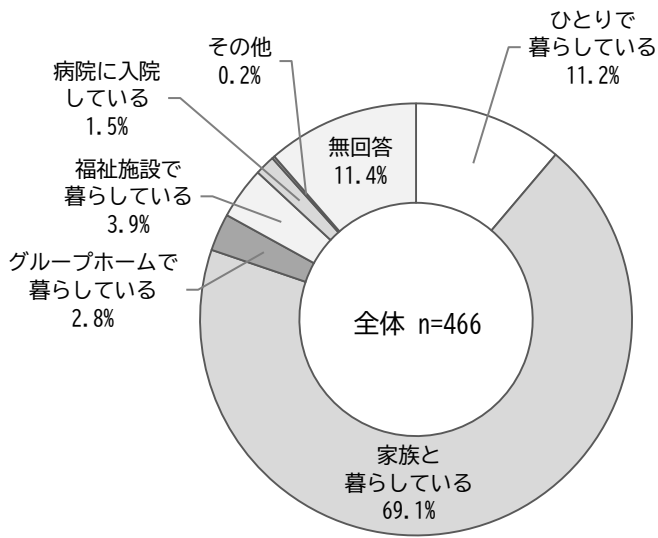


●障がい者の就労支援について、必要だと思う支援について聞いたところ、「職場の上司や同僚に障がいの理解がある」「短時間勤務や勤務日数などの働き方に対する配慮がある」「通勤手段が確保される」と回答した方が多くなっています。

●障がいに対する理解や生きがいを持って仕事に取り組むための体制整備について、さらなる深化を図ることが求められています。

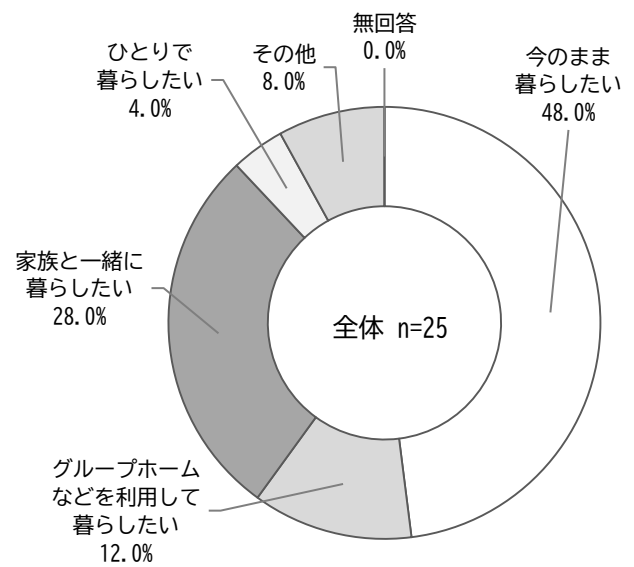
### ③住まいや暮らしについて

■問 18 現在どのように暮らしているか



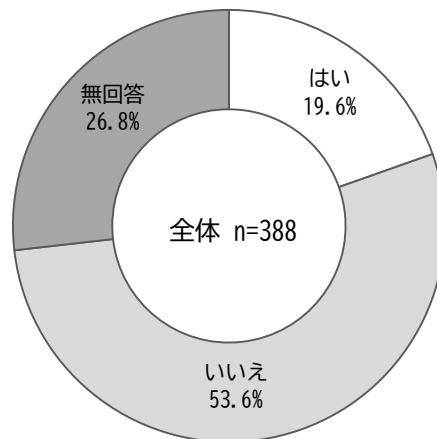
■問 20 将来、地域で暮らしたいと思うか

※問 18 で「福祉施設」「病院に入院している」を選択

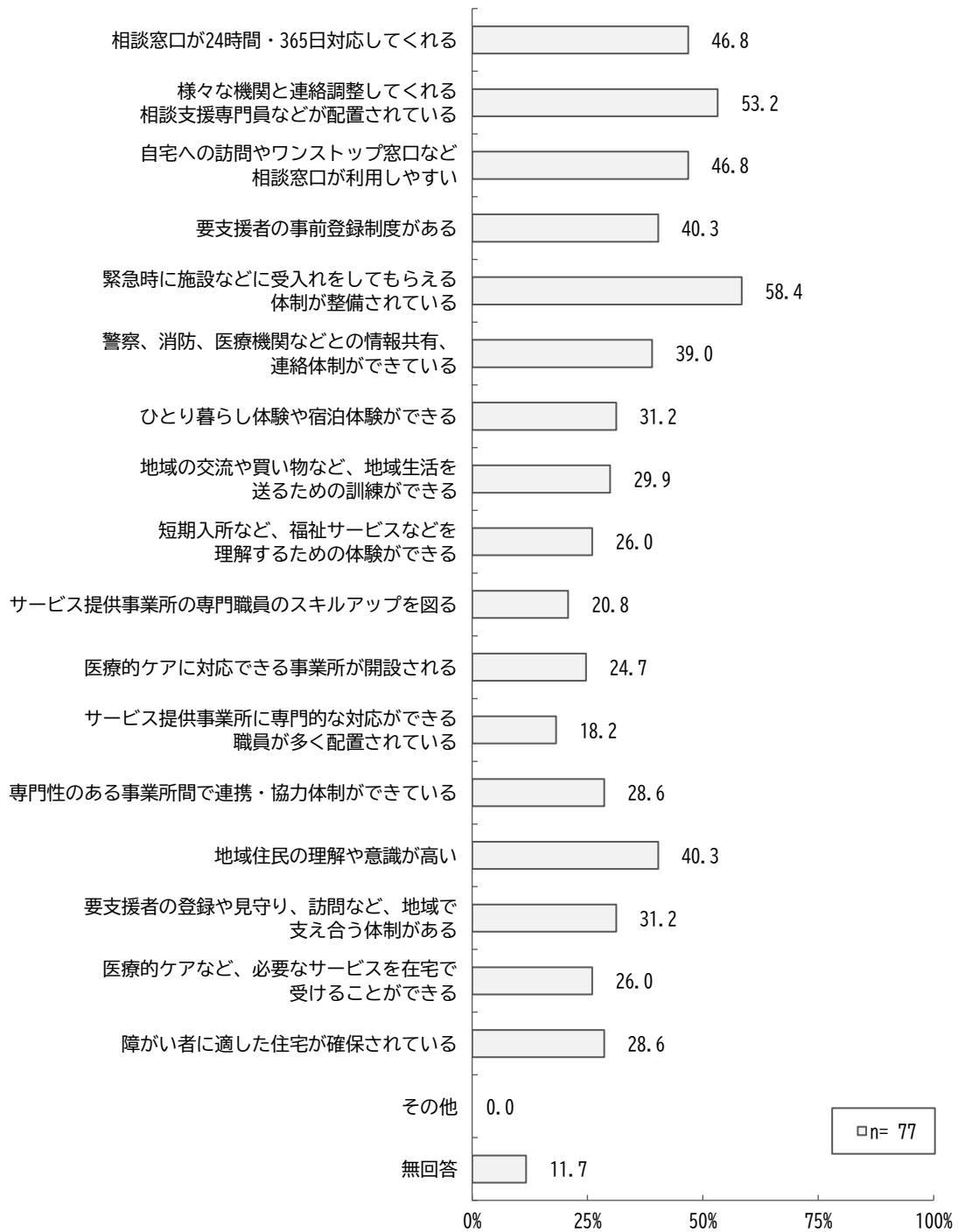


■問 21 将来、一人で暮らしたいと思うか

※問 18 で「一人で暮らしている」「一人で暮らしている」「グループホームで暮らしている」「その他」を選択した方



■問 22 地域で生活し続けるために、必要だと思う支援

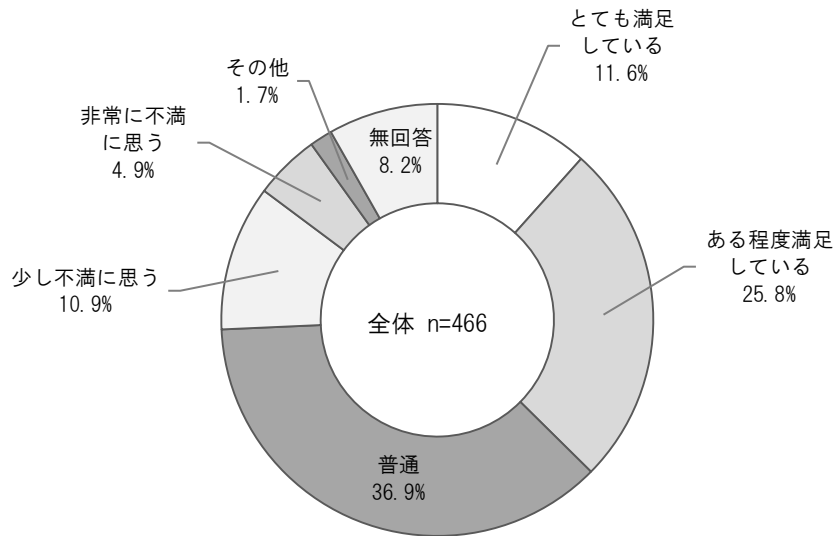


●家族と一緒に、今のまま施設で暮らしたいといった、住み慣れた地域での生活を望む声が多くなっています。また、ひとり暮らしで地域の中で生活していくためには、受け入れ体制や相談できる体制が整っていることを望む声が多くなっていることから、地域での生活を望む方が安心して暮らすことのできるまちづくりを進めていく必要があります。

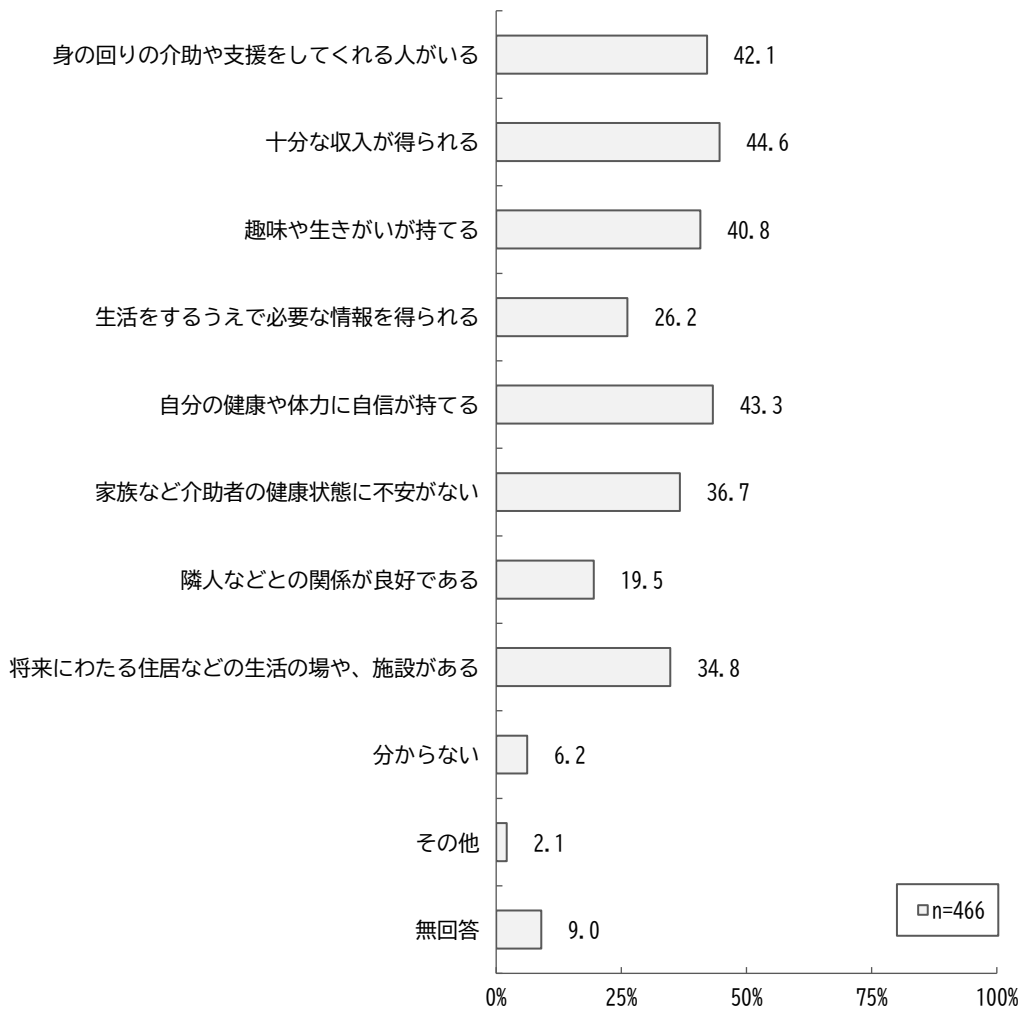


#### ④生活全般について

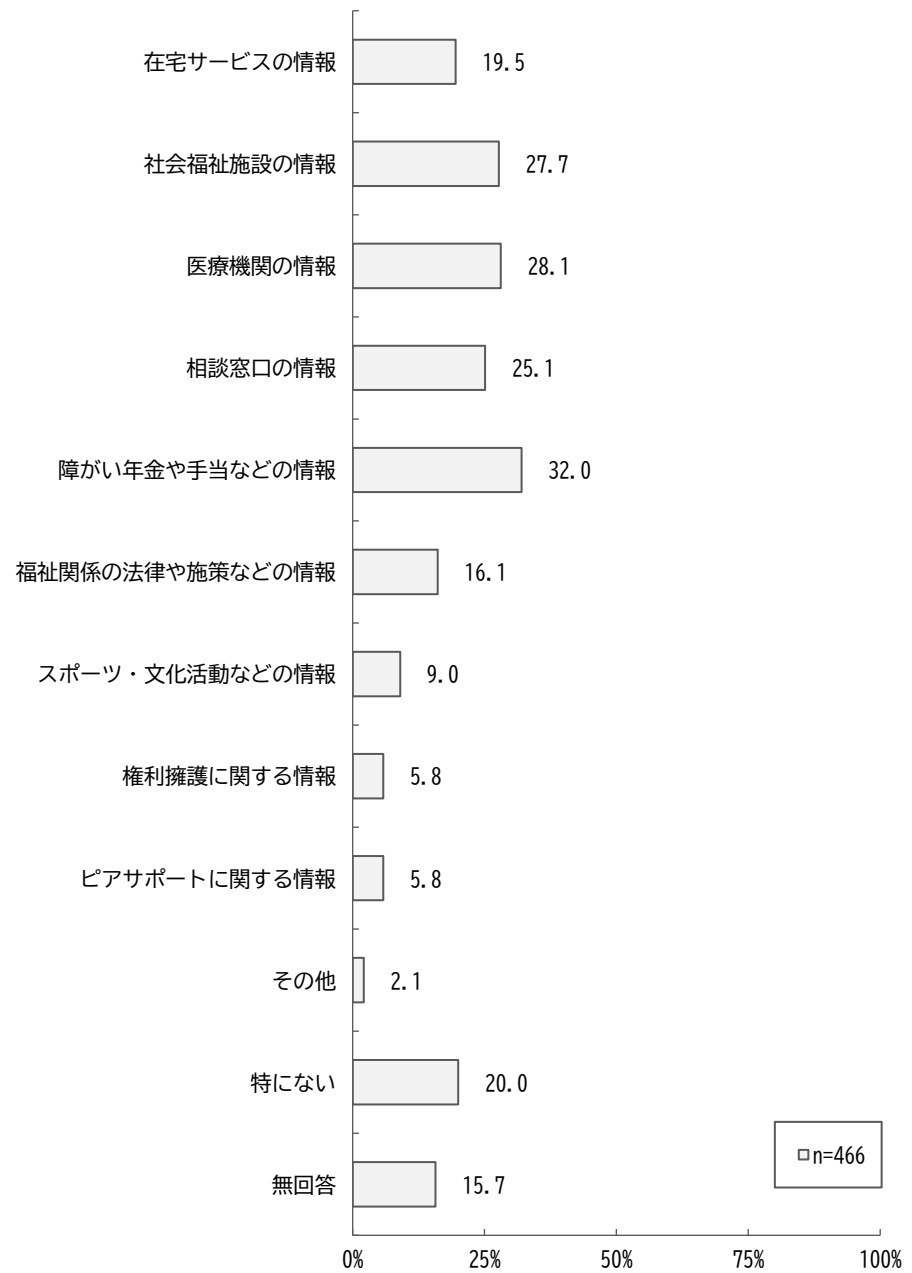
■問 23 自身の生活についてどのように感じているか



■問 24 暮らしがよくなるために、大切なこと

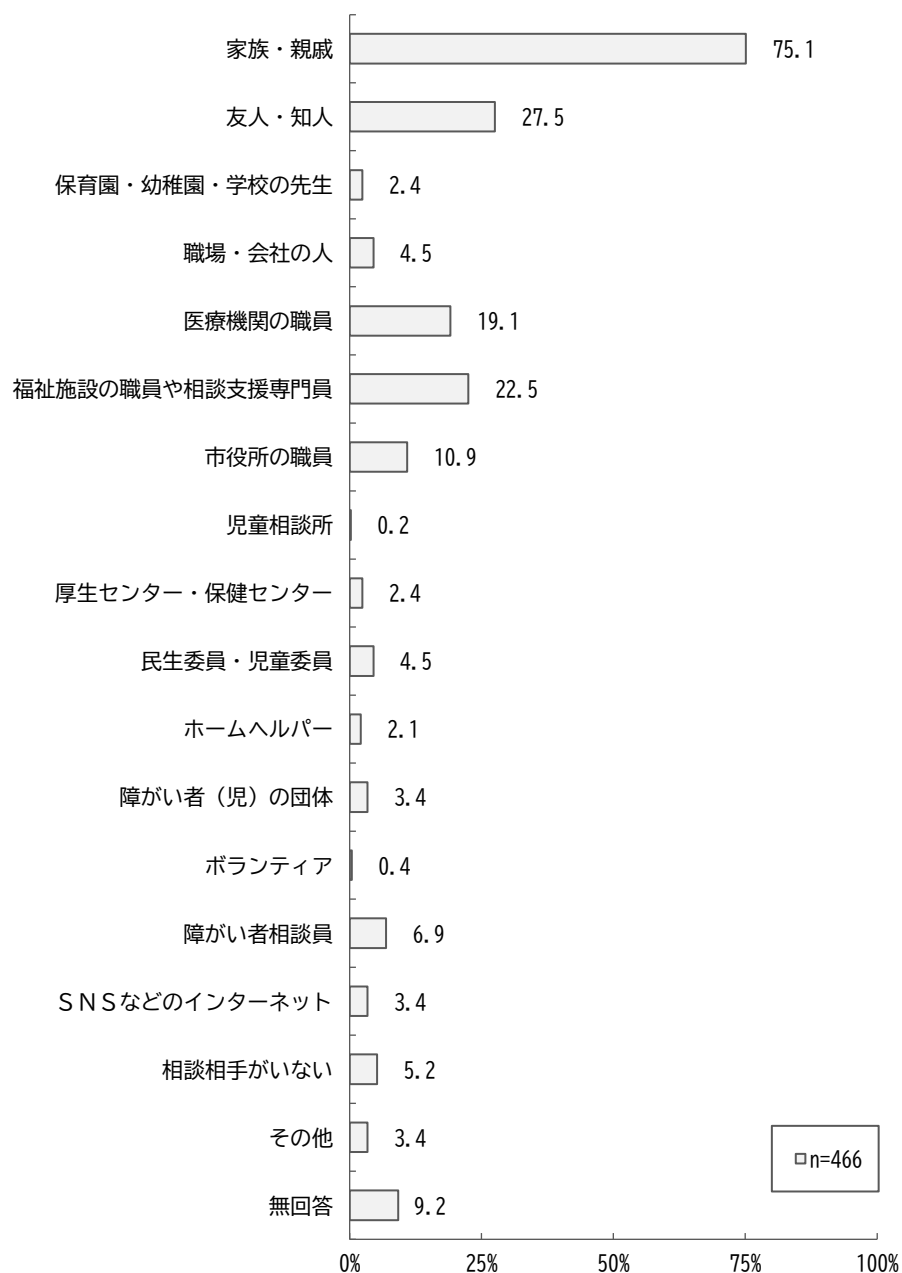


■問 25 今、必要と感じる情報



## ⑤相談相手について

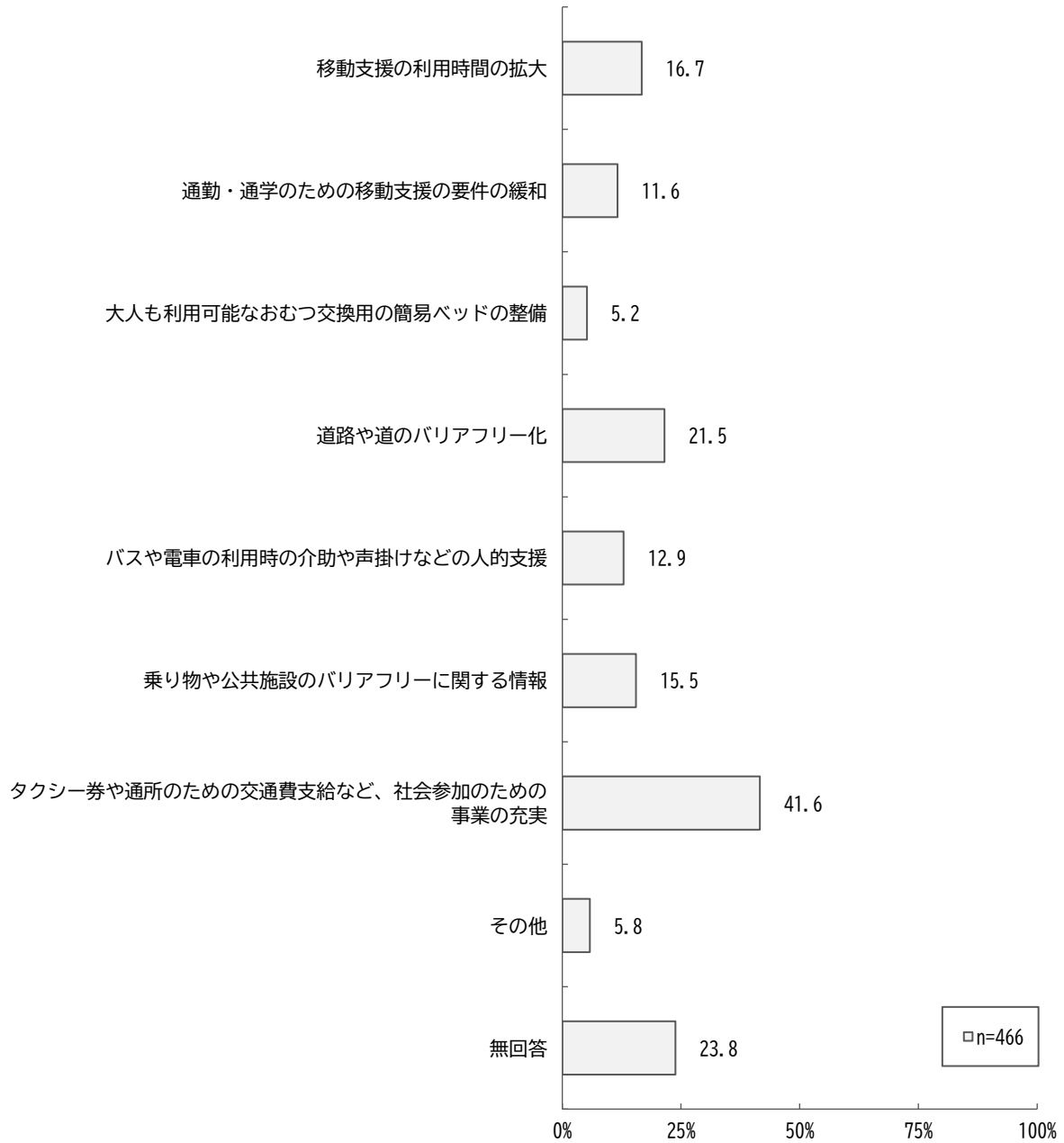
### ■問 27 心配ごとや悩みを誰に相談するか



- 心配ごとや悩みがあった場合の相談先は家族・親戚が最も多くなっています。また、福祉施設の職員や相談支援専門員や医療機関の職員といった日頃関わりのある方への相談以外の各種相談窓口へ相談する割合は少ないことから、相談しに行くことにためらいがあるのではないかと推察されます。今後は、「相談相手がいない」と回答された方への、相談窓口のさらなる周知と、地域や周りの方が見守る体制づくりが求められます。

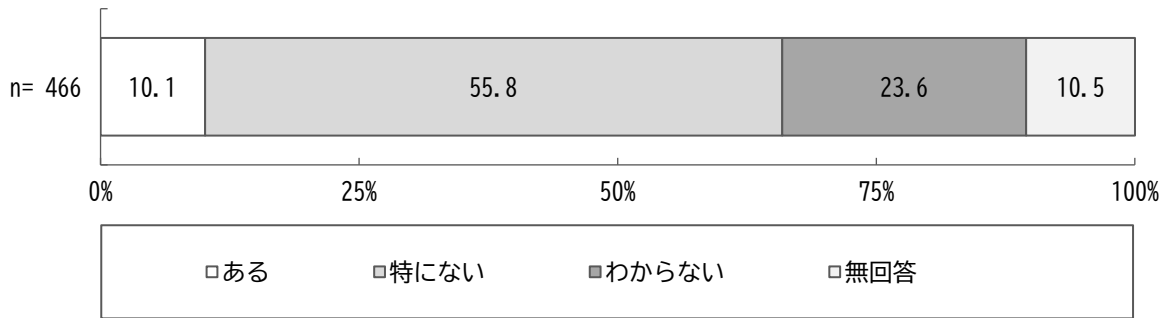
## ⑥外出支援について

### ■問 31 外出の際の支援として必要なこと



## ⑦権利擁護について

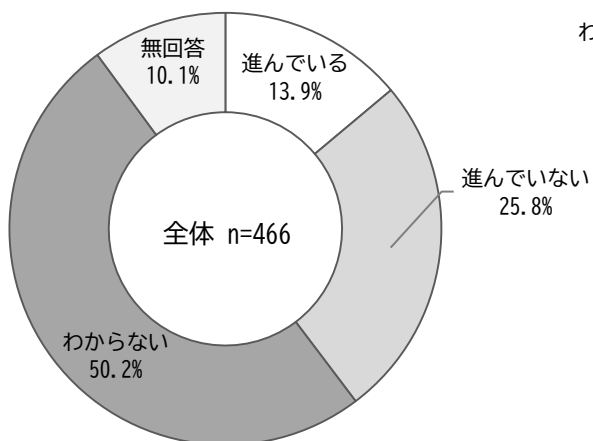
### ■問 33 日頃差別を感じることはあるか



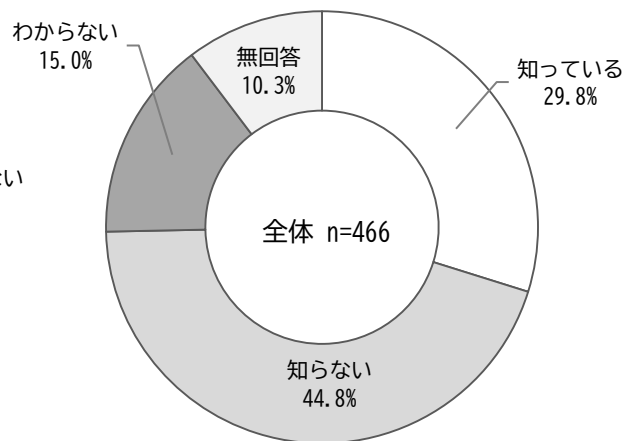
### ■問 34 差別を感じた具体的な内容（抜粋）※問 33 で「ある」と回答した方

- ▷療育手帳を提示して美術館に入ったら、美術品を触ったり、壊したりしないかを見るためかスタッフの方に、少し離れて出るまで後ろをついてこられた。
- ▷就職活動
- ▷障がい者トイレがない。出入口がバリアフリーになっていない。
- ▷大声を出した時にじろっと見られてしまう。
- ▷病院の待合室で指をさしてジロジロ見たり、こそこそ言われたりする。
- ▷地域住民の理解が非常に低い。

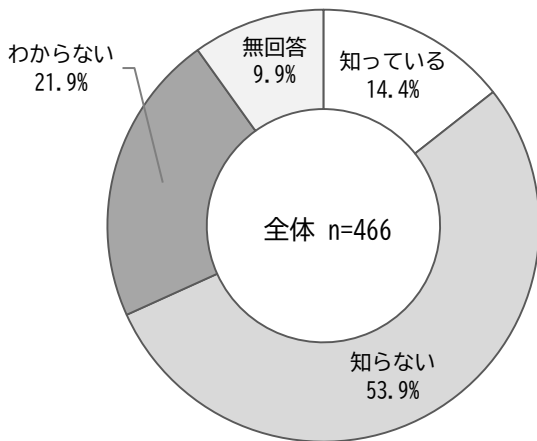
### 問 36-1 障がいに対する理解



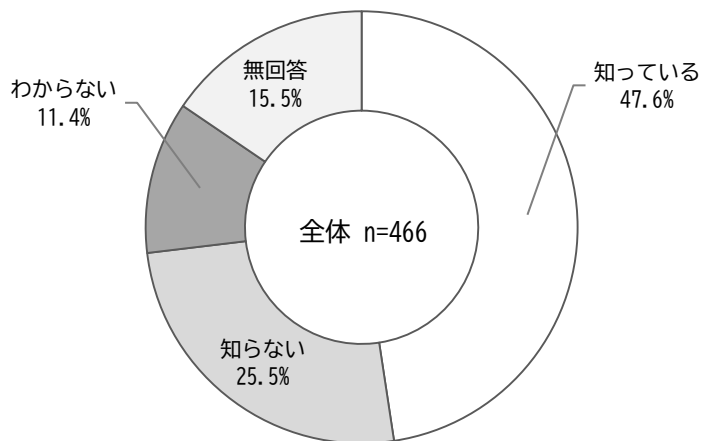
### ■問 36-2-① 「障害者虐待防止法」の名前を知っているか



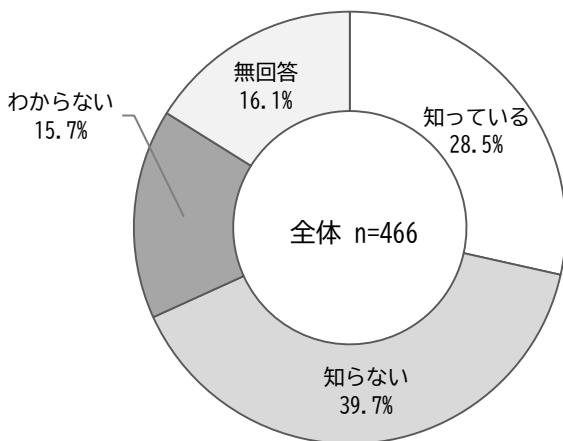
■問 36-2-② 「障害者虐待防止法」の内容を知っているか



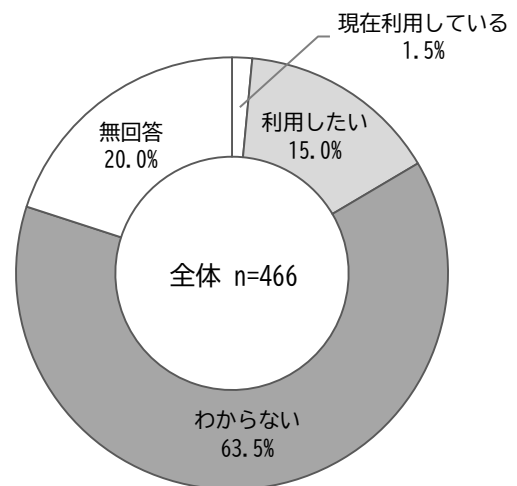
■問 36-3-① 「成年後見人制度」の名前を知っているか



■問 36-3-② 「成年後見人制度」の内容を知っているか



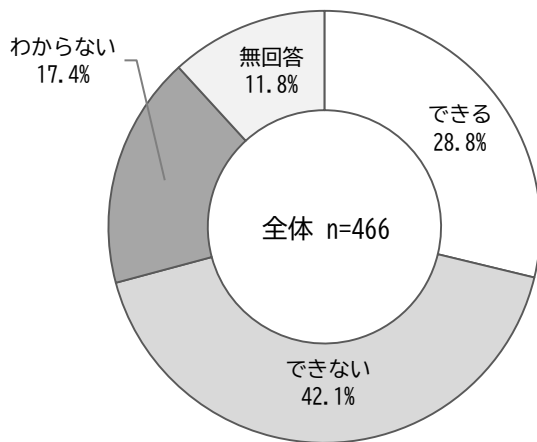
■問 36-3-③ 「成年後見人制度」を利用しているか



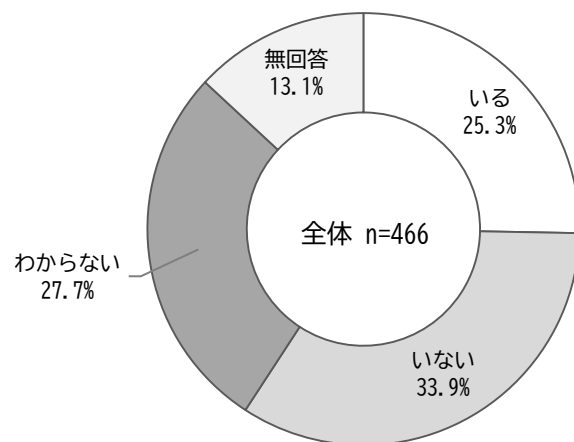
●障がいに関して差別や嫌な思いをしたことのある方は1割となっていますが、障がいに対する理解が進んでいるかについて「わからない」と回答された方が半数に及ぶことから、実際には差別や嫌な思いをされた方は多いのではないかと推察します。また、障がいに関連する法律等の認知度も名前は知っていても内容までは分からない割合が高いことから、障がいに対する理解促進や制度の周知を更に図っていく必要があります。

## ⑧災害について

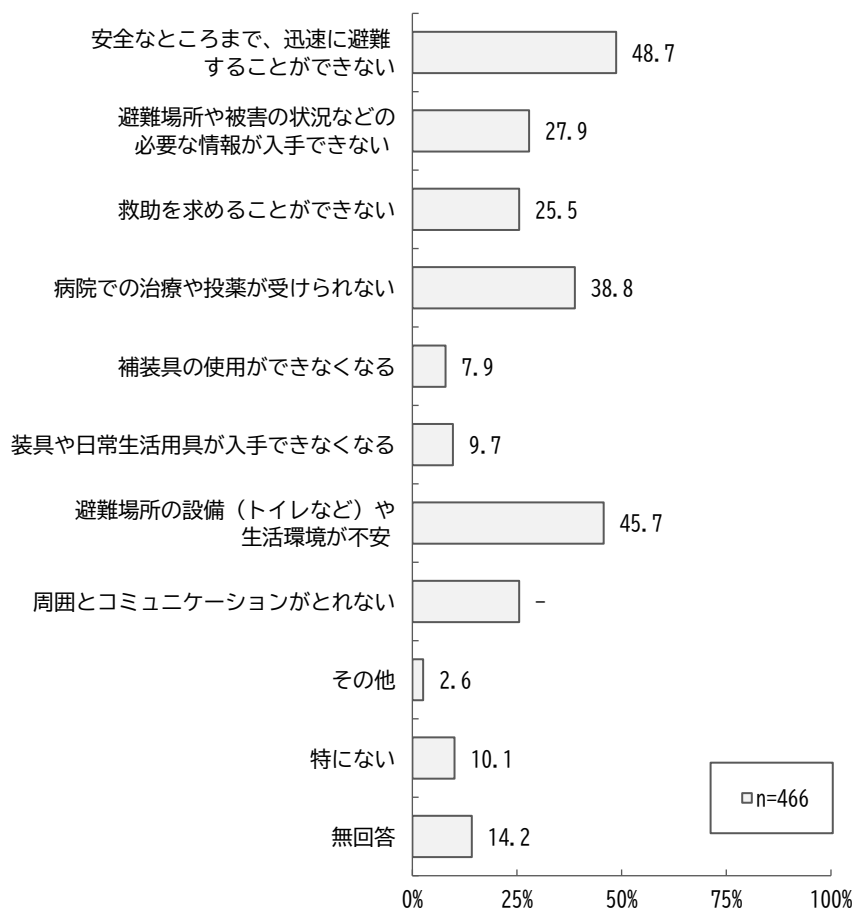
■問37 一人で避難できるか



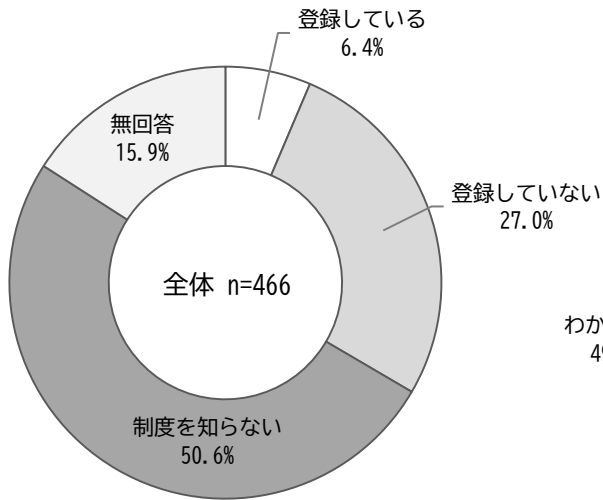
■問38 家族が不在の場合や一人暮らしの場合  
近所にあなたを助けてくれる人はいるか



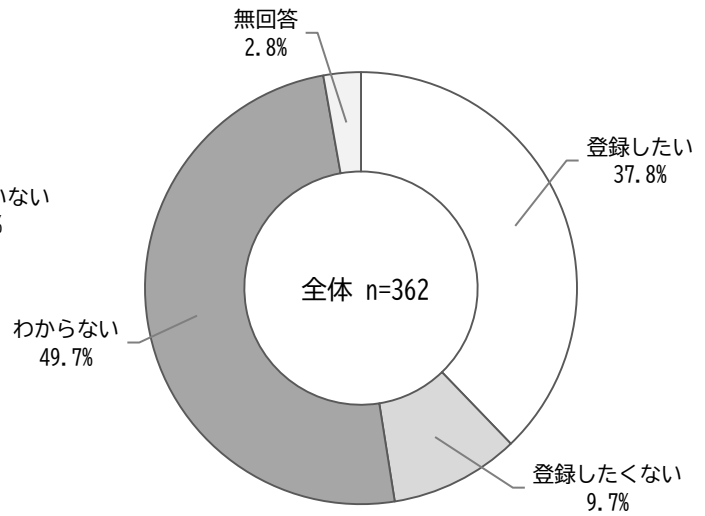
■問39 災害時に困ること



■問 40 災害時要援護者台帳制度に登録しているか



■問 41 災害時要援護者台帳制度に登録したいか  
※問 40 で「登録していない」「制度を知らない」を選択

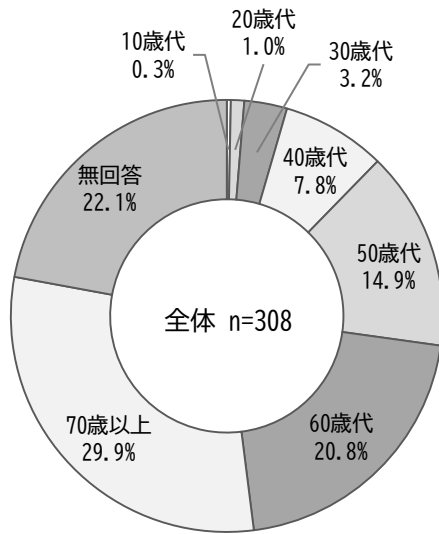


●災害時に一人で避難ができない方、近所で助けてくれる人がいないと回答された方が一定数みられ、災害に際して迅速な避難行動などをとることが困難となる可能性があります。また、災害時に困ることとして避難場所の環境や医療面での不安を挙げる方が多く、避難をはじめとした災害対応、障がい特性に応じた支援の在り方について検討を進めることが必要です。

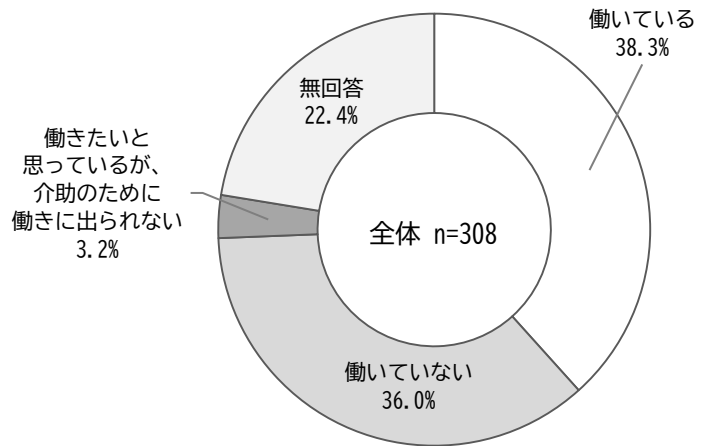


## ⑨介助者について

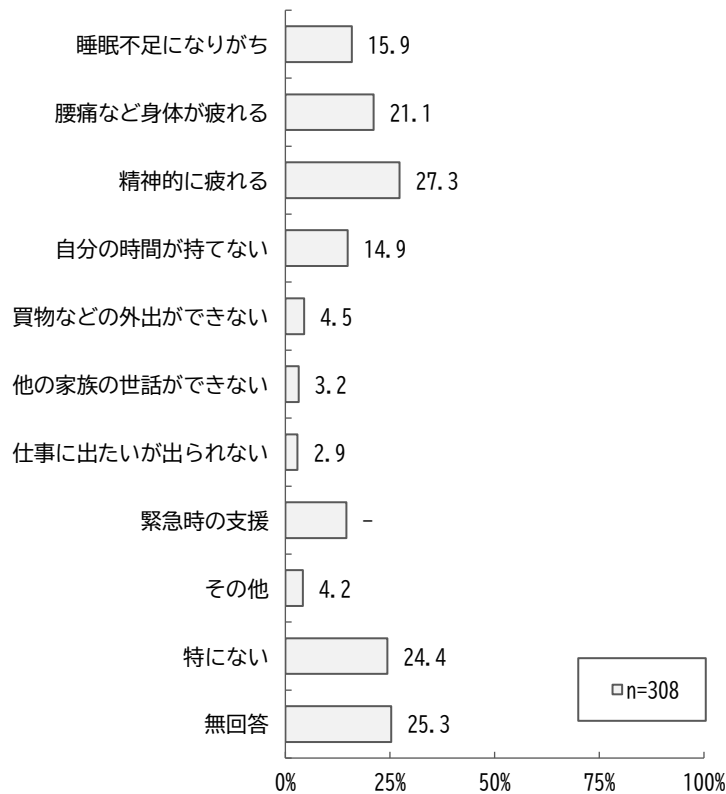
問 48 介助者の年齢



問 50 介助者の就業状況



問 52 介助者の困りごと



●介助者の年齢をみると、60歳代、70歳以上の割合が5割を超えていることから、介助者が高齢化している状況です。また、介助のために働きたくても働きに行けない方が一定数みられます。また、介助者の困りごととして肉体的な疲れや精神的な疲れや自分の時間がもてないなど、介助疲れが問題となっています。介助者に対しての支援について考えていく必要があります。

## 住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金について

### 1 趣旨

住民税非課税世帯に対して、電力・ガス・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するために1世帯当たり7万円の現金を支給するもの。

### 2 支給対象

令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯  
ただし、住民税課税者の扶養のみからなる世帯を除く。  
※7,300世帯（見込）

### 3 補正予算額

(1) 事業費（給付金額）	511,000千円
(2) 事務費	13,700千円
(3) 合計	524,700千円

※物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を充当する。

### 4 支給時期

令和6年2月下旬を目途に対象世帯へ申請書を送付し、3月上旬から支給を開始する。

## 射水市立保育園給食調理業務委託について

### 1 概要

射水市定員適正化計画（令和2年度～令和6年度）に基づき、民間活力を導入することで、より効果的・効率的に実施できる業務として、公立保育所3園の給食調理業務を民間事業者へ委託しようとするもの。

### 2 委託期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3か年）

### 3 委託予定保育園

- ① 大門きらら保育園（園児数271人）
- ② 片口保育園（園児数125人）
- ③ 塚原保育園（園児数102人）

※ 園児数については、令和5年10月1日現在

### 4 受託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式による。

### 5 今後の予定

令和6年1月	保護者説明会 公募
〃 2月	企画提案内容の審査 優先交渉権者との契約締結
〃 4月～	業務委託開始

## 令和5年度射水市子育て世帯への臨時応援給付金の支給について

### 1 趣旨

射水市では、物価高騰の影響を特に受けている子育て世帯を応援する観点から、児童手当を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、令和5年度射水市子育て世帯への臨時応援給付金を支給することとしたもの。

### 2 支給対象者

令和6年1月分の児童手当の受給者

※ 特例給付の受給者は除く。

### 3 対象児童

平成20年4月2日から令和5年12月31日までに生まれた子ども

### 4 基準日

令和5年12月31日

### 5 支給額

対象児童1人当たり1万円

### 6 補正予算額

(1) 事業費（給付金支給額） 120,000千円

(2) 事務費（電算委託料、需用費等） 4,000千円

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用（国10/10）

### 7 支給方法

(1) 児童手当を市から受給している者（一般支給対象者）

本市の児童手当情報を活用し支給するため、事前に子育て特別給付金が不要である場合や銀行口座情報等を変更・廃止した場合は届け出てもらうことを前提に案内し、1週間程度の期間を設け、受取拒否連絡がないことをもって、本人の受給の意思を確認することで、申請は要しない。（プッシュ型支給）

※ 支給対象者：8,000人、対象児童：10,000人

(2) 児童手当を所属庁から受給している者（公務員支給対象者）

所属庁で児童手当受給証明書（申請書に証明欄を設けることを想定）を受け取り、子育て支援課窓口又は郵送にて申請を行う。

※ 対象児童：約2,000人（見込）

### 8 今後の予定

(1) 一般支給対象者 令和6年2月下旬に給付金を支給する。

(2) 公務員支給対象者 令和6年2月から3月上旬頃まで申請を受付し、3月末までに支給する。

## 射水市民病院経営強化プラン（素案）の概要

### 1 計画策定の趣旨

第3次射水市総合計画を上位計画とし、国のガイドラインに基づき、地域の実情を踏まえつつ、持続可能な地域医療提供体制を確保するために必要な経営強化の取組を示す。

### 2 計画の対象期間

令和6年度から令和9年度までの4年間

### 3 経営強化に向けた施策

<b>1 役割・機能の最適化と連携の強化</b>
(1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能 <ul style="list-style-type: none"><li>・病床数及び病床機能を維持</li><li>・救急医療等の医療提供体制の維持</li></ul>
(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能 <ul style="list-style-type: none"><li>・地域医療機関等との連携強化</li><li>・フレイル予防及び特定保健指導の取組強化</li><li>・リハビリテーション等の在宅復帰機能の強化</li></ul>
(3) 機能分化・連携強化 <ul style="list-style-type: none"><li>・サブアキュート機能及び急性期病院との連携強化</li></ul>
(4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標 <ul style="list-style-type: none"><li>・医療機能、医療の質、連携の強化等に係る必要な数値目標の設定</li></ul>
(5) 一般会計負担の考え方 <ul style="list-style-type: none"><li>・一般会計からの繰入金の支援の継続</li></ul>
(6) 住民の理解のための取組 <ul style="list-style-type: none"><li>・広報誌、ホームページ等による地域住民の目線に立った分かりやすい情報発信</li></ul>
<b>2 医師・看護師等の確保と働き方改革</b>
(1) 医師・看護師等の確保 <ul style="list-style-type: none"><li>・富山大学附属病院等との連携の継続（医師派遣）</li><li>・医師確保のための新たな採用制度の検討</li><li>・奨学金制度（看護師）の継続と拡充の検討</li><li>・各専門学校等への積極的なPR活動</li><li>・多様な働き方に対応できるよう、柔軟な勤務形態の仕組みを検討</li><li>・看護職員の負担軽減のためのタスクシフティングの検討</li></ul>
(2) 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保 <ul style="list-style-type: none"><li>・臨床研修医の受入れ体制の継続</li><li>・研修プログラムの地域医療卒の検討</li></ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・実習生の積極的な受け入れの継続</li> </ul>
<b>(3) 医師の働き方改革への対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の負担軽減の推進</li> <li>・A水準（年間時間外労働時間 960 時間以内）での適切な労務管理の実施</li> </ul>
<b>3 経営形態の見直し</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公営企業法一部適用の維持</li> </ul>
<b>4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院患者受入体制の継続</li> <li>・感染拡大時に派遣する医療チーム体制の維持</li> <li>・認定看護師の育成及び確保</li> </ul>
<b>5 施設・設備の最適化</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>(1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物、設備の予防保全・長寿命化</li> <li>・GXの推進（照明LED化等）</li> <li>・費用対効果やランニングコストを考慮した計画的な医療機器の更新</li> </ul> </li> <li><b>(2) デジタル化への対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル化推進のためのICT活用の検討</li> <li>・情報セキュリティ対策の徹底</li> </ul> </li> </ul>
<b>6 経営の効率化等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>(1) 経営指標に係る数値目標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収支改善、収入確保、経費削減、経営の安定性に係る数値目標の設定</li> </ul> </li> <li><b>(2) 経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経常収支比率及び修正医業収支比率に係る数値目標の設定</li> </ul> </li> <li><b>(3) 目標達成に向けた具体的な取組</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病床稼働率の向上に向けた取組</li> <li>・外来患者数の確保に向けた取組</li> <li>・病院機能の維持・向上に向けた取組</li> <li>・医師の確保に向けた取組</li> <li>・その他経営改善に向けた取組</li> </ul> </li> <li><b>(4) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画期間内の黒字化に向けた収支計画の策定</li> </ul> </li> </ul>

#### 4 これまでの経過及び今後の予定

年 月	内容
令和4年11月	令和4年度第1回射水市民病院運営協会を開催 ・公立病院経営強化プランについて概要等を説明
令和5年4月	経営改善委員会を開催 ・データ分析の結果報告及び記載事項について協議

5月	令和5年度第1回射水市民病院運営協議会を開催 ・データ分析の結果報告及び当院の課題等について協議
6月～9月	経営改善委員会を開催（毎月） ・記載事項について協議及び方向性について確認
10月	経営改善委員会を開催 令和5年度第2回射水市民病院運営協議会を開催 ・計画の素案について協議
令和5年12月	市議会定例会に計画（素案）を報告 計画の素案のパブリックコメントを実施
令和6年1月	経営改善委員会を開催 ・計画案について協議
2月	令和5年度第3回射水市民病院運営協議会を開催 ・計画案について協議
3月	市議会定例会に計画案を報告 計画策定及び公表

市民病院経営管理課 資料 1-2  
12月定例会 民生病院常任委員会  
令和5年12月14日

# 射水市民病院経営強化プラン (素案)

令和6年3月  
射水市



## 当院の理念・基本方針・展望

### 「理念」

生命を尊重し、患者一人ひとりに最適な医療を提供する

### 「基本方針」

#### 【患者個人の尊重】

- 1 患者の最も利益になる医療を実施する
- 2 常に患者とともにある医療を実践する
- 3 十分な説明と同意に基づくわかりやすい医療を実践する

#### 【最適な医療】

- 1 科学的根拠に基づく個別医療を実践する
- 2 安心と希望を与える医療を実践する
- 3 医療の安全管理に最善の努力をする
- 4 よりよい医療提供のために精進を怠らない

#### 【地域への貢献】

- 1 地域の医療・福祉・保健機関と相互協力する
- 2 職員が誇りと夢を持てる病院にする
- 3 健全で特徴ある病院運営に努力する

### 「展望」

- 1 地域住民から最も信頼され親しまれる病院になる
- 2 創意工夫とチームワークにより特色ある医療を展開し常に進歩する病院になる

## 目次

### 第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨	3
2 計画の対象期間	3

### 第2章 現状と課題

1 射水市民病院の概要	3
2 射水市民病院の沿革	4
3 内部環境分析	
(1) 患者数の推移	5
(2) 地域別患者数	6
(3) 救急搬送件数等	7
(4) 患者紹介件数等	8
(5) 地域包括ケア病棟への他院等からの受入れ状況	8
(6) 職員数	9
(7) 医業収益	9
(8) 病床稼働率	10
4 外部環境分析	
(1) 将来推計人口	10
(2) 疾病別将来患者数	11
(3) 高岡医療圏の病床数	12
5 レセプト分析	
(1) 国民健康保険レセプト分析	13
(2) 後期高齢者医療保険レセプト分析	15
6 地域連携のアンケート調査の結果	17
7 課題	
(1) 医療的課題	18
(2) 財政的課題	18
(3) 連携的課題	18
8 当院の目指すべき姿	18
9 取組の検討	
(1) 病床数・病床機能	19
(2) 医療連携の強化等	19
(3) 人材の確保・育成	19
(4) 経営の健全化	19

### 第3章 経営強化に向けた施策

1 役割・機能の最適化と連携の強化	
(1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能	20
(2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能	20

(3) 機能分化・連携強化	.....	20
(4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標	.....	21
(5) 一般会計負担の考え方	.....	22
(6) 住民の理解のための取組	.....	22
2 医師・看護師等の確保と働き方改革		
(1) 医師・看護師等の確保	.....	22
(2) 臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保	.....	23
(3) 医師の働き方改革への対応	.....	23
3 経営形態の見直し	.....	23
4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組	.....	25
5 施設・設備の最適化		
(1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制	.....	25
(2) デジタル化への対応	.....	25
6 経営の効率化等		
(1) 経営指標に係る数値目標	.....	26
(2) 経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標	.....	27
(3) 目標達成に向けた具体的な取組	.....	27
(4) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画	.....	30
参考：用語解説	.....	32

## 第1章 計画の策定について

### 1 計画策定の趣旨

公立病院は、これまで地域における基幹的な公的医療機関として、地域医療の確保のため、重要な役割を果たしてきました。国では、公立病院の経営改善のため平成19年12月に公立病院改革ガイドライン及び平成27年3月に新公立病院改革ガイドラインを示しています。射水市民病院（以下「当院」という。）ではそれらのガイドラインに基づいて、これまで平成21年3月及び平成29年3月に改革プランを策定してきました。

今後は、医師不足や人口減少、少子高齢化の急速な進展に伴う医療需要の変化等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するために、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を更に進める必要があります。国では、新たに令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、公立病院の経営強化を求めています。

これにより、第3次射水市総合計画を上位計画とし、国のガイドラインに基づき、地域の実情を踏まえつつ、持続可能な地域医療提供体制を確保するために必要な経営強化の取組を示す本計画を策定するものです。

### 2 計画の対象期間

本計画の対象期間は、令和6年度から令和9年度までの4年間とします。

また、取組の実施状況を点検・評価し、その結果によっては、必要に応じて経営指標に係る数値目標等を見直すものとします。

## 第2章 現状と課題

### 1 射水市民病院の概要

当院は、昭和50年度にその前身である新湊市民病院として現在地へ移転新築しました。また平成9年度には新しく病棟を建設、その翌年度には診療棟を改築し、病床数200床（一般195床、結核5床）、診療科12科で新たに診療を開始しました。その後、平成17年度の市町村合併により「射水市民病院」に改称しました。

現在は、病床数199床（一般195床、結核4床）、診療科14科の診療体制で、一次救急<sup>\*</sup>から二次救急<sup>\*</sup>までの救急医療を担うとともに、昨今は新型コロナウイルス感染症の感染症対策として、陽性患者の受入れやワクチン接種の推進など、公立病院としての役割を果たしています。加えて、地域の中核病院として、循環器内科をはじめとした良質な医療を提供することで地域医療の確保に努めています。

病床数	199床（一般：195床（うち地域包括ケア：99床）、結核：4床）
診療科	内科、循環器内科、外科、整形外科、小児科、眼科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、耳鼻咽喉科、歯科口腔外科、脳神経外科、放射線科、麻酔科
併設施設	心臓血管センター、人工透析センター、健康管理センター
主な施設基準	一般病棟入院基本料、急性期一般入院料1、結核病棟入院基本料7対1、地域包括ケア病棟入院料1、救急医療管理加算、医師事務作業補助体制加算1、25対1急性期看護補助体制加算、医療安全対策加算1、感染対策向上加算1等

## 2 射水市民病院の沿革

昭和 25 年 7 月	高岡市立新湊病院として発足
26 年 3 月	新湊市立新湊病院へ改称 同年 1 月、高岡市より分離し、新湊市として市制施行
34 年 11 月	二の丸地区へ移転新築 病床数 127 床、診療科 5 科（内科、外科、整形外科、小児科、産婦人科）で新発足
51 年 3 月	現在地に移転新築し、新湊市民病院へ改称 病床数 150 床、診療科 3 科（内科、外科、整形外科）
53 年 10 月	伝染病棟（17 床）を旧所在地から移転併設
54 年 10 月	小児科を開設
56 年 10 月	眼科を開設
60 年 3 月	救急告示病院※に認定
8 月	検査棟を増築
平成 8 年 10 月	皮膚科を開設
9 年 4 月	現在地に新病棟を増築
10 年 4 月	診療棟を改築（健康管理センターを併設） 泌尿器科、婦人科、耳鼻咽喉科、脳神経外科、歯科口腔外科、麻酔科を開設（計 12 科）
5 月	病床数 200 床（一般 195 床、結核 5 床）
10 月	人工透析センターが稼働、二次救急医療体制に参加
12 年 4 月	放射線科を開設（計 13 科）
17 年 11 月	市町村合併により「射水市」となる。 射水市民病院へ改称
18 年 9 月	循環器科を開設（計 14 科）
19 年 2 月	10 対 1 看護体制に変更
4 月	病床数 199 床（一般 195 床、結核 4 床）へ変更
20 年 4 月	日本医療機能評価機構病院機能評価の認定
21 年 7 月	DPC※対象病院に指定
9 月	高度治療室（HCU※）を開設
22 年 10 月	ICT遠隔医療システム（IMI ZUNO-HOME）稼働、心臓血管センターを開設
24 年 11 月	7 対 1 看護体制に変更
25 年 11 年	日本医療機能評価機構病院機能評価（3rdG:Ver. 1.0）の認定更新
26 年 3 月	診療棟耐震化改築工事に着手
9 月	地域包括ケア病棟※を開設（4 階病棟を病床機能変更）
27 年 12 月	新診療棟が竣工、循環器科を循環器内科に改称
28 年 12 月	厚生棟が竣工
29 年 1 月	駐車場整備が完了
2 月	診療棟耐震化整備事業が完了
3 月	新公立病院改革プランを策定
5 月	地域包括ケア病棟を増設（5 階病棟を病床機能変更）
6 月	日本医療機能評価機構病院機能評価（3rdG:Ver. 1.1）の認定更新
令和 2 年 4 月	新型コロナウイルス感染症協力医療機関に指定
3 年 4 月	鼠経ヘルニア日帰り手術（DH）センターを開設
4 年 5 月	新型コロナウイルス感染症重点医療機関に指定 子どもこのころの外來を開設

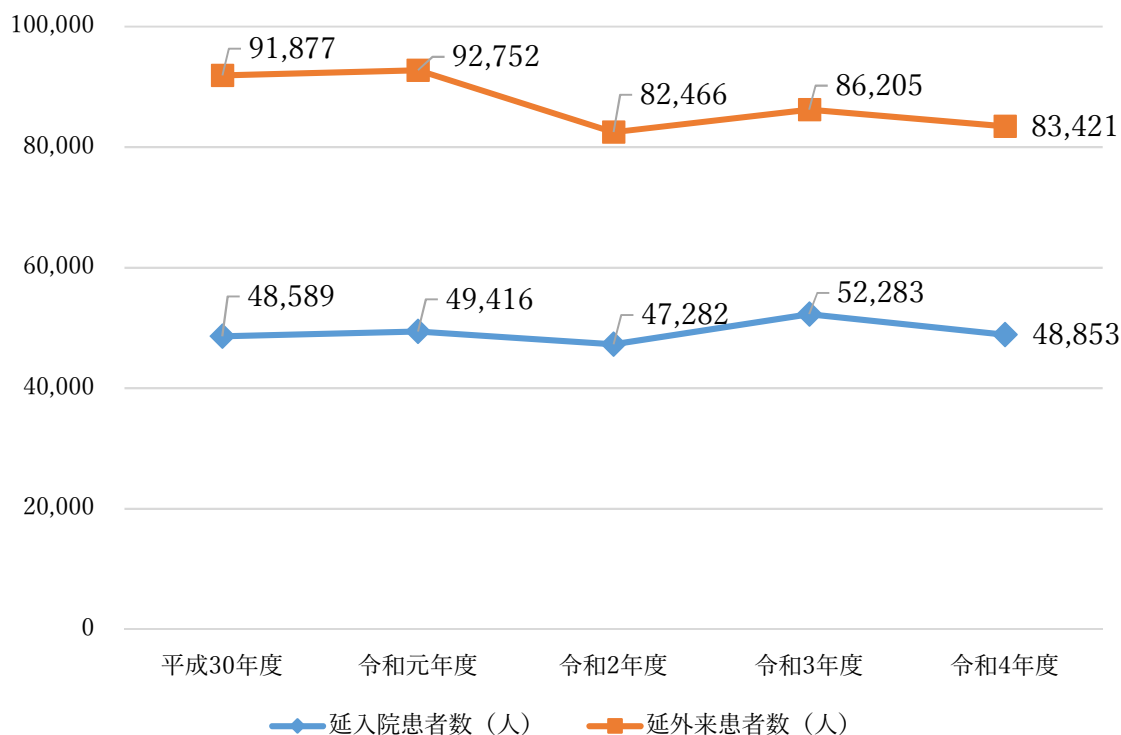
### 3 内部環境分析

#### (1) 患者数の推移

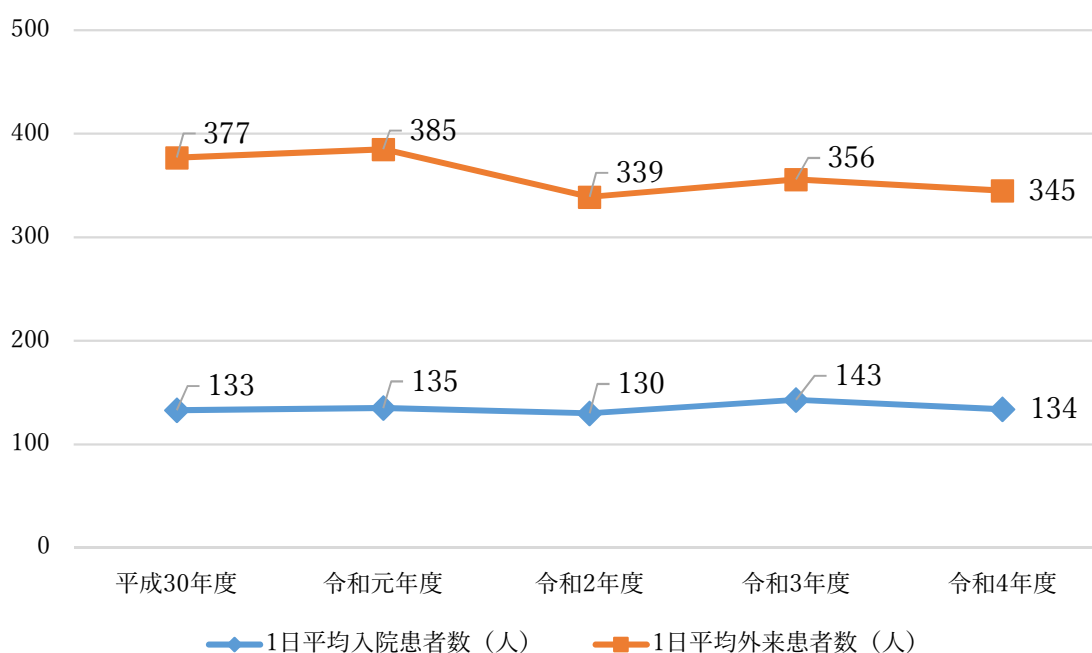
入院患者数は、新型コロナウイルス感染症の影響から令和2年度に減少したものの、患者確保に努めた結果、令和3年度には一定程度回復しました。しかし、令和4年度は、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大した第7波及び第8波の影響を受け、入院患者数が減少しました。

外来患者数は、投薬期間の長期化傾向や医師数の減少等から減少傾向にあります。

延べ入院・外来患者数 (人)



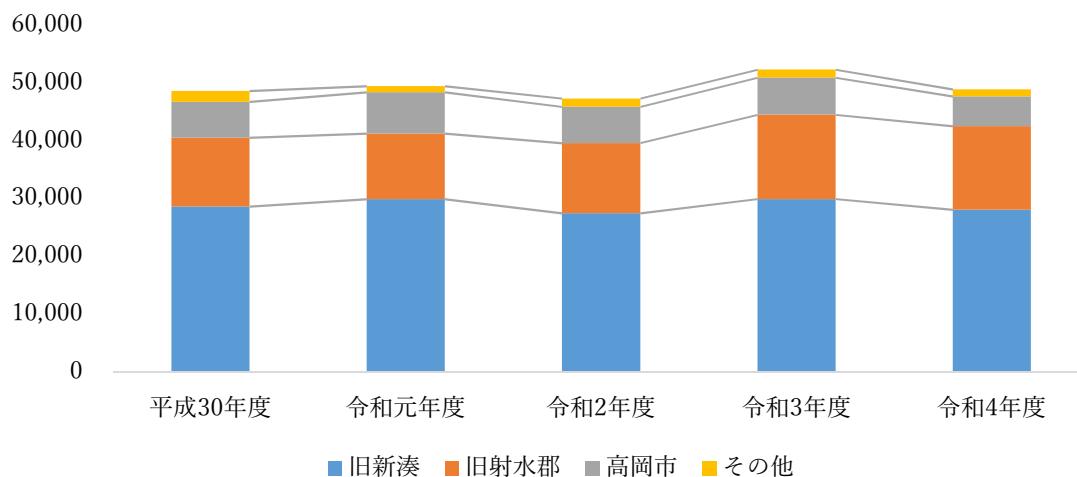
1日平均患者数 (人、日)



## (2) 地域別患者数

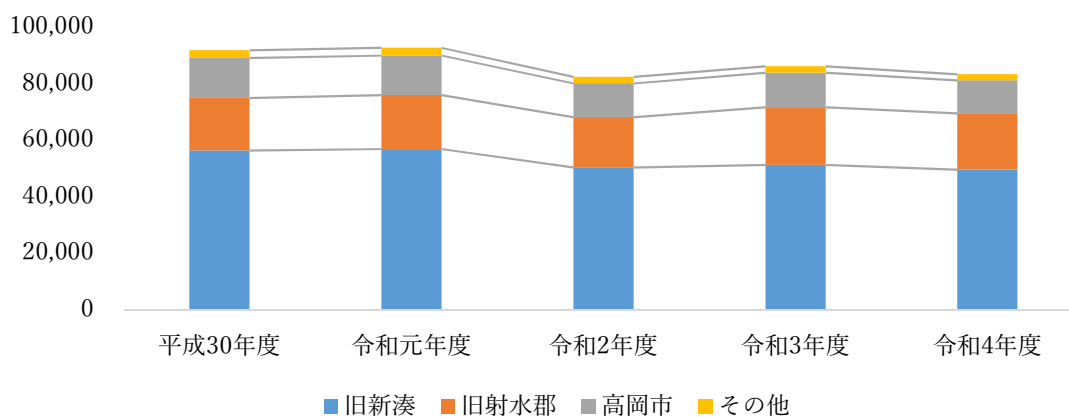
当院の入院患者数を地域別に見ると、旧射水郡は増加傾向にあります。また、入院患者全体の約 8 割を射水市が占めており、高岡市の入院患者数は、全体の約 1 割となっています。

延べ入院患者数 (人)



	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
旧新湊市	28,627	29,862	27,439	29,884	28,043
旧射水郡	11,894	11,374	12,133	14,600	14,446
高岡市	6,209	7,152	6,302	6,430	5,186
その他	1,859	1,028	1,408	1,369	1,178
合計	48,589	49,416	47,282	52,283	48,853

延べ外来患者数 (人)

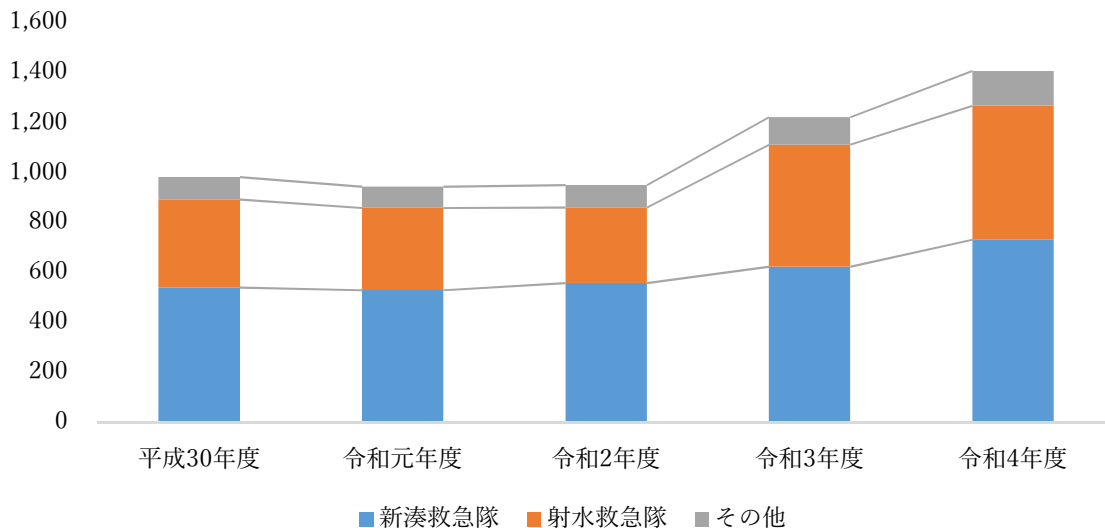


	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
旧新湊市	56,481	56,905	50,395	51,302	49,641
旧射水郡	18,532	19,106	17,808	20,437	19,883
高岡市	14,092	13,964	11,966	12,220	11,657
その他	2,772	2,777	2,297	2,246	2,240
合計	91,877	92,752	82,466	86,205	83,421

### (3) 救急搬送件数等

救急搬送件数は減少傾向にありましたが、令和3年度以降は、受入体制の充実等により上昇傾向に転じています。令和4年度からの過去3か年の応需率は、80パーセント前後の水準で推移しています。

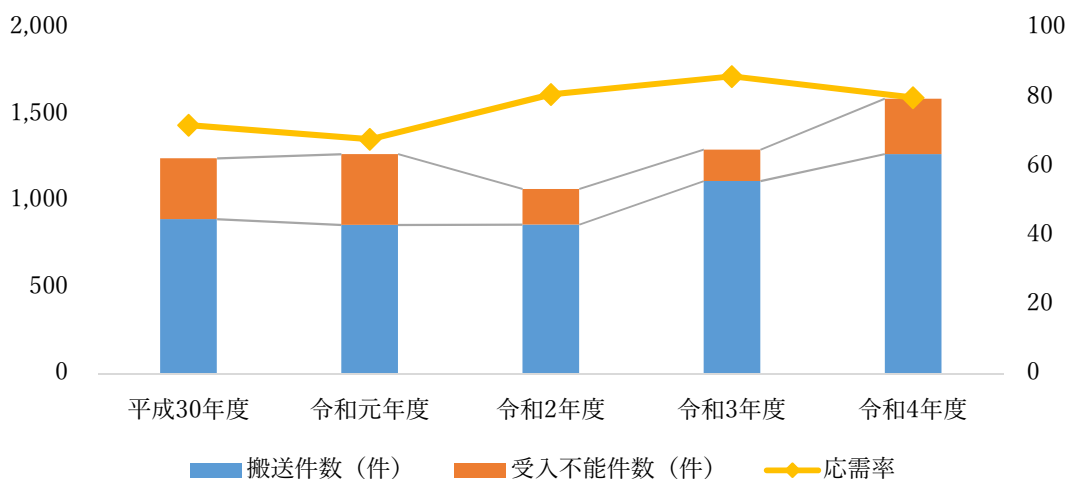
救急搬送件数 (件)



※当院で受入れた件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
新湊救急隊	541	530	558	624	732
射水救急隊	352	329	303	488	536
その他	90	85	90	110	139
合計	983	944	951	1,222	1,407

応需率 (件、%)



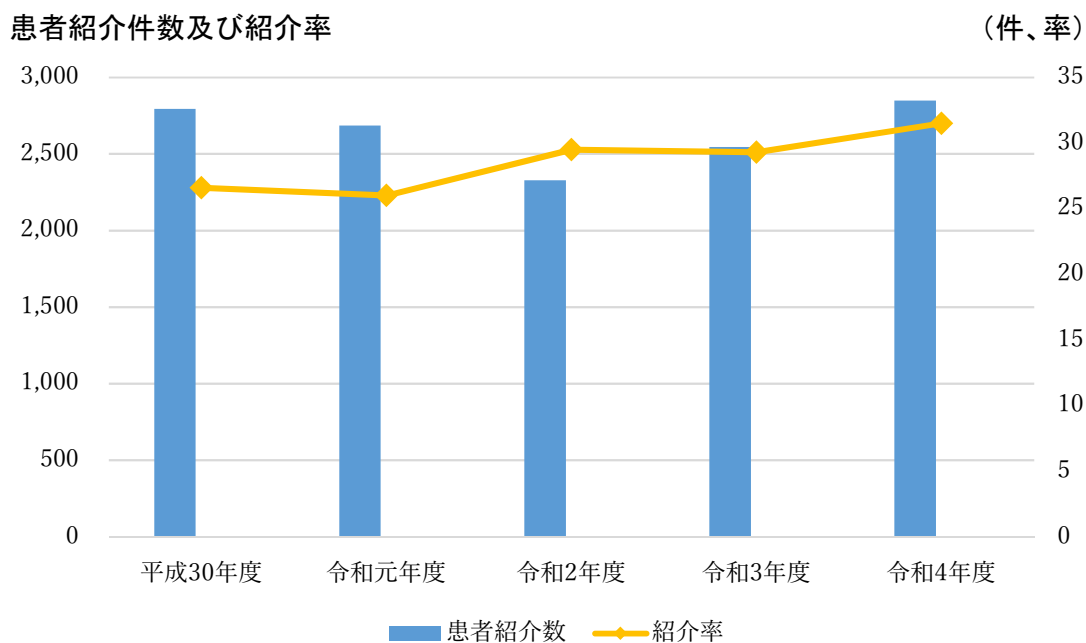
※市内救急隊のみの件数。応需率=搬送件数/(搬送件数+受入不能件数)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬送件数 (件)	893	859	861	1,112	1,268
受入不能件数 (件)	350	409	206	182	320
応需率 (%)	71.8	67.7	80.7	85.9	79.8



#### (4) 患者紹介件数等

当院の患者紹介件数について、地域連携の強化等により、令和3年度以降は増加傾向にあります。また、紹介率\*も上昇傾向にあります。



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
患者紹介件数 (件)	2,794	2,685	2,328	2,544	2,848
紹介率 (率)	26.6	26.0	29.5	29.3	31.5

\*健診後一般紹介除く。

#### (5) 地域包括ケア病棟への他院等からの受入れ状況

当院の地域包括ケア病棟は、他の医療機関や介護・福祉施設からの転院割合が全国平均や県平均と比較した場合、低い傾向にあります。

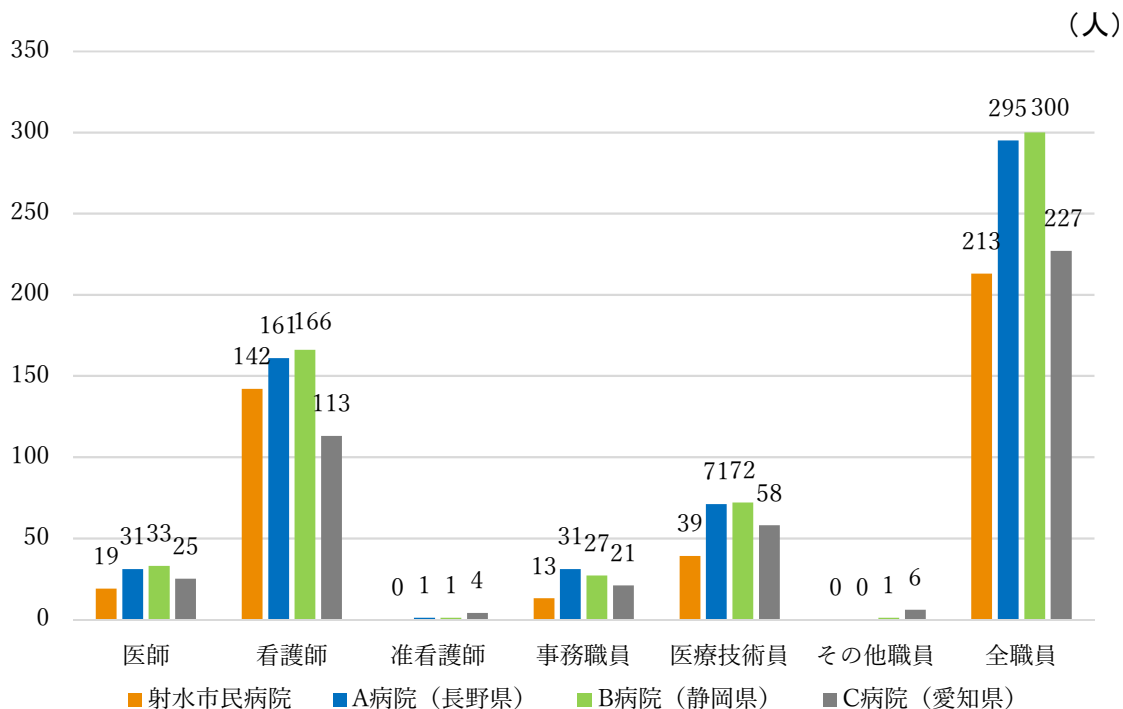
##### 新規入院患者のうち、他医療機関からの転院が占める割合 (令和2年度)

病棟名	年間新規入院患者数①	院内転棟	家庭からの入院	他医療機関からの転院②	介護・福祉施設からの入院③	転院割合 ②÷①	転院割合 ③÷①
4階病棟	409件	294件	84件	22件	9件	5.4%	2.2%
5階病棟	420件	279件	103件	30件	8件	7.1%	1.9%
					全国平均	15%	7%
					県平均	11%	3.8%

資料：厚生労働省「令和3年度病床機能報告」より作成

## (6) 職員数

当院の医師数や医療技術員数等は、他の同規模の公立病院と比較すると、著しく少ない傾向にあります。

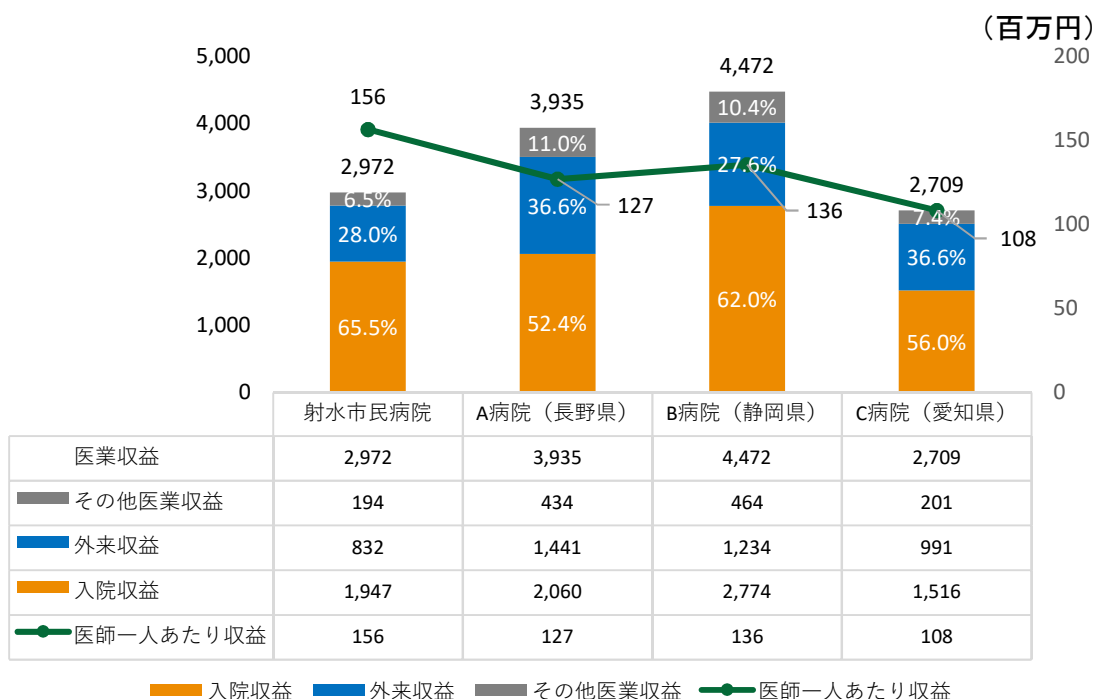


※他の同規模病院 (一般病床数が 190~210 床、急性期・回復期病床有)

資料：総務省「病院経営比較表 (令和 2 年度)」より作成

## (7) 医業収益

当院の医業収益は、医師の少なさから他の同規模の公立病院と比較して、低い状況にあります。医師 1 人当たりの収益は高い状況にあります。

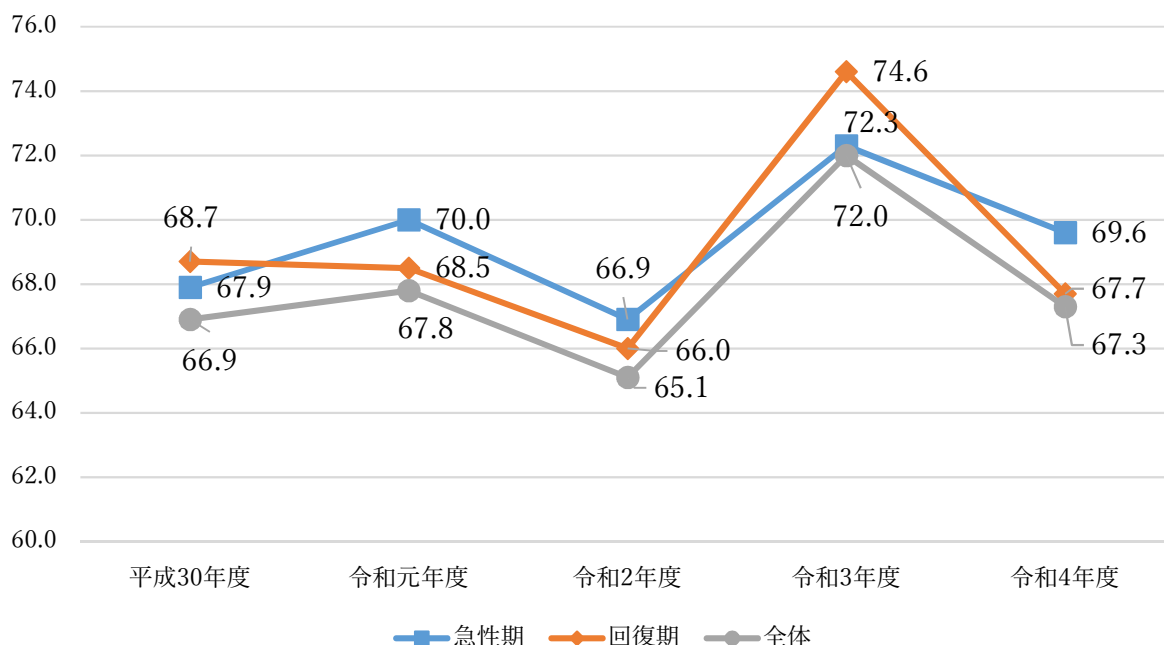


※他の同規模病院 (一般病床数が 190~210 床、急性期・回復期病床有)

資料：総務省「病院経営比較表 (令和 2 年度)」より作成

## (8) 病床稼働率

当院の病床稼働率は、急性期、回復期ともに令和3年度は70パーセントを超えたものの、令和4年度は入院患者数の減少から、70パーセントを割り込む状況となっています。



## 4 外部環境分析

### (1) 将来推計人口

本市の総人口は、緩やかな減少傾向で推移していくものと見込まれます。

また、生産年齢人口（15歳～64歳以下）が減少していくとともに、65歳以上の割合が増加していく見込みです。後期高齢者人口（75歳以上）については、令和12年頃を境に減少に転じていく見込みです。

(人、%)

	令和4年度 実績	令和5年度 推計	令和7年度 推計	令和12年度 推計	令和17年度 推計	令和22年度 推計
0～14歳	10,968	10,891	10,665	10,713	10,917	11,282
15～39歳	21,370	21,146	20,851	20,223	19,546	18,489
40～64歳	29,694	29,545	29,292	28,043	26,462	23,713
65～74歳	12,884	12,374	11,063	9,874	10,287	12,363
75歳以上	14,981	15,388	16,541	17,202	16,441	15,289
合計	89,897	89,344	88,412	86,055	83,653	81,136
高齢化率(65歳以上)	31.0	31.1	31.2	31.5	32.0	34.1

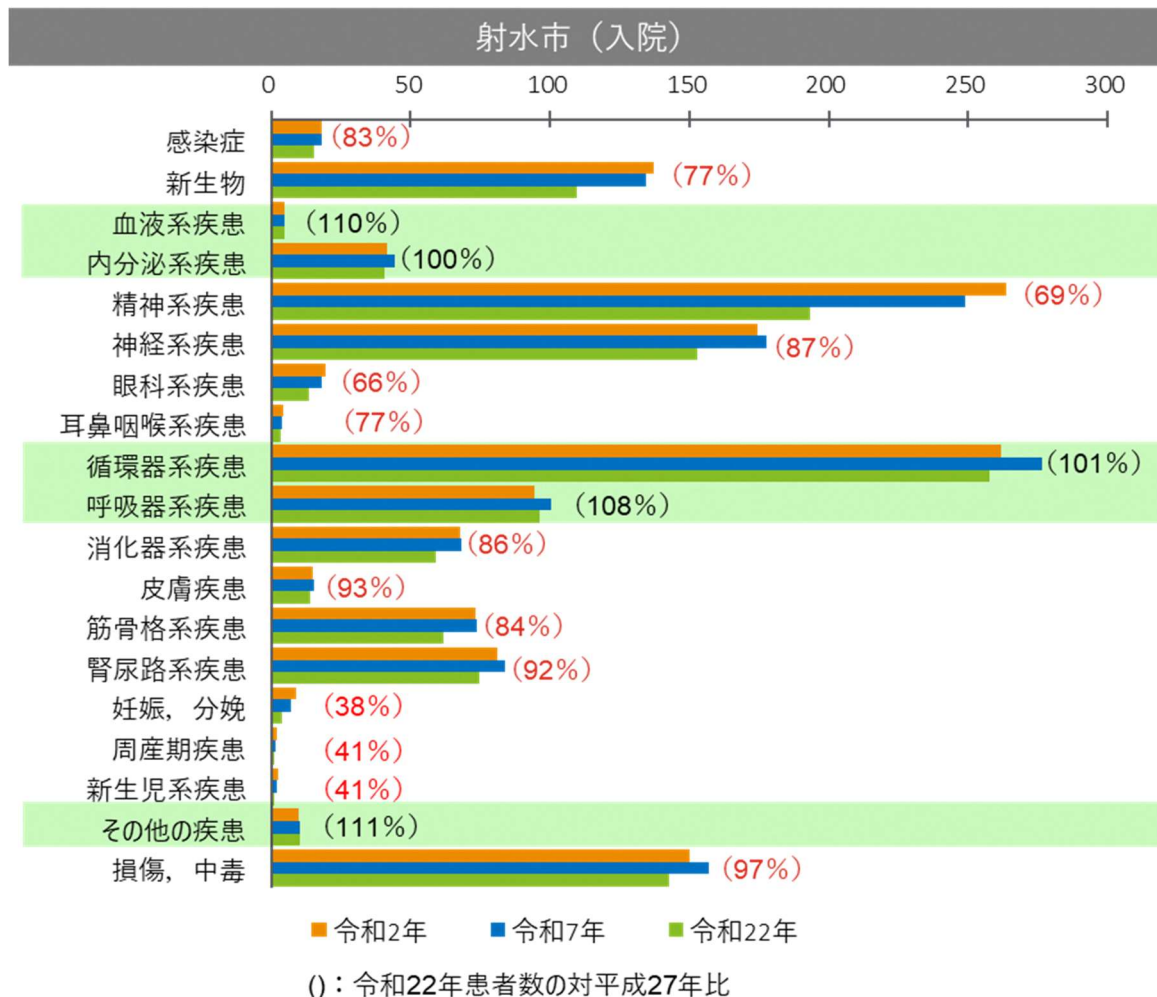
資料：令和4年度は、富山県人口移動調査による。(10月1日現在)

令和7年度以降は、射水市まち・ひと・しごと創生総合戦略人口推計と富山県人口移動調査による実績値から算出した伸び率で積算。令和5年度は、按分により算出

## (2) 疾病別将来患者数

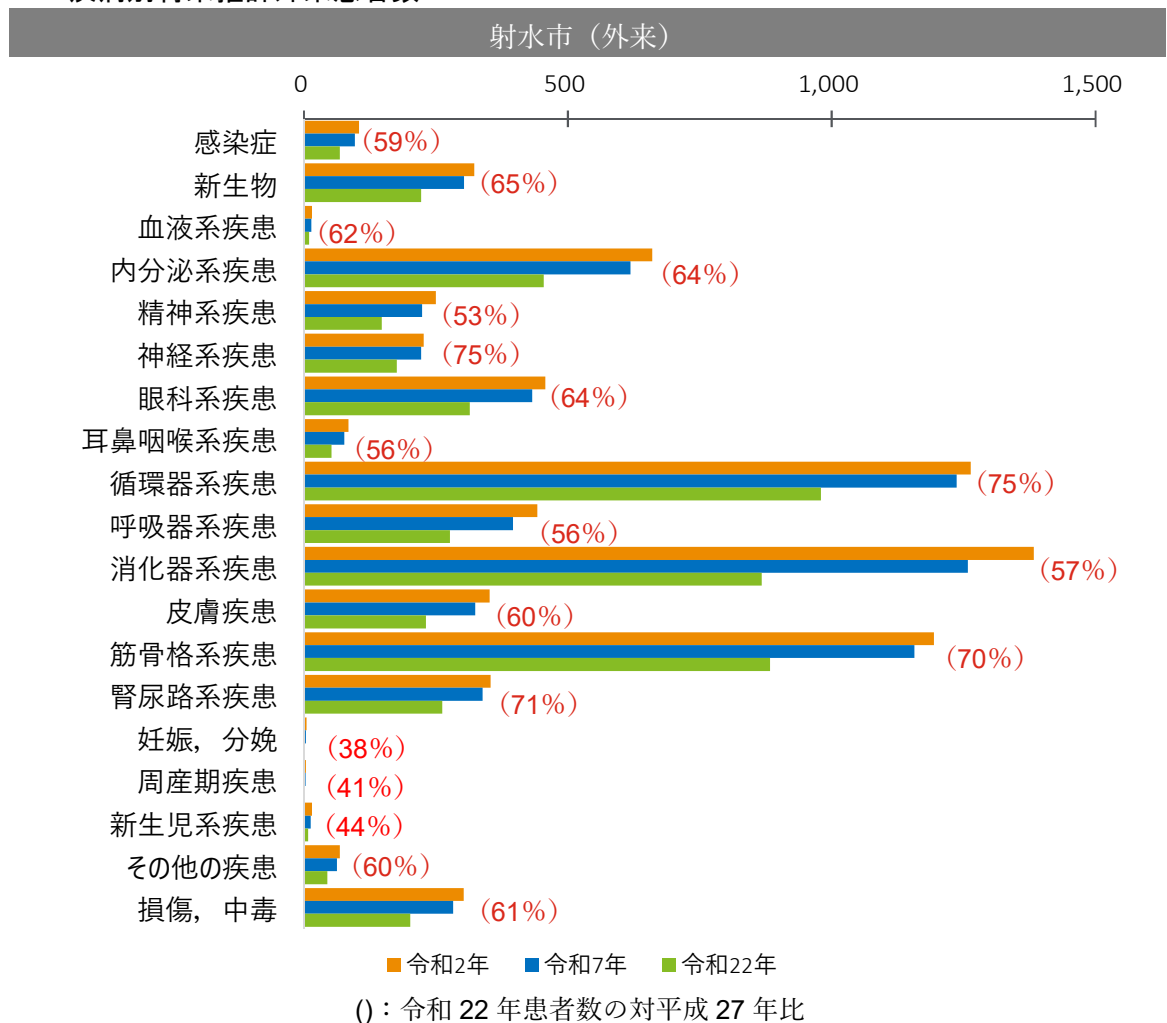
本市の疾病別将来入院患者数は、平成 27 年と比較すると、令和 22 年は主に循環器系疾患、呼吸器系疾患が増加する見込みです。

### 疾病別将来推計入院患者数



資料：社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、厚生労働省「患者調査」を基に作成

## 疾病別将来推計外来患者数



資料：社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」、厚生労働省「患者調査」を基に作成

### (3) 高岡医療圏の病床数

令和 5 年 3 月 31 日現在

(床)

区分	総数	病院・一般診療所						
		病院					一般診療所	
		精神	感染症	結核	療養	一般		
総数	3,771	862	6	21	643	2,106	133	(12)
高岡市	2,593	529	6	12	444	1,515	87	(12)
射水市	741	288	0	4	139	294	16	(0)
氷見市	437	45	0	5	60	297	30	(0)

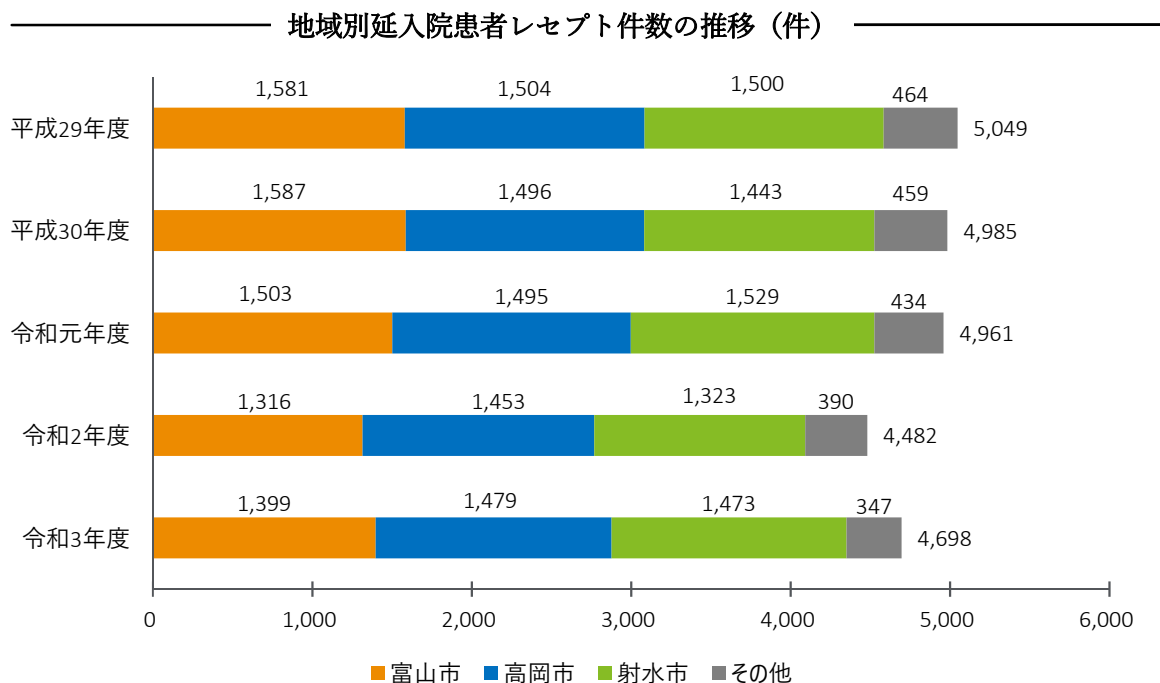
( ) 内は療養型病床群

資料：高岡厚生センター事業の概要（令和 5 年 8 月）から抜粋

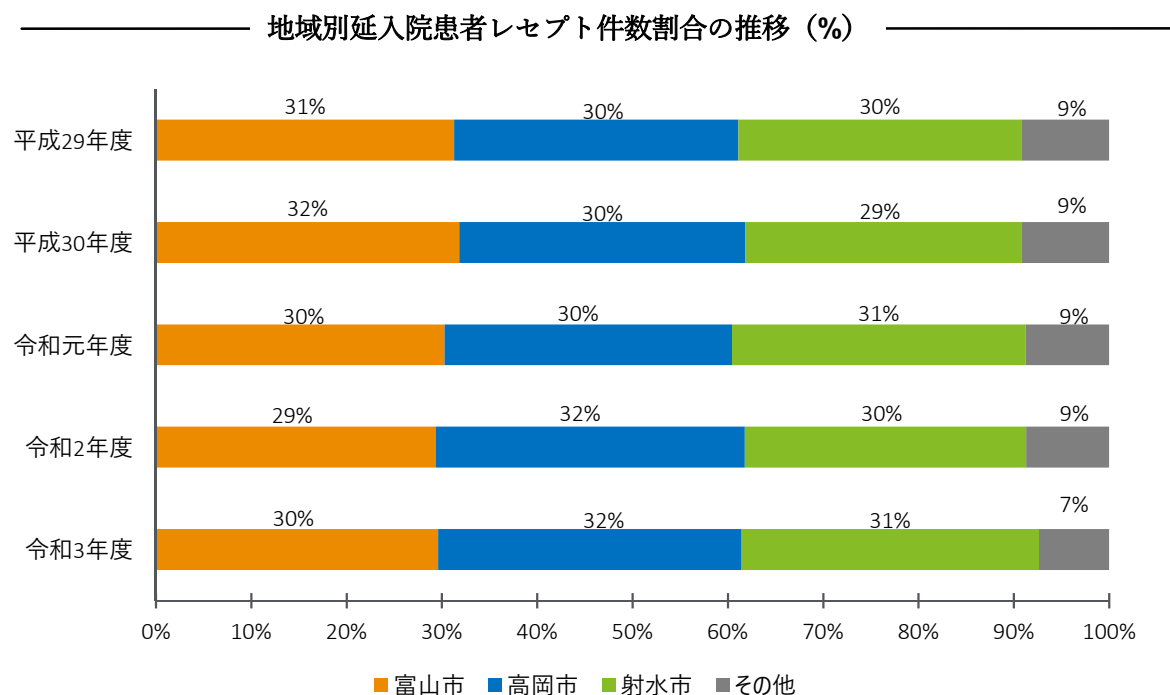
## 5 レセプト分析

### (1) 国民健康保険レセプト分析

市の国民健康保険に加入している入院患者の約6割が富山市、高岡市に流出している状況であり、市内の割合は、約3割となっています。また、外来患者は約6割が市内の医療機関を受診しています。

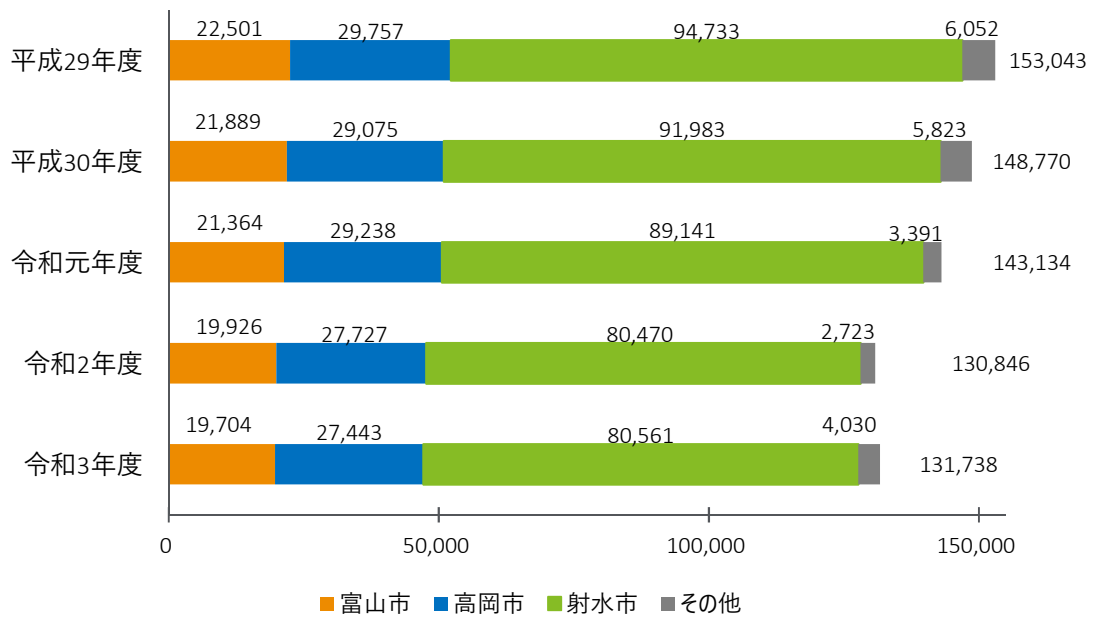


資料：平成29年度から令和3年度の射水市の国民健康保険レセプトデータから作成



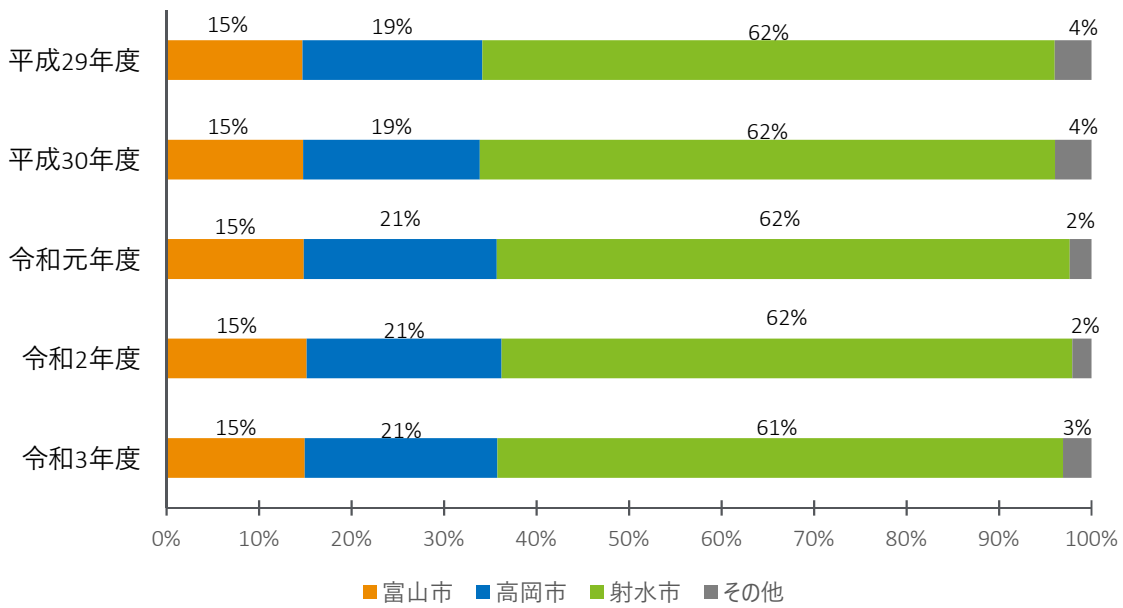
資料：平成29年度から令和3年度の射水市の国民健康保険レセプトデータから作成

地域別延外来患者レセプト件数の推移（件）



資料：平成 29 年度から令和 3 年度の射水市の国民健康保険レセプトデータから作成

地域別延外来患者レセプト件数割合の推移（%）

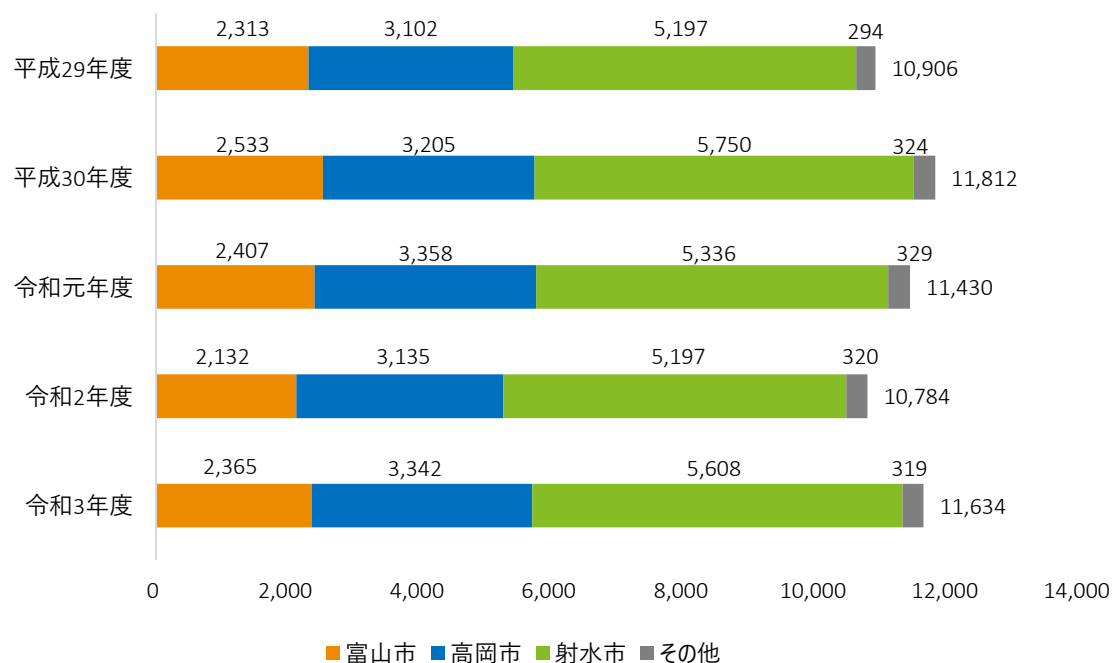


資料：平成 29 年度から令和 3 年度の射水市の国民健康保険レセプトデータから作成

## (2) 後期高齢者医療保険レセプト分析

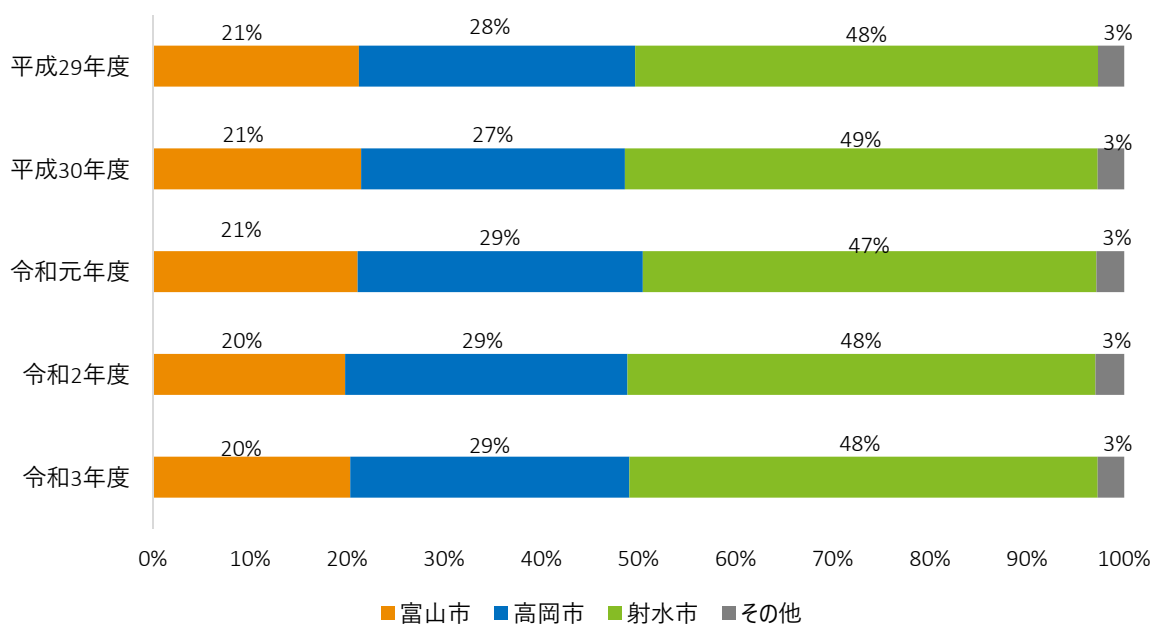
射水市の後期高齢者医療保険に加入している入院患者の約 5 割が富山市、高岡市に流出している状況であり、市内の割合は約 4 割となっています。また、外来患者は約 7 割以上が市内の医療機関を受診しています。

地域別延入院患者レセプト件数の推移 (件)



資料：平成 29 年度から令和 3 年度の射水市後期高齢者医療保険レセプトデータから作成

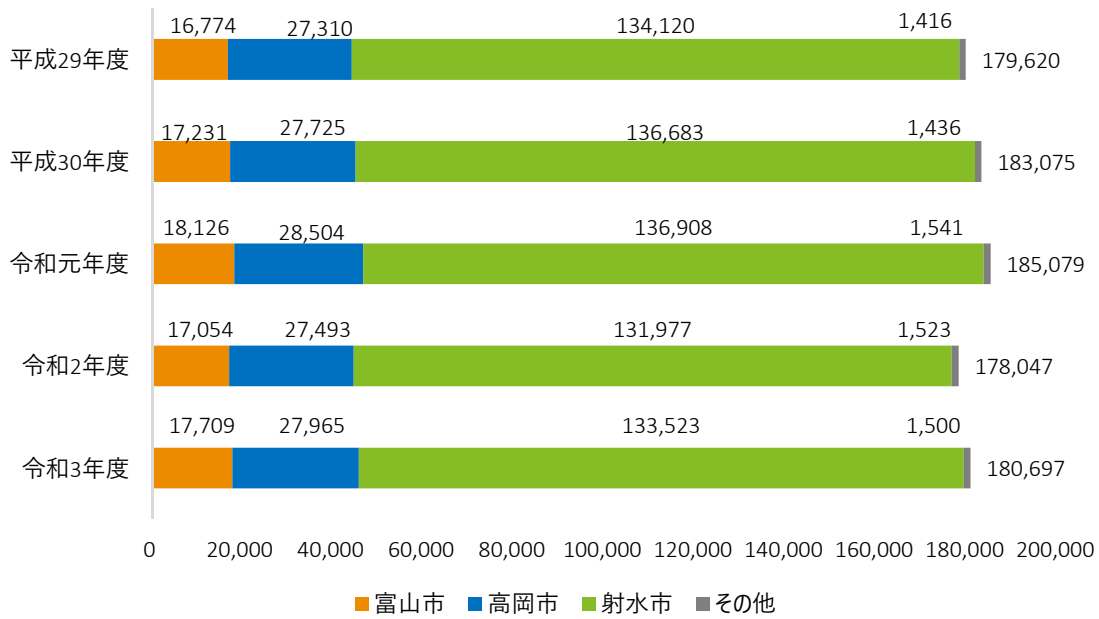
地域別延入院患者レセプト件数の推移 (%)



資料：平成 29 年度から令和 3 年度の射水市後期高齢者医療保険レセプトデータから作成

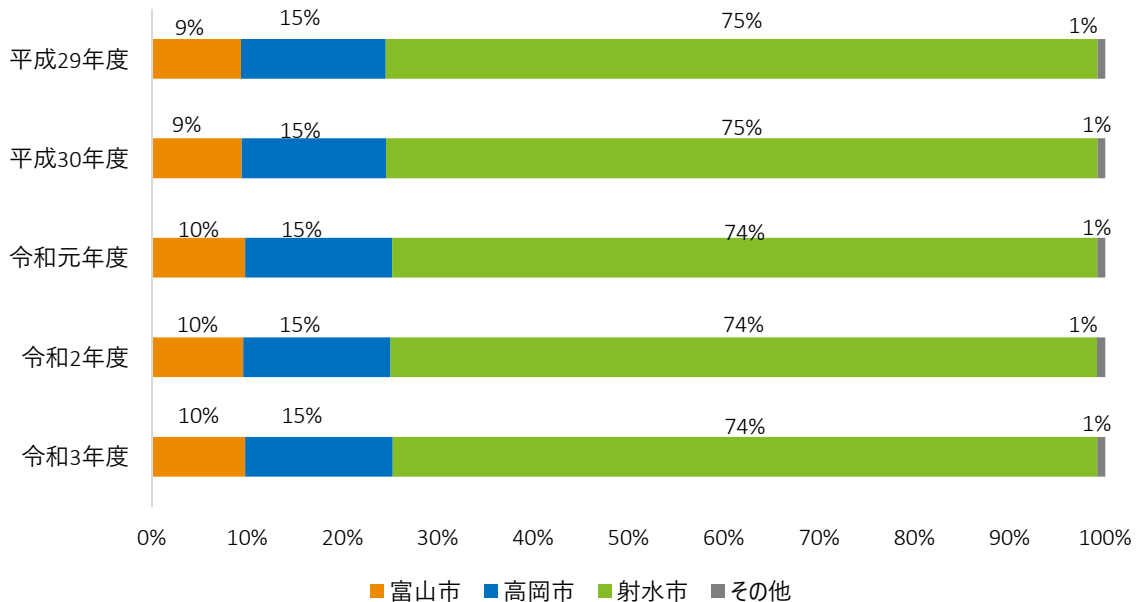


地域別延外来患者レセプト件数の推移（件）



資料：平成 29 年度から令和 3 年度の射水市後期高齢者医療保険レセプトデータから作成

地域別延外来患者レセプト件数割合の推移（%）



資料：平成 29 年度から令和 3 年度の射水市後期高齢者医療保険レセプトデータから作成

## 6 地域連携のアンケート調査の結果

当院では、令和2年度に地域の医療機関等のニーズ把握や地域連携強化に取り組む上での課題を抽出するために、次のとおりアンケート調査を実施しました。

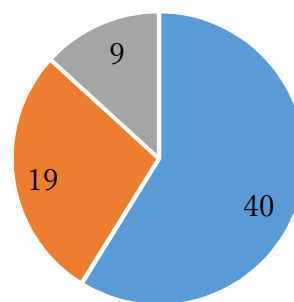
調査対象 (115 施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 診療所:56 施設 (射水市内:40 施設、射水市外:16 施設)</li> <li>・ 病院:14 施設 (射水市内:5 施設、射水市外:9 施設)</li> <li>・ 介護事業所:45 施設 (介護施設:12 施設、居宅介護支援事業所:33 施設)</li> </ul>
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年12月
回収率	・ 診療所 :48.2% (回答 27、未回答 29)
	・ 病院 :50.0% (回答 7、未回答 7)
	・ 介護事業所 : 介護施設 100% (回答 12、未回答 0) 居宅介護支援事業所 66.7% (回答 22、未回答 11)

アンケート調査のうち、当院の地域包括ケア病棟についての認識に係る質問項目の結果は、次のとおりでした。当院の地域包括ケア病棟やその内容について、診療所の認知度が低い結果が示されており、当院の機能が十分に活用されていない可能性があります。

問:高齢の患者または利用者では疾患罹患や手術により体力が著しく低下し、早期の在宅への復帰が本人および家族にとって負担となることがあります。

当院では一般的な総合病院と異なり、急性期後の患者が地域包括ケア病棟でリハビリテーションを1~2か月間継続することが可能となっており、高齢患者の在宅復帰を支援できる形態となっています。また、施設や慢性期病院への入所・転院まで比較的長め(~2か月間)に入院管理を受けることも可能となっています。当院の病床の半分が地域包括ケア病棟であることや上記のような役割を果たしていることについてご存じだったでしょうか?

全体 (n=68)



- よく知っていた
- 聞いたことがあったが、内容までは知らなかった
- 全く知らなかった

回答内容	内訳
よく知っていた (40)	・ 診療所:10、病院 4、介護事業所 26
聞いたことがあったが、内容までは知らなかった (19)	・ 診療所:10、病院 2、介護事業所 7
全く知らなかった (9)	・ 診療所: 7、病院 1、介護事業所 1

## 7 課題

### (1) 医療的課題

今後、地域住民の高齢化の進行に伴い、急性期治療後の在宅復帰支援機能や救急医療機能が、今まで以上に重要となることが考えられます。

レセプト分析からわかるとおり、近隣の富山市及び高岡市の急性期医療が充実していることから、市内入院割合は、低い傾向にあります。一方で、多くの患者が市外で急性期医療を受けていることから、急性期を経過した後の在宅復帰に向けた病床が市内に必要となります。

また、急性期医療を市外へ依存するのではなく、一次救急や二次救急医療、介護施設からの入院対応要請等については、市内で対応できるよう、医師の確保や病院群輪番制等により、救急医療機能を維持し続ける必要があります。

加えて、本市では、人口当たりの一般病床数が高岡市と比較し、少ないため、現在の病床をいかに有効活用するかが課題です。

### (2) 財政的課題

医業収益の低さがあり、特に病床稼働率低迷による入院収益の低さが課題となっています。具体的には、年間を通して病床稼働率の変動が大きく、低下後の回復が弱い傾向があり、平均病床稼働率が70パーセント前後を推移しています。

また、医師数が他の同規模の公立病院と比較して、著しく少ない傾向があります。特に、入院医療に対応できる医師が少ないため、稼働率の維持に当たっては、一部の医師への負荷が高まっています。

### (3) 連携的課題

近隣の富山市及び高岡市の急性期病床に入院患者が流出している状況であり、そうした市外急性期病院からの地域包括ケア病棟への転院（ポストアキュート\*機能）や、介護施設からの入院（サブアキュート\*機能）が、当院は少ない傾向にあり、病床稼働率低迷の一因となっています。

令和2年度に実施した地域連携のアンケート調査の結果を踏まえ、当院では、これまで市内の医療機関を訪問するなど、地域医療機関との連携強化に取り組んできており、患者の紹介率は、増加傾向にあります。しかしながら、当院の役割を果たし、患者の紹介率を一層向上させるためには、今まで以上に連携機能を強化していく必要があると考えられます。

## 8 当院の目指すべき姿

地域で必要とされる医療機能や課題等から、当院では、現行で有する199床の病床を有効活用し、救急医療機能と地域包括ケア病棟の機能を十分に発揮していくことが求められています。地域医療貢献を通じた病床稼働率の向上により、収益を確保するとともに、公立病院として、新興感染症\*対策に係る対応等も維持し続けることが必要です。

加えて、病床稼働率の維持・向上のために、当院の入院機能を多くの医療関係者や地域

住民に周知し、理解を深めていただくとともに、より一層、職員一人ひとりが地域医療への貢献意識及び病院経営参画意識の両方を併せ持つことが求められています。

当院は、引き続き、地域住民の期待に応え、地域の医療機関等とも連携を促進し、地域の声に寄り添う医療機関を目指します。また、その期待に応えるための必要な人材の確保に努め、より高い生産性を実現し、働き甲斐と働きやすさを両立した持続可能な医療提供体制の構築を目指します。

## 9 取組の検討

### (1) 病床数・病床機能

当院は、急性期病床の2病棟に加え、早くから回復期機能を有する地域包括ケア病床を2病棟持つなど、地域の救急医療を担うとともに、地域包括ケアシステム<sup>※</sup>を見据えたケアミックス型の病院を目指してきました。

また、高岡医療圏の病床数について、射水市内の一般病床数が294床であるのに対し、高岡市内の一般病床数は1,515床と、5倍以上の差があります。

当院では、これらのことを踏まえ、現行の病床数と機能について検討します。

### (2) 医療連携の強化等

地域の医療機関の後方支援を果たすために、当院の役割や機能の周知に取り組んできました。今後は、更に地域の医療機関と役割分担・連携強化に関する協議を重ねることで、医療連携の充実に取り組み、紹介患者数の増加等による病床稼働率の向上を図っていくことを検討します。

### (3) 人材の確保・育成

医師や看護師といった人材が不足している中、若手医師を確保するために、大学病院への働きかけを継続するほか、臨床研修医の受入れ等のための取組が必要です。看護師についても、現在の人員数を維持するとともに、高齢者や認知症への対応が可能な専門に特化した認定看護師<sup>※</sup>の育成や他職種や事務職員へのタスクシフティングを検討します。また、医療人材の確保に向けた採用施策を検討し、人材確保に努めます。

### (4) 経営の健全化

病床稼働率については、令和3年度に70パーセントを超えたものの、令和4年度は、入院患者数の減少から70パーセントを割り込む状況となっています。医業収益の確保のためにも、稼働率の向上による収益の増加等の経営の健全化に向けた取組を検討します。

### 第3章 経営強化に向けた施策

#### 1 役割・機能の最適化と連携の強化

##### (1) 地域医療構想等を踏まえた病院の果たすべき役割・機能

当院は、市内唯一の公的病院であり、地域医療を支えるため、救急医療から在宅医療まで幅広い医療を提供しています。

また、「救急告示病院」、「難病指定医療機関<sup>\*</sup>」等の指定を受けており、地域の中核病院として位置付けられていることから、引き続き、がん、糖尿病の疾病及び救急医療等の医療提供体制の維持を図ります。

更に当院は、高度急性期を担う医療機関等との役割分担を行い、急性期を経過した患者のポストアキュートへの円滑な移行を担う役割や、サブアキュートの患者にも対応しています。

県が策定する地域医療構想<sup>\*</sup>における高岡医療圏の令和7年度の必要病床数は、高岡地域医療構想調整会議の資料では、高度急性期が233床、急性期が915床、回復期が750床、慢性期が493床であり、将来的には回復期病床の不足が見込まれています。

当院の病床数は、199床有しています。病床機能の内訳としては、急性期病床96床、回復期99床、結核病床4床であり、早くから急性期の2病棟を回復期病棟へと機能転換し、市外急性期病院との機能分化・役割分担を進めており、計画期間内での病床数の変更や機能転換は予定しておりません。

しかしながら、将来の医療需要や地域医療構想を踏まえて、病床数の変更や病床機能の転換が必要となった場合には、改めて検討します。

##### (2) 地域包括ケアシステムの構築に向けて果たすべき役割・機能

当院は、これまで地域包括ケアシステムの構築に向けて、射水市在宅医療・介護連携推進協議会に参加し、市内医療機関、福祉・介護施設等との連携強化やかかりつけ医等の地域の医療機関の協力病院としての役割を担ってきました。また、訪問診療や市との人事交流にも取り組んできたところです。

今後は、骨粗しょう症教室、認定看護師によるフレイル予防<sup>\*</sup>及び特定保健指導の取組の強化や、地域包括ケア病棟においてリハビリテーション等の在宅復帰機能の強化を図るとともに、引き続き、地域の医療機関や福祉・介護施設等との連携強化に取り組む、患者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう努めます。

##### (3) 機能分化・連携強化

当院は、将来の医療需要を見据えて早くから病床機能の変更をしており、急性期から回復期まで幅広く対応しています。また、サブアキュート機能に積極的に対応し、地域包括ケアシステムの構築にも貢献しています。

今後も継続して紹介率の向上を目指し、急性期後の受け皿となるため、医療連携協定を締結している富山大学附属病院をはじめ、市外急性期病院との一層の連携強化に取り組めます。

加えて、当院は地域の中核病院として、一次救急から二次救急までの救急医療を担っており、市内の病院、診療所、介護施設等との更なる連携強化を図ります。

令和5年度及び令和6年度以降の数値については、予算編成等により修正する予定です。

#### (4) 医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標

##### ① 医療機能に係るもの

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
救急の受入れ件数(件)	1,407	1,410	1,499	1,514	1,528	1,545
病床稼働率(全体)(%)	67.3	71.4	72.4	73.2	74.1	75.0
リハビリテーション延べ件数(件)	17,341	17,350	17,593	17,787	18,006	18,200
医師数(人)	20	20	20	20	20	21
訪問診療件数(件)	189	190	202	204	206	208
手術件数(件)	709	710	718	726	735	743

##### ② 医療の質に係るもの

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
患者満足度(%)※1	4.18	4.18	4.23	4.28	4.32	4.38
在宅復帰率(%)回復期	82.7	83.0	84.2	85.1	86.1	87.1

※1 入院患者満足度調査の結果、満足度(総合評価)の点数(1~5点)

##### ③ 連携の強化等に係るもの

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
紹介率(%)	31.5	31.5	31.9	32.2	32.6	32.9
他院からの転院件数(件)※2	65	65	69	70	70	71

※2 地域包括ケア病棟

##### ④ その他必要な数値目標

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
臨床研修医の受入れ数(人)	0	0	0	1	1	1
医学実習生の受入れ数(人)	14	14	15	15	15	15
看護学生実習の受入れ数(人)	91	91	96	97	98	99
出前講座実施回数(回)	19	19	21	23	24	24

## **(5) 一般会計負担の考え方**

当院は、地方公営企業として運営されており、経営に要する経費は経営に伴う収入をもって充てる独立採算制が原則とされています。

しかし、地方公営企業はその性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、能率的な経営を行ってもなおその収入のみをもって充てることが困難な経費等について、一般会計が負担するものとされています。そのため、病院事業会計へは、原則として、総務省の繰出基準に基づいて一般会計からの繰り出しがされています。

加えて、病院事業は他の地方公営企業とは異なり、その料金収入については、診療報酬に基づくため、自らの裁量によって設定することができません。

また、公立病院は、不採算となる医療であっても地域医療の確保のため、継続して提供する必要があり、その財政状況は大変厳しい状況にあります。

これらを背景として、引き続き、一般会計から繰入金の継続と独立採算制であることを踏まえ、経営改善に努めます。

しかし、経営改善してなお支援が必要とされる場合には、経費負担についての適切なあり方を検討していきます。

## **(6) 住民の理解のための取組**

地域医療提供体制を持続可能なものとするためには、当院が果たす役割や機能について、地域住民の十分な理解が必要です。

そのため、当院の情報や取組について、市や当院の広報誌、ホームページ等により、地域住民の目線に立ったわかりやすい情報発信に努めます。加えて、認定看護師による研修会の開催や出前講座等の機会を活用し、地域住民との交流を通じて、当院への理解が深まるよう取り組みます。

また、交通の面において、アクセスの向上といった地域住民のニーズもあることから、コミュニティバスの更なる周知や活用等について、関係機関と協議していきます。

## **2 医師・看護師等の確保と働き方改革**

### **(1) 医師・看護師等の確保**

医師・看護師等の確保については、働き甲斐のある職場環境の整備による人材の募集・確保及び離職者減少の取組が重要です。当院では、令和5年度に職員の満足度向上に係るアンケート調査を実施しました。今後は、調査結果を参考に、満足度向上に向けて院内の委員会で協議を行い、職員満足度の向上に取り組みます。

医師の確保については、富山大学附属病院等と連携を継続し、引き続き、医師派遣の依頼を行っていきます。加えて、公募といった新たな採用制度を検討していきます。

また、看護師確保については、奨学金制度の継続実施や拡充を検討するとともに、各専門学校等へポスターの掲示や看護体験等による中高生への積極的なPR活動を実施します。更に今後は、多様な働き方に対応できるよう、柔軟な勤務形態の仕組みを検討します。

看護職員の負担軽減に当たっては、業務改善や医療関係職員を含めた病院全体としての協力体制を作り、タスクシフティングといった看護職員が担っていた業務等を他職種と分担することについて、検討を進めていきます。

このほか、多職種のコミュニケーション強化による連携の推進を図るなど、働きやすい職場環境づくりに努めます。

#### 【職員満足度調査】

調査対象	職員（医師、看護師、医療技術職、事務職員）計 200 名
調査方法	無記名アンケート（5段階回答選択式、自由記載併用）
調査期間	令和5年6月～7月
回収率	191名（95.5%）
総合評価※	2.96点

※質問項目「この病院に働いていて、よかったですか。」及び「この病院で仕事を続け、他の人にも働くことを勧めたいと思いますか。」の平均点（各項目1～5点）

### （2）臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保

臨床研修医の受入れ等を通じた若手医師の確保については、富山大学附属病院の協力型臨床研修医療機関として、臨床研修医の受入れができるよう、体制を整えています。今後は、指導医の負担に配慮した上で、臨床研修プログラムとして、地域医療枠等を検討します。

また、当院は、医学部実習生の受入れを行っていることから、将来的に臨床研修医や常勤医として戻ってきたくなるよう、引き続き、積極的に受入れを行い、当院のPRをするなど、若手医師の確保に努めます。

### （3）医師の働き方改革への対応

働き方改革により、令和6年4月から医師の時間外労働規制が開始されます。当院では、令和4年度に宿日直の許可を取得しており、引き続き、医師の時間外労働がA水準（年間960時間以内）に収まるよう、医師の業務負担の軽減や効率化を図り、適切な労務管理に努めます。

また、施設基準では、医師事務作業補助者の配置による医師事務作業補助体制加算1を届出しており、今後も医師の負担軽減を実施していきます。

## 3 経営形態の見直し

当院は、地方公営企業法の一部適用事業として運営しています。経営形態の見直しに係る選択肢は、国のガイドラインで（1）地方独立行政法人化（非公務員型）、（2）地方公営企業法の全部適用、（3）指定管理者制度の導入、（4）事業形態の見直しの4つが示されています。



### (1) 地方独立行政法人化（非公務員型）

地方独立行政法人を選択した場合、予算や人事等の面で経営の自由度が増すことに加え、地域住民が必要とする医療については、不採算であっても地方公共団体が支援をすることで確保できる可能性があります。

しかし、法人化に当たっては、システム更新等による多額の経費が必要となることや、身分が変わることによる職員の確保、運営資金の調達など多くの課題があります。

### (2) 地方公営企業法の全部適用

地方公営企業法を全部適用した場合、事業管理者を設置することとなり、事業管理者による自律的な経営を行うことができます。

しかし、事業管理者との十分な協議や、事業管理者の権限及び責任の明確化を図らなければ、効果が限定的となり、期待される目的が達成できない可能性があります。

また、期待される目的を達成するためには、病院経営手腕に優れた事業管理者を選定する必要があります。

### (3) 指定管理者制度の導入

指定管理者制度は、民間の医療法人や公的医療機関等を指定管理者として指定することで、民間の経営手法の導入が期待されます。

しかし、導入に際しては、医師や看護師等の理解を得ながら進める必要があります。また、公立病院が果たすべき不採算医療の提供がされなくなる恐れがあります。

そのため、指定管理者の選定に当たっては、事前に十分に協議・確認をしておく必要があります。

加えて、病院施設の適正な管理が確保されるよう、実地調査等によって管理の実態を把握し、必要に応じ指導を行うことなどが求められます。

### (4) 事業形態の見直し

事業形態の見直しについては、病院の役割・機能を改めて見直した結果、民間譲渡等が考えられます。

しかし、民間譲渡に当たっては、指定管理者制度と同様、当院が担っている不採算部門の医療について、継続して提供されなくなる可能性があり、事前に十分な協議を行う必要があります。

上記の各経営形態の内容を考慮するとともに、地域医療提供体制の確保や新型コロナウイルス感染症といった感染症対策に係る公立病院が果たしてきた役割を踏まえると、当面は引き続き、現在の経営形態（地方公営企業法の一部適用）を維持して運営することが望ましいと考えています。

しかし、今後の人口減少や高齢化の進行による医療環境や医療需要の変化に加えて、持続可能な経営を確保していく必要があることから、経営状況の推移を踏まえた、当院にとって適切な経営形態を引き続き、検討していきます。

#### 4 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

当院では、新型コロナウイルス感染症の対応として、陽性患者の受入れや発熱外来の設置による外来患者の対応に加え、ワクチン接種の推進に取り組んできました。

また、令和4年5月には新型コロナウイルス感染症重点医療機関の指定を受け、感染対策向上加算1を届出し、感染管理認定看護師による医療機関へのカンファレンス、地域医療チームの派遣を実施するなど、高齢者施設等での更なる感染拡大の防止や適切な医療提供に努めてきました。

今後、新興感染症の感染拡大時において、入院は4床で対応を継続するとともに、地域医療チームの派遣に対応できるよう、認定看護師の育成及び確保を行い、適切に対応できるよう努めます。

#### 5 施設・設備の最適化

##### (1) 施設・設備の適正管理と整備費の抑制

当院は、平成27年に診療棟、平成28年に厚生棟が竣工していることから、計画期間内での建物の建替えや移転等の予定はありません。

一方で、病棟については平成9年度の建設から約26年が経過しており、老朽化に伴う修繕等の維持・更新費の増加が懸念されます。そのため、射水市公共施設等総合管理計画に基づき、施設の劣化や不具合の早期発見に努め、予防保全を実施するなど、施設の長寿命化を図りながら、今後の更新等について検討を行います。加えて、GX<sup>\*</sup>といった環境負荷の軽減及び省エネルギー化のため、照明のLED化を図ります。

医療機器については、費用対効果、ランニングコストを踏まえた選定を行うとともに計画的な更新を実施し、整備費の抑制に努めます。

##### (2) デジタル化への対応

当院ではこれまで、マイナンバーカードの健康保険証利用（オンライン資格確認）の対応をはじめ、入院患者とのオンライン面会のため、Wi-Fi環境等の整備や、電子カルテシステムの更新を実施し、デジタル化を通じた患者サービスの向上や業務の効率化に取り組んできました。

また、近年、病院がサイバー攻撃の標的とされる事例が発生したことから、厚生労働省の「医療情報システム安全管理に関するガイドライン」を踏まえ、情報セキュリティ対策についても徹底していきます。

引き続き、デジタル化への対応を推進するため、情報収集に努めるとともに、入院手続きにICTの活用を検討するなど、更なるデジタル化を通じた医療の質の向上、医療情報の連携、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上に取り組んでいきます。

令和5年度及び令和6年度以降の数値については、予算編成等により修正する予定です。

## 6 経営の効率化等

### (1) 経営指標に係る数値目標

#### ① 収支改善に係るもの

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
経常収支比率* (%)	100.9%	97.4%	97.9%	98.6%	99.8%	101.0%
医業収支比率* (%)	88.3%	88.5%	90.8%	91.5%	92.7%	93.7%
資金不足比率 (%)	—	—	—	—	—	—
累積欠損金額 (千円)	524,026	624,357	706,130	761,990	771,437	733,237

#### ② 収入確保に係るもの

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
1日当たり入院患者数 (人)	134	142	144	146	147	149
1日当たり外来患者数 (人)	345	364	366	368	370	372
入院患者1人1日当たり診療収入 (円)	42,351	41,600	43,000	43,000	43,000	43,000
外来患者1人1日当たり診療収入 (円)	10,507	10,000	11,000	11,000	11,000	11,000

#### ③ 経費削減に係るもの

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
材料費 (千円)	442,493	442,493	470,425	474,976	479,527	484,916
うち薬品費 (千円)	170,969	170,969	181,761	183,520	185,278	187,361
委託費 (千円)	442,641	448,838	455,122	461,494	467,955	474,506
職員給与費 (千円)	2,030,031	2,042,051	2,046,749	2,051,511	2,056,294	2,061,352
減価償却費 (千円)	334,588	334,049	405,749	405,507	379,605	367,563
後発医薬品の使用割合 (%)	16.02	16.02	17.0	17.2	17.4	17.6

④ 経営の安定性に係るもの

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
医師数(人) ※再掲	20	20	20	20	20	21
看護師数(人)	140	138	140	142	144	145
医療技術職数(人)	40	40	40	40	40	40
純資産(資本)の額 (千円)	△123,180	86,389	337,917	627,619	948,088	1,209,351
企業債残高 (千円)	4,928,453	4,958,021	4,425,644	3,984,943	3,569,965	3,295,578

(2) 経常収支比率及び修正医業収支比率に係る目標

	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
経常収支比率(%) ※再掲	100.9%	97.4%	97.9%	98.6%	99.8%	101.0%
修正医業収支比率* (%)	85.8%	86.1%	88.5%	89.2%	90.4%	91.5%

(3) 目標達成に向けた具体的な取組

ア 病床稼働率の向上

① 地域包括ケア病棟の稼働率の向上

当院の地域包括ケア病棟の特色として在宅での暮らしを継続できるようにリハビリに力を入れており、更に必要なケアの指導等、退院後のサポートの強化により、在宅生活を支援していきます。

また、地域包括ケア病棟では、ポストアキュート機能の強化のため、近隣の急性期病院と連携強化や市内医療機関等へ地域包括ケア病棟の役割等の周知に取り組み、更に認知度の向上及び他院からの転院率の上昇を図ります。

加えて、急性期病院からの当院に対するニーズ把握等の分析を実施するほか、術後の高齢者向けのリハビリテーション等、在宅復帰機能の強化による稼働率の向上に努めます。

② ベッドコントロール

病棟ごとの目標入院患者数を設定するとともに、急性期病棟と地域包括ケア病棟の情報交換を行い、転院可能な患者数の把握や、新規入院患者の速やかなベッド確保など、病床の有効で円滑な運用を行い、病床稼働率の維持・向上を図ります。

また、看護の質を高め、患者サービスの質の向上を図るとともに、入退院支援の円滑化に努めます。

### ③ レスパイト入院等のニーズ把握

地域のケアマネジャーや訪問看護師等の事例検討会等に参加し、レスパイト入院<sup>\*</sup>の希望者等といったニーズ把握を行い、入院患者の確保に努めます。

## イ 外来患者数の確保

### ① 市内医療機関等の関係施設との連携強化による患者紹介率の向上

市外急性期病院への訪問に加えて、午後の患者受入体制の確保を検討し、市内の病院、診療所、介護施設等と更なる連携強化を図ります。また、患者紹介率の向上及び円滑な受入れの徹底に努めるとともに、紹介患者の症例検討会の開催による分析を進めていきます。

加えて、市内介護施設を訪問し、当院の機能の認知度の向上が図られるよう、PRをすることで、サブアキュート機能の強化による病床稼働率の向上に努めます。

### ② 健康診断等の推進

当院の健康管理センターでは、各種の健康診断や生活習慣病予防検診等の結果に基づく適切な指導を実施しており、地域住民の健康増進のため、受診者数の増加に努めます。

### ③ 特定保健指導等の取組の強化

生活習慣の改善が必要な方に対し、早期発見・治療のため、特定保健指導等の取組の強化を実施していきます。

### ④ 専門的な外来診療の充実

現在実施している鼠径部ヘルニア日帰り手術センター（外科）に加え、骨粗しょう症治療（整形外科）や心不全治療（循環器内科）といった専門性のある外来診療の充実を検討します。

## ウ 病院機能の維持・向上

### ① かかりつけ医機能の強化

通院患者に対する採血やCT<sup>\*</sup>、MRI<sup>\*</sup>等の検査を適時実施することにより、がんの早期発見、生活習慣病の進行速度の緩和等に積極的に取り組み、かかりつけ医機能を強化していきます。

### ② 施設基準の維持・取得

当院では、医療サービスの質の向上を図るため、様々な施設基準を届出しており、引き続き、届出済の施設基準を維持するとともに、新たな施設基準の届出についても検討します。

### ③ 術前・術後ケアや予防の徹底

緊急手術患者等に対する術前・術後の口腔ケアの徹底、肺炎予防や嚥下低下予

防についてきめ細やかな対応を行い、医療の質の向上に努めます。

#### ④ 救急の受入れ件数の維持・向上

当院は、市内の救急医療の中核病院として救急患者の治療が迅速に行えるよう24時間の体制を取っています。救急の応需率についても、近年は80パーセント前後の水準で推移していることから、引き続き、市消防本部と連携し、受入れ件数の維持及び向上に取り組んでいきます。

#### ⑤ 透析患者数の増加

当院では、人工透析センターで14台のベッドによる人工透析を行っています。今後は、ベッド数の増加等による患者数の確保について検討します。

#### ⑥ 手術件数の維持

当院では、令和4年度において約700件の手術を実施しており、今後も実施件数を維持できるよう、体制づくりに努めます。

また、当院の特色の1つである日帰り手術についても、患者の時間的・経済的負担の軽減等の利点があることから、引き続き実施してまいります。

### エ 医師の確保

#### ① 臨床研修医の受入れに向けたプログラムの検討

若手医師の確保に向けて、従来からの関連施設で行う研修に加えて、地域医療枠としての臨床研修プログラムの検討を行い、研修を通じた医師の確保に向けて取り組んでまいります。

#### ② 医師確保に向けた大学への働きかけの継続

当院では、大学病院等から医師派遣を受けています。診療体制を今後も維持するため、大学病院に派遣依頼を行うとともに、医師確保に向けた働きかけを継続してまいります。

### オ その他

#### ① 経費の削減

材料費では、SPD\*による物流管理、価格交渉、一括購入の活用により経費の節減を行っていることや、薬品費においては、先発品と同等の薬効がある後発品・後続品の採用を促進することで、購入金額の抑制に取り組んでいます。

また、委託料、保守料については、契約内容を精査することで経費の削減に努めています。このほか、高額な医療機器等については、入札等の実施により引き続き、支出の抑制に努めます。

#### ② 経営改善委員会による経営改善の取組の継続

当院では、外部のアドバイザーによる指導・助言を踏まえた経営改善に取り組ん

でいます。これまでの紹介件数や救急件数等の改善実績、タスク管理や診療報酬増加に向けた施設基準の届出・維持など、今後の方針を委員会で共有しており、引き続き、全職員が一丸となって収益確保に向けて努めます。

令和5年度及び令和6年度以降の数値については、予算編成等により修正する予定です。

#### (4) 経営強化プラン対象期間中の各年度の収支計画

令和6～9年度の収支計画を記載します。

#### 収益的収支

(単位：百万円)

区分	年度	令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
病院事業収益		3,884	3,757	3,886	3,920	3,952	3,994
医業収益		3,241	3,265	3,458	3,499	3,536	3,582
入院収益		2,069	2,163	2,262	2,288	2,313	2,345
外来収益		877	880	974	979	985	990
他会計負担金		90	87	87	87	87	87
その他医業収益		205	135	135	145	151	160
医業外収益		643	492	428	421	416	412
他会計負担金・補助金		432	386	382	377	372	368
その他医業外収益		211	106	46	44	44	44
特別利益		0	0	0	0	0	0
病院事業費用		3,849	3,857	3,968	3,976	3,961	3,956
医業費用		3,671	3,690	3,808	3,824	3,815	3,821
給与費		2,030	2,042	2,047	2,051	2,056	2,061
材料費		442	442	470	475	480	485
経費		846	856	869	876	883	891
減価償却費		335	334	406	406	380	368
その他		18	16	16	16	16	16
医業外費用		178	167	160	152	146	135
特別損失		0	0	0	0	0	0
当年度純利益		35	△ 100	△ 82	△ 56	△ 9	38

資本的収支

(単位：百万円)

区分	年度 令和4年度 (実績)	令和5年度 (見込)	令和6年度 (計画)	令和7年度 (計画)	令和8年度 (計画)	令和9年度 (計画)
資本的収入	464	840	394	509	393	286
企業債	49	527	60	160	60	60
出資金	401	310	333	346	330	223
その他	14	3	1	3	3	3
資本的支出	682	1,083	655	779	652	492
建設改良費	170	568	76	177	76	77
企業債償還金	510	513	577	601	575	414
投資	2	2	2	1	1	1
差し引き不足額	218	243	261	270	259	206

※資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額については、当年度分消費税等により補てんする。



## ■ 用語解説

用語	解説
数字・アルファベット	
CT	「Computed Tomography」の略。 コンピューター断層撮影。X線を使って身体の断面を撮影する方法又は画像診断装置のことです。
MRI	「Magnetic Resonance Imaging」の略。 身体に強い磁場を与えて体内にある水素原子を整列させ、そこに電波を送ることによって放出されるエネルギーを信号として取り出し、コンピューター処理をすることで身体の断層を撮影する方法又は画像診断装置のことです。
GX	「Green Transformation」の略。 従来の化石燃料中心の経済・社会、産業構造を、クリーンエネルギー中心に移行させ、経済社会システム全体の改革を目指すことです。
DPC DPC/PDPS	入院患者の病名、症状、治療行為をもとに厚生労働省が定めた診断群分類をDPCと言います。 また、このDPCごとに、1日当たりの定額の点数からなる包括評価部分(入院基本料、投薬、注射、検査、画像診断等)と従来の出来高評価部分(手術、麻酔、リハビリテーション等)を合わせて、入院費を計算する方式をDPC/PDPSと言います。
HCU	重症化リスクがある患者や大手術後で経過観察が必要となる患者が入院する病室のことです。
SPD	「Supply Processing and Distribution」の略。 医薬品などの医療消耗品の供給・在庫・加工などの物流を、一元管理することです。
あ行	
一次救急	救急医療において、自力あるいは家族の付き添いで来院・帰宅可能な軽症患者を受入れる医療提供体制を指します。
医業収支比率	病院の本業である医業活動から生じる医業費用に対する医業収益の割合を示す指標で、 $\text{医業収益} \div \text{医業費用} \times 100$ で算出します。
か行	
救急告示病院	都道府県知事が指定した救急医療を提供する病院のことです。
経常収支比率	他会計からの負担金を含めた病院事業の収益性を示す指標で、 $(\text{医業収益} + \text{医業外収益}) \div (\text{医業費用} + \text{医業外費用}) \times 100$ で算出します。
さ行	
サブアキュート	自宅や介護施設等在宅で治療を受けている患者が、急性増悪し

	た場合の状態を指します。
新興感染症	最近新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症のことです。
紹介率	初診患者に対し、他の医療機関から紹介されて来院された患者の割合のことで、 $((\text{紹介初診患者数})+(\text{初診救急患者数}))\div(\text{初診患者数})\times 100$ で算出します。
修正医業収支比率	修正医業収益の医業費用に占める割合のことで、 $(\text{医業収益}-\text{他会計負担金})\div\text{医業費用}\times 100$ で算出します。
た行	
地域包括ケア病棟	急性期治療後の患者が在宅復帰に向けて準備をし、在宅医療を受けている患者が急性悪化した場合に利用することなどができる病棟のことです。原則 60 日までの入院期間制限が設けられています。
地域医療構想	医療機関の機能分化・連携のために、各地域における 2025 年の医療需要と病床の必要量を「高度急性期、急性期、回復期、慢性期」の 4 つの医療機能ごとに推計し、その結果に基づいて医療機関の役割分担や連携の仕組みについて、構想・策定したものです。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に提供される地域内の相互扶助体制や概念のことです。
な行	
難病指定医療機関	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づいて都道府県や指定都市から指定を受けた医療機関のことです。
二次救急	救急医療において、入院や手術が必要となる重症患者を受入れる医療提供体制を指します。
認定看護師	ある特定の看護分野において、熟練した看護技術と知識を有する看護師のことです。
は行	
ポストアキュート	急性期を経過した患者の状態を指します。
フレイル予防	高齢期における健康な状態と要介護状態の中間的な虚弱段階のことをフレイルといい、その予防対策を指します。
ら行	
レスパイト入院	介護者の身体的・精神的な疲労により一時的な休息をとる場合に入院医療を利用できる仕組みのことです。